

みんなの“あつけし”
新時代の創造に向かって

第6期 厚岸町総合計画

令和2年度(2020) ▶ 令和11年度(2029)
(令和7年(2025)1月改訂版)



厚 岸 町

ごあいさつ

厚岸町では、令和2年度(2020)にスタートさせた「第6期厚岸町総合計画・前期行動計画」に基づき、『めざすまちの姿』である「みんなの“あっけし”新時代の創造に向かって」、各般の施策を展開してきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、計画策定後に生じた社会情勢の変化は、町民の皆さんの暮らしをはじめ、さまざまな分野へ影響を及ぼしました。

こうした状況を踏まえ、総合計画に掲げた『めざすまちの姿』を確実に実現させるためには、令和7年度(2025)を始期とする「後期行動計画」の策定に併せて、厚岸町を取り巻く状況変化を踏まえた、新たな「まちづくりの指針」を定めることが必要と考え、この度、「第6期厚岸町総合計画」を改訂いたしました。

改訂した計画では、「人口減少や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた施策」「防災・減災対策、再生可能エネルギーの導入・拡大、デジタル化の推進に関する施策」「交流人口、関係人口の創出・拡大に向けた施策」の3点を重視すべき視点として、今後の展開方向を明確化し、取り組むこととしています。

本計画の改訂に当たって、「まちづくり講演会」「まちづくりワークショップ」の参加者の皆さん、熱心にご議論をいただきました総合計画策定審議会委員の皆さんをはじめ、「町民満足度調査」により、さまざまなご意見、ご提案をいただきました町民の皆さんに心から感謝を申し上げます。

また、「厚岸町議会の議決すべき事件に関する条例」に基づく町議会の議決に当たり、町議会議員の皆さんには慎重なご審議の上、ご承認賜り厚くお礼を申し上げます。

本計画が“あっけし”の力強い未来に向けた『道しるべ』として、職員はもちろん、町民の皆さんにも繰り返し読まれ、町民の皆さんだれもが心から誇りを持てるまちを目指すための「座右の書」となることを切に願っております。

令和7年2月

厚岸町長

若狭 靖



町 章

(昭和 39 年 6 月 1 日制定)



アの図案化により

- 1 全体を丸でまとめて全町民の融和と協調を希い、
- 2 大空を指向する鋭角による三角形は将来への躍進の意味を示す。
- 3 三個の丸を重ねて農林、水産、商工の産業を意味し、
- 4 巴は厚岸湾形の象徴による郷土愛の表現である。

町民憲章

(昭和 47 年 6 月 1 日制定)

■ 前 文

厚岸は先住民族の遺跡が物語る道東文化発祥の歴史を誇る郷土であります。

私達は、美しい海岸線と緑の山野に恵まれた大自然に調和のとれた近代文化を創造し、発展させるために、この憲章を合いことばにたゆまず努力することを誓います。

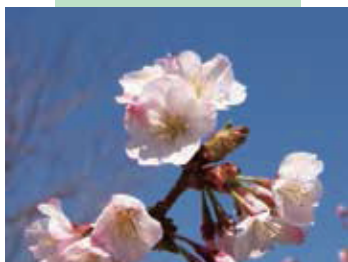
■ 本 文

1. 健康でよく働き協力して楽しい家庭をつくりましょう。
2. 教養を高め心を豊かにして、あたたかい社会をつくりましょう。
3. きまりを守り他人の立場を考えて、住みよい町にいたしましょう。
4. 海をきれいにし、緑を育てて美しい町をつくりましょう。
5. 子どもたちの夢を育て、幸せな未来が約束できるようにしましょう。

町の木・花・鳥

(昭和 47 年 6 月 1 日制定)

町の木



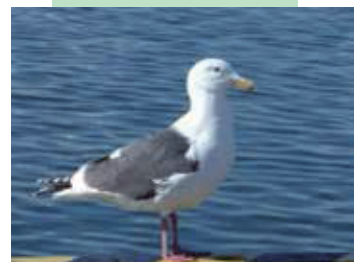
エンヤマザクラ

町の花



ヒオウギアヤメ

町の鳥



オオセグロカモメ

目 次

ごあいさつ 厚岸町長 若狭 靖	3
町章 町民憲章 町の木・花・鳥	4

I 総 論

9

● 第1章 総合計画の考え方	10
第1節 総合計画見直しの趣旨	10
第2節 総合計画の位置付け	11
第3節 総合計画の構成と期間	12
第4節 総合計画の推進と進行管理	13
第5節 総合計画の特色	14
● 第2章 総合計画見直しの背景	18
第1節 厚岸町の位置・地勢・気候	18
第2節 厚岸町の沿革	20
第3節 厚岸町の人口動向分析	21
第4節 厚岸町の産業・経済動向分析	22
第5節 時代の潮流	26
第6節 町民の声	38
第7節 厚岸町の課題	40
第8節 厚岸町の特性と強み	45

II 基本構想

49

● 第1章 『めざすまちの姿』	50
第1節 『めざすまちの姿』	50
第2節 基本姿勢	51
第3節 『めざすまちの姿』の実現に向けた5つの将来像	52
第4節 人口の将来展望	53
第5節 財政の見通し	55
● 第2章 政策の体系（『めざすまちの姿』の実現に向けた政策展開）	56
● 第3章 施策の大綱（各部門の施策と基本方針）	57
第1節 生活環境・都市基盤部門	57
第2節 産業経済部門	61

第3節 保健・医療・福祉部門	63
第4節 教育部門	65
第5節 政策支援・行財政部門	66

Ⅲ 行動計画 69

● 第1章 生活環境・都市基盤部門 71

～自然と調和し、だれもが安全・安心で快適に暮らせるまち～

第1節 土地利用	72
第2節 環境保全	75
第3節 エネルギーの有効利用	82
第4節 水道	84
第5節 下水道	87
第6節 道路・公共交通	90
第7節 住宅	95
第8節 都市計画・公園・緑地	98
第9節 交通安全・防犯	100
第10節 消費生活	103
第11節 消防・防災	105
第12節 環境衛生	111
第13節 情報ネットワーク	116

● 第2章 産業経済部門 119

～多彩な資源が輝き、活力と魅力にあふれるまち～

第1節 水産業	120
第2節 農業	126
第3節 林業	131
第4節 商工業	137
第5節 観光	141
第6節 雇用	145

● 第3章 保健・医療・福祉部門 149

～みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち～

第1節 保健・医療	150
第2節 地域福祉	154
第3節 高齢者福祉	157
第4節 障がい者（児）福祉	161
第5節 子育て支援	165
第6節 社会保障	168

● 第4章 教育部門	175
～未来を切り拓く力を育み、豊かな人間性にあふれるまち～	
第1節 学校教育	176
第2節 生涯学習	182
第3節 文化	186
第4節 スポーツ	189
● 第5章 政策支援・行財政部門	193
～多様なつながりにより、共に生き、共に創り上げる持続可能なまち～	
第1節 開かれた町政の推進	194
第2節 コミュニティの育成	199
第3節 行政運営	201
第4節 財政運営	204
第5節 人権尊重・男女共同参画	208
第6節 交流活動	211
第7節 定住・移住	214
各施策に関連する「SDGsにおける17の目標」と「8つの視点「キーワード」」	216

IV 資料編 237

1 総合計画の策定体制と策定経過（概要）	238
2 町民参加の実践	240
3 厚岸町総合計画策定審議会への諮問	242
4 厚岸町総合計画策定審議会からの答申	243
5 厚岸町総合計画策定審議会委員名簿	246
6 厚岸町総合計画策定審議会条例	247
7 厚岸町総合計画策定委員会設置要綱	248
8 厚岸町議会の議決すべき事件に関する条例	250

I

総論

第1章 総合計画の考え方

- 第1節 総合計画見直しの趣旨
- 第2節 総合計画の位置付け
- 第3節 総合計画の構成と期間
- 第4節 総合計画の推進と進行管理
- 第5節 総合計画の特色

第2章 総合計画見直しの背景

- 第1節 厚岸町の位置・地勢・気候
 - 第2節 厚岸町の沿革
 - 第3節 厚岸町の人口動向分析
 - 第4節 厚岸町の産業・経済動向分析
 - 第5節 時代の潮流
 - 第6節 町民の声
 - 第7節 厚岸町の課題
 - 第8節 厚岸町の特性と強み
-

I 総論

第1章

総合計画の考え方

第1節

総合計画見直しの趣旨

令和2年(2020)3月に策定した現在の総合計画は、「みんなの“あっけし”新時代の創造に向かって」を『めざすまちの姿』とし、厚岸町の特性や強みを最大限に活かした取組を進め、人口減少や少子高齢化の急速な進行など、直面するさまざまな課題を乗り越えながら、厚岸町の新時代を切り拓き、町民だれもが心から誇りを持てるまちを目指すことを、町政の基本的な方向性として定めています。

しかし、計画策定から5年が経過しようとする中、令和2年(2020)当初からの新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という。)の感染拡大や、国際的な原材料価格の上昇、円安による輸入コストの増加に加え、ロシア・ウクライナ情勢などを背景とした物価高騰、令和3年(2021)12月に国が公表した日本海溝・千島海溝沿い巨大地震の被害想定、国における脱炭素化やデジタル化の推進など、計画策定時には想定していなかった社会情勢の変化が生じており、計画の推進に大きな影響を与えています。

また、厚岸町においてもこの間、令和2年(2020)には国による衛生管理型漁港施設完成に伴う「厚岸漁業協同組合地方卸売市場」の移転、令和3年(2021)にはゼロカーボンシティ※¹の表明と「厚岸霧多布昆布森国定公園」※²の誕生、北海道横断自動車道根室線※³「尾幌糸魚沢道路」※⁴の本格着工、令和5年(2023)9月には天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、第42回「全国豊かな海づくり大会」北海道大会が厚岸町を舞台に開催されるなど、今後のまちづくりにとって大きな変革の時代を迎え、今まさに駆け抜けています。

このような中、町財政においては、歳入では人口減少により個人町民税の減収の懸念があるほか、普通交付税のうち人口を算定基礎に用いる費目の算定減が見込まれる一方、歳出では町有施設等の改修・更新費用等の増嵩などが想定されるほか、近年の大型事業実施に伴う多額の町債発行により公債費の増加が見込まれることから、総額を抑制するのは難しい状況にあります。

こうした状況の中、総合計画に掲げた『めざすまちの姿』を確実に実現させるためには、厚岸町を取り巻く状況変化を踏まえた、新たな「まちづくりの指針」を定める必要があることから、総論と基本構想の一部を見直すとともに、令和7年度(2025)から令和11年度(2029)までを期間とする後期行動計画を新たに策定します。

※1 2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組むことを公表した地方公共団体。

※2 厚岸霧多布昆布森国定公園：釧路町東部の太平洋沿岸部から厚岸町、別寒辺牛川河口部・厚岸湖を経て浜中町霧多布へかけての、沿岸に沿って発達する海岸段丘や海食崖、湖沼、湿原など、変化の多い地形に恵まれた自然公園のことをいう。

※3 北海道横断自動車道根室線：黒松内町を起点として札幌市や帯広市、釧路市などを経由し、根室市へ至る延長538kmの高規格幹線道路のこと。

※4 尾幌糸魚沢道路：北海道横断自動車道根室線のうち、尾幌から糸魚沢までの延長24.7kmの区間のこと。

第2節 総合計画の位置付け

平成23年(2011)5月の地方自治法改正により、市町村における「基本構想」の策定義務付けが廃止され、「基本構想」の策定については、各市町村の判断に委ねられることとなりました。しかし、厚岸町は、まちの将来像やまちづくりの方向性を定め、それを実現するための方策を示し、総合的・計画的なまちづくりを進めるための基本的な指針となる計画の策定は不可欠と考え、総合計画を策定します。

なお、厚岸町においては、これまで策定が義務付けされていた「基本構想」に加え、「行動計画」についても、町民の代表である議会の議決を経ることが望ましいと考え、平成26年(2014)3月に「厚岸町議会の議決すべき事件に関する条例」を制定し、議会の議決を経て定めることとしています。

また、総合計画は、厚岸町の計画として最も上位に位置するものであり、まちづくりの分野及び課題ごとに策定する個別計画は、総合計画に沿った内容で策定するとともに、計画期間内に進める全ての施策、事務・事業は、総合計画に基づくものとします。



厚岸産のカキ&厚岸ウイスキー



厚岸大橋



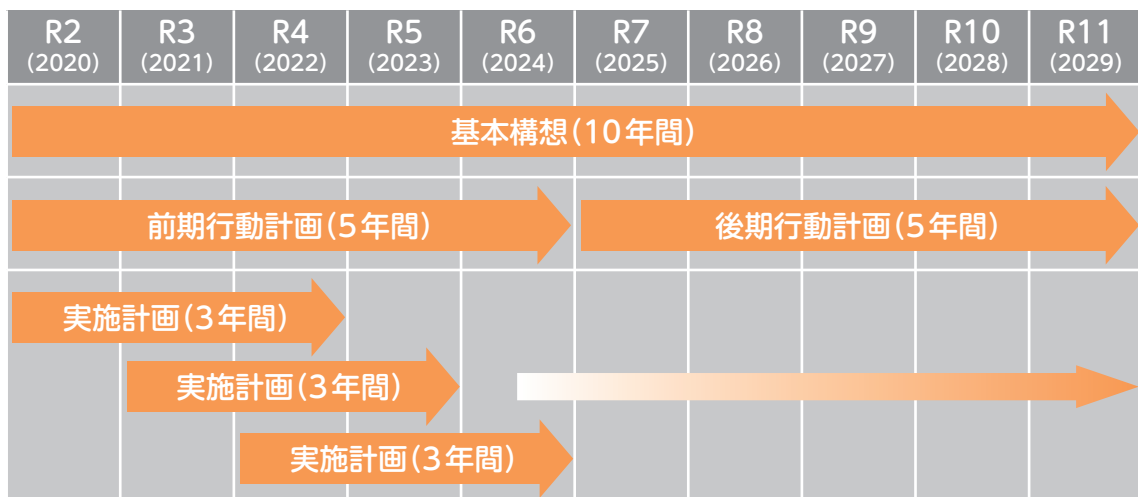
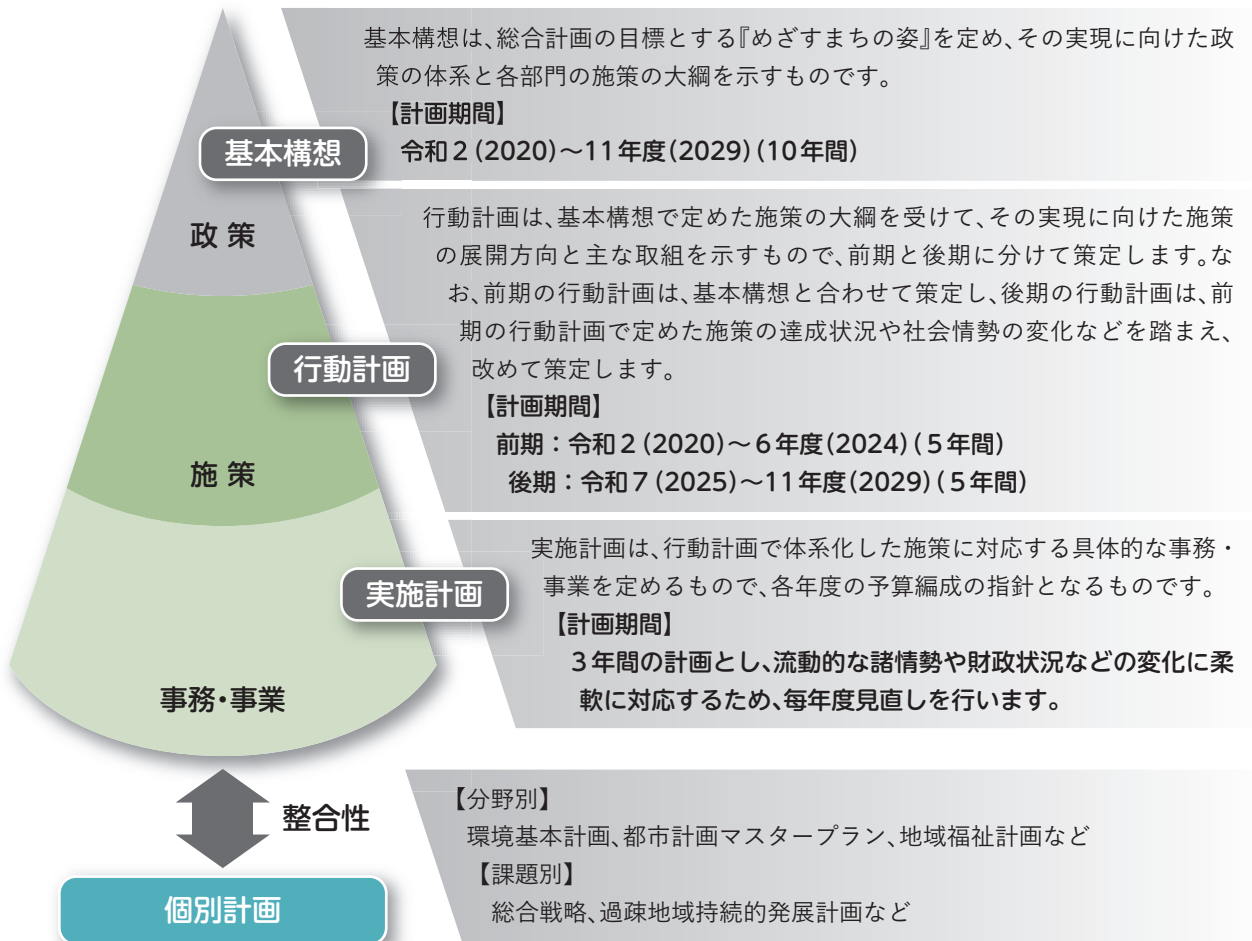
別寒辺牛湿原

I 総論

第3節 総合計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」「行動計画」「実施計画」の3層で構成します。

なお、まちづくりの分野及び課題ごとに策定する個別計画は、「基本構想」及び「行動計画」に沿った内容で策定し、総合計画を各分野及び各課題において補完します。

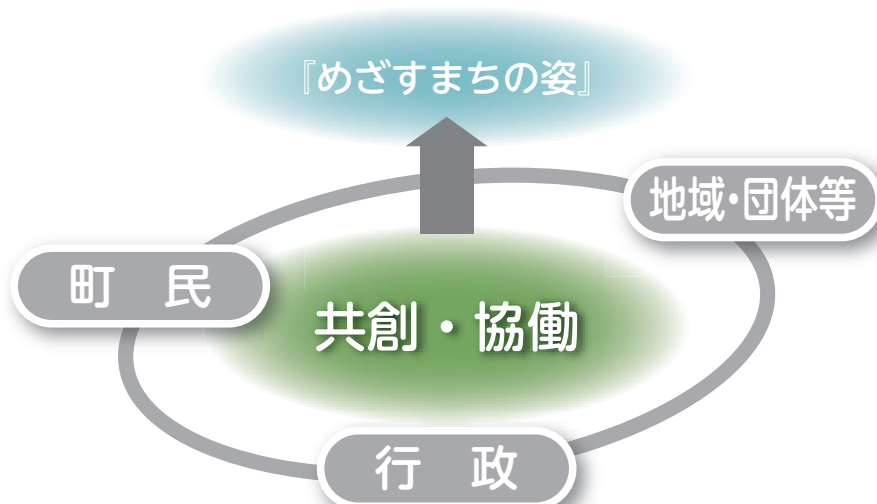


第4節 総合計画の推進と進行管理

1 多様な主体との共創・協働による推進

総合計画の推進に当たっては、行政のみならず、町民、地域・団体等が多様な主体として『めざすまちの姿』などを共有し、目標実現に向けてそれぞれの役割分担の下、取り組むこととします。

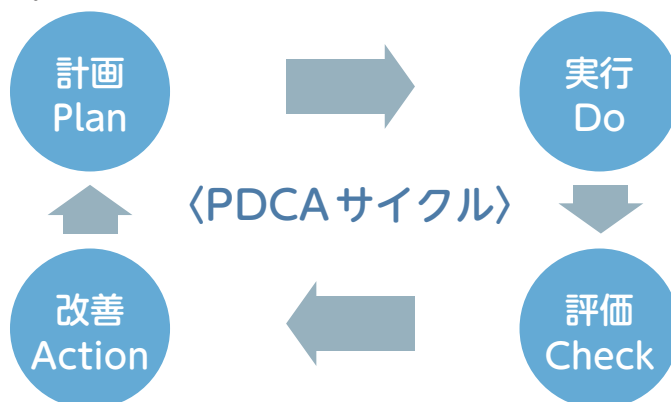
〈共創・協働のイメージ〉



2 PDCAサイクルに基づく施策等の効果的な推進と適切な進行管理

行動計画における各施策には、それぞれの施策の進捗度合を客観的に評価するための目標値を示した指標を設定(Plan)し、関連する施策等の実施(Do)による、目標値の達成状況や施策等の進捗及び効果を適切に評価・検証(Check)するとともに、総合計画が町民のニーズに沿った実効性のある計画として常に機能し続けるよう、評価・検証結果や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて施策等の内容を機動的に見直しながらか、実施計画や予算編成などに反映(Action)すること(PDCAサイクル)により、総合計画に沿った施策等の効果的な推進を図ります。

また、総合計画の全般にわたる評価・検証を後期の行動計画の策定期間に合わせて実施することにより、適切な進行管理に努めます。



第5節 総合計画の特色

1 わかりやすい計画

総合計画は行政のみならず、町民、地域・団体等の共創・協働によるまちづくりの指針であるため、簡潔でわかりやすい内容・表現を心掛けています。

2 行政のみならず、町民、地域・団体等の役割分担を示した計画

行政のみならず、町民、地域・団体等がそれぞれに果たすべき役割を記載し、共に手を携え、相互に補完し、協力して推進できる計画としています。

3 持続可能な開発目標（SDGs）と関連付けた計画

世界共通の目標であるSDGsの達成に向けた取組の推進は、国際的及び国内的に重要であるとともに、厚岸町においても、持続可能なまちを実現する上で重要な視点となります。このことから、総合計画の各施策とSDGsの17のゴール(目標)を関連付けることで、総合計画とSDGsの達成に向けた取組の一体的な推進を図ります。

SDGs(エス・ディー・ジーズ)とは

サステイナブル デベロップメント ゴールズ

- 「Sustainable Development Goals」の略で、平成27年(2015)9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ2030」で掲げられた国際社会全体の目標
- 令和12年(2030)を期限とする、17の目標と169のターゲット(具体的な目標)で構成
- SDGsの達成には、全ての関係者(行政のみならず、町民、地域・団体等)の連携が必要
- 経済・社会・環境の三側面の総合的な取組が必要
- SDGsの17の目標



SDGs17の目標(ロゴ)

SDGsの17の目標と自治体行政の関係

国際的な地方自治体の連合組織である世界都市自治体連合(UCLG)^{※1}では、SDGsの17の目標に対する自治体行政の果たし得る役割を次のとおり示しています。

目 標	自治体行政の果たし得る役割
	目標1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において全ての住民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細かな支援策が求められています。
	目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためには適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	目標3. あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。
	目標4. 全ての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	目標5. ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子の能力強化(エンパワメント)を行う 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。

※1 世界都市自治体連合(UCLG)：国際地方自治体連合(IULA)、世界都市連合(UTO)、世界大都市圏協会(Metropolis)の統合により平成16年(2004)に発足。会員同士の情報交換や相互協力、各種研修プログラムの実施などを通して、地方自治体の強化や地方分権の推進、地方自治体の能力向上を図っている。アジア太平洋地域の自治体で構成される地域支部(UCLG-ASPAC)に、日本からは静岡県浜松市と静岡市が正会員として参加している。(UCLGは「United Cities and Local Governments」の略称。)

目 標	自治体行政の果たし得る役割
6 安全な水とトイレ を世界中に 	目標6. 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	目標7. 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する 公共建築物に対して率先して省／再生可能エネルギーを推進したり、住民が省／再生可能エネルギー対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
8 働きがいも 経済成長も 	目標8. 包括的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用(ディーセント・ワーク)を促進する 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	目標9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの拡大を図る 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
10 人や国の不平等 をなくそう 	目標10. 各国内及び各国間の不平等を是正する 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられる まちづくりを 	目標11. 包括的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する 包括的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。
12 つくる責任 つかう責任 	目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネルギーや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。

目 標	自治体行政の果たし得る役割
 13 気候変動に具体的な対策を	目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
 14 海の豊かさを守ろう	目標 14. 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
 15 陸の豊かさも守ろう	目標 15. 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失を阻止する 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
 16 平和と公正をすべての人に	目標 16. 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る 平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 自治体は公的／民間セクター、住民、NGO/NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築する上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

I 総論

第2章

総合計画見直しの背景

第1節

厚岸町の位置・地勢・気候

厚岸町は、北海道の南東部に位置し、東部は浜中町、北部は別海町・標茶町、西部は釧路町と接し、南は厚岸湾が深く進入して厚岸湖を抱き太平洋に面しており、東西35.5km、南北45.1km、総面積739.12km²の広さとなっています。

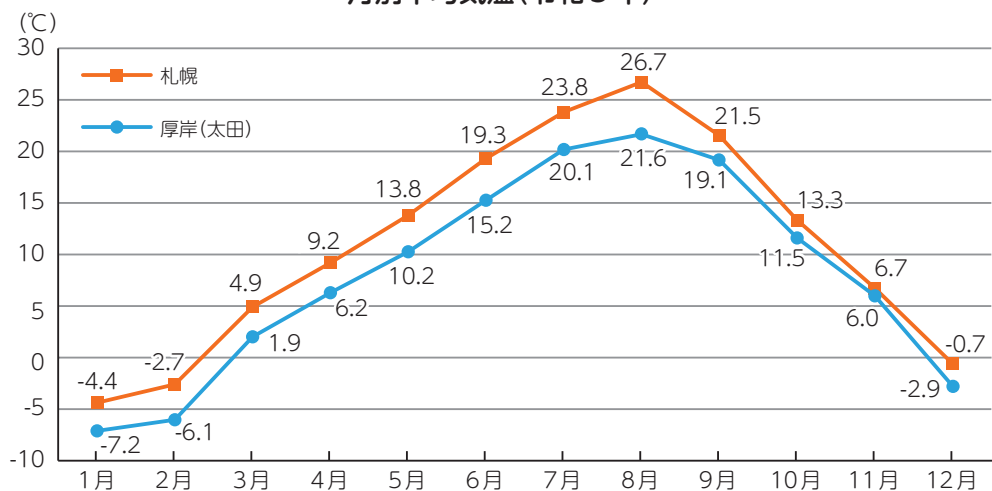
厚岸湖及び厚岸湾の海岸線には漁村が点在しています。また、北部の波状丘陵地帯には広大な酪農地帯が形成されています。

気候は、春から夏にかけては海霧の影響を受けるため日照時間が短く、秋は降水量も少なく晴天が続き、冬は比較的晴れの日が多いものの厳寒期の凍結が著しい気候条件にあります。

北緯 43° 21' ~42° 56'
東経 145° 00' ~144° 34'
東西 35.5km
南北 45.1km
面積 739.12km²

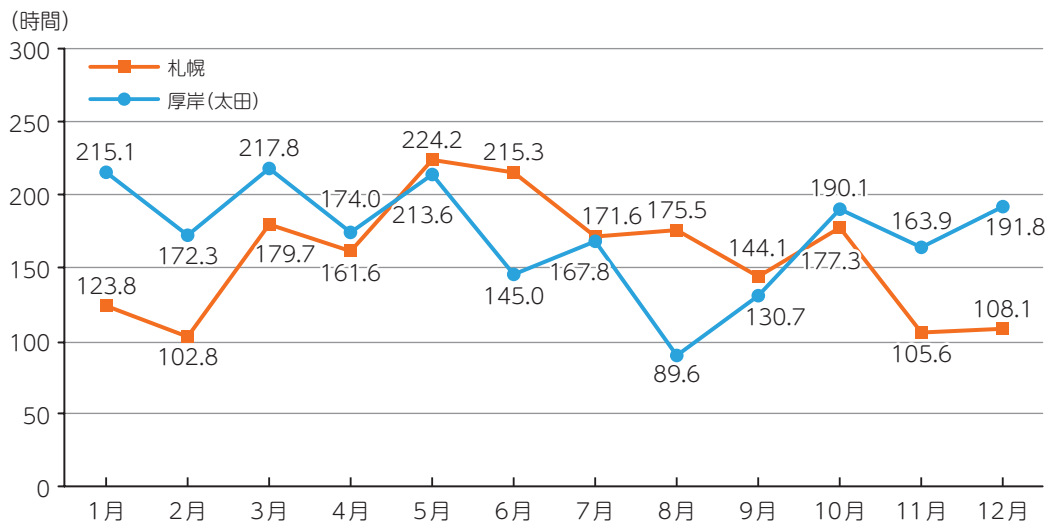


月別平均気温(令和5年)



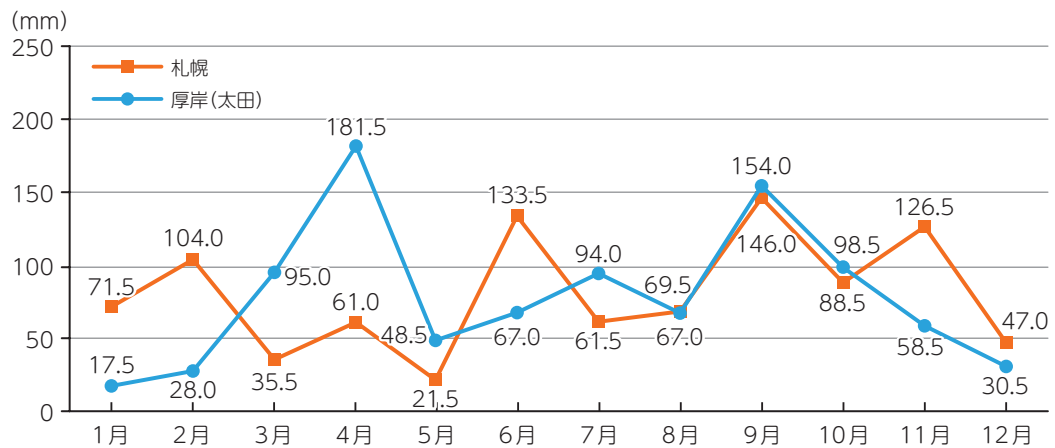
出典：気象庁

月別日照時間(令和5年)



出典：気象庁

月別降水量(令和5年)



出典：気象庁



第2節 厚岸町の沿革

厚岸町には数多くの遺跡が残されており、太古から人々の暮らしが続いてきたことがうかがえます。寛永年間(1624~1643)には松前藩によるアッケシ場所が開設され、アイヌの人々との交易が行われていたほか、同20年(1643)にはオランダ船が探検に訪れた史実が残るなど、北海道でも歴史が古い道東文化発祥の地です。

明治23年(1890)6月、山形県や石川県など8県の士族屯田兵440戸の移住によって太田屯田兵村(のちの太田村)が創設され、2個中隊を編制し、北太平洋の警備と農業開拓に従事しました。

明治33年(1900)7月には、北海道一級町村制が施行され、4町7村(湾月町、若竹町、梅香町、松葉町、奔渡村、真竜村、苫多村、床潭村、末広村、璃瑠瀾^{りるらん}村、別寒辺牛村)が合併して厚岸町となりました。さらに、昭和30年(1955)4月には、町村合併促進法により太田村の南半分を編入合併して今日の厚岸町に至っています。



湖南地区市街(明治)



厚岸尋常高等小学校(明治)



厚岸港(大正)



大正10年ころの真竜町



昭和8年ころの真竜地区



昭和34年フェリー開通



建設中の厚岸大橋(昭和)

第3節 厚岸町の人口動向分析

厚岸町の人口は、国勢調査によると令和2年(2020)は8,892人となっており、昭和35年(1960)の20,185人をピークに減少傾向が続いています。

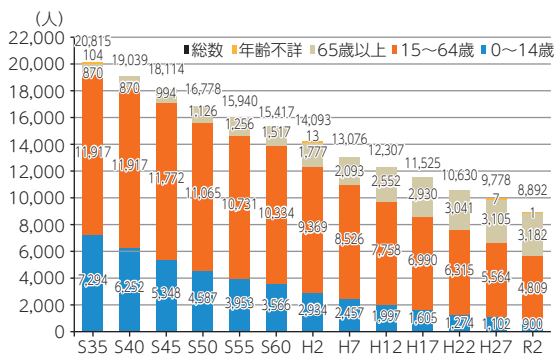
令和2年(2020)の総人口8,892人の年齢階層別の人口は、年少人口(0～14歳)が900人(10.1%)、生産年齢人口(15～64歳)が4,809人(54.1%)、老年人口(65歳以上)が3,182人(35.8%)となっており、超高齢社会※1に突入した平成17年(2005)以降も高齢化率の上昇が続いています。

年齢階層別の推移を見ると、15歳から64歳の生産年齢人口は一定の割合で減少が続き、平成27年(2015)以降は減少傾向が強まっています。一方、14歳以下の年少人口は高い減少傾向が続き、平成27年(2015)にその傾向は緩やかになったものの、令和2年(2020)には再び高い減少率となっています。また、65歳以上の老年人口は平成12年(2000)をピークに増加傾向は緩やかになったものの、他の階層が減少している中での増加であることから、高齢化が一層進んでいる状況にあります。

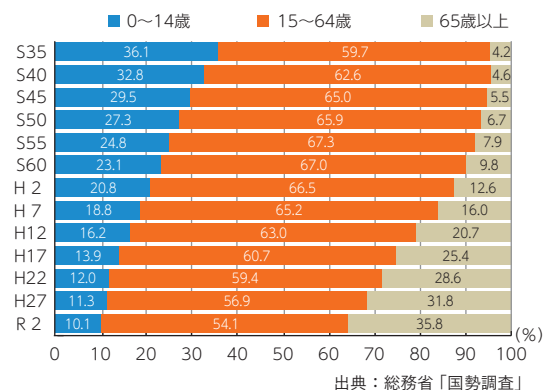
人口増減の要因別内訳については、増加が続いていた自然増減は、各年でばらつきがあるものの、出生数の減少傾向が強まったことで平成14年(2002)から減少に転じ、その傾向も強まってきています。社会増減については依然として減少が続いており、自然減と相まって総人口の減少に拍車を掛けている状況にあります。

このまま年少人口が減少すれば必然的に生産年齢人口も減少し、子どもを出産する年代の人口も減少します。そうすると、さらに出生数が減少するということは、現在の国立社会保障・人口問題研究所による推計でも示されています。

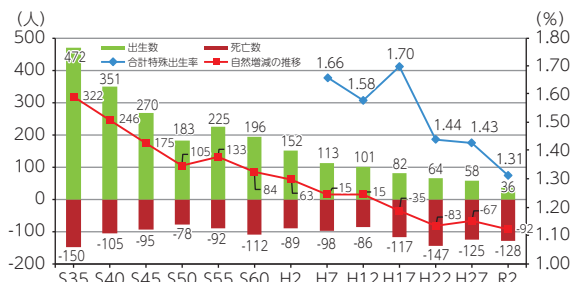
人口の推移



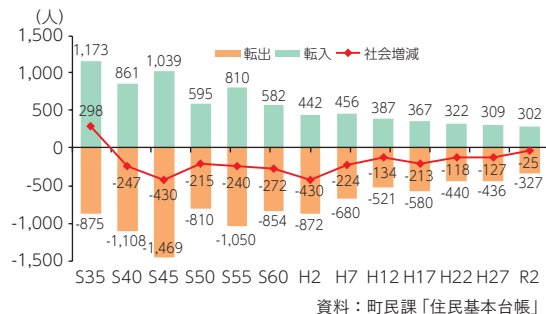
年齢階層別の人口構成比の推移



自然増減と出生率・合計特殊出生率の推移



社会増減の推移



※1 超高齢社会：総人口に占める65歳以上人口の割合が21%を超えた社会。14%を超えた社会を「高齢社会」、7%を超えた社会を「高齢化社会」という。

第4節 厚岸町の産業・経済動向分析

厚岸町の産業別従事者数は、令和2年(2020)の国勢調査によると5,153人となっており、昭和45年(1970)の8,944人をピークに減少傾向が続いています。

第1次産業従事者数については、減少が続いており、基幹産業である漁業と酪農業の従事者数も、漁業経営体数と乳牛飼育戸数の減少とともに減少傾向にあります。また、全産業従事者数のうち第1次産業従事者数が占める割合(以下、構成比という。)も減少を続けており、昭和35年(1960)に50.6%であったのが、令和2年(2020)には30.3%にまで縮小しています。第2次産業従事者数については、構成比とともに概ね横ばいで推移してきましたが、平成7年(1995)の1,733人からは減少傾向にあり、令和2年(2020)には、1,061人にまで減少しています。第3次産業従事者数については、昭和35年(1960)から緩やかに増加し続け、昭和60年(1985)には3,491人となりますが、それ以降は減少し、令和2年(2020)には2,527人となっています。構成比については、昭和35年(1960)に30.8%であったのが、令和2年(2020)には47.3%にまで拡大し、第1次産業従事者数とは対照的な傾向にあります。

性別・年齢階級別の産業人口を見ると、男性、女性ともに第1次産業においては、総従事者数のうち、15歳から39歳の従事者数が、第2次産業、第3次産業と比較して少ない状況にある一方、60歳以上の従事者数の割合が4割以上となっており、第1次産業の従事者の高齢化が顕著に表れています。

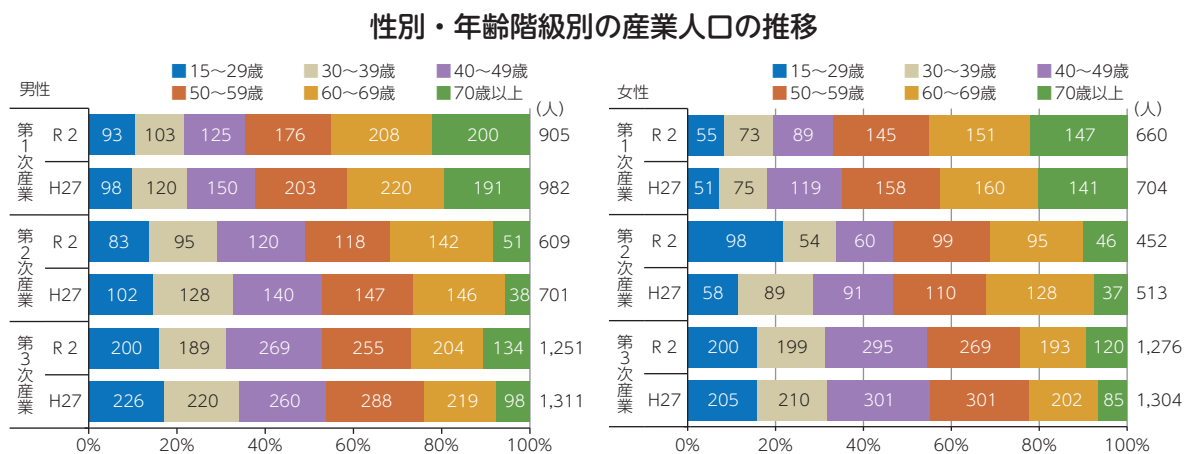
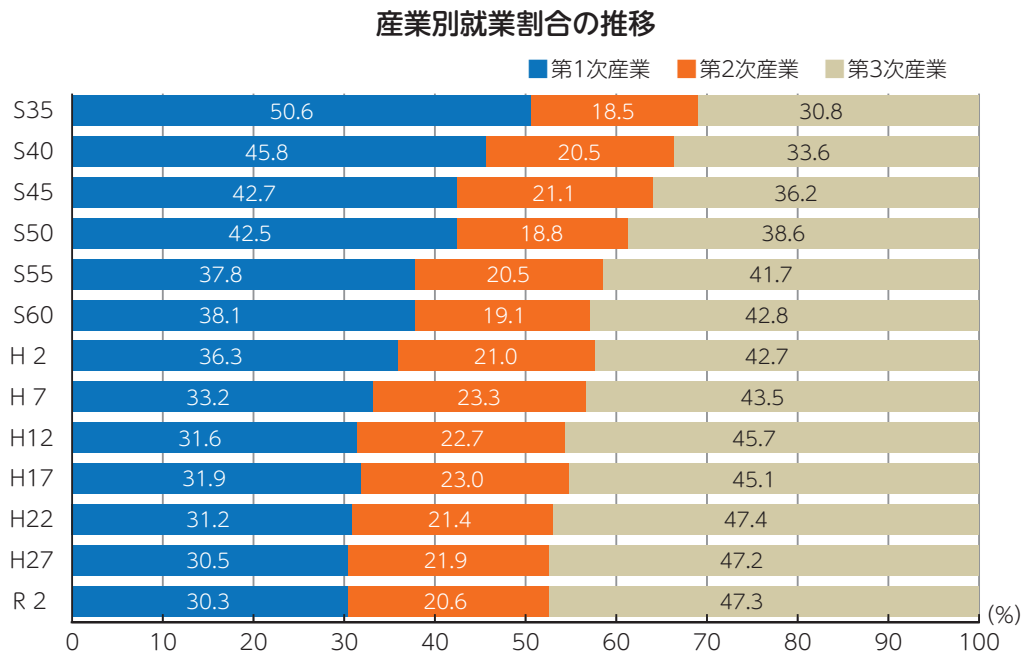
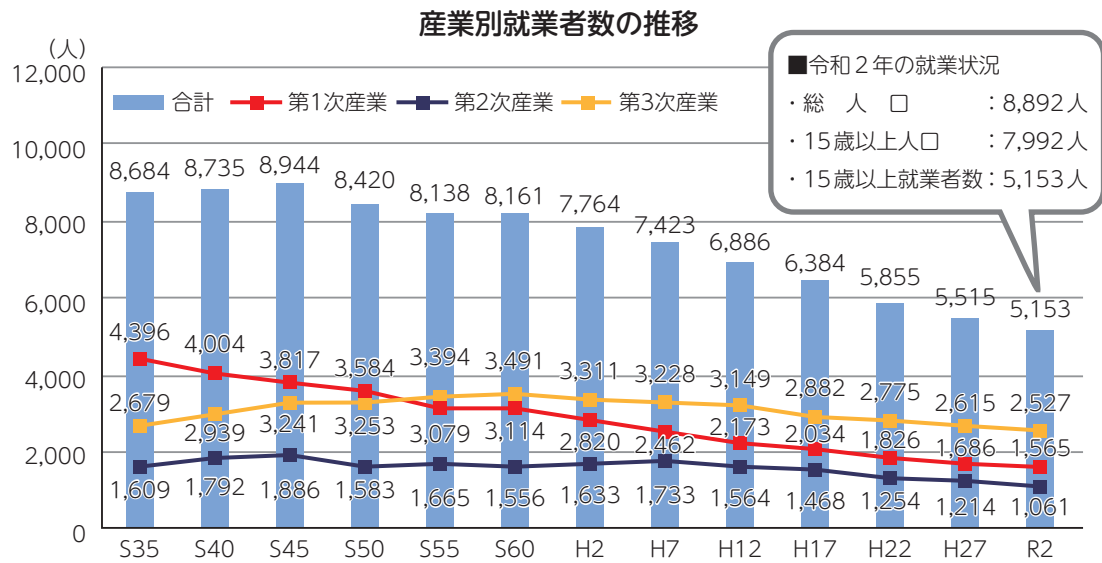
産業に関するデータを見ると、漁業においては、昭和63年(1988)のイワシの豊漁の年以降、生産量は総じて減少傾向にあります。生産額については、生産量の減少に伴い大きく減少した以降は安定傾向にありましたが、近年は水揚げの主力であるサンマの不漁などにより減少傾向が続いています。一方、酪農業においては、乳牛飼育戸数が減少してきた反面、生乳生産量については、右肩上がりが増加してきたことから、乳牛飼育農家の規模拡大により1戸当たりの生産量が急激に増加してきたことがうかがえますが、近年、生乳生産量は高止まりで推移しています。また、生乳生産額については、生乳生産量の増加に伴い増加してきましたが、近年は乳価の上昇により増加しています。

製造業においては、事業所数は統計の基準が変わった昭和60年(1985)以降減少傾向にあり、従業者数については、減少から横ばいで推移してきましたが、近年は再び減少傾向となっています。出荷額等については、減少から横ばいで推移してきましたが、近年は増加傾向にあり、依然として出荷額の多くを占める食料品加工業の出荷額が全体の増減に大きく影響しています。

卸売業、小売業においては、事業所数は昭和60年(1985)から減少傾向が続いている一方、従業者数については、微減から横ばいで推移してきましたが、近年は減少傾向が強まっています。また、年間販売額は各年でばらつきがあるものの、減少傾向で推移しています。

観光業においては、令和2年(2020)からの新型コロナの流行期を除き、観光入込客数及び厚岸味覚ターミナル・コンキリエ入館者数ともに増加傾向にあります。

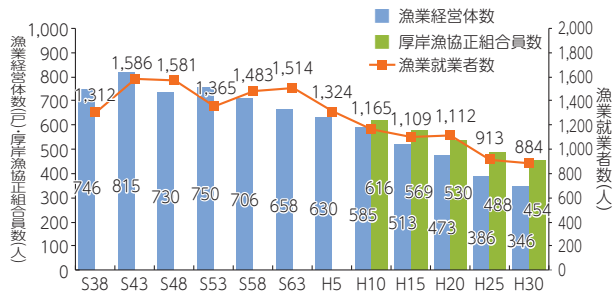
このような中、第1次産業の従事者の高齢化や減少など、顕著に表われている動向については、今後もその傾向は強まることが想定されます。



出典：総務省「国勢調査」

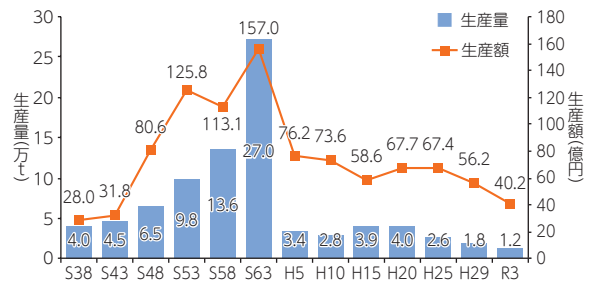
I 総論

漁業経営体数と漁業就業者数の推移



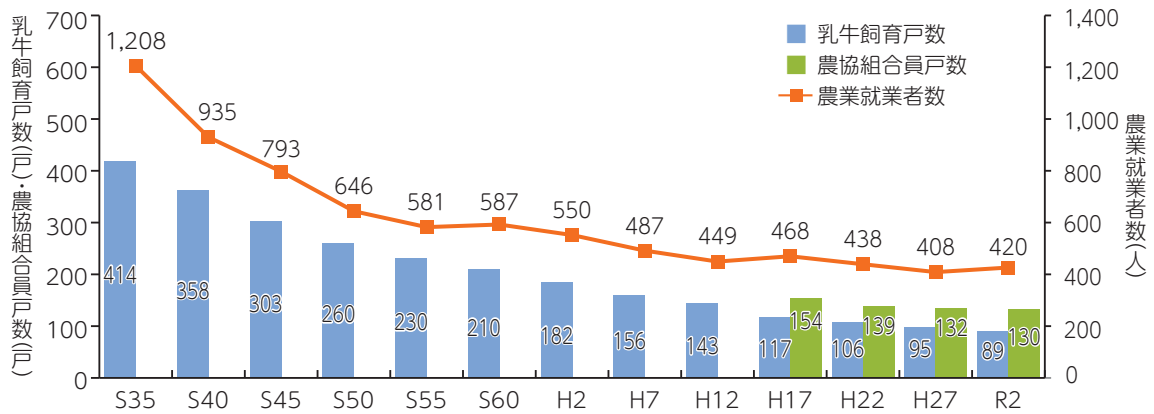
出典：農林水産省「漁業センサス」、資料：厚岸漁業協同組合業務報告書

漁業生産量と生産額の推移



出典：農林水産省「港勢調査」

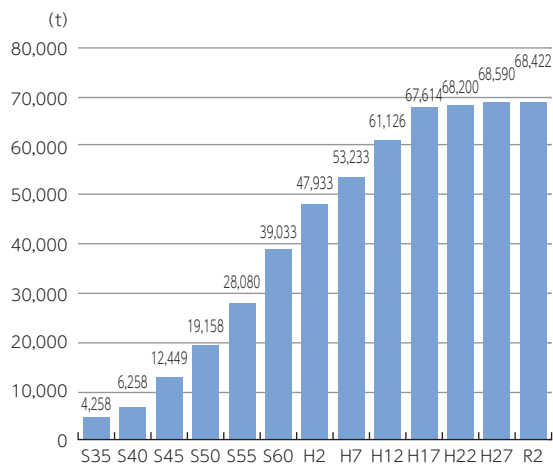
乳牛飼育戸数と農業就業者数の推移



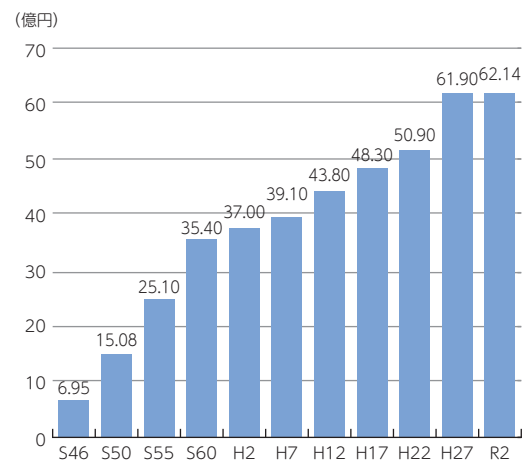
出典：乳牛飼育戸数・農林水産省「世界農林業センサス」「農林業センサス」
農業就業者数・総務省「国勢調査」

資料：農協組合員数・釧路太田農業協同組合、浜中町農業協同組合

生乳生産量の推移



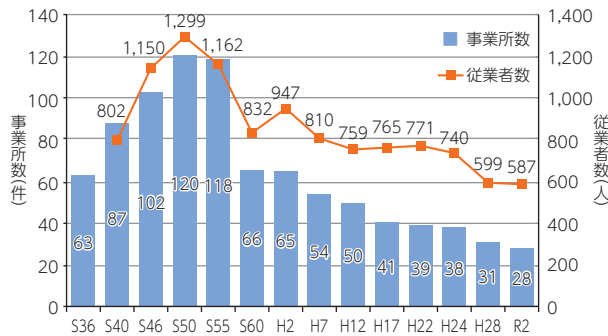
生乳生産額の推移



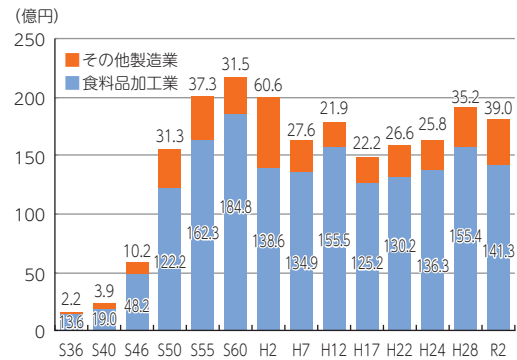
出典：北海道釧路総合振興局「生乳乳製品統計調査・農業所得統計」(釧路の農業)
農林水産省「生産農業所得統計」

資料：釧路太田農業協同組合、浜中町農業協同組合

製造業事業所数と従業者数の推移



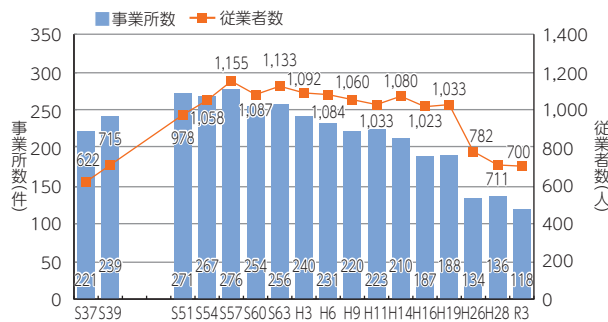
製造業出荷額等の推移



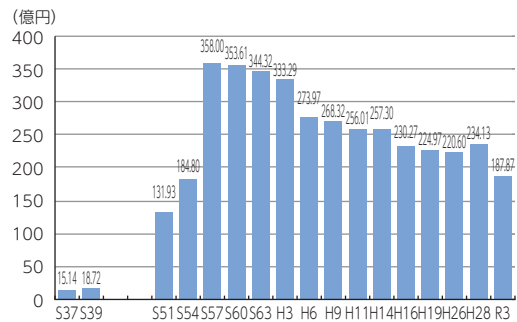
出典：北海道統計課、釧路総合振興局「工業統計調査」

注：昭和55年までは全ての事業所、昭和60年からは従業者数4人以上の事業所

卸売業と小売業の事業所数・従業者数の推移



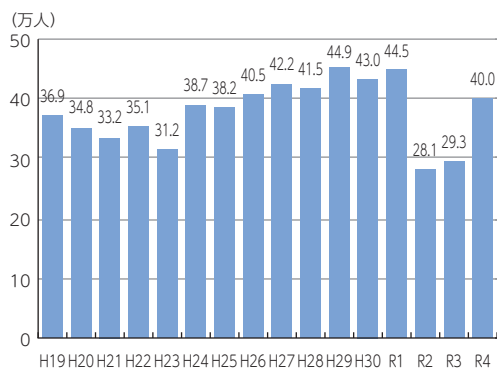
卸売業と小売業の年間販売額の推移



出典：北海道統計課、釧路総合振興局「商業統計調査」

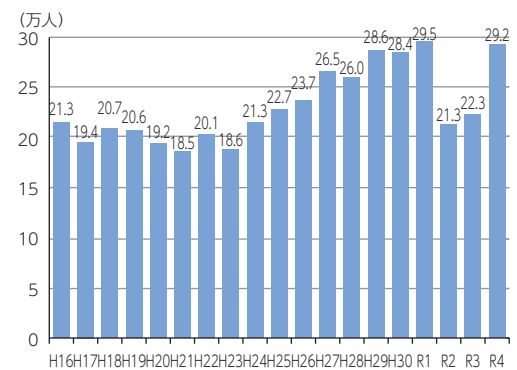
注：飲食店は含まない。本グラフには本県が他市町村にある事業所も含まれる。

観光入込客数の推移



資料：観光商工課「観光入込客数調査」

厚岸味覚ターミナル・コンキリエ入館者数の推移



資料：観光商工課

第5節 時代の潮流

第1章第1節総合計画見直しの趣旨で述べたとおり、今、社会情勢は、以前にも増して目まぐるしく変化しています。

このような中、厚岸町が抱えるさまざまな課題を洗い出し、解決するためには、厚岸町を取り巻く社会情勢の変化などを「時代の潮流」として的確に捉える必要があります。

厚岸町の将来を考える上で特に重要となる次の8つの視点により「時代の潮流」を明らかにします。

1 人口減少と少子高齢化の急速な進行

我が国の総人口は、総務省「人口推計」による平成20年(2008)の1億2,808万人をピークに減少局面に入ると推定されており、その後は減少傾向が続いています。年齢階層別の人口は、令和2年(2020)国勢調査の総人口1億2,615万人に対し、年少人口(0～14歳)が1,503万人(11.9%)、生産年齢人口(15～64歳)が7,509万人(59.5%)、老年人口(65歳以上)が3,602万人(28.6%)となっており、総人口が減少する中で、65歳以上人口の割合(高齢化率)の上昇が続いています。

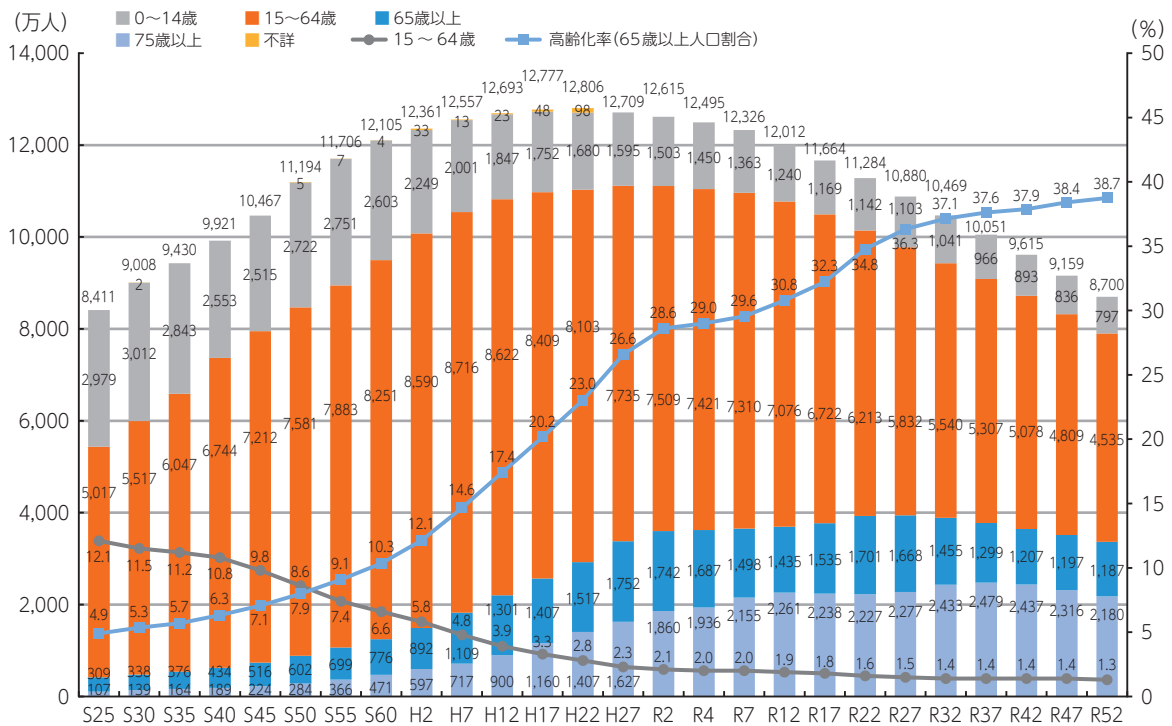
出生数は昭和46年(1971)から49年(1974)の第2次ベビーブームの終息以降は減少傾向にあり、1990年代に人口規模の大きな第2次ベビーブーム世代が親となることで一時的に横ばいとなったものの、平成12年(2000)以降は再び減少傾向に転じているほか、合計特殊出生率は平成17年(2005)に過去最低の水準である1.26を記録した後は、やや回復を示していましたが、令和5年(2023)には1.20にまで低下し、人口規模が長期的に維持される水準(人口置換水準)2.07を下回る状態が約50年間続いています。

老年人口は、総務省「人口推計」によると令和4年(2022)に3,623万人(29.0%)となっており、さらに高齢化率が上昇しているほか、老年人口をさらに年代別にみると、65歳から74歳人口が1,687万人、75歳以上人口が1,936万人となっており、75歳以上人口が65歳から74歳人口を初めて上回る状況となった令和2年(2020)から、その傾向が強まっています。

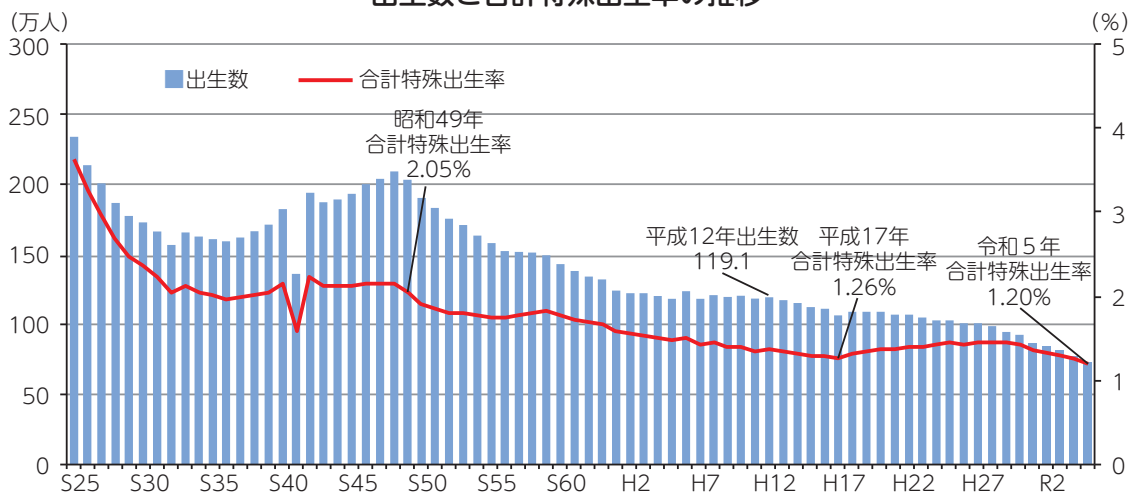
国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によると、年少人口と生産年齢人口は今後も減少が続く一方、老年人口はしばらく緩やかな増加期となるものの、第2次ベビーブーム世代が老年人口に入った後の令和25年(2043)に3,953万人でピークを迎え、その後は一貫した減少に転じるとされています。

このように、我が国における将来の人口減少と少子高齢化は依然として深刻な状況にあることに加え、高齢化の状況にも変化が生じていることから、厚岸町の人口動向を的確に分析した上、施策等を展開する必要があります。

高齢化の推移と将来推計



出生数と合計特殊出生率の推移



2 日本経済と世界経済の発展

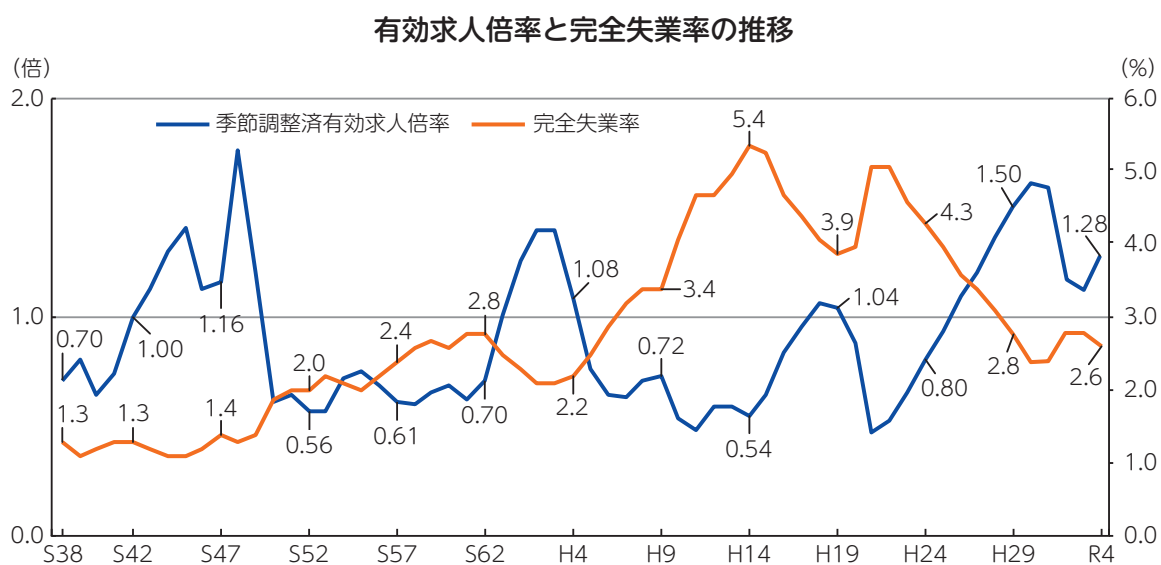
我が国の経済は、内閣府政策統括官「日本経済2022-2023」によると令和4年(2022)3月に新型コロナに伴うまん延防止等重点措置が全て解除されて以降、ウィズコロナの下で消費と設備投資が前期比プラスで推移するなど、緩やかに持ち直し、多くの需要項目でコロナ禍以前の水準に回復したとされています。一方、国際的な原材料価格の上昇や円安による輸入コストの増加に加え、ロシア・ウクライナ情勢などを背景とした

I 総論

物価高騰は、家計と企業の活動に影響を与えているほか、世界的な金融引き締め動きなどにより、海外の景気減速も懸念される状況にあるとされています。

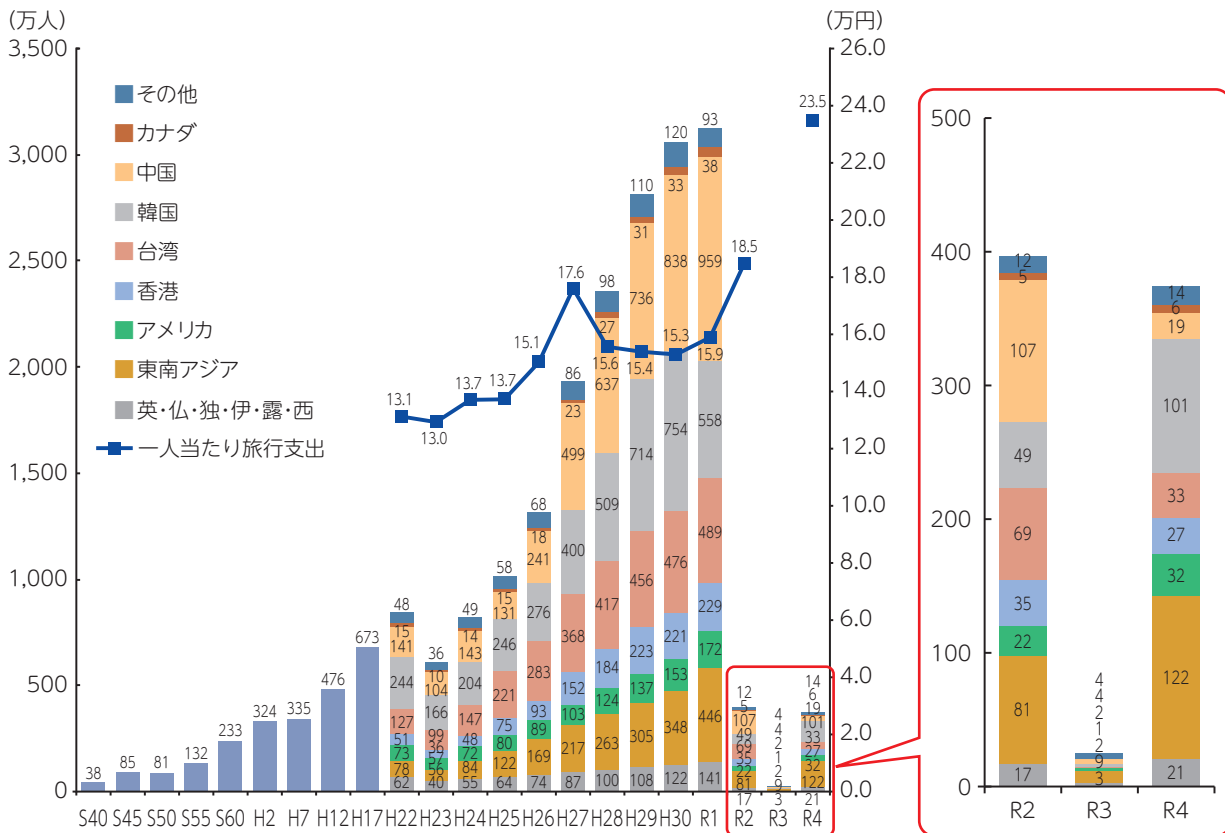
こうした中、賃上げ原資の確保のためにも、企業が価格転嫁を円滑に進め、適切な価格設定を行える環境整備が重要であるとともに、内需の持続的な増加により世界経済の減速を乗り越え、同時に、成長分野への重点的な投資喚起、生産性向上に向けた人的資本投資、貿易や投資関係強化による海外需要取り込みを通じて、中長期的な成長力を高めていくことが重要とされています。

このように、日本経済、世界経済の動向は厚岸町の産業・経済のほか、個人消費や働き方など、あらゆる分野に影響をもたらすことから、これらの動向に注視しながら、施策等を展開する必要があります。



出典：総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

訪日外国人数と一人当たり旅行支出の推移



3

高度情報化とグローバル化のさらなる進展

総務省「令和4年通信利用動向調査」によると、個人におけるインターネットの利用者は13歳から59歳の年齢層で9割を超えているほか、スマートフォンを保有している世帯の割合は90.1%となっており、平成22年(2010)の9.7%から大幅に増加しています。また、会員制交流サイト(SNS)^{※1}を利用する個人の割合も堅調に伸びており、全体で8割に達しています。一方、企業におけるクラウドコンピューティングサービス^{※2}の利用は72.2%となっており、平成26年(2014)の38.7%から年々上昇しているほか、テレワークの導入状況については、新型コロナへの対応を目的に多くの産業で導入割合が伸びています。このように、インターネットや携帯電話を中心とする情報通信技術(ICT)^{※3}の進化と普及は、新たなサービスやビジネスを創出するとともに、世の中の仕組みや人々のライフスタイルに大きな変化をもたらしています。特に、スマートフォンの普及以降は、携帯電話を通じたコミュニケーションスタイルを大きく変化させ、当初の音声だけのコミュニケーションから文字でのコミュニケーションへ、さらには写真や動画を加工・装飾するアプリの充実や、SNSの急速な普及を受け、写真や動画を中心としたコミュニケーションへと発展しています。

※1 会員制交流サイト(SNS)：インターネットを介して人間関係を構築できるサービス。(SNSは「Social Networking Service」の略称。)

※2 クラウドコンピューティングサービス：インターネットなどのコンピュータネットワークを経由し、提供するサービス。

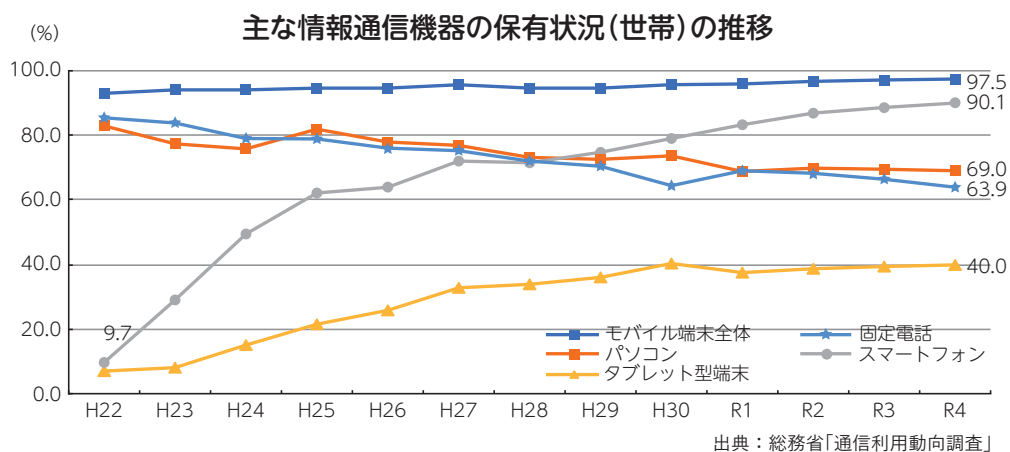
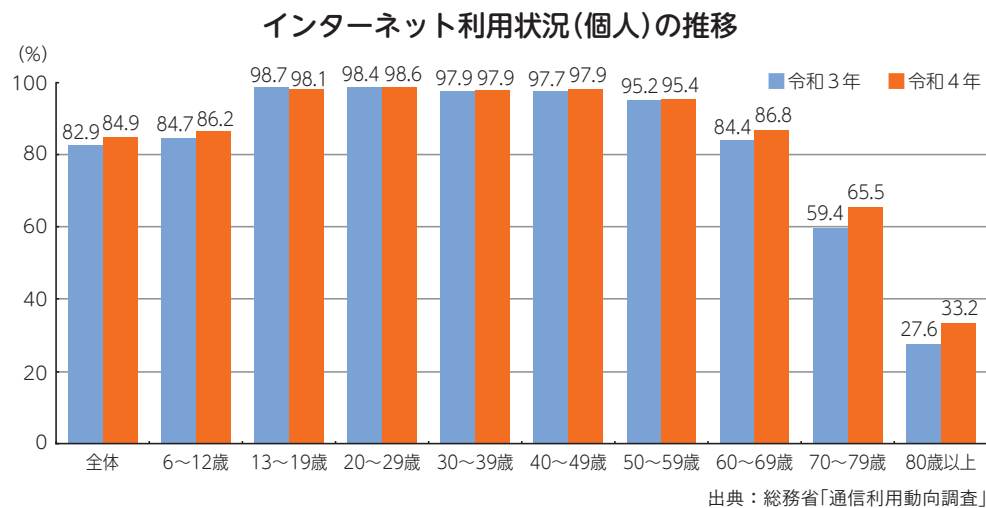
※3 情報通信技術(ICT)：情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。(ICT「information and Communication Technology」の略称。通信技術を活用したコミュニケーションを指す。)

I 総論

このようなICTの進化と普及は、国際的な経済活動のグローバル化をより一層進展させるとともに、個人においても、ブログやフェイスブック、エックス(旧ツイッター)、インスタグラム、LINE(ライン)などのSNS、YouTube(ユーチューブ)などの動画共有サービスなどを利用し、世界中の人々の共感を得ることが可能となるなど、あらゆる分野でのグローバル化の進展をもたらしています。

さらに、高度情報化において、政府は目指す未来の社会像として、「Society5.0^{※4}」を掲げ、人と人とのコミュニケーションに加え、モノをつなぐIoT(Internet of Things)^{※5}や人工知能(AI)^{※6}、第5世代移動通信システム(5G)^{※7}など、さらなる発展を遂げようとしており、これらは、全ての人々の暮らしや働き方、学び方を変え、より便利に、より豊かな生活をもたらす可能性を秘めています。

このように、さらなる進展を見せる高度情報社会の中、厚岸町においてもICTを活かし、各分野における行政サービスのさらなる向上に努め、施策等を展開する必要があります。



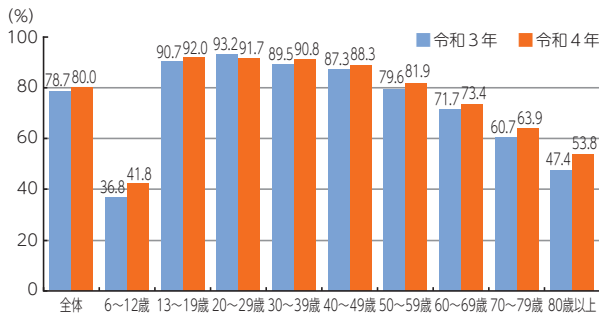
※4 Society5.0：狩猟社会(Society1.0)・農耕社会(Society2.0)・工業社会(Society3.0)・情報社会(Society4.0)の次に到来する社会であり、サイバー空間と現実世界を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

※5 IoT(Internet of Things)：コンピュータなどの情報通信機器だけでなく、自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるものがインターネットに接続し、相互に通信、制御し合うといった概念や、それを可能にする仕組みの総称。

※6 人工知能(AI)：人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術または人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラムのこと。(AIは「Artificial Intelligence」の略称。)

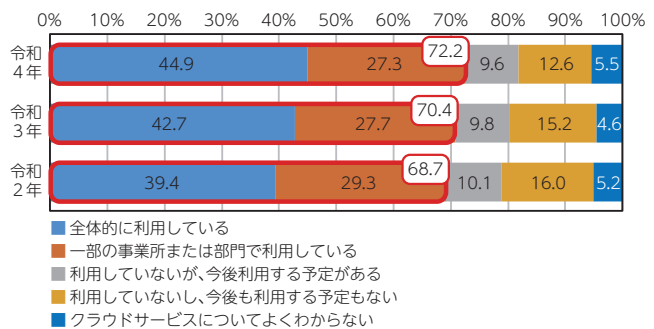
※7 第5世代移動通信システム(5G)：「G」とは「Generation：世代」のことであり、第1世代アナログ自動車電話サービスから始まる移動通信システムの第5世代で、主に、超高速、超低遅延、多数同時接続の3つの特徴を有する。

SNS利用状況(個人)の推移



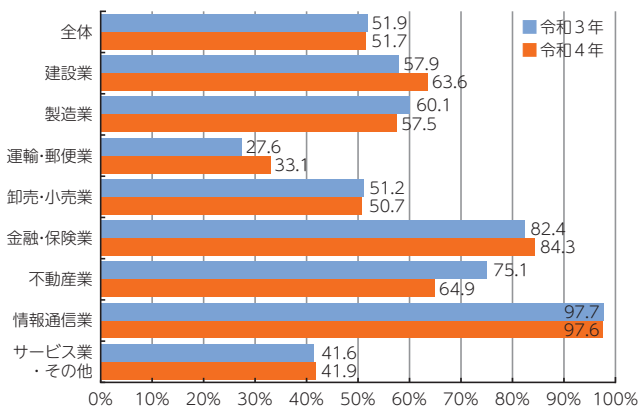
出典：総務省「通信利用動向調査」

クラウドサービス利用状況の推移



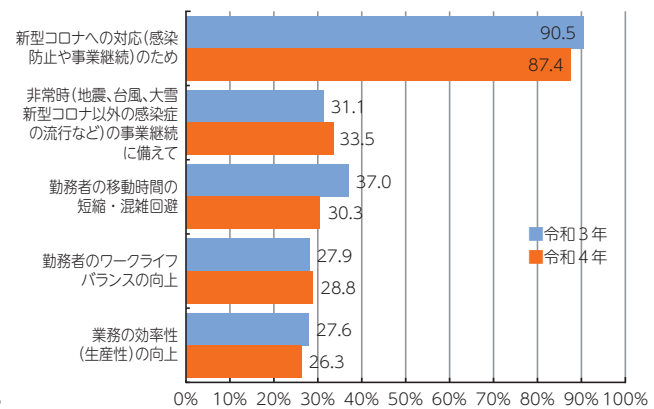
出典：総務省「通信利用動向調査」

産業別テレワークの導入状況



出典：総務省「通信利用動向調査」

テレワークの導入目的



出典：総務省「通信利用動向調査」

4

地球環境問題の深刻化とエネルギー事情の変化

近年、人間活動の拡大に伴ってCO₂、メタン等の温室効果ガスが大量に大気中に排出されることで地球が温暖化しており、国内外での豪雨や猛暑、台風などの異常気象や気候変動をもたらすとともに、農作物の品質低下や動植物の分布域の変化など、さまざまな影響を与えています。世界気象機関(WMO)では、これらの異常気象と気候変動は長期的な地球温暖化の傾向と一致していると発表しており、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような豪雨などのリスクはさらに高まることが予測されています。こうした中、平成27年(2015)には、令和2年度(2020)以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択され、平成28年(2016)11月に発効し、我が国も締約国となっています。本協定を踏まえ、我が国は「地球温暖化対策計画」を令和3年(2021)10月に閣議決定し、令和12年度(2030)において、温室効果ガスを平成25年度(2013)から46.0%削減することを目指すとともに、さらに50.0%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明しています。

一方、プラスチックごみによる海洋汚染が、世界的に危機意識を持って捉えられており、海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、さまざまな問題を引き起こす原因となっていることから、海洋プラスチックごみ問題への対応

I 総論

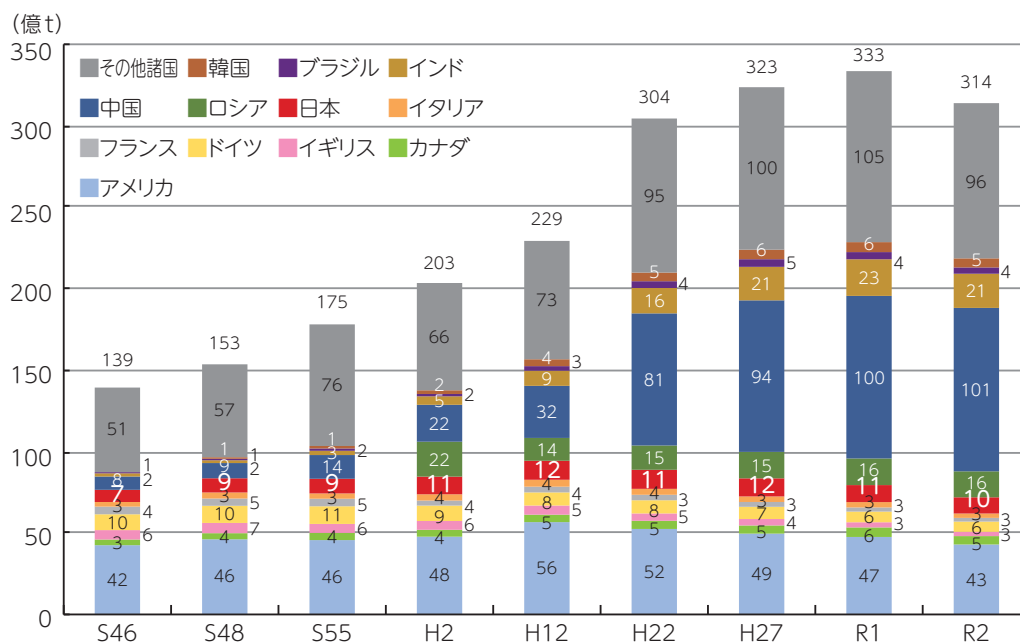
が求められています。このことから、プラスチックの適正処理や3R(リデュース※⁸、リユース※⁹、リサイクル※¹⁰)を一層推進する必要があります。

世界のエネルギー消費量は、新興国の経済成長や世界人口の増加とともに増加を続けており、今後途上国の経済が成長することでエネルギー消費もさらに増加することが想定されています。このように、世界のエネルギー事情は大きく変化しており、国内のエネルギー安定供給を確保するとともに、将来にわたって安定的に資源を自給する取組の重要性がますます高まっています。

また、東日本大震災における原子力発電所の事故や北海道胆振東部地震に伴う大規模停電を契機に、新たなエネルギーシステムの構築に向けた動きが広がっており、企業や家庭における省エネルギーの取組をはじめ、新たなエネルギーシステムの構築に向けた技術開発やモデル実証等の取組が進められています。

このように、近年、環境問題の性質は大きく変容し、地球温暖化に伴う異常気象や気候変動、プラスチックごみによる海洋汚染、エネルギー事情の変化など、地球規模の危機であると同時に地域課題とも密接に関わる問題が生じており、これらの問題は一人ひとりが影響を受けるとともに、その原因者ともなっているため、厚岸町においても多様な主体が関わり、取り組む必要があります。

世界のCO₂排出量(エネルギー起源CO₂)の推移



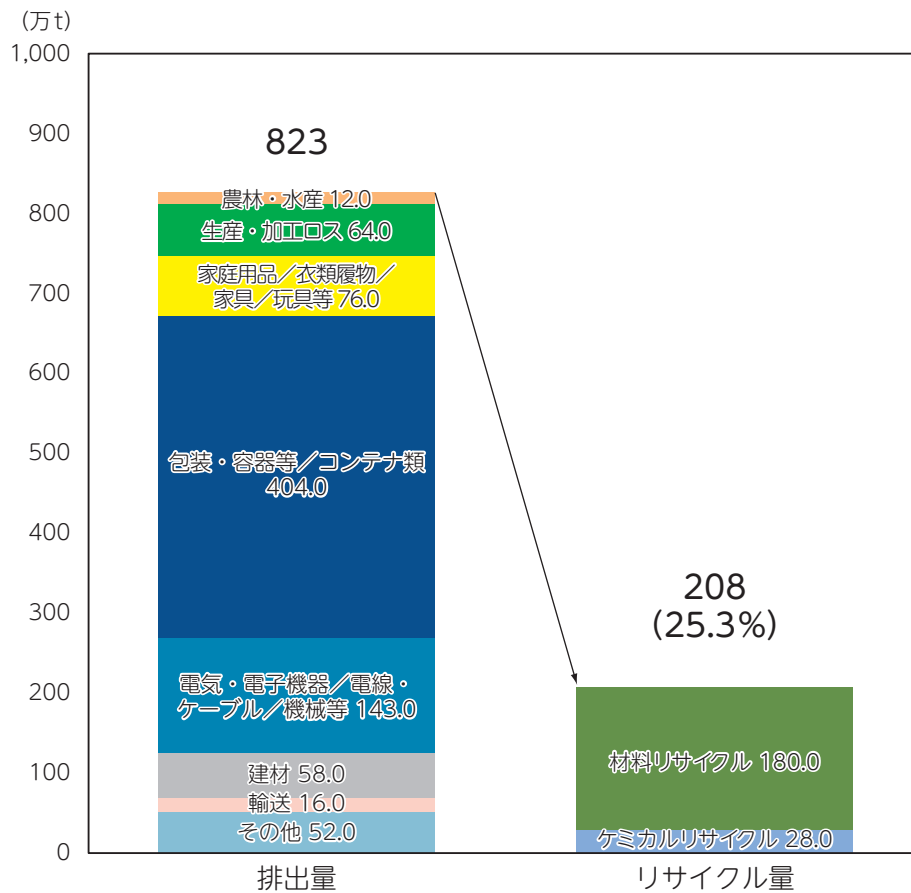
出典：日本エネルギー経済研究所「エネルギー・経済統計要覧2023」

※8 リデュース：物を大切に使い、ごみを減らすこと。

※9 リユース：使える物は、繰り返し使うこと。

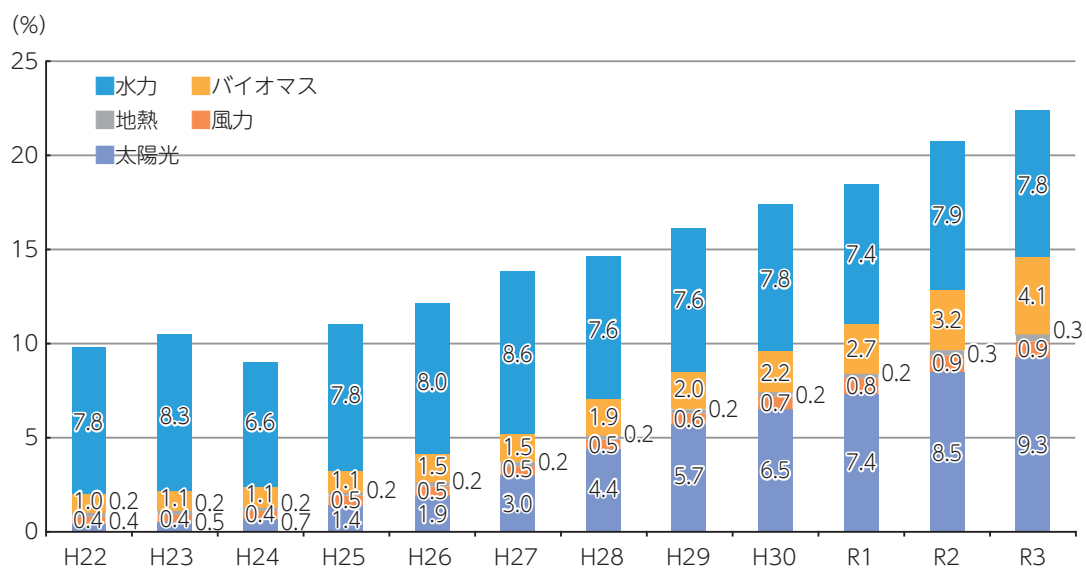
※10 リサイクル：ごみを資源として再び利用すること。

日本のプラスチックごみ排出量とリサイクル量の実態(令和4年(2022))



出典：一般社団法人プラスチック循環利用協会
 「2022年プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況マテリアルフロー図」

日本の再生可能エネルギー比率の推移



出典：電力調査統計ほか

5 安全・安心に対する意識の高まり

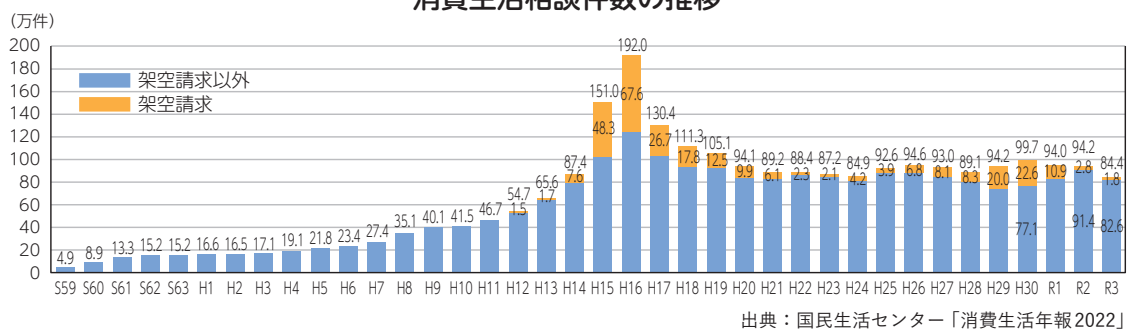
平成23年(2011)3月に発生した東日本大震災は、地震・大津波だけでなく原子力発電所の重大事故が重なって、被災地に甚大な被害をもたらし、人々の意識やライフスタイルを変えるほどの大きな衝撃を与えました。また、平成30年(2018)9月に発生した北海道胆振東部地震は、北海道内全域が数日にわたり停電する「ブラックアウト」という未曾有の事態を引き起こしました。さらに、令和6年(2024)元日に発生した能登半島地震は、災害がいつ起こるかわからないことを改めて人々に突きつけ、日頃からの備えの重要性を再認識させました。これらのほかにも、近年は日本各地で地震、豪雨、台風等による大きな災害が連続して発生しているほか、今後発生が危惧される日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や南海トラフ地震、首都直下地震、風水害等の大規模災害をはじめ、危険物火災等の特殊災害や国際的なテロ災害の発生など、災害は多発化、大規模化、多様化しつつあります。このようなことから、自然災害に事前に備え、生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化の重要性が一層認識されています。

消費者問題については、ワンクリック請求や振り込め詐欺等の架空請求に関する相談が急増したことにより、消費生活相談件数は平成16年(2004)に大きく増加し、ピークを迎えた後に一旦減少に転じましたが、その後も高水準で推移しています。また、近年では、新たな消費者トラブルが次々と起こっていることから、引き続き消費者問題への対応が求められています。

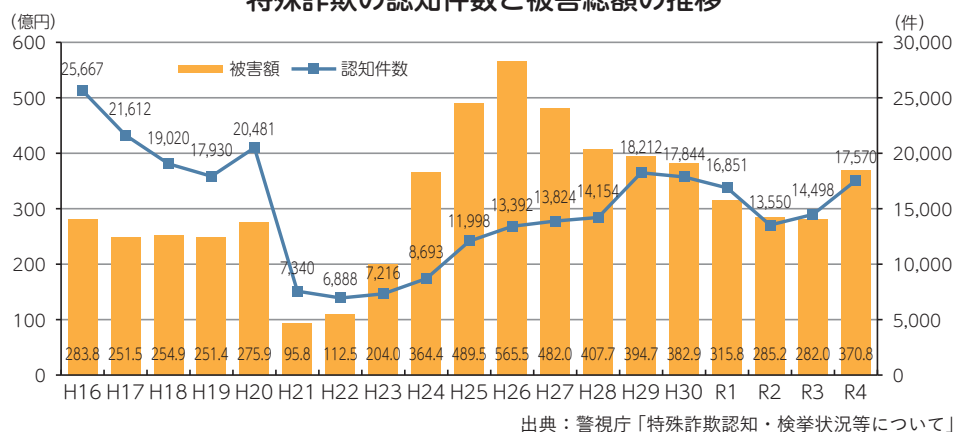
年金や医療、福祉などの社会保障については、少子高齢化が急速に進行する中、担い手となる現役世代が減少することによる財政負担のあり方など、さまざまな影響が懸念されます。

このように、近年、厚岸町においても被害をもたらしている大地震などの自然災害をはじめとする将来への不安を払拭するため、だれもが安全・安心に暮らせるよう、総合的な体制を構築する必要があります。

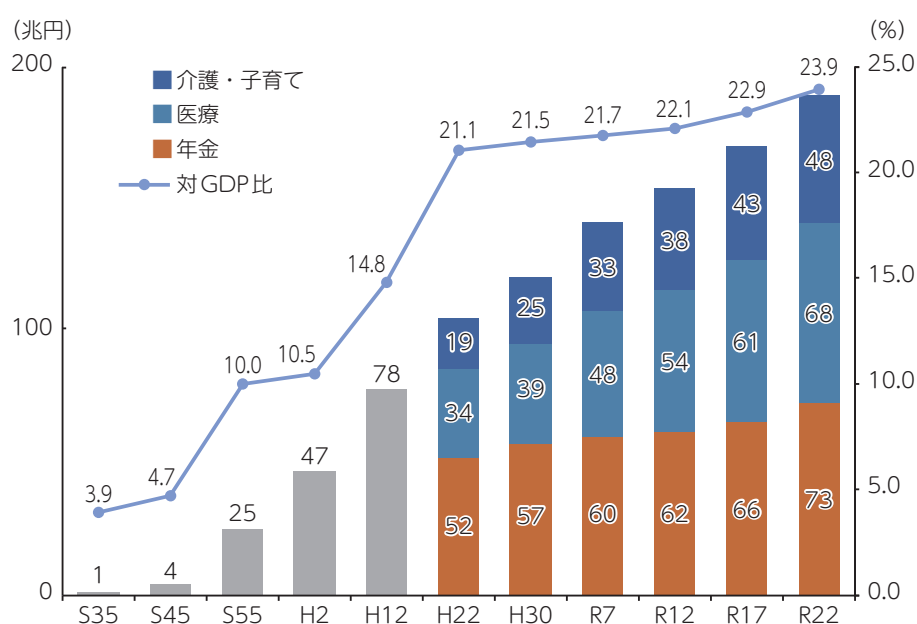
消費生活相談件数の推移



特殊詐欺の認知件数と被害総額の推移



日本の社会保障費の推移と予測



出典：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」
内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省
「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」

6 価値観やライフスタイルの多様化

近年、人口減少と少子高齢化の急速な進行、高度情報化とグローバル化のさらなる進展などを背景に、社会の成熟化が進み、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、物質的な豊かさよりも精神的な豊かさを重視する傾向が強まっています。

また、超高齢社会などを背景にして、健康に対する意識や関心が高まりを見せているほか、働き方改革^{※11}やワークライフバランス^{※12}が推進される中で、一人ひとりが望む生活の実現のために、ライフステージ^{※13}に応じた多様な「働き方」や「学び方」、「楽しみ方」や「住まい方」など、あらゆる面で多様な選択を求める動きが顕在化しています。また、男女共同参画やノーマライゼーション^{※14}、多文化共生など、性別や年齢、国籍などにかかわらず、それぞれの価値観や個性を尊重し、共生することの重要性も高まっています。また、企業では国内外での競争が激化する中で、性別や国籍などにかかわらず多様な能力・価値観・発想を持った人材の活用が進められています。

このように、厚岸町においても町民の多様なニーズを的確に把握した上、町民一人ひとりの価値観や多様な生き方が尊重され、個性や能力を最大限に発揮できるよう、施策等を展開する必要があります。

※11 働き方改革：働く全ての人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革。

※12 ワークライフバランス：働く全ての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を図り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

※13 ライフステージ：乳幼児期や中年期などの人の生涯における各段階のこと。

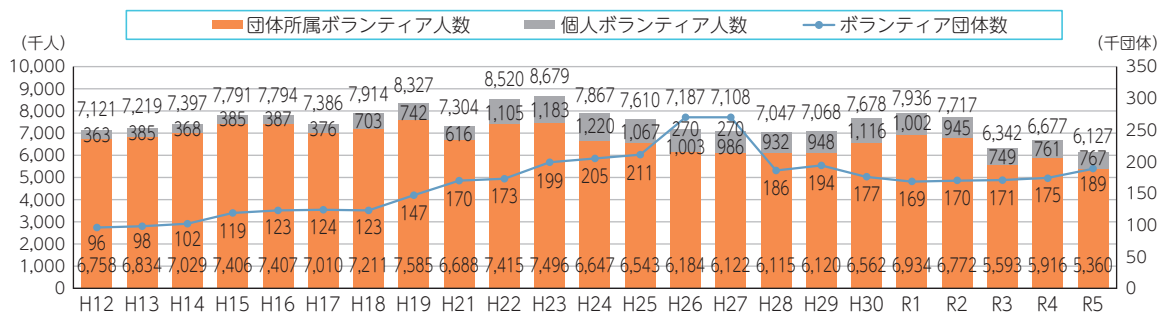
※14 ノーマライゼーション：障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、共に生き生きと活動できる社会を目指すという理念。

7 自主的・自立的なまちづくりの気運の高まり

地域の自主性と自立性を高めるための地方分権改革や地方創生の推進により、地方自治体に求められる役割と責任が一層大きくなってきており、地域の魅力や課題を明らかにし、その向上や改善を地域の多様な主体を巻き込んで推進する必要性が高まっています。このような中、人々の価値観やライフスタイルの多様化、社会貢献意識の高まりなどから、ボランティア団体やNPO法人※15の活動が広がりを見せており、各地域で特色のある住民参画のまちづくりが展開されてきています。これらのことから、行政への住民参画や住民との共創・協働による地域の活性化が重要な課題の一つとなっています。

このように、厚岸町においても新しいまちの「魅力」や「価値」を共に創り上げる気運を高め、町民参画のまちづくりを一層推進する必要があります。

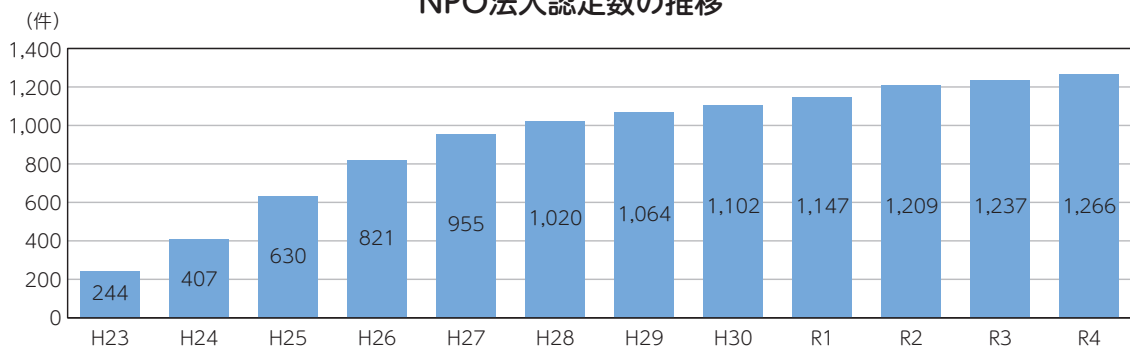
ボランティア団体とボランティア人数の推移



出典：全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会

注：平成20年は調査未実施

NPO法人認定数の推移



出典：内閣府

※15 NPO法人：「NPO」とは「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を取得した法人を、「NPO法人(特定非営利活動法人)」という。

8 新型コロナウイルス感染症による社会の変化

令和2年(2020)1月に我が国で初めて新型コロナの感染者が確認されて以後、感染者数は増減を繰り返しながらも、その水準は増加し、医療提供体制のひっ迫のほか、不要不急の外出や往来の自粛、さらには飲食店などの営業時間短縮など、人やモノの移動が制限を強いられ、社会経済活動に甚大な影響を及ぼしました。

令和5年(2023)5月には感染症法上の位置付けが5類に移行したものの、こうした長期にわたる新型コロナへの対応は、これまでの効率性や利便性を追求してきた密集・密接から、人との距離や分散の重要性への気づきなど、人々の行動や価値観にも大きな変化をもたらし、我が国が抱える課題の顕在化へとつながりました。

このように、厚岸町においても感染症対策と経済活性化の両立を図りながら、コロナ禍以前への回帰にとどまらない新たな社会の実現に向けた取組を加速させる必要があります。



■まちづくりワークショップ

令和 6 年(2024) 6 月号

特集「あっけし未来会議～まちづくりワークショップ～」

あっけし未来会議～まちづくりワークショップ～

町民の皆さんが厚岸町の現状課題、まちづくりの要望、人口減少とそれに伴う担い手の確保、子育て環境の充実、防災対策、観光やふるさと納税など、町外との関係強化について意見を出し合い、集約した。今年度では、その中から主要内容を抜粋してお知らせします。

第1回 9月30日開催

町の現状と課題、まちづくりへの要望

人口減少とそれに伴う担い手の確保

子育て環境の充実

防災対策

観光やふるさと納税など、町外との関係強化

第2回 10月21日開催

自然と調和し、だれもが安全、安心して暮らせるまち

第3回 11月11日開催

みなで支えあう、つながりあうまち

第4回 12月2日開催

多様な力が集まり、活力と魅力あふれるまち

詳細については、こちら！

3 特集 ～まちづくりワークショップ～

第7節 厚岸町の課題

これまで明らかにしてきた「時代の潮流」、「町民の声」などを踏まえ、今後10年間で特に重要となる「厚岸町の課題」を「キーワード」とともに次のとおり整理します。

1 自然との共生に向けた環境保全の推進

令和5年度に15歳以上の町民3,000人を対象に実施した町民満足度調査によると「自然の豊かさ、海や川の水質、空気などの自然環境の保全」は、満足度と重要度がともに高い施策の一つとされているほか、厚岸町に「住み続けたいと思う理由」という問に対して、「気候や自然環境が良いから」との回答が38.2%と、最も多いことにも表われているように、厚岸町の豊かで優れた自然環境は、厚岸町の最も素晴らしい魅力です。

これらの自然環境は、これまでの環境保全の下に成り立っているものであることから、これからも自然と共生した持続可能なまちを築くためには、水質の保全をはじめとする環境への負荷低減のほか、次世代を担う子どもたちの環境意識の醸成を図るなど、環境保全をより一層推進する必要があります。また、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題についても重要な課題であり、このような課題に取り組むに当たっては、町民一人ひとりが当事者意識を持つとともに、行政のみならず、町民、地域・団体等がそれぞれの立場からできることを考え、実践することが必要です。

〈キーワード〉

活かす

受け継ぐ

暮らす

育てる

学ぶ

2 安全・安心で快適な生活環境の整備

厚岸町では、東日本大震災での地震・津波や北海道胆振東部地震での「ブラックアウト」のほか、今後発生が危惧される日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震をはじめ、近年多発する台風や豪雨などの自然災害に備えるため、地域の総合的な防災力強化に向けた取組が必要であり、さらなる防災・減災対策を進める必要があります。

また、安全・安心に暮らすためには、地域医療及び救急医療体制の確保と継続が必要です。

町民の通勤や通学、通院、買い物といった日々の暮らしを支える基盤である道路は、産業の振興などあらゆる分野で重要な役割を果たしています。しかし、道路利用実態に応じた幅員拡幅や線形改良のほか、子どもや高齢者、障がい者(児)などの移動に配慮した歩道の整備などは十分に整っていない状況にあり、引き続き快適な道路環境の整備を進める必要があります。

また、厚岸町の公共交通は、JR花咲線^{※1}や路線バスのほか、利用が少なく民間の路線バスによる運行が難しい地域においては、町が運営するデマンドバス^{※2}の運行により、個別の交通手段を持たない町民の生活交

※1 JR花咲線：JR根室本線のうち、釧路・根室間の愛称のこと。

※2 デマンドバス：町が「道路運送法」の規定により運行する自家用自動車、利用希望者の予約に応じて運行するものをいう。

通路線の確保に努めてきました。しかし、近年、運転免許証を返納する高齢者など個別の交通手段を持たない町民が増加する中、JR花咲線が維持困難線区とされるなど、地域公共交通の維持確保に大きな問題が生じています。

このため、JR厚岸駅を町内の交通拠点として、町内を運行する路線バスとの接続性の向上を図るなど、JR花咲線の存続に向けての利用促進を行うとともに、地域の実情を踏まえた路線バス等のあり方について検討を進め、より利便性の高い地域公共交通網を構築する必要があります。

このほか、人口減少と高齢化の急速な進行などを背景に、町内においても空き家が増加しており、空き家に対する総合的な対策を強化する必要があります。

〈キーワード〉

暮らす

3 厚岸町の資源を最大限に活かした産業の振興

厚岸町の基幹産業である漁業と酪農業は、恵まれた自然環境を背景に信頼性の高い食料生産を行ってきました。近年では、ブランドカキ「カキえもん」「弁天かき」や「あっけし極みるく65」などの特産品に対する消費者の関心が高まっているほか、厚岸の名を冠した厚岸蒸溜所の「厚岸ウイスキー」は、今や世界的にも高い評価を得ており、これらと関連して厚岸町の産業全体のさらなる振興に期待が高まっています。

この期待に応えるためには、漁港や道路などの社会インフラ整備による生産・流通体制の強化、漁業や酪農業における新たな技術の導入、省力化などを進めながら、担い手を育成・確保し、安全で安心な魚介類の水揚げ拠点と高品質な生乳の生産体制を維持する必要があります。また、既に知名度の高い特産品を大切にするとともに、厚岸町の特性を活かした新たな魅力ある産品等のブランド化や商品の開発のほか、そのPRも必要です。

〈キーワード〉

活かす

受け継ぐ

働く

育てる

4 魅力とチャンスを活かした観光の振興

多彩な観光資源が魅力の一つである厚岸町は、近年の北海道横断自動車道根室線（道東自動車道）の延伸効果などによる「あっけし牡蠣まつり」など各種イベント来場者数の増、厚岸味覚ターミナル・コンキリエ入館者数の増などにより、観光入込客数は増加傾向にありましたが、昨今の新型コロナの流行期には激減し、現在は回復基調にあるものの、アフターコロナへの対応や、観光客の過度な増加が町民の生活や自然環境などに悪影響を及ぼさないための対策、訪日外国人などの多様化する観光ニーズへの対応などの課題があります。

また、「厚岸霧多布昆布森国定公園」の誕生や「厚岸ウイスキー」の知名度向上などにより、国内外からのさらなる観光客の増加が期待されており、このような魅力とチャンスを活かした観光振興を図る必要があります。しかしながら、イベントのマンネリ化や案内標識の多言語標記が少ないこと、観光施設の老朽化、道路な

I 総論

どへのごみのポイ捨てによるイメージダウンなどの課題があります。

これらの課題を解決するためには、多くの関係団体や町民参加の下、だれもが訪れたいくなる魅力あるイベントを開催することや、SNSなどを活用した積極的な情報発信が必要であるほか、観光客に好感を抱いてもらえるよう、観光施設整備や環境美化運動などを推進し、きれいなまちにする必要もあります。

〈キーワード〉

活かす

受け継ぐ

つながる

5 定住の促進に向けた働く環境と子育て環境の整備

厚岸町では、全国の状況と同様に企業の人手不足が課題となっています。一方、平成30年度に町内の小学5・6年生と中学生を対象に実施した小・中学生意識調査(対象者数390人)によると「これからも厚岸町に住み続けたいと思いますか」という問に対して「できれば町外に移りたい」と回答した149人(38.2%)のうち、その主な理由として「自分に合う仕事(職場)がないから」と回答した人の割合が23.5%と非常に多い結果となりました。子どもたちに将来も厚岸町に住み続けてもらうためには、魅力ある仕事の創出や雇用の確保のほか、労働環境の向上を図る必要があります。また、定住を促進するに当たっては、子どもたちだけでなく、子育て世代にとっても魅力的なまちである必要があります。そのためには、子育て世代のアイデアを取り込みながら子育て環境の整備を推進する必要があります。

〈キーワード〉

働く

育てる

暮らす

6 つながりの強化による支え合い体制の構築

厚岸町には、子どもや子育て中の親、高齢者や障がい者(児)など、支援を必要とする町民が大勢います。厚岸町をだれもが暮らしやすいまちとするためには、厚岸町で子どもを産み育てたいと思う人を増やすとともに、子どもたちが地域で見守られながら成長できる環境をつくる必要があります。また、高齢者が元気に安心して住み続け、障がい者(児)が自立して生活できる環境を確保するためにも、さまざまなライフステージに応じた保健・医療・福祉や介護サービスといった各種サービスの充実と質の向上を図る必要があります。

また、このような中、支援を必要とする町民に対して福祉サービスの情報が十分に行き届いていないといった町民の声も上がっています。このことから、地域において支援を必要とする町民の福祉ニーズに対応するためには、世代などを問わず、全町民にわかりやすく情報が行き届くよう、効果的な情報発信を図る必要があります。さらに、日々の暮らしの中で町民同士がつながりを大切にし、互いに見守り、支え合いを実践できるよう、地域のつながりを強化し、町民主体の支え合いのまちづくりを推進する必要があるとともに、支援を必要とする町民に関する知識を深めるなど、福祉意識の醸成を図る必要もあります。

〈キーワード〉

つながる

支え合う

暮らす

学ぶ

7

地域で子どもを育てる教育体制の構築と教育環境の整備充実

厚岸町は、少子化の急速な進行に伴い、児童生徒数の減少が進み、教育環境の小規模化が進んでいます。子どもたちは同年代が少ないため、子ども同士の交流が減少しているほか、世代間の交流機会も減少しています。

このような中、将来を担う子どもたちの健全な育成を図るためには、家庭・地域・学校が連携し、社会全体の協働体制により、総合的に取り組む必要があります。

また、日常生活のさまざまな場面でICTを活用した思考や行動、コミュニケーションが一般化している社会において、子どもたちが情報を主体的に選択し、活用するための能力を備えることはますます重要となることから、ICTをはじめとする教育環境の整備充実を図る必要があります。

このほか、近年、子どもたちの習い事をはじめとする生涯を通じたあらゆる学習の選択肢が少ないことが課題となっており、生涯にわたって町民一人ひとりが自由に学習機会を選択し、学ぶことができる環境整備が求められています。この課題を解決するためには、学習の拠点施設となる社会教育施設などの整備充実や、生涯を通じたあらゆる学習のための指導者の育成などを図る必要があります。

〈キーワード〉

つながる

支え合う

育てる

学ぶ

8

つながり協働し高め合うコミュニティの育成

コミュニティ※3は人と人とをつなぎ、お互いが支え合う機能を持った重要な要素であり、コミュニティの弱体化は地域のさまざまな課題の深刻化や悪化を引き起こします。

厚岸町では、人口減少と少子高齢化の急速な進行、価値観やライフスタイルの多様化などを背景に、自治会をはじめとするコミュニティ組織への加入率が減少しています。これにより、自主的な地域活動の機会が減少しているほか、見守りの安心感がないといったことが課題となっており、助け合うことができる地域社会の構築が求められています。

このような中、異なる価値観、ライフスタイルを持つ町民同士が一つのコミュニティとして機能し、地域が抱えるさまざまな課題を解決するためには、自治会をはじめとする地域で暮らす町民同士がつながり、対話し、協働し、お互いの力を高められる「地縁型」コミュニティの活発化を図る必要があります。

一方、全国的に地方分権改革や地方創生が推進される中、厚岸町においても自主的・自立的なまちづくりの気運の高まりが生まれ、まちづくり団体をはじめとする価値観や考え方を共有できる仲間とつながる

※3 コミュニティ：町内会のような地縁型の共同体や、地域での共同の活動、暮らしを支える結びつき。地域社会、地域共同体のこと。

I 総論

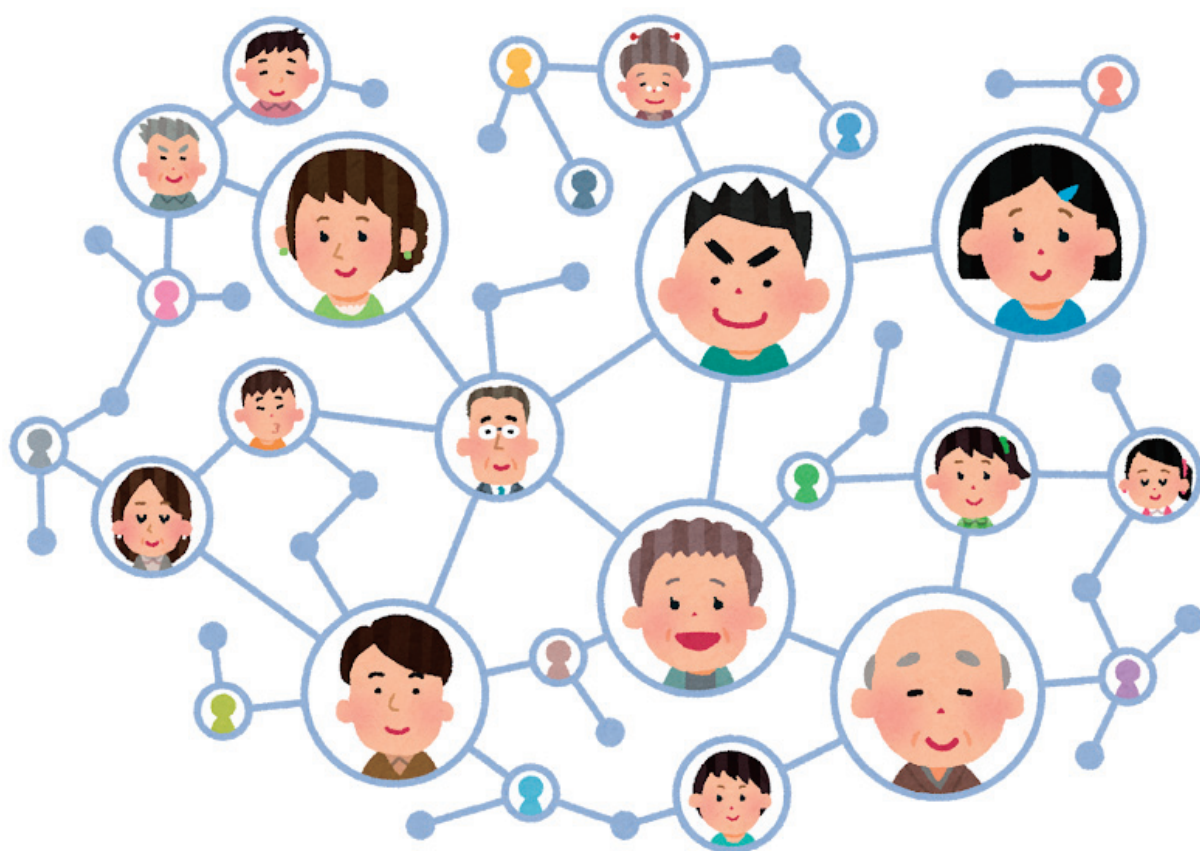
「テーマ型」コミュニティの動きが活発化しています。このことから、まちづくり団体への支援やまちづくり団体などが実施するイベントへの町民参加を促進するなどにより、町民のまちづくりへの興味関心を醸成するほか、まちづくりを支える人材の連携促進やネットワーク化を図り、さらなるコミュニティの活発化を図る必要があります。

〈キーワード〉

つながる

支え合う

暮らす



第8節 厚岸町の特性と強み

総合計画の見直しに当たっては、「厚岸町の課題」を解決するとともに、厚岸町の特性や強みを活かした将来世代につながる誇りある計画とするため、「町民の声」などを踏まえ、厚岸町の主な「特性」「強み」を次のとおり整理します。

1 世界に誇ることができる、豊かで優れた「自然環境」

厚岸町には、ラムサール条約登録湿地に認定され、その価値が認められている「厚岸湖・別寒辺牛湿原」を含む、「厚岸霧多布昆布森国定公園」など、世界に誇ることができる豊かで優れた自然環境があります。



厚岸湖・別寒辺牛湿原

2 先進的な情報通信基盤施設である「厚岸情報ネットワーク」

厚岸町には、町内全域に整備している光ケーブル、全世帯に設置しているIP告知情報端末など、先進的な情報通信基盤施設である厚岸情報ネットワークがあります。



IP告知情報端末

3 基幹産業である「漁業と酪農業」と豊富な「食資源」

厚岸町には、独特な地形を背景に発展してきた基幹産業であり、まちに活力をもたらす漁業と酪農業があります。漁業では、50種類を超える魚介類が年間を通じて水揚げされるほか、酪農業では、内陸部に広がる広大な酪農地帯を背景にした生乳生産が盛んに行われるなど、豊富な食資源があります。



豊富な魚介類



「あつけし極みるく65」をはじめとする乳製品

I 総論

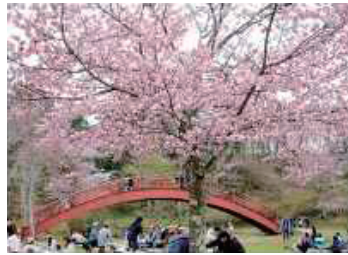
4 豊かな自然が育む、多彩な「観光資源」

厚岸町には、原生花園あやめヶ原や愛冠岬、別寒辺牛湿原に代表される風光明媚な自然が育む、多彩な観光資源があります。また、産業経済団体等との連携の下、自然景観や食を活用した「あっけし桜・牡蠣まつり」「あっけし牡蠣まつり」などがあります。

さらに、厚岸町の観光中核拠点施設であり、道の駅「厚岸グルメパーク」としても重要な役割を果たしている厚岸味覚ターミナル・コンキリエがあります。



原生花園あやめヶ原



あっけし桜・牡蠣まつり



厚岸味覚ターミナル・コンキリエ

5 安心して暮らせる充実した「健康・福祉環境」

厚岸町には、保健・医療・福祉に関するさまざまな機能を備え、保健・医療・福祉の一体的な推進を図る拠点施設である保健福祉総合センター、地域福祉の拠点施設である社会福祉センター、百年以上にわたって地域医療を支えている町立厚岸病院があります。



保健福祉総合センター



町立厚岸病院

6 道東文化発祥の地としての「歴史と文化」

厚岸町には、東北海道では最も早くから開けたことにより、文化元年(1804)に江戸幕府によって蝦夷三官寺の一つである国泰寺が建立されるなど、東北海道開拓の玄関、海運の要所としての長い歴史と、その長い歴史の中で育まれてきた貴重な文化があります。



江戸幕府によって建立された国泰寺

7 町民の厚岸町への「愛着度の高さ」

厚岸町には、町民満足度調査と小・中・高・大学生意識調査における、町民の厚岸町への愛着度の高さからうかがえるように、厚岸町に愛着度を感じるたくさんの町民がいます。

8 厚岸町を取り巻く「明るい展望」

厚岸町には、第1章 第1節 総合計画見直しの趣旨で述べたとおり、「厚岸霧多布昆布森国定公園」の誕生に伴う地域振興や観光振興、国による衛生管理型漁港施設完成に伴う産業振興、北海道横断自動車道根室線「尾幌糸魚沢道路」の整備に伴う暮らしの安心感やあらゆる分野での経済効果の高まりのほか、「厚岸ウイスキー」の知名度向上に伴う地域経済の活性化など、いくつもの明るい展望があります。

Ⅱ

基本構想

第1章 『めざすまちの姿』

- 第1節 『めざすまちの姿』
- 第2節 基本姿勢
- 第3節 『めざすまちの姿』の実現に向けた5つの将来像
- 第4節 人口の将来展望
- 第5節 財政の見通し

第2章 政策の体系（『めざすまちの姿』の実現に向けた政策展開）

第3章 施策の大綱（各部門の施策と基本方針）

- 第1節 生活環境・都市基盤部門
 - 第2節 産業経済部門
 - 第3節 保健・医療・福祉部門
 - 第4節 教育部門
 - 第5節 政策支援・行財政部門
-

Ⅱ 基本構想

第1章

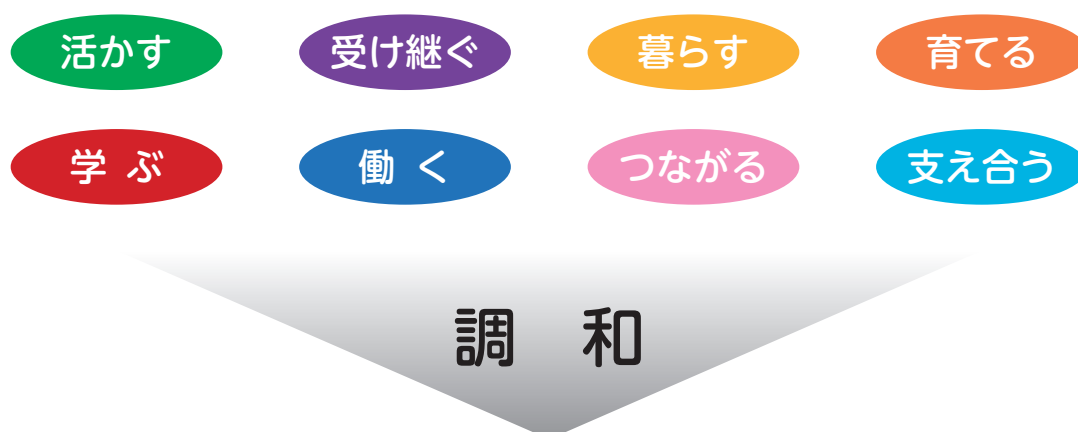
『めざすまちの姿』

第1節

『めざすまちの姿』

「厚岸町の課題」から共通事項として導き出した次の8つの視点「キーワード」を大切にし、調和を図りながら、厚岸町の新時代を切り拓き、町民だれもが心から誇りを持てるまちを目指すため、本計画が目標とする『めざすまちの姿』を次のとおり設定します。

「厚岸町の課題」から見える 8つの視点「キーワード」



『めざすまちの姿』

みんなの“あっけし”
新時代の創造に向かって

なお、「みんな」とは、町民はもちろん、厚岸町を想う人、厚岸町を考える人、厚岸町のまちづくりに参画する人など、厚岸町や町民と多様に関わる全ての人を指します。

この『めざすまちの姿』を行政のみならず、町民、地域・団体等が共有し、知恵を出し合い、町民一人ひとりがまちづくりの主体となって、その実現に努めます。

第2節 基本姿勢

『めざすまちの姿』の実現に向け、行政のみならず、町民、地域・団体等の多様な主体が次の3つの「基本姿勢」を共有します。

1 先見性と積極性を基本に、たゆむことなく挑戦する

先見性を持って時代の潮流を見極めながら、直面する新たな課題にも積極的に取り組み、どんな困難があってもそれを克服するため、たゆむことなく挑戦します。

2 厚岸町の特性や強みを最大限に活かし、将来世代につなげる

厚岸町は、今、国内外から注目を集め、大きく飛躍する絶好の機会が到来しています。世界に誇れる豊かで優れた自然環境をはじめとする、厚岸町のさまざまな特性や強みを最大限に活かした取組を進め、将来世代につなげます。

3 多様な主体との共創・協働で厚岸町の未来を切り拓く

多様な人を受け入れ、人と人をつなぎ、共創・協働を促し互いに高め合いながら、将来にわたって、もっと豊かな、もっと元気な“あっけし”を築くため、厚岸町の未来を切り拓きます。

実現

『めざすまちの姿』

みんなの“あっけし”
新時代の創造に向かって



Ⅱ 基本構想

第3節 『めざすまちの姿』の実現に向けた5つの将来像

厚岸町の『めざすまちの姿』を実現するため、「厚岸町の課題」を踏まえ、具体的な姿として5つの将来像を次のとおり設定します。

1 自然と調和し、だれもが安全・安心で快適に暮らせるまち

<将来像設定の根拠となる「厚岸町の課題」>

- ① 自然との共生に向けた環境保全の推進
- ② 安全・安心で快適な生活環境の整備
- ⑤ 定住の促進に向けた働く環境と子育て環境の整備

2 多彩な資源が輝き、活力と魅力にあふれるまち

<将来像設定の根拠となる「厚岸町の課題」>

- ③ 厚岸町の資源を最大限に活かした産業の振興
- ④ 魅力とチャンスを活かした観光の振興
- ⑤ 定住の促進に向けた働く環境と子育て環境の整備

3 みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち

<将来像設定の根拠となる「厚岸町の課題」>

- ⑤ 定住の促進に向けた働く環境と子育て環境の整備
- ⑥ つながりの強化による支え合い体制の構築

4 未来を切り拓く力を育み、豊かな人間性にあふれるまち

<将来像設定の根拠となる「厚岸町の課題」>

- ⑦ 地域で子どもを育てる教育体制の構築と教育環境の整備充実

5 多様なつながりにより、共に生き、共に創り上げる持続可能なまち

<将来像設定の根拠となる「厚岸町の課題」>

- ⑥ つながりの強化による支え合い体制の構築
- ⑧ つながり協働し高め合うコミュニティの育成

第4節 人口の将来展望

人口は、町民の生活及び産業・経済をはじめとするあらゆる活動に影響を及ぼす基盤であることから、厚岸町が『めざすまちの姿』を実現する上で最も重要な要素です。このことから、本計画の目標年次とする令和11年度(2029)の人口の指標を次のとおり想定し、総合的かつ計画的な政策展開を図ります。

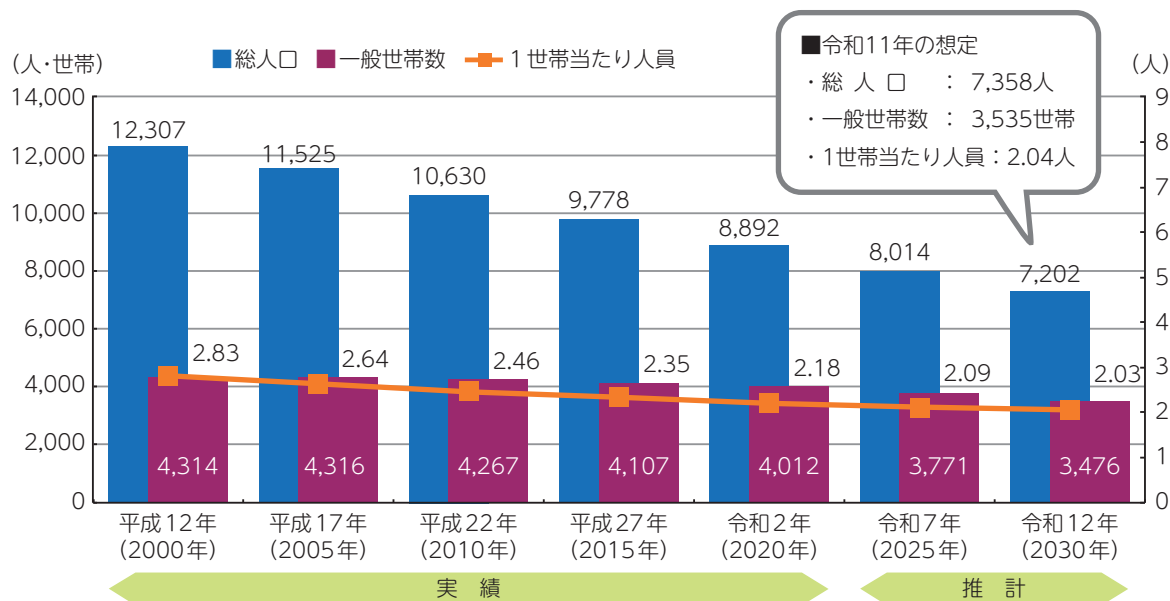
厚岸町の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によるとこれまでの想定をさらに上回るスピードで減少することが明らかにされており、この推計を基に令和11年(2029)の厚岸町の人口を7,358人と想定します。

年齢別人口構成については、年少人口と生産年齢人口は今後もさらに減少しつづけることが想定されることから、国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に令和11年(2029)の年少人口は587人(8.0%)、生産年齢人口は3,876人(52.7%)と想定します。一方、老年人口については、Ⅰ総論第2章第5節時代の潮流で述べたとおり、全国的には令和2年(2020)に75歳以上人口が65歳から74歳人口を初めて上回る状況となりましたが、厚岸町においては、平成22年(2010)の国勢調査の時点で既に同様の状況となっており、今後もその傾向は強まることが想定されます。また、全国的には令和27年(2045)から老年人口が減少局面に入ることが想定されていますが、厚岸町においては、令和7年(2025)から同様の局面に入ることが想定されます。これらを踏まえ、国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に令和11年(2029)の老年人口は2,895人(39.3%)と想定します。

このような将来展望の下、暮らしやすい環境整備などによる定住促進による転出者の抑制や、20歳代後半から30歳代後半のUターンやIターンといった転入者の増加を図るなどの方策により社会減の抑制を図り、人口の減少に歯止めを掛けるとともに、高齢者の人口構造の変化に応じた医療や介護体制の維持のほか、交流人口や関係人口の増加策にも積極的に取り組み、『めざすまちの姿』の実現に努めます。

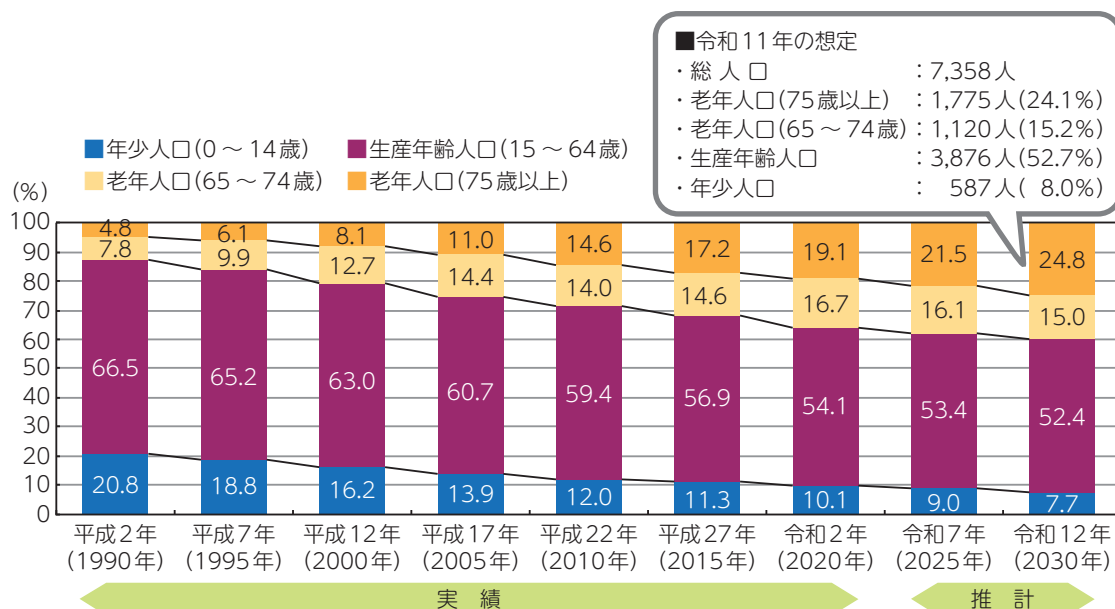
Ⅱ 基本構想

総人口、一般世帯数及び1世帯当たり人員の推移



注：令和2年までは国勢調査による実績。
令和7年以降は、人口が国立社会保障・人口問題研究所による推計で、
一般世帯数は人口推計を基にした世帯主率法推計。

年齢別人口構成の推移



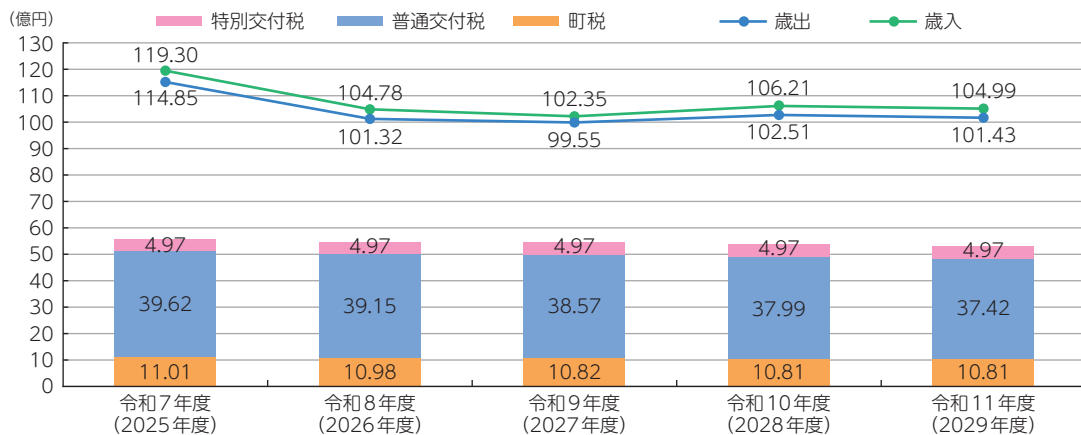
注：令和2年までは国勢調査による実績。令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計。
各階層の割合については、端数処理のため合計が100%にならない場合がある。

第5節 財政の見通し

Ⅰ 総論 第1章 第1節 総合計画見直しの趣旨で述べたとおり、歳入では人口減少により個人町民税の減収の懸念があるほか、普通交付税のうち人口を算定基礎に用いる費目の算定減が見込まれる一方、歳出では町有施設等の改修・更新費用等の増嵩などが想定されるほか、近年の大型事業実施に伴う多額の町債発行により公債費の増加が見込まれることから、総額を抑制するのは難しい状況にあります。このことから、今後も財政の健全化を図るためには、計画的な財政運営を行う必要があります。

後期行動計画期間(令和7年度(2025)から令和11年度(2029))内の財政状況は次のとおり推計しており、現在想定される主な取組・事業等の財源については、推計の範囲内に収まることを確認しています。また、毎年度見直しを行う実施計画においても財政フレームを機能させた上で策定し、総合計画の確実な実施を図ります。

■一般会計の財政見通し



資料：総合政策課、税務課

■個人町民税の減収見込み

(単位：千円)

	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
推計値(対前年度比増減額)	▲4,707	▲4,654	▲4,602	▲4,551	▲4,500

■普通交付税のうち人口を算定基礎に用いる費目の算定減見込み

(単位：千円)

	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
推計値(対前年度比増減額)	—	▲46,770	—	—	—

※令和8年度は、新たに令和7年国勢調査の人口を算定基礎に用いることによる算定減を見込んでいる。

■町有施設等の改修・更新費用等の増嵩見込み(一般会計)

(単位：千円)

	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
推計値(対前年度比増減額)	18,500	19,500	20,400	21,500	22,500

※維持補修費の見込みであり、投資的経費は含めていない。

■公債費の増加見込み

(単位：千円)

	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
推計値(対前年度比増減額)	38,341	42,354	49,190	44,777	19,940

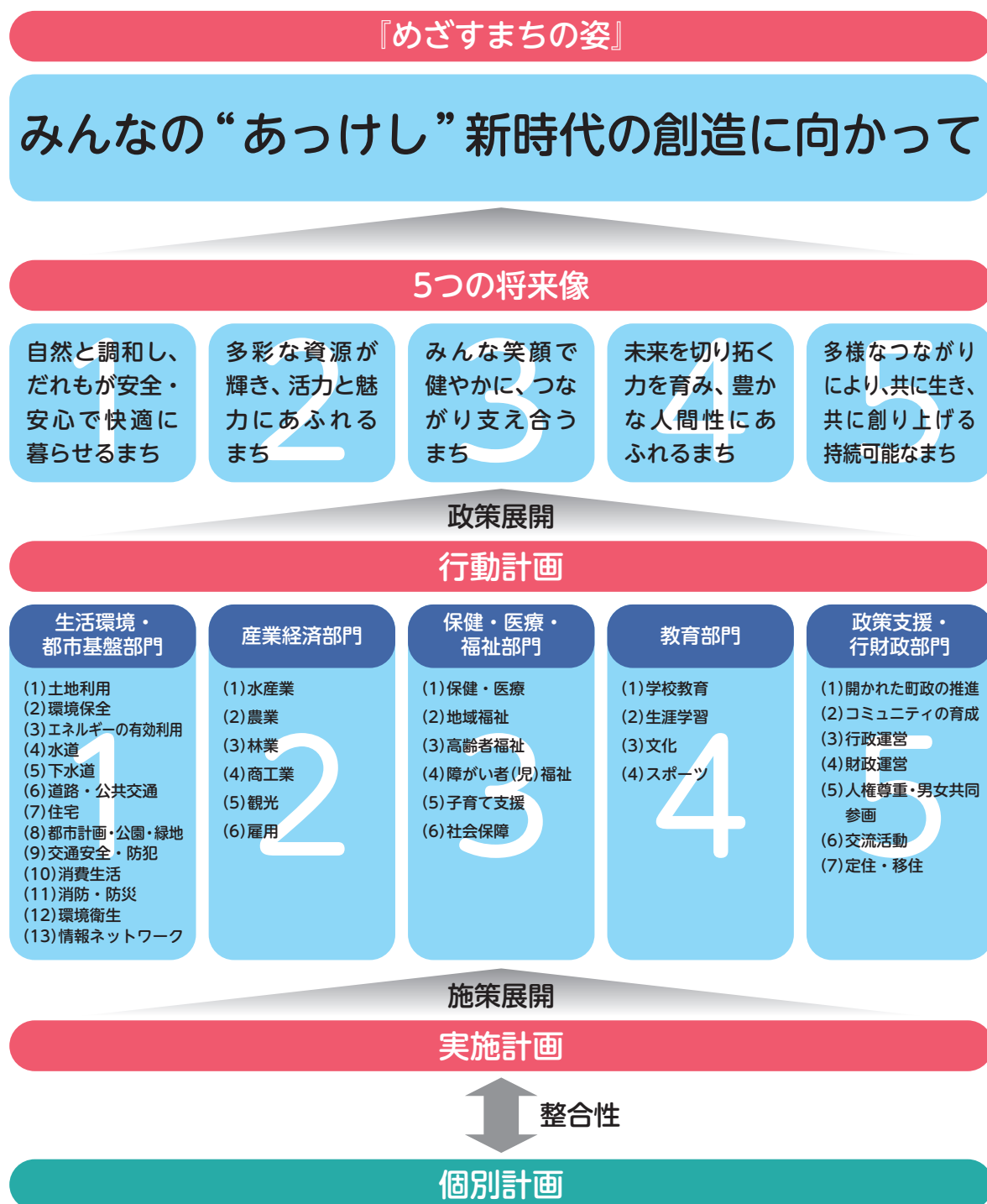
Ⅱ 基本構想

第2章

政策の体系

(『めざすまちの姿』の実現に向けた政策展開)

厚岸町の『めざすまちの姿』を実現するため、具体的な姿として設定した5つの将来像に応じて、次のとおり各部門により、政策展開を図ります。



第3章

施策の大綱

（各部門の施策と基本方針）

各部門で展開する施策と基本方針を示します。

第1節 生活環境・都市基盤部門

この部門で推進する施策に関連するSDGsにおける17の目標



1 土地利用

- 効率的な社会経済活動と安全で快適な生活が確保できるように、地域の実情に応じた自然的土地利用と都市的土地利用による計画的な土地利用の促進に努めます。
- 土地の適正な把握と管理を進めるため、測量基盤の整備や土地情報の管理システムの構築による地籍管理の適正化に努めます。

2 環境保全

- 生物の多様性や生態系などの健全で豊かな自然環境を保全し、自然と共生したまちづくりを進めます。
- 環境への負荷の少ない生活・事業活動により、自然と生活、産業が共存できるまちづくりを進めます。
- 快適な環境をつくるために大気汚染や水質汚濁、土壌汚染などの公害の発生を防止するまちづくりを進めます。

Ⅱ 基本構想

- 省エネルギーや資源リサイクルを推進し、循環型のまちづくりを進めるとともに、自然と調和した環境への負荷の少ないまちづくりを進めます。
- 良好な環境を将来へと引き継ぐために、学校や家庭、地域、職場などにおける環境教育を総合的に推進します。
- 「厚岸霧多布昆布森国定公園」の適正な保護・保全と利用促進に努めます。

3 エネルギーの有効利用

- 町有施設における省エネルギーを推進するとともに、再生可能エネルギーの導入を推進します。
- 町民、事業者への省エネルギーの意識、行動の啓発を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 省エネルギーに関する融資制度や省エネルギー機器など、省エネルギーに関する情報収集と提供に努めます。

4 水道

- 将来にわたって安全で安心な水を安定的かつ持続的に供給するため、地震や大雨などの自然災害に強い水道施設の更新を計画的かつ着実に実施します。
- 独立採算の原則の下、効率的な経営と適切な料金見直しにより、経営基盤の強化を図り、健全な経営を維持します。

5 下水道

- 厳しい財政状況の下、持続的な下水道サービスを確保するため、施設の適切な維持管理や計画的な改築更新を行うための整備計画を再構築し、健全な経営に努めます。
- 災害発生時には、町民や関係者の安全確保を最優先に、下水道機能の早期復旧に努めます。

6 道路・公共交通

- 道東自動車道の整備促進に努めます。
- 安全で暮らしやすい生活環境を確保するため、国道や道道、町有施設などとの関連を重視した道路網の充実に努めます。
- 安全で快適な道路環境の整備に努めます。
- 落石や地吹雪などの災害に強い交通施設の整備に努めます。
- 町民の貴重な交通手段である鉄道とバス路線の維持や機能充実に努めるとともに、デマンドバスを含めた、より利便性の高い公共交通のあり方について検討を進めます。

7 住宅

- 町民だれもが安心して暮らすことのできる住生活の提供を目指します。
- 空き家・空き地の有効活用を目指します。
- 各種支援事業の継続による、町内需要の掘り起こしを目指します。

8 都市計画・公園・緑地

- 都市づくりの将来ビジョンや地域別のあるべき姿と整備方針、都市生活や経済活動を支える諸施設の計画などを定めた「厚岸町都市計画マスタープラン」に基づいた都市づくりに努めます。
- 適切な用途地域の指定により、都市の環境や機能の維持向上に努め、将来の市街地形成の動向を見極めながら、用途地域の見直しを進めます。
- 都市機能を維持向上させるため、「尾幌糸魚沢道路」(仮称)厚岸インターチェンジなど、周辺環境の変化にも対応する都市施設の計画、見直しを行います。
- やすらぎを与え、憩い・集い・楽しめる公園づくりを町民と共に推進し、自然と調和するまちづくりを進めるため、道路や学校、公園などの公有地の緑化の推進に努めます。

9 交通安全・防犯

- 交通事故のない安全で安心なまちづくりを進めるため、人命尊重を基本理念に交通安全意識の普及・啓発に努めるとともに、道路事情に適合した交通安全対策に努めます。
- 犯罪のない明るく住みよいまちづくりを目指し、警察署はもちろん関係機関や地域住民との連携を強化し、防犯活動に努めます。

10 消費生活

- 町民の消費者トラブルを未然に防ぐため、消費生活に関する教育・啓発活動の展開や相談体制の強化、きめ細かな情報提供の充実を図るとともに、関係機関や団体との連携を密にし、正しい知識を持つ消費者の育成に努めます。

11 消防・防災

- 町民の生命、身体及び財産を守り、生涯にわたって安全で安心な生活を送ることができるよう防火意識の高揚と防火管理体制の強化、さらに救命率の向上に努めながら、多様化・複雑化する各種災害に迅速かつ的確に対応できる消防・救急体制の近代化及び高度化に努めます。
- 防災関連施設や備蓄品の点検・補充を行うほか、防災意識の向上により、自主防災組織の育成支援に努め、防災関係機関はもちろん、町民自らが自助・共助の意識を持ち、日頃から災害に備えることができるよう取り組みます。

Ⅱ 基本構想

- 土砂災害の被害を未然に防止するため、治山事業を推進し、災害などにより崩壊した箇所は、復旧治山事業を実施します。
- 自然環境との調和や景観面などに配慮した河川の改修を進め、水害の防止と護岸や堆積土砂対策に努めるため、自然環境や生態系の保全に配慮した河川環境の整備を関係機関に要望するとともに、公共事業などにおける野生動植物に配慮した取組を推進するほか、矢臼別演習場からの土砂流出対策として、別寒辺牛川水系土砂流出対策事業を実施します。

12 環境衛生

- 町民、事業者、町の協働により、ごみの減量化や資源ごみの分別の徹底によるリサイクル率の向上に努めるとともに、廃棄物処理施設の適正な維持管理に努めます。

13 情報ネットワーク

- 電子自治体化のさらなる推進のため、多種多様なメディアを活用した情報発信、厚岸情報ネットワークのさらなる利活用に努めます。
- 地上デジタル放送難視聴地区の共同受信施設組合に対する支援に努めます。

第2節 産業経済部門

この部門で推進する施策に関連するSDGsにおける17の目標



1 水産業

- 水産物の安定供給と将来にわたる漁業生産の維持を図るため、漁業資源の管理や安定的な増養殖事業の推進と海域の環境保全や担い手の育成支援に努めます。
- 豊かで活力ある漁村の構築を図るため、陸上養殖を含めた新たな魚種の増養殖の可能性について関係機関と検討し、資源増殖に向けた取組に努めます。
- 地域特性を活かしたブランドづくりを進め、地域水産物の競争力の強化に努めます。
- 作業の省力化に向けた設備などの導入促進や、将来の担い手が就業しやすい環境整備により、労働力の確保に努めます。

2 農業

- 豊かな自然環境の下、土地資源を活かした生産性の高い酪農経営の安定化を図るため、継続した生産基盤整備を進めます。
- 酪農業の基盤を維持するため、関係機関と共に就農希望者への相談活動、就農研修から経営確立までの支援を行い、経営継承や新規就農者の確保に努めます。
- 酪農業の労働環境を整えるために、農業従事者の確保を図り、ゆとりある働き方を促進します。

Ⅱ 基本構想

- 自然環境に配慮したクリーンな農村環境づくりのため、家畜ふん尿の適正処理と有機資源として有効活用することを基本とした環境負荷低減対策に努めます。

3 林業

- 森林の有する公益的機能の維持増進と持続的な林業資源の確保を図るため、町有林及び私有林において計画的な森林施業を推進します。
- 地域の核となる林業事業体の体質強化を図るため、新しい林業の担い手が誇りと生きがいを持って、安心して働ける環境づくりを支援します。
- 「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取組である「木育」を推進します。
- 林業施業の低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及を図ります。
- 森林の適正な管理と林業施業の効率化を図るため、林道などの路網の整備に努めます。
- 森林環境譲与税を有効に活用して、適切な森林の整備やその促進につながる取組を進めます。
- 菌床しいたけ生産の安定と活性化を図るため、産地形成による産業の発展に努めます。

4 商工業

- 地域に根ざした魅力ある商業の展開に向けて取り組む事業者や商業団体を支援します。
- 厚岸町商工会や金融機関との連携を強化し、生産性の向上などの経営安定と強化の取組のほか、創業や新分野進出などの新たな取組を促進します。
- 厚岸町の豊富な1次産品を活用した商品開発や「食」の魅力を高める取組を促進します。

5 観光

- 豊かな自然が育む「食」や「自然体験」を活かした個性ある観光地づくりを目指します。
- さまざまな分野での観光振興を図るため産業経済団体等と連携し、活力ある観光地づくりを目指します。
- 環境と調和した観光施設の整備を進め、環境と産業が共生する活力ある観光地づくりに努めます。
- 増加傾向にある外国人観光客が安心して快適に観光できる環境づくりに努めます。
- 広域連携による観光ルート形成により、道東地域への観光客の滞在を促します。
- 感染症対策に配慮した観光地づくりを目指します。

6 雇用

- 地元企業の経営安定・強化や新たな産業の創出を促進し、雇用の安定と就業機会の拡大に努めるとともに、若年者や女性などの就労支援に努めます。
- 多様なニーズに対応した職業能力の開発や技術習得の支援などにより通年雇用を促進します。

第3節 保健・医療・福祉部門

この部門で推進する施策に関連するSDGsにおける17の目標



1 保健・医療

- 健康増進計画「みんなすこやか厚岸21(第3期)」に基づき、各種健康診査などの健康づくりに関する事業を推進し、全世代が心身ともに健康を保持増進できるよう努めます。
- 安全で安心できる医療の提供と病院経営の健全化に努めるとともに、救急医療をはじめとする地域医療の確保と継続に努めます。

2 地域福祉

- 地域住民やボランティア団体などの福祉関係者などと連携・協力し、町民と行政の協働による「ともに支えあう福祉のまちづくり」を目指します。

3 高齢者福祉

- 介護予防や地域包括ケアなどの推進により、人にやさしい福祉のまち・いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち・ともに支え合うまちを目指します。

4 障がい者（児）福祉

- 障がい児が将来にわたって自立した生活を送ることができるよう、就労期まで一貫した支援を行う体制の充実を図ります。
- 障がい者自身が主体性・自律性を持って、社会活動へ積極的に参加できるよう支援体制の充実を図ります。

Ⅱ 基本構想

- 障がい者(児)が暮らしやすい社会は、障がいのない人にとっても暮らしやすい社会であることを認識し、多様な主体との共創による取組を推進します。

5 子育て支援

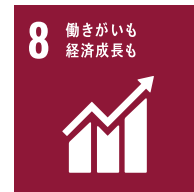
- 子育て支援サービスの充実と経済的支援に努め、安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の充実を図ります。
- 幼児期は、人間としての健全な発達や社会に対応する能力の基礎を培う極めて大切な時期であるため、家庭と地域社会、保育所と幼稚園等が連携して児童の育成環境の充実を図ります。

6 社会保障

- 町民だれもが生涯にわたって健康で安心できる暮らしを営み、不安のない老後を送ることができるよう、社会保障制度の適正な運用と町民の理解の浸透に努めます。

第4節 教育部門

この部門で推進する施策に関連するSDGsにおける17の目標



1 学校教育

- 児童生徒の主体性を育み、人や社会と共に生きる資質・能力を向上させるため、教育施設の充実や学習機会の均等を図り、児童生徒が将来に対して希望が持てる教育環境の整備に努めます。
- 町民の要望に応えられる教育環境の充実を目指すとともに、保護者と児童生徒に対する経済的支援施策の充実にも努めます。

2 生涯学習

- 町民のニーズや社会情勢に基づき、生涯学習の各種講座の開催や町民があらゆる機会学ぶことができるよう情報の提供に努めます。
- 必要な情報の収集や資料の充実を図り、「いつでも、どこでも、だれでも」利用できる社会教育施設の機能を活かした事業の推進に努めます。

3 文化

- 芸術文化活動の振興を図るため、芸術鑑賞の機会や創作・発表の場の拡充、文化活動指導者の確保と養成及び文化団体やサークルの育成に努め、町民の心を豊かにする芸術文化活動の促進に努めます。
- 文化財の保護・保存を図りながら、郷土の歴史・文化財を活用した事業を展開するとともに、その保護思想の普及・啓発に努めます。

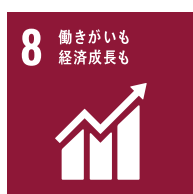
4 スポーツ

- 子どもから高齢者までの町民だれもが、それぞれのライフステージに応じ、それぞれの志向に合う仲間や指導者と共にスポーツレクリエーション活動に親しむことができる環境づくりを進めます。

Ⅱ 基本構想

第5節 政策支援・行財政部門

この部門で推進する施策に関連するSDGsにおける17の目標



1 開かれた町政の推進

- 広報誌「広報あつけし」をはじめとする広報活動の充実により、行政と町民との情報の共有化を図るとともに、町民の意識や意向の把握に努め、町民と共に進めるまちづくりを目指します。
- 町民に開かれた、わかりやすい行政運営を実現するため、適切な情報公開に努めるとともに、厳正な情報管理により個人情報などを保護します。
- 町民が町政へ参画できる機会として、各分野における計画策定の過程において町民ワークショップなどの積極的な開催に努めます。
- 厚岸町の生いたちからの変遷の実態を正確かつ客観的に把握するとともに、民衆史の視点、民族資料のくみ上げなど、あらゆる分野に視点を配し、将来の展望を持つため歴史的事実を明らかにして、今後の町民生活及び行政施策を検討する上で町民及び職員から参考とされる文献となるような新厚岸町史を編集・発刊します。
- 来庁者が安心して庁舎を利用できるように、わかりやすい案内表示や適切な情報提供のほか、利用しやすい備品などの配置など、町民ホールの利活用について推進します。

2 コミュニティの育成

- 町民と行政の協働による安全で安心なまちづくりを推進するとともに、心豊かな地域を築くため、自治会などの地域組織の育成強化や地域の連帯意識の高揚を図り、組織の自主的な活動を促進します。

3 行政運営

- 行政需要や財源に応じた行政組織機構の見直しを常に検討します。
- 真に「人財」といえる職員の育成に努めます。
- 地方分権時代、地方創生時代にふさわしい行政運営に努めます。
- 近隣市町村などとの連携により、魅力ある地域づくりや共通の地域課題解決に向けて取り組みます。

4 財政運営

- 町民サービスの維持向上を図るため、町税などの自主財源の確保、財政調整基金などの将来に備えた基金残高の確保や町債発行抑制による町債残高の縮減、さらに、全ての会計における財政の健全化を図るとともに、適正な課税と公平な納税意識の啓発を推進し、将来を見据えた持続可能な財政運営の推進に努めます。

5 人権尊重・男女共同参画

- 性別や年齢、障がいの有無、国籍、信条、社会的身分などの差別を解消し、あらゆる人の人権を守るために、人権尊重の普及・高揚を図り、人権問題について正しい認識を広めます。
- あらゆる世代に向けた男女共同参画の正しい知識と理解の推進を図り、男女共同参画社会を形成するための意識づくりに努めます。

6 交流活動

- 友好都市子ども交流は、町内の小学生がお互いの地域の風土や文化に触れ、野外活動交流を通して、子どもたちの感性豊かな人格の形成に努めます。
- 姉妹都市中学生等国際交流は、町内の中学生と高校生が参加し、国際交流を通して現地の風土や文化に触れ、豊かな国際性を持った人格の形成に努めます。
- 友好都市や姉妹都市をはじめとする各地域とのさまざまな分野での交流活動を推進するため、必要な情報の収集や提供を図りながら、魅力ある地域づくり・人づくりに努めます。
- 国や関係機関との連携を図りながら、北方領土の返還に向けた運動を展開します。

7 定住・移住

- 厚岸町で暮らし続けてきた町民や新たに暮らし始めた町民が、これからも住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。
- 厚岸町をまだ訪れたことのない人が、行ってみたい、住んでみたいと思えるまちづくりを進めます。
- 移住希望者に向けた総合的で効果的な情報発信や相談対応などにより、移住の促進を図ります。

Ⅲ

行動計画

後期

【令和7年度(2025) ▶ 令和11年度(2029)】

第1章 生活環境・都市基盤部門

～自然と調和し、だれもが安全・安心で快適に暮らせるまち～

第2章 産業経済部門

～多彩な資源が輝き、活力と魅力にあふれるまち～

第3章 保健・医療・福祉部門

～みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち～

第4章 教育部門

～未来を切り拓く力を育み、豊かな人間性にあふれるまち～

第5章 政策支援・行財政部門

～多様なつながりにより、共に生き、共に創り上げる持続可能なまち～

第1章

.....

生活環境・都市基盤部門

.....

～ 自然と調和し、

だれもが安全・安心で快適に暮らせるまち～

Ⅲ 行動計画

施策 1-1

第 1 節 土地利用

めざすまちの姿

- 適切な地域区分により、土地が有効活用されるとともに、自然環境と都市環境の調和が図られ、厚岸らしいまちが発展を遂げています。

現状と課題

- 町土は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、町民の生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることを踏まえ、厚岸町では自然的な土地利用と都市的な土地利用の調和を図りつつ、適切な土地利用に努めてきました。
- 近年、人口減少や少子高齢化の急速な進行などを背景に、空き家や空き店舗、空き地などが増加し、今後、さらに増加が見込まれる中、このままでは土地の有効活用の妨げになるだけでなく、防災、衛生、景観等のあらゆる面で影響を及ぼすことから、行政のみならず、町民、地域・団体等が一体となった総合的かつ計画的な対策の強化が急務となっています。
- 今後も土地利用関係法の適切な運用に努め、恵まれた自然環境と調和した産業の振興を図り、生活環境の整備を推進するため、社会情勢の変化に対応した秩序ある土地利用を推進する必要があります。
- 令和 3 年 4 月には「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立し、所有者不明土地の発生予防と利用の円滑化の観点から抜本的な見直しが図られています。
- 昭和 32 年から開始した地籍調査※¹事業は原野などの一部を除いて既に調査を終了しています。今後も引き続き、字界や地番、測量成果などの土地情報の適正管理と効果的な活用に努める必要がある一方、地区によっては地籍調査や土地境界測量などの誤りが見受けられることから、これらの解決が大きな課題となっています。

関連する町の個別計画（計画期間）

- 厚岸町都市計画マスタープラン(令和 6 年度～令和 25 年度)
- 厚岸町空家等対策計画(令和 3 年度～令和 7 年度)

※ 1 地籍調査：主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者や地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。

目標実現に向けた役割分担

町 民	地域・団体など	行 政
● 土地利用についての関心を高めます。 ● 空き家や空き店舗、空き地などの活用方法を検討します。 ● 相続登記の申請義務化などについて理解を深め、適切に対応します。 ● 地籍修正事業に伴う土地への立ち入りのほか、現地調査測量や境界確認のための立ち会いに協力します。	● 土地利用についての関心を高めます。 ● 空き家や空き店舗、空き地などの活用方法を検討します。	● 全町的な土地利用コントロールにより、自然と産業、生活が共存できるまちをつくります。 ● 空き家や空き店舗、空き地などの活用方法を検討し、有効活用に努めます。 ● 相続登記の申請義務化などの制度の周知を図ります。 ● 土地情報の迅速な提供に努めるほか、誤りのある土地の調査や地籍の修正に努めます。

基本方針

- 効率的な社会経済活動と安全で快適な生活が確保できるように、地域の実情に応じた自然的土地利用と都市的土地利用による計画的な土地利用の促進に努めます。
- 土地の適正な把握と管理を進めるため、測量基盤の整備や土地情報の管理システムの構築による地籍管理の適正化に努めます。

1 計画的な土地利用の推進

施策の展開

- ① 「国土利用計画法」や「都市計画法」「農業振興地域の整備に関する法律」「森林法」「自然公園法」「自然環境保全法」など、土地利用関係法の適切な運用による土地利用の推進に努めます。
- ② まちなかの活性化と生活環境の保全に向け、空き家や空き店舗、空き地などの効果的な利活用などの検討、実施及び促進に努めます。
- ③ 効率的なまちづくりに資する町有地の有効活用を図ります。
- ④ 自然環境や地理的条件など、それぞれの地域の特性を活かした土地利用を進めながら、快適な生活環境の確保と自然環境の調和を図り、持続可能な魅力あるまちづくりに努めます。
- ⑤ 所有者不明土地の発生予防と利用の円滑化を図るため、相続登記の申請義務化などの制度の周知を図ります。

Ⅲ 行動計画

施策に係る主な取組・事業

- 土地利用関係法に基づく届出の必要な土地取引の周知
- 「厚岸町空家等対策計画」の推進
- 相続登記の申請義務化などの制度の周知

期待される効果

- 土地の効率的な利活用が図られます。

2 地籍管理の充実

施策の展開

(1) 地籍管理システムの確立

土地の分合筆や所有権移転などの土地情報を定期的に更新し、地籍管理システムの整備に努め、行政施策への有効活用を図ります。

(2) 地籍修正の推進

土地の所有者などの理解と協力を得て、誤りのある地籍の修正に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 地籍管理システムの確立
- 地籍修正事業

期待される効果

- 土地境界のトラブルを未然に防ぎ、建物の建築や土地取引が円滑に行われるようになります。

施策 1-2

第2節 環境保全

めざすまちの姿

- 町、町民、事業者が協働で環境保全に取り組み、豊かな自然と共に良好な生活ができるまちを積極的に創り上げています。

現状と課題

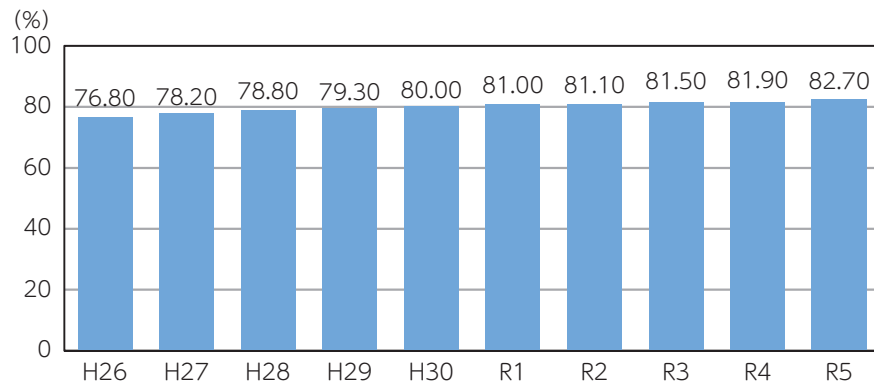
- 厚岸町の基幹産業である漁業と酪農業は、自然環境を保全してはじめて成立する産業であり、これらを振興し、地域を活性化するためには、環境への負荷低減など積極的な環境保全を行う必要があります。
- 陸域から流入する窒素やリンなどの栄養塩類^{※1}が厚岸湖の水質に大きく影響を及ぼす可能性があることから、継続して水質などの環境を調査し、森林や湿原、河川、外洋がもたらす栄養塩類の物質循環^{※2}を解明する必要があります。
- 水質保全に重要となる排水処理については、公共下水道区域外の地区における合併処理浄化槽^{※3}の整備を推進する必要があります。
- 水質汚濁の防止については、下水道未整備地域に立地する事業場などからの排水のほか、家畜排せつ物の不適切な処理などの監視・指導を徹底する必要があります。
- 人体や環境に対して大きな影響を及ぼす恐れのある重金属や化学物質については、大気、水などを通して地下水、土壌などに蓄積されやすく、こうした有害物質の適正な管理、監視が求められています。
- 現在、地球規模で人間活動が原因の温暖化が進行し、異常気象などのさまざまな影響が出始めています。このため我が国では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球規模での環境保全である地球温暖化への対策が進められています。
- 厚岸町では、令和6年3月に策定した「厚岸町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「第2期厚岸町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、引き続き、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を進めるため、さらなる再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進を図る必要があります。
- 厚岸湖・別寒辺牛湿原が開発されず原始の姿で残っていることは、生態系の維持につながり、その生態系の環境の中にある漁業生産物を守り続けられた要因でもあります。私たちが賢明な利用^{※4}を進めるだけでなく、この貴重な環境を後世へ引き継ぐため、持続可能な開発^{※5}の考え方の下、ラムサール条約登録地として湿地の保全と生態系や種、個体群それぞれのレベルでの生物の多様性^{※6}の確保を図る必要があります。
- 自然とのふれあいは、自然の仕組みを知り、自然保護に対する理解を深める上で大切であるとともに、心の豊かさを育むほか、日常生活や余暇活動においても重要なものとなっています。これらの環境を大切にすると活用する発想力を育成し、環境保全に対する意識を向上させるためには、環境教育や環境学習の充実を図る必要があります。

- ※1 栄養塩類：植物性プランクトンや海藻などの食物体をつくるのに不可欠なケイ素、リン、窒素などの元素は海水中でそれぞれ主にケイ酸塩、リン酸塩、硝酸塩として溶存している。これらの無機塩類を栄養塩類という。
- ※2 物質循環：生物を構成するさまざまな物質が、食物連鎖などを通して形を変えながら生物間を移動し、再び環境に戻るまでの一連の流れ。
- ※3 合併処理浄化槽：し尿と生活排水(台所や風呂、洗濯などの排水)を併せて処理する施設で、微生物の働きによって汚水中の有機物を分解し、きれいになった上澄水を消毒して放流する。
- ※4 賢明な利用：湿地の生態系を維持しつつそこから得られる恵みを持続的に活用すること。ラムサール条約では、地域の人々の生業や生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の「賢明な利用(Wise Use: ワイズユース)」を提唱している。
- ※5 持続可能な開発：将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の欲求をも満足させるような開発。環境と開発は共存し得るものとし、環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるとした考え。
- ※6 生物の多様性：生物の長い進化の歴史の結果として、互いにつながりのある多様な生物が共存していること。遺伝子、生物種、生態系という3つのレベルでの多様性がある。

Ⅲ 行動計画

- 「厚岸霧多布昆布森国定公園」の適正な保護・保全及び利用の促進を図る必要があります。

■厚岸町の污水处理普及率の推移



資料：環境林務課

関連する町の個別計画（計画期間）

- 第2期厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画(令和2年度～令和11年度)
- 第2期厚岸町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(令和6年度～令和12年度)
- 厚岸町再生可能エネルギー導入目標計画／厚岸町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(令和6年度～令和12年度)
- 厚岸町一般廃棄物処理計画(生活排水処理基本計画)(令和2年度～令和11年度)
- 厚岸水鳥観察館運営計画(平成18年度～)
- 厚岸湖の保全による漁業地域振興計画(平成30年度～)

目標実現に向けた役割分担

町 民

- 自然環境を保全するとともに、環境負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、節電・節水等の省エネルギーの取組やせっけんの使用に努めます。
- 環境講演会や環境活動に積極的に参加し、環境保全に対する認識を深めます。
- 下水道及び合併処理浄化槽へ切り替えます。

地域・団体など

- 自然環境を保全するとともに、環境負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、節電・節水等の省エネルギーの取組やせっけんの使用に努めます。

行 政

- 自然環境を保全するとともに、環境負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、省エネルギーの意識啓発を行うほか、せっけん購入助成事業を支援します。
- 町職員が環境に配慮した行動を率先して行います。
- 水洗化率向上のため環境を整えます。

基本方針

- 生物の多様性や生態系などの健全で豊かな自然環境を保全し、自然と共生したまちづくりを進めます。
- 環境への負荷の少ない生活・事業活動により、自然と生活、産業が共存できるまちづくりを進めます。
- 快適な環境をつくるために大気汚染や水質汚濁、土壌汚染などの公害の発生を防止するまちづくりを進めます。
- 省エネルギーや資源リサイクルを推進し、循環型のまちづくりを進めるとともに、自然と調和した環境への負荷の少ないまちづくりを進めます。

- 良好な環境を将来へと引き継ぐために、学校や家庭、地域、職場などにおける環境教育を総合的に推進します。
- 「厚岸霧多布昆布森国定公園」の適正な保護・保全と利用促進に努めます。

1 山・湿原・川・湖・湾を通っている水・物質の連鎖

施策の展開

(1) 「みどりの循環構想」の推進

資源ごみを分別し、売却した収入の一部を財源として山や河畔への植栽を行うことで厚岸湖・湾の保全を図り、漁業生産に貢献する「みどりの循環構想」を基本として、具体的な施策を町民に周知し行動します。

(2) 調査・研究

- ① 地域における海域の環境保全や持続可能な産業と生活のため、河川や厚岸湖・湾の各種データを採取します。
- ② 厚岸湖の栄養塩類のバランスを含めた物質循環機能の適正な維持のため、国や北海道と連携して調査・研究に取り組みます。

(3) 湿地の役割

ラムサール条約登録湿地である厚岸湖・別寒辺牛湿原に関する情報を収集及び発信します。

施策に係る主な取組・事業

- 厚岸湖・別寒辺牛湿原に関する情報発信
- 「みどりの循環構想」の推進
- 厚岸湖の物質循環への取組

期待される効果

- 厚岸湖・湾の水質環境が守られます。
- 湿原の役割、重要性の理解につながります。

2 水質の保全

施策の展開

(1) 水質調査

- ① 厚岸湖・湾、河川の水質調査を実施するとともに、監視と指導を進め、良好な水質の確保に努めます。
- ② 水道水源であるホマカイ川の定期的な水質調査を実施し、安心な飲料水の確保に努めます。
- ③ 融雪期や凍結期または降雨後に上流河川の水質調査を実施し、家畜排せつ物が適正に処理されているか監視、指導します。
- ④ 水環境に関する情報を関係機関と共有します。

Ⅲ 行動計画

（２）事業場などに対する規制及び改善指導

- ① 法令等に基づく立ち入り検査の実施など、事業場への規制指導を継続的に進めます。
- ② 海上や岸壁からのパトロールを実施し、油流出事故や工場排水の監視、指導を進めます。

（３）生活排水対策

- ① せっけん購入助成を支援し、脱合成洗剤による有害物質の排出軽減を図ります。
- ② 町有施設で使用する洗剤は可能な限りせっけんを使用します。
- ③ 公共下水道区域外における合併処理浄化槽の設置費を支援し、生活排水対策の推進を図ります。

施策に係る主な取組・事業

- 水質調査
- 合併処理浄化槽設置に対する支援

期待される効果

- 公共用水域の水質が保全されます。

3 大気汚染の防止

施策の展開

（１）自動車の適正な使用の推進

公用車における排出ガスと燃料消費の抑制のため、電気自動車などのクリーンエネルギー自動車※⁷を導入します。

（２）大気汚染の低減

法令により禁止されている簡易焼却炉での焼却や野焼きの防止のため、啓発、指導に努めます。

（３）ばい煙発生対策の推進

- ① ばい煙の適正処理に伴う届出処理状況の確認や自主測定を実施します。
- ② ばい煙発生施設や粉じん発生施設での法令遵守の徹底を図ります。

施策に係る主な取組・事業

- 環境監視員による巡回

期待される効果

- 生活環境が保全されます。

※⁷ クリーンエネルギー自動車：EV（電気自動車）、PHEV（プラグインハイブリッド自動車）、FCV（燃料電池自動車）、CDV（クリーンディーゼル自動車）のことをいう。

4 有害物質対策

施策の展開

有害物質全般に対する国などの動向を注視するとともに、情報収集と提供に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 有害物質対策の情報収集・提供

期待される効果

- 健康被害の防止につながります。

5 温室効果ガスの排出削減

施策の展開

- ① 町有施設の二酸化炭素排出量について、平成25年度対比で令和12年度までに50.0%の削減※⁸に努めます。
- ② 町民、事業者に対して、再生可能エネルギーの導入と省エネルギーを促進することにより、二酸化炭素排出量の削減に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 地球温暖化対策

期待される効果

- 世界的な平均気温の上昇を低く保つことにつながります。

6 自然環境の保全

施策の展開

(1) 生物多様性の確保

- ① 特定外来生物※⁹などの町内での拡大を監視し、情報収集と発信に努めます。

※8 令和6年3月に策定した「第2期厚岸町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」において掲げている二酸化炭素排出削減目標。令和3年10月に国が閣議決定した「地球温暖化対策計画」における温室効果ガス排出削減目標に即した数値目標。

※9 特定外来生物：外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼす恐れがあるものの中から指定される。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけでなく、卵、種子、器官なども含まれる。

Ⅲ 行動計画

- ② 厚岸湖・別寒辺牛湿原の動植物の行動や生育分布状況の調査を実施し、保全すべき野生生物の把握に努めます。

(2) 水源かん養林の取得

森林の有する公益的機能※10による水質の維持向上を図るため、水源かん養林の取得を計画的に進めます。

(3) 自然とのふれあいの促進

- ① 厚岸湖・別寒辺牛湿原学術研究奨励助成事業の活用を図ります。
- ② ラムサール条約締結国や国内登録湿地の資料収集のほか、関係市町村との情報交換に努めます。
- ③ 自然観察会を開催し、自然とふれあえる機会を提供します。
- ④ 各市町村の自然系施設との連携を図り、情報交換の強化に努めます。
- ⑤ カヌー利用者へのマナーなどの啓発に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 自然環境の保全・利用
- 厚岸湖・別寒辺牛湿原の動植物の行動や生育分布状況の調査
- アッケシソウの保護・増殖
- 厚岸湖・別寒辺牛湿原学術研究奨励助成事業の活用
- ラムサール条約締結国や国内登録湿地の資料収集や関係市町村との情報交換
- 各市町村の自然系施設との連携と情報交換
- カヌー利用者へのマナーなどの啓発

期待される効果

- 環境保全の大切さの理解につながります。

7 子ども環境教育・環境生涯学習の充実と普及

施策の展開

(1) 環境教育の充実

- ① 環境保全活動の推進を図るため、学校版環境マネジメントシステム※11を継続して実施します。
- ② 町内小・中・高等学校が行う環境美化保全運動を支援します。

(2) 人材の活用

環境分野の専門家や環境学習の実践者、町職員を講師とした環境出前教室を行います。

(3) 環境学習機会と環境教育の場の提供

- ① 環境講演会を開催します。

※10 森林の有する公益的機能：森林の機能のうち、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能の諸機能の総称。

※11 環境マネジメントシステム：組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS－Environmental Management System)という。

- ② 自然観察会など水鳥観察館主催の「やちっこクラブ※12」の活動の充実を図り、地域の自然への理解を深める取組を推進します。
- ③ 水鳥観察館の展示や活動内容の充実を図り、環境教育の場として提供します。

(4) 普及啓発事業の推進

- ① 小学生向けに、ごみ分別などの学習教材を作成し配布します。
- ② 小・中学生向けに、省エネルギーなどに関する講座を開催します。

施策に係る主な取組・事業

- 自然環境の保全・利用
- 環境出前教室の実施
- 自然観察会など水鳥観察館主催の「やちっこクラブ」の活動充実
- 環境教育の場としての水鳥観察館の活用
- 省エネルギーなどに関する講座の開催

期待される効果

- 環境保全に対する意識の向上が図られます。

8 「厚岸霧多布昆布森国定公園」の適正な保護・保全と利用の促進

施策の展開

関係機関と連携し、「厚岸霧多布昆布森国定公園」の適正な保護・保全と利用の促進に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 「厚岸霧多布昆布森国定公園」の適正な保護・保全と利用の促進

期待される効果

- 自然環境保護の意識の向上が図られます。

指標設定

指標名	現状値		目標値(5年後)	
	数値	年(年度)	数値	年(年度)
汚水処理普及率	82.70%	R5	88.34%	R11
町有施設の二酸化炭素排出削減率	▲12.1%	R4	▲50.0%	R12

※年(年度)欄：大文字表記(R)は年度、小文字表記(r)は年(暦年)を表す。

※12 やちっこクラブ：厚岸町の自然に関心のある町内の小学4年生から中学生までを構成員として自然を体験、観察する水鳥観察館が主催するクラブ。

Ⅲ 行動計画

施策 1-3

第3節 エネルギーの有効利用

めざすまちの姿

- 環境への負荷の少ないまちづくりを進めるため、省エネルギーが推進されるとともに、地域資源を活用した再生可能エネルギーが有効利用されています。

現状と課題

- エネルギーは、私たちの生活や産業活動などにおいて欠かせないものとなっていますが、エネルギー消費の増加により、大気環境などの地球環境に大きな影響を与えているといわれています。加えて、平成23年3月に発生した東日本大震災における原子力発電所の事故や国際的なエネルギー情勢の不安定化により、国のエネルギー施策は大きな転換を余儀なくされている中、令和32年までにカーボンニュートラル※¹を実現させるため、再生可能エネルギーの普及・拡大が求められています。こうした社会情勢が変化する中、環境への負荷低減を図るため、エネルギーの消費を抑えるとともに、再生可能エネルギーの有効利用に努める必要があります。
- 厚岸町では、令和3年3月に「ゼロカーボンシティ」を表明し、令和32年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しています。

関連する町の個別計画（計画期間）

- 第2期厚岸町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和6年度～令和12年度）
- 厚岸町再生可能エネルギー導入目標計画／厚岸町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（令和6年度～令和12年度）

目標実現に向けた役割分担

町 民	地域・団体など	行 政
● 「ゼロカーボンシティ」実現のため、LED照明への切替など、身近なところから省エネルギーに取り組むとともに、住宅用太陽光発電システムの設置など、再生可能エネルギーの導入に努めます。	● 「ゼロカーボンシティ」実現のため、LED照明への切替など、身近なところから省エネルギーに取り組みます。	● 「ゼロカーボンシティ」実現のため、町有施設はLED照明に切り替えるとともに、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入に努めます。 ● 住宅用太陽光発電システム設置の支援や省エネルギーに関する説明会などを行い、再生可能エネルギーの利用、省エネルギーの取組を促進します。

基本方針

- 町有施設における省エネルギーを推進するとともに、再生可能エネルギーの導入を推進します。
- 町民、事業者への省エネルギーの意識、行動の啓発を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入を促進します。

※1 カーボンニュートラル：温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

- 省エネルギーに関する融資制度や省エネルギー機器など、省エネルギーに関する情報収集と提供に努めます。

1 エネルギーの適切かつ有効な利用

施策の展開

(1) 町有施設における省エネルギーの推進

LED照明への早期交換や省エネルギー機器の使用を推進します。

(2) 町民、事業者への省エネルギー意識、行動の啓発と取組の促進

広報誌などを通じ、省エネルギーに関する情報提供を行い、町民、事業者の意識、行動の啓発と取組を促進します。

(3) 省エネルギーに関する融資制度や省エネルギー機器などの情報収集と提供

省エネルギーに関する情報収集を行うとともに、説明会や機器の展示会など、町民、事業者へわかりやすく情報提供を行います。

(4) 再生可能エネルギーの利用促進

住宅用太陽光発電システムの設置支援などの取組を推進します。

(5) 促進区域での再生可能エネルギーの導入促進

太陽光発電などの再生可能エネルギー設備について、「厚岸町再生可能エネルギーゾーニングマップ」※2において、促進区域として設定した対象地へ景観等に配慮した上で導入を促進します。

(6) バイオマスの利用推進

温水プールにおける木質バイオマスボイラーの運用のほか、家畜ふん尿のバイオマス利用について、関係機関と連携して検討を進めます。

(7) クリーンエネルギー自動車の導入

公用車における省エネルギー化推進のため、電気自動車などのクリーンエネルギー自動車を導入します。

施策に係る主な取組・事業

- エネルギーの適切かつ有効な利用
- 住宅用太陽光発電システム設置奨励金の交付

期待される効果

- 二酸化炭素の排出量削減につながります。

指標設定

指標名	現状値		目標値(5年後)	
	数値	年(年度)	数値	年(年度)
住宅用太陽光発電システム設置奨励金の交付件数(累計)	51件	R5	90件	R12

※年(年度)欄：大文字表記(R)は年度、小文字表記(r)は年(暦年)を表す。

※2 厚岸町内において、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備を設置する際に、導入可能性や法令の有無等を踏まえ、再エネの促進や環境保全に関する区域設定を行ったマップ。導入可能性が高く積極的に再エネの導入が検討可能な「促進エリア」、法的規制により立地が困難、または、環境への影響が懸念されることから、環境保全を優先する「保全エリア」、立地には各種制約があり、地域関係者との調整が必要となる「調整エリア」から成る。

Ⅲ 行動計画

施策 1-4

第4節 水道

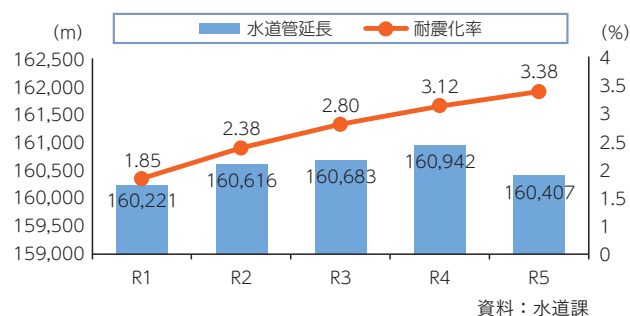
めざすまちの姿

- 安全で安心な水の安定供給が図られるとともに、災害に強い水道施設が構築され、持続可能な経営基盤と健全経営が維持されています。(毎日、安全でおいしい水が届きます。)

現状と課題

- 水道は町民生活や社会経済活動に欠くことのできないライフラインであり、将来にわたって安全で安心な水を安定的かつ持続的に供給することが水道事業の使命です。そのためには、施設更新を着実に実施しながら、企業会計の独立採算の原則の下、適正な受益者負担により必要な財源を確保し、健全経営を維持する必要があります。
- 現在の水道料金は、人口減少や社会情勢の変化により収入が減少する中、耐用年数を超える水道管などの施設整備の着実な実施や当面の経営基盤の強化を図る必要があることから令和4年度に改定したものです。
- 水道収益は、人口減少や基幹産業の影響により、年々、水需要の低下に連動して料金収入の減少が続く状況にある一方、水道費用は、物価高騰などにより動力費、修理費及び薬品費などの施設維持費を抑えることが難しい状況にあります。
- 今後は、水道施設の老朽化・耐震化対策を進める必要があり、その財源を安定的に確保するため、将来計画の策定を含めた経営の健全化を図ることが求められています。

■厚岸町の水道管延長と耐震化率の推移



関連する町の個別計画（計画期間）

- 厚岸町水道事業経営戦略(令和4年度～令和13年度)
- 水質検査計画(毎年度策定)
- 厚岸町水道事業ビジョン(令和3年度～令和12年度)
- 厚岸町簡易水道事業経営戦略(令和3年度～令和12年度)

目標実現に向けた役割分担

町 民

- 災害に備え当分の水を確保します。
- 給水装置の適切な維持管理に努めます。

地域・団体など

- 災害発生時における応急復旧対応を協定に基づき協力します。

行 政

- 財源の確保と施設の適正な維持管理に努めます。

基本方針

- 将来にわたって安全で安心な水を安定的かつ持続的に供給するため、地震や大雨などの自然災害に強い水道施設の更新を計画的かつ着実に実施します。
- 独立採算の原則の下、効率的な経営と適切な料金見直しにより、経営基盤の強化を図り、健全な経営を維持します。

1 安全で安心な水の安定供給

施策の展開

（１）原水水質の保全

- ① 関係機関と連携し水源河川流域の環境保全と水質汚濁防止に努めます。
- ② 地下水などの良質な水源調査、確保に努めます。
- ③ 「北海道水資源保全に関する条例」の届出制度の活用により土地利用の状況を把握し、水道水源の水質確保に努めます。

（２）水質安全対策

安全で良質な水を供給するため、独自検査体制の維持、検査機関の活用などにより、原水から給水に至るまでの水質安全対策を講じます。

（３）技術及び事務基盤の確保と継承

適正な浄水処理や施設管理などを維持するため、浄水場を運転管理する委託内容の見直しと職員の管理レベルの維持を図り、必要な事務職員及び技術職員の確保と継承に努めます。

（４）水道施設の計画的な更新

水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、中長期的な財政見通しの下、老朽施設を計画的に更新するとともに、根幹的な水源の見直しを含めて取水・浄水施設の建設に向けた構想の策定を進めます。

（５）水道施設台帳の整備

水道施設を適切に管理するとともに、災害や水道事故における速やかな復旧に役立てるため、水道施設台帳の整備を継続します。

（６）経営基盤の確立

水道施設の将来投資と人口減少を見据えた、安定した経営基盤を確立するため、経営審議会の意見などを踏まえながら、安全で安心な水道事業を運営します。

Ⅲ 行動計画

施策に係る主な取組・事業

- 安全で良質な水の確保(地下水の調査、確保など)

期待される効果

- 町民の生活と基幹産業である漁業と酪農業に不可欠なライフラインとしての水道を維持継続することができるとともに、自然災害に強い安全で安心な水道となることが期待されます。

2 災害に強い水道の構築

施策の展開

(1) 水道施設の防災対策

- ① 施設の現状と課題を整理し、耐震化を図ります。
- ② 大雨などの自然災害の影響を最小限にとどめ、機能を維持し、早期回復できる施設整備を推進します。
- ③ 取水被害を避けるため、新たな地下水源の確保に向けた取組により、緊急時における安定した水の供給対策を図ります。

(2) 応急給水の確保

関係機関や近隣水道事業者との連携により、災害や水道事故などにおける応急給水、応急復旧体制の確保に努めます。

(3) 資機材の確保と訓練の実施

緊急時において対応できるよう資機材を確保するとともに、災害などを想定した訓練の実施に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 水道施設の更新・耐震化整備

期待される効果

- 自然災害に強い安全で安心な水道となることが期待されます。

指標設定

指標名	現状値		目標値(5年後)	
	数値	年(年度)	数値	年(年度)
水道管の耐震化率	3.38%	R5	16.80%	R11

※年(年度)欄：大文字表記(R)は年度、小文字表記(r)は年(暦年)を表す。

施策 1-5

第5節 下水道

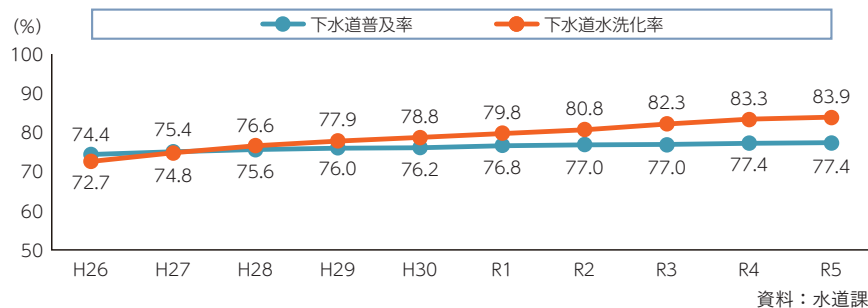
めざすまちの姿

- 町民だれもが衛生的で快適な暮らしを営んでいます。
- 公共用水域の水質が向上し、漁業資源が守られています。

現状と課題

- 下水道は、海や河川などの公共用水域の水質を保全し、衛生的で快適な生活環境を確保するための重要な施設です。
- 厚岸町では、平成3年度に公共下水道事業に着手し、平成8年度から一部供用を開始して以来、計画的に整備を進め、令和5年度末の整備面積は334.1ha、普及率は77.4%となっています。
- 供用開始から25年以上が経過し、人口減少の進行や厳しい財政状況の下で下水道資産を適正に維持管理することは重要な課題です。
- 近年、多発する大雨や地震、津波による自然災害発生時の対策が求められていることから、他事業と連携し整備を推進する必要があります。
- 下水道の污水管整備がほぼ終わり、今後は、人口減少から汚水量が減少し、下水道使用料の減収が見込まれるため、令和6年度から適用した地方公営企業法の趣旨を踏まえ、維持管理から改築更新までを一体的に捉えた効率的な整備計画と適正な受益者負担はもとより、将来計画の策定を含めた経営の健全化を図る必要があります。

■厚岸町の下水道普及率^{※1}と下水道水洗化率^{※2}の推移



関連する町の個別計画（計画期間）

- 厚岸町公共下水道事業計画変更計画書(第9次計画)(平成3年度～令和11年度)
- 厚岸町下水道中期ビジョン(令和7年度～令和16年度)
- 厚岸町公共下水道中期ビジョンに基づく経営戦略2017(平成29年度～令和8年度)

※1 下水道普及率：公共下水道処理区域内人口を行政区域内人口で除した割合。

※2 下水道水洗化率：公共下水道処理区域内の水洗化人口を公共下水道処理区域内人口で除した割合。

Ⅲ 行動計画

目標実現に向けた役割分担

町 民

- 公共用水域の保全について理解し、下水道を使えるようになった区域は、速やかに下水道に接続します。

地域・団体など

- 災害発生時における応急復旧対応を協定に基づき協力します。

行 政

- 広報誌により水洗化制度について町民へ周知します。
- 適正に維持管理します。
- 水洗化率向上のための環境を整えます。

基本方針

- 厳しい財政状況の下、持続的な下水道サービスを確保するため、施設の適正な維持管理や計画的な改築更新を行うための整備計画を再構築し、健全な経営に努めます。
- 災害発生時には、町民や関係者の安全確保を最優先に、下水道機能の早期復旧に努めます。

1 衛生的で快適な暮らしの実現

施策の展開

(1) 公共下水道の整備

下水道未整備地域の接続意向を踏まえながら、公共下水道を整備します。

(2) 水洗化の促進

町民の理解と協力を得ながら、公共下水道処理区域内の水洗化を促進します。

施策に係る主な取組・事業

- 公共下水道の整備
- 水洗化の促進

期待される効果

- 公共用水域の水質保全が図られます。

2 適正管理と健全経営

施策の展開

(1) 下水道施設の適正な維持管理

- ① これまでストックされた全ての下水道資産を適正に管理するとともに、下水道施設全体の老朽化の進捗状況等を考慮し、計画的な改築更新を行い、施設の延命化を図ります。

- ② 施設建設から維持管理、改築更新までを一体的に捉え、より経済的で効率的な整備計画を再構築します。

(2) 事業経営の健全化

下水道施設の将来投資と人口減少を見据えた、安定した経営基盤を確立するため、経営審議会の意見などを踏まえながら、健全な下水道事業を運営します。

施策に係る主な取組・事業

- 下水道施設の適正な維持管理
- 事業経営の健全化

期待される効果

- 安全で安心な施設の維持につながります。

3 自然災害に強いまちづくりの推進

施策の展開

(1) 他事業との連携による浸水対策

雨に強いまちづくりのため、下水道と道路や河川、海岸などの他事業との連携による浸水対策を進めます。

(2) 地震・津波災害対策

いかなる自然災害にも対応できる強いまちづくりのため、地震・津波災害時における下水道機能の確保に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 他事業との連携による浸水対策
- 施設の耐震化をはじめとする地震・津波災害対策

期待される効果

- 床上・床下浸水被害の軽減につながります。
- 衛生的で快適な暮らしの継続につながります。

指標設定

指標名	現状値		目標値(5年後)	
	数値	年(年度)	数値	年(年度)
下水道普及率	77.4%	R5	80.0%	R11
下水道水洗化率	83.9%	R5	85.7%	R11

※年(年度)欄：大文字表記(R)は年度、小文字表記(r)は年(暦年)を表す。

Ⅲ 行動計画

施策 1-6

第 6 節 道路・公共交通

めざすまちの姿

- 子どもや高齢者、障がい者などが安全に移動できるとともに、買い物や通勤、通学などの日常生活のあらゆる場面で移動がしやすい道路環境が整っています。
- 高規格幹線道路※¹ネットワークが延伸され、人的交流や物流の効率化が図られているほか、町民に安心感をもたらしているとともに、あらゆる分野で経済効果をもたらしています。
- 生活道路の整備や交通安全施設の設置が進み、安全で快適な道路環境が整っています。
- 町内及び町外へどの地域からでも快適に移動できる公共交通体系が整っています。

現状と課題

- 道路は、まちの骨格を形成し、豊かな町民生活を支える基盤であるとともに、地域の均衡ある発展や産業の振興に不可欠なものとして、重要な役割を果たしています。
- 厚岸町の道路交通体系は、町の中心部を東西に横断する一般国道 44 号の国道 1 路線をはじめ、主要道道 3 路線、一般道道 5 路線の主要な幹線道路のほか、町道などにより骨格的な道路網が形成されていますが、交通量の多い国道や道道の一部では、幅員の狭あいや歩道の未設置などから安全性が懸念されている状況にあります。
- 道路利用実態や沿道状況を考慮し、幅員拡幅や線形改良、歩道の新設など、交通安全対策の整備を推進する必要があります。
- 生活道路は、自治会要望などにも配慮し整備を進めてきましたが、市街地に比べ郊外では舗装率が低いことから、地域の均衡や緊急性、重要性に留意しながら整備を推進する必要があります。
- 道路は交通の機能だけでなく、都市景観やコミュニティ、交流の場としても重要な役割を果たすことから、安全で快適な道路空間の形成を図る必要があります。
- 厚岸町が管理する橋梁の老朽化が進んでいますが、架け替えには多大な費用を要するため、維持管理の徹底や修繕により橋梁の長寿命化を図る必要があります。
- 高規格幹線道路については、平成 26 年度に道東自動車道浦幌・白糠間、平成 27 年度に白糠・阿寒間、令和 6 年 12 月には阿寒・釧路西間が開通、釧路外環状道路においても、平成 27 年度に釧路西・釧路東間、平成 30 年度には釧路東・釧路別保間が開通するなど、道東地域への高規格幹線道路ネットワークが延伸されています。
- 厚岸町においては、令和元年度に尾幌・糸魚沢間が「尾幌糸魚沢道路」として新規事業化、令和 3 年度には本格着工されており、別保・尾幌間についても、計画段階評価が順調に進み、新規事業化が目前に迫っています。
- 今後は「尾幌糸魚沢道路」の工事の進捗率向上と別保・尾幌間の新規事業化、早期着工を関係機関に要望する必要があります。
- 公共交通は、人口減少や車社会の発展により、鉄道・バスは一部の便を除き利用者が減少し、その経営は厳しい状況にある一方、高齢者や障がい者のほか、個別の交通手段を持たない町民の生活を支える役割は

※ 1 高規格幹線道路：自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。効率的な整備を推進する観点から、路線の性格を勘案し、「高速自動車国道」と「一般国道の自動車専用道路」として、同時並行的に整備。

大きく、事業者や関係機関と連携した公共交通の維持確保が求められています。

- 令和4年度に町内交通体系を一部見直し、「第2期厚岸町地域公共交通計画」を策定し、その取組の一つとして、令和5年7月から公共交通の利便性向上を目的に、商業施設を巡回する買物循環バスの運行を開始したほか、厚岸町デマンドバス※²の停留所を商業施設まで延伸しました。引き続き、鉄道・バスを含めた持続可能な公共交通ネットワークの維持確保に努めるとともに、鉄道・バスを含めた持続可能な公共交通を目指し計画を実行する必要があります。
- 鉄道については、令和6年3月に国がJR北海道に対して監督命令を発し、JR花咲線を含む8線区の経営改善に向けた取組をより一層加速化するように命じたことを踏まえ、今後、JR北海道は事業の抜本的な改善方策を取りまとめ、JR花咲線を持続的に維持する仕組みを構築するとしていることから、引き続きJR花咲線の維持確保のため、利用促進を図る必要があります。

関連する町の個別計画（計画期間）

- 厚岸町橋梁長寿命化修繕計画（平成26年度～）
- 厚岸町舗装個別施設計画（平成30年度～令和13年度）
- 第2期厚岸町地域公共交通計画（令和5年度～令和9年度）

目標実現に向けた役割分担

町 民	地域・団体など	行 政
● 道東自動車道の建設状況や開通効果などを展示するパネル展や有識者により意見交換されるシンポジウムなどに積極的に参加し、高速道路の役割、必要性、利便性などについて理解を深めます。 ● 歩行者の通行に支障となるものを歩道に置かないよう努めます。 ● 公共交通機関を積極的に利用します。	● 行政と共に、「北海道横断自動車道釧路・根室間建設促進期成会」の構成団体として、機会あるごとに要望活動を行います。 ● 歩行者の通行に支障となるものを歩道に置かないよう努めます。 ● 厚岸町地域公共交通活性化協議会において公共交通の利用状況の調査や見直しを行います。	● 「北海道横断自動車道釧路・根室間建設促進期成会」※³において、機会あるごとに要望活動を行います。 ● 高速道路の役割、必要性、利便性などについて町民に周知するとともに、道東自動車道の早期建設について町民の意識醸成に努めます。 ● 利用実態、沿道の状況を考慮した道路環境を整備します。 ● 地域公共交通の維持確保に向け、必要な支援を行うとともに、公共交通機関の利用促進を図ります。

基本方針

- 道東自動車道の整備促進に努めます。
- 安全で暮らしやすい生活環境を確保するため、国道や道道、町有施設などとの関連を重視した道路網の充実に努めます。
- 安全で快適な道路環境の整備に努めます。

※2 デマンドバス：町が「道路運送法」の規定により運行する自家用自動車で、利用希望者の予約に応じて運行するものをいう。

※3 期成会：物事の成功や完成を強く期することを目的に結成された会のこと。

Ⅲ 行動計画

- 落石や地吹雪などの災害に強い交通施設の整備に努めます。
- 町民の貴重な交通手段である鉄道とバス路線の維持や機能充実に努めるとともに、デマンドバスを含めた、より利便性の高い公共交通のあり方について検討を進めます。

1 広域道路網の整備促進

施策の展開

(1) 道東自動車道の整備促進

道東自動車道「尾幌糸魚沢道路」の整備促進のほか、別保・尾幌間の新規事業化と早期着工を関係機関に要望するとともに、国土交通省北海道開発局釧路開発建設部の協力・支援に努めます。

(2) 一般国道の整備促進

国道44号の幅員拡幅や冬期路面对策、冠水対策などの交通安全対策の整備を要望します。

(3) 道道の整備促進

道道別海厚岸線における奔渡区間の歩道整備と、厚岸大橋の耐震化・老朽化対策の整備を要望します。

施策に係る主な取組・事業

- 道道別海厚岸線における奔渡区間の歩道整備を要望
- 厚岸大橋の耐震化・老朽化対策の整備を要望

期待される効果

- 農水産品の鮮度保持や輸送コストの削減につながります。
- 「あっけし牡蠣まつり」など各種イベント来場者数の増など観光客の増加が期待されます。
- 道路の通行の安全が確保され、交通安全の向上が図られます。

2 町道の整備推進

施策の展開

(1) 幹線町道の整備

床潭末広間道路や太田2号道路などの幹線町道の整備を推進します。

(2) 生活道路の整備

- ① 道路の性格や機能、現状を踏まえて整備の優先順位を設定し、町道の改良・舗装や道路側溝の整備などを計画的に推進します。
- ② 落石や地吹雪などの災害に強い交通施設の整備に努めます。

(3) 町道認定の推進

現に一般交通の用に供されている道路について、適正な町道路線網の整備を推進するため、必要に応じて町道認定を行い、適切な維持管理に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 幹線町道の整備(床潭末広間道路整備事業、太田2号道路整備事業)
- その他の町道の整備(改良舗装、歩道整備、舗装補修、防雪柵整備など)
- 町道認定

期待される効果

- 安全で暮らしやすい道路環境が確保されます。

3 安全で快適な道路環境の整備

施策の展開

(1) 安全で快適な道路環境の整備

- ① 歩行スペースの確保や段差解消などのバリアフリー化を進め、高齢者や障がい者などに配慮した歩道の整備に努めます。
- ② 通学路を中心に自転車交通や歩行者の安全を確保するため、交通安全施設の充実に努めます。
- ③ 沿道の花や街路樹の植栽など、美観と安全性に配慮した快適な道路づくりを進めます。

(2) 道路環境の向上

- ① 落石や地吹雪などの災害に強い交通施設の整備に努めます。
- ② 冬期環境に対応した道路整備や歩道を含めた除排雪体制の充実に図ります。
- ③ 町道の清掃や計画的なオーバーレイ※4などの道路の適切な維持管理に努めます。

(3) 橋梁の維持管理

- ① 「厚岸町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な修繕に努めます。
- ② 橋梁を良好な状態に保つため、日常的な維持管理として、パトロール、清掃などの実施を徹底します。

施策に係る主な取組・事業

- 各路線舗装補修事業
- 町内道路パトロール、道路維持作業、町内業者と連携しての除雪作業
- 橋梁長寿命化整備事業

期待される効果

- 安全で暮らしやすい道路環境が確保されます。
- 道路の通行の安全が確保され、交通安全の向上が図られます。

※4 オーバーレイ：従来の舗装の上に、さらにアスファルト混合物などの層を重ねる舗装の代表的な修繕工法。目的は主として、舗装の支持力の増加、破壊した舗装の支持力の回復、路面の平坦性、すべり抵抗性の回復を図ることである。

Ⅲ 行動計画

4 公共交通機関の確保

施策の展開

(1) 鉄道輸送の充実

町民や観光客の利用促進を図り、JR花咲線の維持確保に努めます。

(2) バス輸送の充実

- ① 利用者のニーズと効率的運行の両面から検討したバス運行ダイヤの改善に努めます。
- ② 厚岸町デマンドバスの運行について、より利用しやすい交通機関を目指し、必要に応じてその内容を見直します。
- ③ スクールバスの住民利用を実施します。
- ④ 定期バス路線の維持確保に努めます。

(3) 夜間における交通手段の確保

個別の交通手段を持たない町民の交通手段の確保に努めます。

(4) 地域公共交通の担い手の確保

地域公共交通の担い手確保のための支援を行うとともに、ライドシェア※⁵を含めた新たな取組の研究を進めます。

施策に係る主な取組・事業

- 厚岸町デマンドバスの運行
- 厚岸町スクールバスの住民利用の実施
- 地方バス路線への助成
- 地域公共交通の担い手確保対策の実施

期待される効果

- より豊かな町民生活の向上が図られます。

指標設定

指標名	現状値		目標値(5年後)	
	数値	年(年度)	数値	年(年度)
公共交通路線の維持(定期バス路線)	3路線	R5	3路線	R11
公共交通路線の維持(デマンドバス路線)	5路線	R5	5路線	R11
公共交通路線の維持(鉄道)	28便	R5	28便	R11

※年(年度)欄：大文字表記(R)は年度、小文字表記(r)は年(暦年)を表す。

※5 ライドシェア：タクシー事業者が運営主体となり、一般のドライバーが自家用車を使い有料で人を運ぶサービス。「日本版ライドシェア」とも呼ばれ、令和6年4月から一部の地域で導入が進められている。

施策 1-7

第7節 住 宅

めざすまちの姿

- だれもが笑顔でふれあい、安全に安心して健やかに暮らせる住環境が整備されるとともに、定住促進や少子高齢化に対応した良質な住宅が整備されています。

現状と課題

- 生活水準の向上や安全への関心が高まり、多様化・高度化するニーズに対応した良質な住宅の確保や住環境の整備が求められています。特に、高齢化が進行する中、高齢者などに配慮したユニバーサルデザイン※1化など、人にやさしい住環境の確保が求められています。
- 町営住宅については、これまで計画的に建て替えや改修を進めてきましたが、高齢者や障がい者向け住宅の整備はごく一部となっているほか、老朽化が進んでいる住宅の維持補修も重要となっていることから、今後は入居者の多様なニーズに対応した整備を推進するとともに、維持管理の充実を図る必要があります。
- 脱炭素社会の実現を目指した、住宅の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入及び災害に強い住環境の確保が求められています。
- 人口減少の抑制や良質な住まいづくりを形成するためには、定住促進に向けた空き家や空き地の活用への支援に加え、持ち家の促進や高齢者などに対応した住宅改造など、居住の快適性や安全性の向上を図るための支援も必要です。

関連する町の個別計画（計画期間）

- 厚岸町住生活基本計画（令和6年度～令和15年度）
- 厚岸町町営住宅等長寿命化計画（令和6年度～令和15年度）
- 厚岸町耐震改修促進計画（令和6年度～令和13年度）
- 厚岸町空家等対策計画（令和3年度～令和7年度）

目標実現に向けた役割分担

町 民	地域・団体など	行 政
● 住環境の適正な管理に努めます。 ● 各種支援制度を積極的に利用します。	● 行政と連携を図り、技術の向上に努めます。 ● 町民に向けた各種支援・事業の情報提供に努めます。	● 各種支援・事業の継続・推進や、町民や地域・団体等への情報提供に努めます。 ● 町民の住環境の適正な管理へ向けた助言・指導に努めます。

※1 ユニバーサルデザイン：年齢や性別、障がいの有無などの区別なく、全ての人のために使いやすい形状や機能が配慮された設計のこと。

Ⅲ 行動計画

基本方針

- 町民だれもが安心して暮らすことのできる住生活の提供を目指します。
- 空き家・空き地の有効活用を目指します。
- 各種支援事業の継続による、町内需要の掘り起こしを目指します。

1 町営住宅の整備

施策の展開

(1) 町営住宅の改修の推進

「厚岸町住生活基本計画」及び「厚岸町町営住宅等長寿命化計画」を推進し、良質なストック確保のための改修を進めるとともに、柔軟な計画の見直しに努めます。

(2) 多様化するニーズに対応するための検討

高齢者や障がい者、子育て中の親、単身者など、多様なニーズに対応するための検討を行います。

(3) 安心で良質な住環境確保のための維持管理の充実

- ① 老朽施設の維持補修、居住者のニーズにあった改善に努めます。
- ② 駐車場や公園、緑地の維持管理に努めます。
- ③ 団地ごとに避難訓練などを実施し、安全な住環境の形成に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 町営住宅の整備(改修)

期待される効果

- 安全で安心な住環境の整備が促進されます。

2 一般住宅の整備

施策の展開

(1) 持ち家・定住促進の奨励

建設相談、建築情報の提供や指導の推進のほか、住み替えなど住宅関連情報の提供の推進に努めるとともに、各種支援制度の継続と情報発信に努めます。

(2) 安全で安心な暮らしのための支援

少子高齢化が進行する中、ユニバーサルデザインの推奨に努めます。また、脱炭素化に向けた支援制度を継続します。

施策に係る主な取組・事業

- 住宅新築支援などの各種支援助成、補助事業

期待される効果

- 良好な住環境が得られます。
- 地元業者の活性化につながります。

3 良質な住環境の確保

施策の展開

(1) 安全で良質な住環境の確保

住環境の適正な管理に向けた助言指導のほか、耐震性の向上や耐震性能を満たさない住宅の解体に係る各種支援制度の継続と情報発信に努めます。

(2) 定住に向けた住環境の確保

空き家や空き地の情報を把握し提供することにより、定住促進に向けての住環境を確保します。

施策に係る主な取組・事業

- 既存住宅耐震改修費補助金などの各種支援助成、補助事業

期待される効果

- 空き家、空き地による問題、まちなかの空洞化という問題が解決されます。
- 安全できれいな街なみの確保につながります。

4 空き家などに関する対策の推進

施策の展開

空き家などの適切な管理の促進、空き家とその跡地の利活用・流通の促進及び特定空き家への対応を図るため、「厚岸町空き家等対策計画」に基づき、総合的かつ計画的な対策に取り組めます。

施策に係る主な取組・事業

- 情報提供と適切な管理指導
- 所有者等に対する除却費用と改修費用の一部補助
- 「空き家バンク」制度の周知と運営

期待される効果

- 生活環境の保全が図られます。

Ⅲ 行動計画

施策 1-8

第 8 節 都市計画・公園・緑地

めざすまちの姿

- 町民だれもが安全で安心に暮らせる、快適で秩序あるまちづくりが進められています。
- 花や緑がやすらぎを与え、憩い・集い・楽しめる公園の整備などが行われ、余暇や地域活動で多くの人に利用されています。

現状と課題

- 厚岸町では、計画的な都市機能の充実を進めながら快適な居住空間の創出を図るため、平成 15 年度に「厚岸町都市計画マスタープラン」を策定し、快適で秩序ある都市づくりの推進に努めてきました。しかし、その後、人口減少と少子高齢化の急速な進行をはじめとする社会情勢の変化や「尾幌糸魚沢道路」(仮称)厚岸インターチェンジの整備決定など、都市を取り巻くさまざまな状況の変化が顕著になってきています。
- 今後、将来の市街地形成の動向を考慮しながら、時代の変化に対応すべく令和 5 年度に見直しを行った「厚岸町都市計画マスタープラン」により、地域性などに配慮した計画的な都市づくり・まちづくりを進める必要があります。
- 公園についても、少子高齢化の影響や施設の老朽化などにより、利用頻度が低下している公園も少なくないため、令和 6 年度に策定した「厚岸町公園適正化計画」に基づき、真に必要な公園を地域住民の協力を得ながら整備する必要があります。
- これまで、都市公園への植樹や街路樹の植樹などの緑化を計画的に進めてきましたが、今後、公有地の緑化推進をはじめ、町民や事業者との連携を図りながら官民協働による緑豊かなまちづくりを進める必要があります。

関連する町の個別計画（計画期間）

- 厚岸町都市計画マスタープラン(令和 6 年度～令和 25 年度)
- 厚岸町公園適正化計画(令和 6 年度～令和 15 年度)

目標実現に向けた役割分担

町 民	地域・団体など	行 政
● ボランティア活動などにより花と緑づくり、及び良好な環境づくりに努めます。	● 町民のボランティア活動などの支援に努めます。	● 町民に対する情報提供や意見収集などを行い、意見などの適切な反映に努めます。 ● 町民のボランティア活動などの支援に努めます。

基本方針

- 都市づくりの将来ビジョンや地域別のあるべき姿と整備方針、都市生活や経済活動を支える諸施設の計画などを定めた「厚岸町都市計画マスタープラン」に基づいた都市づくりに努めます。

- 適切な用途地域の指定により、都市の環境や機能の維持向上に努め、将来の市街地形成の動向を見極めながら、用途地域の見直しを進めます。
- 都市機能を維持向上させるため、「尾幌糸魚沢道路」(仮称)厚岸インターチェンジなど、周辺環境の変化にも対応する都市施設の計画、見直しを行います。
- やすらぎを与え、憩い・集い・楽しめる公園づくりを町民と共に推進し、自然と調和するまちづくりを進めるため、道路や学校、公園などの公有地の緑化の推進に努めます。

1 都市計画の推進

施策の展開

(1) 「厚岸町都市計画マスタープラン」の推進

令和25年度を目標年度とする「厚岸町都市計画マスタープラン」を推進します。

(2) 用途地域の見直し

将来の市街地形成を見極めながら都市機能の向上を図るため、用途地域の見直しを行います。

(3) 都市施設の見直し

都市機能を維持向上させるため、「尾幌糸魚沢道路」(仮称)厚岸インターチェンジなど、周辺環境の変化にも対応する都市施設の計画、見直しを行います。

施策に係る主な取組・事業

- 「厚岸町都市計画マスタープラン」の推進

期待される効果

- 機能的で魅力的な市街地や街なみが形成されます。

2 公園・緑地の整備

施策の展開

(1) 都市公園の整備充実と町民参加による公園整備の推進

既存公園の施設・機能の充実と、老朽化の状況に応じた計画的な改修整備を進めます。

(2) 緑化の推進

良好な都市景観を形成し憩いの空間を確保するため、官民協働による花と緑のあるまちづくりに努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 公園施設の維持管理・修繕
- 花のあるまちづくり推進委員会への補助

期待される効果

- 官民協働による緑化及び公園の維持管理の下、緑豊かなまちが形成され、町民の暮らしやすさが向上します。

Ⅲ 行動計画

施策 1-9

第9節 交通安全・防犯

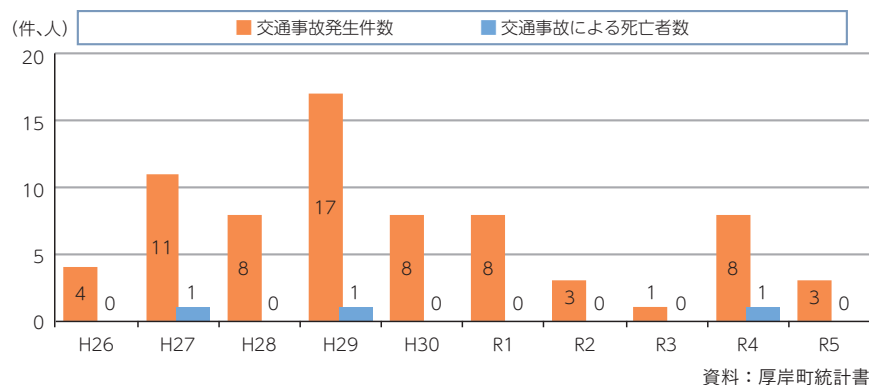
めざすまちの姿

- 子どもや高齢者、障がい者などが快適に利用できる道路が整備され、町民だれもが交通事故のないまちで安全に安心して暮らしています。
- 犯罪のない明るく住みよいまちで、警察はもちろん関係機関や地域住民が連携し、防犯活動が活発に行われています。

現状と課題

- 高規格幹線道路の整備による生活・経済圏の拡大や、高齢化の進行により交通事情もさらに変化している中、町内の交通事故件数は増減を繰り返し、依然として交通事故が絶えない状況にあります。
- 交通事故の傾向としては、全国的に高齢者が被害者や加害者となる事故が過半数を占めており、大きな社会問題となっています。
- 交通事故対策として、警察はもちろん関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、交通安全意識の普及・啓発に努めるとともに、交通安全対策を推進する必要があります。
- 安全な社会と平穏な生活の確保、秩序ある社会の発展は町民の願いですが、近年の犯罪は、凶悪化、巧妙化に加え、スピード化、組織化しており、インターネットや携帯電話による特殊詐欺が後を絶たない状況にあります。
- 特に高齢者を狙う特殊詐欺の被害が多発し、社会問題となっており、地域住民に対して大きな脅威と不安を与えているほか、幼い子どもの命を奪う、大変いたましい、卑劣で凶悪な犯罪も発生しており、これらを未然に防ぐ活動が求められています。

■厚岸町内の交通事故発生件数と死亡者数の推移



目標実現に向けた役割分担

町 民

- 行政、関係機関と連携して交通安全啓発運動を進めます。
- 交通事故に遭わない、起こさないを心掛けます。
- 自主的に防犯活動を行います。

地域・団体など

- 町民、行政と連携して交通安全啓発運動を進めます。

行 政

- 町民、関係機関と連携して交通安全啓発運動を進めます。
- 新たな犯罪の手口の周知及び注意喚起に努めます。

基本方針

- 交通事故のない安全で安心なまちづくりを進めるため、人命尊重を基本理念に交通安全意識の普及・啓発に努めるとともに、道路事情に適合した交通安全対策に努めます。
- 犯罪のない明るく住みよいまちづくりを目指し、警察署はもちろん関係機関や地域住民との連携を強化し、防犯活動に努めます。

1 交通安全対策の推進

施策の展開

（1）交通安全運動の展開

交通安全運動や街頭啓発により、交通ルールやマナーの普及促進に努めます。

（2）事故発生後の対応強化

関係機関と連携し交通事故相談活動の強化に努めます。

（3）交通安全施設の整備

- ① 国道、道道の道路拡幅や線形改良、集落地域の横断歩道や信号機の増設を関係機関に要望します。
- ② 町道の利用状況に合わせて交差点改良や歩・車道の分離、交通安全灯、防護柵、道路標識などの安全施設の整備推進に努めます。

（4）交通安全教育・指導の強化

- ① 交通弱者といわれる子どもや高齢者などを対象とした交通安全教室を開催し、交通安全意識の普及・徹底を目指すとともに、地域や職場、運転者などへの交通安全指導の強化を図ります。
- ② 高齢運転者による交通事故防止のための交通安全指導のほか、運転免許証返納の促進や安全運転支援に係る取組を継続します。
- ③ 自転車の安全利用のための交通安全講習など、安全意識の高揚を図る取組を継続します。
- ④ 交通安全指導員の活動が効果的に推進されるよう、研修会の充実に努めます。

Ⅲ 行動計画

施策に係る主な取組・事業

- 交通安全運動(街頭啓発、交通安全教育など)
- 交通安全施設整備事業
- 高齢者運転免許証自主返納支援事業
- 自転車保険加入費支援
- 自転車用ヘルメット購入費支援

期待される効果

- 子どもや高齢者、障がい者などが快適に利用できる道路環境が整備され、悲惨な交通事故がない安全で安心なまちの実現につながります。

2 防犯対策の推進

施策の展開

(1) 地域安全意識の高揚

地域安全ニュースの発行や啓発パンフレットの配布などにより、地域安全意識の高揚に努めます。

(2) 地域安全活動の充実

- ① 春、全国、歳末の地域安全運動の重点目標に基づき、厚岸警察署や厚岸地区防犯協会、厚岸町防犯協会、自治会などの関係機関、団体との連携を図り地域安全街頭啓発を実施します。
- ② 厚岸警察署や厚岸地区防犯協会、厚岸町防犯協会、自治会などの関係機関、団体との連携を密にし犯罪の未然防止に努めます。
- ③ 防犯組織の育成強化と地域ぐるみの防犯活動の推進に努めます。
- ④ 犯罪被害者などのための取組や支援活動の推進に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 地域安全活動(街頭啓発など)
- 犯罪被害者等支援制度の創設

期待される効果

- 犯罪のない明るく住みよいまちの実現につながります。

施策 1-10

第10節 消費生活

めざすまちの姿

- 悪質商法や特殊詐欺※¹などの心配事について気軽に相談できる場所や機会があり、消費者被害が発生していません。
- 商品の知識や情報を正しく理解し、商品表示などを消費生活に役立てる町民が増えています。

現状と課題

- 消費者を取り巻く環境は、民法改正により成人年齢が18歳に引き下げられたほか、インターネットの普及により、自宅で手軽に商品を購入できるように利便性が向上する一方で、取引方法が複雑化し、消費者の知識不足に付け込んださまざまな悪質商法や特殊詐欺が発生しており、その被害件数や金額が増加しています。
- 消費者被害の拡大防止のため悪質事業者に対する迅速かつ厳正な指導・処分や、消費者被害の未然防止のため「厚岸町消費者被害防止情報連絡会議」のネットワークを通じた速やかな注意喚起を含めた情報の伝達と収集や、消費生活に関する教育や消費者に対する普及啓発が重要となっています。また、消費者がさまざまなトラブルに巻き込まれたときに安心して相談を受けることができるよう、釧路市消費生活センターをはじめ関係機関や団体との連携がますます必要となっています。

目標実現に向けた役割分担

町 民	地域・団体など	行 政
● 消費者トラブルを防止するため、日常生活に必要な知識や情報を取得し、トラブルに巻き込まれないようにします。 ● 疑わしい勧誘などがあった場合は、警察などに連絡します。	● 地域の会合などで情報交換や相談に応じるなど、みんなで助け合って消費生活を送ることができる環境にします。 ● 銀行やコンビニエンスストアなどでの被害防止に努めます。	● 消費生活に関する講座の開催などにより情報提供と意識啓発を行います。 ● 気軽に相談できる体制を維持し、相談窓口の周知を徹底します。

基本方針

- 町民の消費者トラブルを未然に防ぐため、消費生活に関する教育・啓発活動の展開や相談体制の強化、きめ細かな情報提供の充実を図るとともに、関係機関や団体との連携を密にし、正しい知識を持つ消費者の育成に努めます。

※1 特殊詐欺：不特定の人に対して電話やハガキなどを使って金銭をだまし取る詐欺で、オレオレ詐欺や架空請求詐欺、還付金詐欺等の振り込み詐欺、金融商品などの取引を名目とした詐欺などの総称。

Ⅲ 行動計画

1 消費生活の意識向上

施策の展開

- ① 町民の消費生活を支えるため、消費生活講演会の開催、関係機関や団体との連携などにより、きめ細かな情報提供の充実を図ります。
- ② 消費者保護を目的に各種活動を行っている消費者協会を支援します。

施策に係る主な取組・事業

- 消費生活講演会の開催
- 厚岸町消費者協会の活動支援

期待される効果

- 消費者の意識が向上し、町民の消費者トラブルが未然に防止されます。

2 消費者保護対策の充実

施策の展開

- ① 多様化・複雑化する悪徳商法や特殊詐欺の被害防止のため、啓発用パンフレットやグッズを作成し、配布します。
- ② 多様な消費者問題に対処するため、「厚岸町消費者被害防止情報連絡会議」との連携を図ります。
- ③ 消費生活相談や苦情処理斡旋の相談事務を委託している釧路市消費生活相談センターとの連携を密にし、消費者に適切で迅速なアドバイスを行います。

施策に係る主な取組・事業

- 「厚岸町消費者被害防止情報連絡会議」の開催
- 厚岸町消費者協会の活動支援
- 消費生活に関する情報の周知と相談業務
- 高齢者や中学生、高校生に相当する年齢層への消費生活に係る啓発
- 町内金融機関やコンビニエンスストアなどへの消費者被害未然防止に係る取組の要請
- 特殊詐欺対策電話機等の設置促進

期待される効果

- 消費者の保護につながります。

施策 1-11

第11節 消防・防災

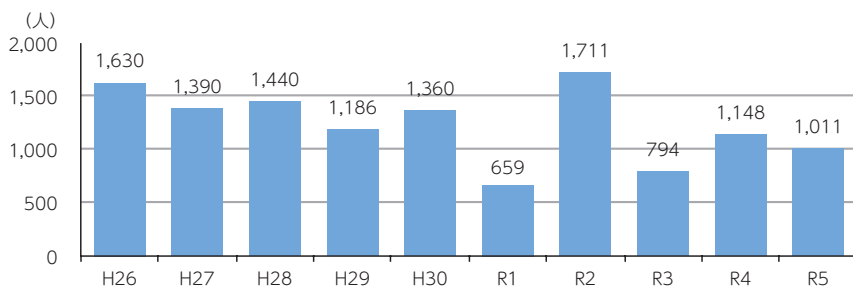
めざすまちの姿

- 町民の生命、身体及び財産を守り、地域の安全・安心を確保するため、各種災害に迅速かつ的確に対応できる消防・防災体制が充実しています。
- 防災関連施設や備蓄品が整備され、「厚岸町防災会議」が主催する防災訓練の実施のほか、地区防災計画に基づき、自主防災組織による防災活動が活発に行われ、町民が高い防災意識を持っています。
- 土砂流出及び浸水被害における防止対策事業の整備が進み、災害が未然に防止されています。

現状と課題

- 過疎化や少子高齢化、多様化・複雑化する災害、疾病構造の変化に加え、消防組織の広域再編など消防防災体制への取り組み方が大きく変化している中、「安全で安心な暮らしを続けることができる」体制づくりを積極的に進める必要があります。特に、災害対応では消防団員確保対策や対応資機材の計画的更新と取扱資格者の養成が求められています。また、救命率向上を目的とした救急救命士の高度教育の実施、さらに火災撲滅と焼死者を防ぐための方策も検証しつつ、計画的に実践することが求められています。
- 東日本大震災や北海道胆振東部地震を踏まえ、災害の大規模化・多様化に備えるため、地域の総合的な防災力のさらなる強化が求められています。地震・津波に備えるための避難場所などの防災施設については、一定程度整備を進めてきましたが、災害発生時における高齢者や障がい者などの要配慮者※¹、避難行動要支援者※²の対応などについて、行政と町民が連携し、平時からその体制を築いておく必要があります。また、自主防災組織の活動は一部の組織の防災訓練にとどまっているなど、活動状況には差があることから、防災意識の啓発や災害発生に備えた活動の活発化を促すとともに、その支援に努める必要があります。
- 厚岸町は地形的要因から、融雪期や降雨時に土砂崩壊の恐れのある箇所が多く残っており、住宅地や海産干場などに土砂が流出する被害も発生しています。このような被害を未然に防ぐため、計画的に予防治山などの山地災害防止策を推進する必要があります。また、土砂災害警戒区域の指定を受けた該当区域の町民に対しては周知・啓発を行う必要があります。災害などにより崩壊した箇所については、計画的に復旧治山事業を実施し、被害の拡大を防ぐ必要があります。
- 厚岸町の普通河川の大部分は未改修となっている一方で、集落地が低地に多い地理的条件にあり、洪水時には被害が拡大する恐れのあることから、水害の危険性のある流域の河川改修を計画的に進めるほか、洪水ハザードマップ※³の作成とその周知を行う必要があります。また、近年は台風・低気圧により、護岸からの越波による道路の冠水があり、交通に支障をきたしているため、今後の対策・検討が求められています。

■防災訓練の参加者数の推移



資料：危機対策室

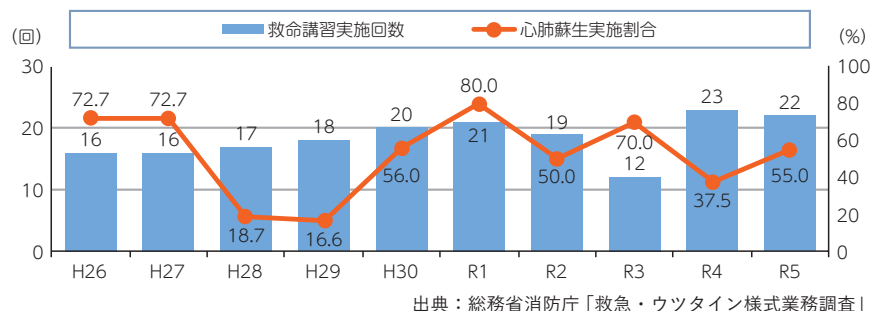
※1 要配慮者：高齢者や障がい者、乳幼児などの災害時に特に配慮が必要な人。

※2 避難行動要支援者：災害時に自ら避難することが難しく、避難のために特に支援が必要な人。

※3 ハザードマップ：自然災害によって被害が想定される範囲や避難場所の位置などを表示した地図。

Ⅲ 行動計画

■厚岸消防署の普通救命講習会実施回数と全国の心肺蘇生実施割合の推移



関連する町の個別計画（計画期間）

- 釧路東部消防組合施設整備計画(令和5年度～令和14年度)
- 釧路東部消防組合消防施設個別施設計画(令和2年度～令和11年度)
- 厚岸町地域防災計画(昭和60年度～)
- 厚岸町国民保護計画(平成18年度～)
- 厚岸町地域強靱化計画(令和3年度～令和7年度)
- 厚岸町業務継続計画(令和3年度～)
- 矢臼別演習場内土砂生産源対策基本計画(平成11年度～)

目標実現に向けた役割分担

町 民	地域・団体など	行 政
● 個人・家庭で備蓄や避難方法の確認などを行います。 ● 防災訓練に積極的に参加します。 ● 隣近所での声掛けを行います。	● 自主防災組織の組織化を行います。 ● 自主防災組織として定期的に防災訓練を行います。 ● 隣近所での声掛けを行います。 ● 防災資機材を整備します。	● 「厚岸町地域防災計画」の継続的な見直しを行います。 ● 自助・共助の取組を促進します。 ● 避難場所・避難所などの防災施設の整備・維持管理を行います。 ● 自主防災組織の設立及び活動の活発化を支援します。 ● 予防対策の推進に努めます。

基本方針

- 町民の生命、身体及び財産を守り、生涯にわたって安全で安心な生活を送ることができるよう防火意識の高揚と防火管理体制の強化、さらに救命率の向上に努めながら、多様化・複雑化する各種災害に迅速かつ的確に対応できる消防・救急体制の近代化及び高度化に努めます。
- 防災関連施設や備蓄品の点検・補充を行うほか、防災意識の向上により、自主防災組織の育成支援に努め、防災関係機関はもちろん、町民自らが自助・共助の意識を持ち、日頃から災害に備えることができるよう取り組みます。
- 土砂災害の被害を未然に防止するため、治山事業を推進し、災害などにより崩壊した箇所は、復旧治山事業を実施します。
- 自然環境との調和や景観面などに配慮した河川の改修を進め、水害の防止と護岸や堆積土砂対策に努めるため、自然環境や生態系の保全に配慮した河川環境の整備を関係機関に要望するとともに、公共事業な

どにおける野生動植物に配慮した取組を推進するほか、矢臼別演習場※4からの土砂流出対策として、別寒辺牛川水系土砂流出対策事業を実施します。

1 消防・救急体制の充実

施策の展開

(1) 消防体制の強化

- ① 消防施設・消防水利の計画的な更新
近年、大規模化・多様化・複雑化する災害に対応するため、計画的に消防車両や資機材、装備品の充実強化を図ります。また、消防水利については、設置から年数が経過している消火栓本体の計画的な更新に努めます。
- ② 消防団員の確保と消防団活性化の推進
ポスター、ホームページ、IP 告知情報端末などにより消防団員募集の記事を掲載し、青年層や女性の入団促進を進めながら消防訓練や教養研修などを実施し、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、消防団の活性化を推進します。
- ③ 各種資格取得研修への派遣
(消防学校への派遣)
新規採用消防職員については基本的知識の習得、その他の消防職員については専門的知識の習得及び多様化・複雑化する各種災害に対応するために必要な技能の習得を図ります。
(資格取得)
消防活動に必要な潜水土、玉掛け、無線技士などの資格者を随時養成することにより、徹底した安全管理の下、充実した初動体制及び消防活動の向上を図ります。
- ④ 分団庁舎整備事業
浸水予測地域に建築されている分団庁舎にあっては、海拔の高い位置に新築することにより、津波災害などでの地域防災の要になるよう充実強化を図ります。また、老朽化が進んでいる分団庁舎についても、地震などによる危険性が危惧されるため随時整備を進めます。

(2) 救急・救助体制の充実強化

- ① 隊員の教育訓練の充実強化
(救助隊員)
強靱な身体と精神力が必要とされる救助隊員については、新陳代謝が不可欠であることから、救助隊員を計画的に養成します。
(救急隊員)
救急救命士の行う特定行為が追加されたことに伴い、救急隊員のスキルアップが求められていることから、各学会への参加、救急救命士の病院研修を積極的に進めます。
- ② 応急手当の普及・AED※5設置の促進
心肺停止状態の傷病者の救命には早期の応急手当が有効であることから、町民を対象とした救命講習の実施、事業所などへのAED設置に向けた普及啓発を図ります。

※4 矢臼別演習場：別海町、厚岸町、浜中町にまたがる陸上自衛隊の演習場。自衛隊では日本最大規模の演習場であり、射程18kmの長射程射撃が可能な総面積約16,800haの施設。

※5 AED：「Automated External Defibrillator」の略で、自動体外式除細動器のこと。小型の器械で、体外(裸の胸の上)に貼った電極のついたパッドから自動的に心臓の状態を判断し、心室細動という不整脈(心臓が小刻みに震えて、血液を全身に送ることができない状態)を起こしていれば、強い電流を一瞬流して心臓にショックを与えることで、心臓の状態を正常に戻す機能を持っている。

Ⅲ 行動計画

③ 救急・救助資機材の更新

高度化する救急・救助業務に対応し、時代に即応したレベルの高い活動を行うため、計画的に資機材の更新を推進します。

施策に係る主な取組・事業

- 消防自動車整備事業、救急自動車整備事業、小型動力ポンプ整備事業、消火栓整備事業、安全装備品購入
- デジタル無線設備整備事業、簡易指令台設備整備事業
- 町民へのPR、消防団活性化事業、教養研修会
- 北海道消防学校及び国の教育機関である消防大学校への派遣、各種資格取得（潜水士・玉掛け・無線技士・巻き上げ機・小型船舶など）
- 分団庁舎建設事業
- 北海道救急医学会、隊員部会への参加、救命士病院研修、地域検証部会への参加
- 普通救命講習会実施、AED設置普及啓発
- 救急・救助資機材整備事業

期待される効果

- 消防施設の充実強化と防災を担うものとしての資質の向上、さらには町民の防災意識の向上が図られ、消防の任務と目的である「国民の生命、身体及び財産の保護」に大きく貢献することができ、もって安寧秩序と社会公共の福祉の増強が期待できます。

2 防火対策の推進

施策の展開

（１）住宅用火災警報器の設置推進

火災による死傷者を出さないことを目指し、消防職員や消防団員、防火クラブ員による町内全戸への住宅用火災警報器の設置の促進と確認を行い、機器の設置率の向上を図ります。

（２）防火指導と管理体制の強化

学校や病院、事業所など、不特定多数の人が出入りする建物への立入検査や防火指導を徹底し、防火管理体制の強化を図ります。

（３）予防広報活動の推進

ホームページ、各種イベント参加による防火PRなど、町民の防火意識の向上を図ります。

施策に係る主な取組・事業

- 消防職員や消防団員などによる住宅用火災警報器の設置の促進と確認
- 事業所などへの立入検査を実施
- ホームページを活用した防火広報及びイベント参加による防火PR

期待される効果

- 防火意識が向上し、火災による死傷者及び火災撲滅が期待されます。

3 総合防災対策の強化

施策の展開

(1) 防災体制の充実

- ① 「厚岸町地域防災計画」の点検と見直しを必要に応じて行います。
- ② 災害発生時に迅速・的確に対応できるよう、北海道や厚岸警察署、厚岸消防署など防災関係機関との緊密な連携を図ります。
- ③ 大規模災害などが発生した場合に防災拠点となる役場庁舎、厚岸消防庁舎、森林センターの機能の維持強化を図るとともに、Jアラート※⁶、防災行政無線の適切な運用を図ります。
- ④ 業務継続計画(BCP)※⁷に基づき、被災して限られた人的・物的資源の状況下でも非常時優先業務実施の確保を図るとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 危険地域の把握

危険区域の点検と情報収集により状況を把握するとともに、危険箇所を示したハザードマップを定期的に更新し、町民へ情報提供します。

(3) 避難体制の確立と災害物資の充実

- ① 避難時の安全確保のため、避難場所及び避難経路の維持管理や停電時を考慮した太陽光照明設備の整備などを行うとともに、各地区避難場所を周知するほか、避難所運営マニュアルに基づき、避難者やペット同行避難に配慮した避難所の確保に努めます。
- ② 津波到達想定時間内に避難場所への徒歩避難が困難な区域の解消に努めます。
- ③ 非常用食糧や飲料水のほか、避難場所での低体温症対策を考慮した毛布や暖房器具などの備蓄品を充実させるとともに定期的に更新します。
- ④ 災害発生時に外国人が適切に行動できるよう、災害情報や避難誘導に関する情報の多言語化に努めます。

(4) 情報の収集・周知と防災訓練の実施

- ① 災害関連情報を早期に入手し、防災行政無線やSNSなどを使って町民へ迅速に周知します。
- ② 防災意識の浸透と初期行動の定着のため、継続的に防災教育・防災訓練を実施します。

(5) 町民による防災体制の確立と支援

- ① 個人情報の取り扱いに留意しつつ避難行動要支援者名簿、個別計画を策定し、自治会や関係機関の協力を得ながら避難支援体制を構築します。
- ② 広報誌などによる防災意識の啓発を行うとともに、自治会などの協力を得ながら防災講習会を実施し、防災知識の向上を支援します。
- ③ 各自治会において、災害時にお互いが協力し合える自主防災組織の設立と活発化の支援に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 防災施設・設備整備事業(避難施設・防災資機材の整備、防災行政無線の運用・管理)
- 防災備蓄品整備事業(防災備蓄品の整備・更新)
- 自主防災組織設立に向けた支援
- 自主防災組織が行う防災資機材整備や各種防災訓練への支援

※6 Jアラート：緊急地震速報をはじめ、津波情報、弾道ミサイル発射情報などといった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、人工衛星を用いて市町村の防災行政無線などを自動起動させることにより、住民に瞬時に伝達する全国瞬時警報システムのこと。

※7 業務継続計画(BCP)：災害時に行政自らも被災し、人や物、情報などの利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定める計画。(BCPは「Business Continuity Plan」の略称。)

Ⅲ 行動計画

期待される効果

- 災害が発生した時に備えることで、不安の解消が期待され、町民が安心して暮らすことができます。

4 土地保全対策の推進

施策の展開

(1) 治山対策

- ① 危険箇所の予防治山や山崩れなどによる決壊箇所の復旧治山の推進と保安林の整備拡充に努めます。
- ② 崖崩れなどの土砂災害を未然に防止するため、地すべりや急斜面などにおける防止対策事業を推進し、人命や財産、資源の安全確保に努めます。

(2) 河川環境の整備

- ① 自然環境との調和や景観面などに配慮した河川の改修を進め、水害の防止と護岸や堆積土砂対策に努めます。
- ② 自然環境や生態系の保全に配慮した河川環境の整備を関係機関に要望します。
- ③ 河川汚濁の原因をできる限り取り除くため、町民や関係機関などと協力して取り組みます。

施策に係る主な取組・事業

- 予防治山・復旧治山・小規模治山事業など(土地保全対策)
- 別寒辺牛川水系土砂流出対策事業
- 尾幌川広域河川改修事業
- 旧尾幌1号川の河川管理

期待される効果

- 各種災害から町民の生命と財産が守られます。

指標設定

指標名	現状値		目標値(5年後)	
	数値	年(年度)	数値	年(年度)
普通救命講習会実施回数(厚岸消防署)	22回	R5	25回	R11
防災訓練の参加者数(学校の避難訓練含む)	1,011人	R5	1,470人	R11
地区防災計画の策定数	0計画	R5	2計画	R11
自主防災組織の組織化	26組織	R5	29組織	R11
自主防災組織活動力バー率	86.67%	R5	100%	R11

※年(年度)欄：大文字表記(R)は年度、小文字表記(r)は年(暦年)を表す。

施策 1-12

第12節 環境衛生

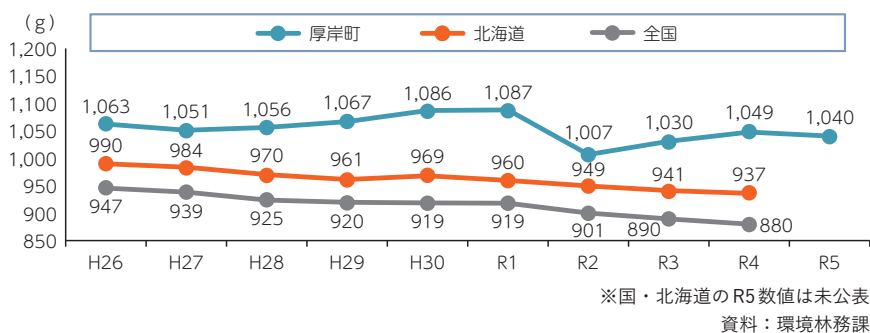
めざすまちの姿

- ごみの減量化や資源ごみの分別が徹底され、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会※¹が実現されています。
- 衛生的で安全な生活環境が確保されています。

現状と課題

- これまで築き上げてきた生活環境を次世代に引き継ぐためには、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から、環境負荷の低減を目指した循環型社会を構築する必要があります。
- 厚岸町では、平成25年度から生ごみの分別収集を始めたことにより、リサイクル率が全国・全道平均値を上回りましたが、町民1人1日当たりのごみの平均排出量は、全国・全道平均に比べ若干多い状況が続いているほか、燃やせるごみの焼却を令和2年10月から釧路広域連合清掃工場で開始、燃やせないごみの埋め立てを令和6年4月から釧路市のごみ最終処分場で開始し、ごみの広域処理に移行したことから、ごみ量に応じた負担金の削減を図るためにも、さらなるごみの減量化とリサイクルの取組を推進する必要があります。
- 大規模災害時における災害廃棄物対策については、「厚岸町災害廃棄物処理計画」に基づき、適切に対処するとともに、必要に応じて計画の見直しを行う必要があります。
- 火葬場と墓地については、斎場の火葬炉の定期的な点検と計画的な改修に努める必要があるとともに、合葬墓※²や樹木葬※³について検討する必要があります。
- 公衆浴場については、利用者が減少傾向にあるもののその必要性は高く、公衆浴場確保や利便性向上のための取組が求められています。
- 町民の安全及び財産を守るため、エゾシカやキツネ、スズメバチなどの駆除やカラスの巣の撤去のほか、ヒグマについては北海道ヒグマ管理計画に沿って適切な駆除を実施する必要があります。

■ 1人1日当たりのごみの平均排出量の推移



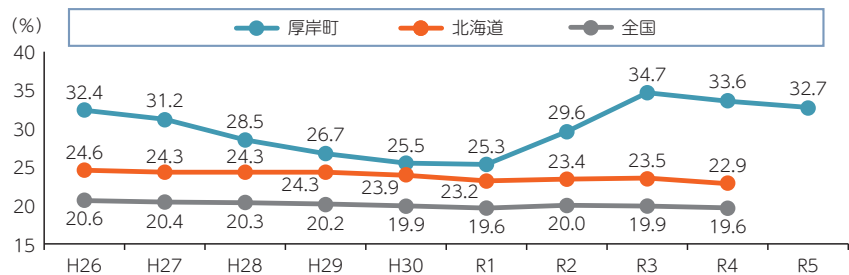
※1 循環型社会：製品などが廃棄物になることを抑制し、排出された廃棄物などについては、できる限り資源として利用し、最後までどうしても資源に利用できないものは、適正に処分することとした、環境への負荷が可能な限り低減された社会。

※2 合葬墓：骨壺から遺骨を取り出し、他の人の遺骨と一緒に供養するお墓。

※3 樹木葬：墓石ではなく樹木や草花を墓標とした葬送。

Ⅲ 行動計画

■リサイクル率の推移



※国・北海道のR5数値は未公表

資料：環境林務課

関連する町の個別計画（計画期間）

- 第2期厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画（令和2年度～令和11年度）
- 厚岸町一般廃棄物処理計画（ごみ処理基本計画）（令和2年度～令和11年度）
- 第10期厚岸町分別収集計画（令和5年度～令和9年度）
- 厚岸町ごみ処理施設個別施設計画（令和3年度～令和12年度）
- 厚岸町災害廃棄物処理計画（令和6年度～）

目標実現に向けた役割分担

町 民

- ごみの発生・排出抑制に積極的に取り組み、分別ルールの遵守やリサイクルの推進など、自然環境への負荷に配慮した生活を実践します。

地域・団体など

- 事業としての物の製造や加工、販売などに際しては、環境の負荷に配慮した事業活動を行うものとし、事業活動によって生じるごみの減量化に努めます。

行 政

- 町民、事業者が行う排出抑制や減量化、リサイクルの自主的な活動の推進を図る施策を展開します。また、町民、事業者との協働により自然環境への負荷の少ない循環型社会へのまちづくりを推進します。

基本方針

- 町民、事業者、町の協働により、ごみの減量化や資源ごみの分別の徹底によるリサイクル率の向上に努めるとともに、廃棄物処理施設の適正な維持管理に努めます。

1 廃棄物の抑制と適正な処理

施策の展開

（1）ごみの減量化とリサイクルの徹底

① ごみの分別の徹底

ごみ分別表の配布やごみ分別出前講座による啓発活動により分別を徹底し、リサイクル率の向上に努めます。

② 生ごみ対策

平成25年度より実施している生ごみの分別収集と堆肥化は、引き続き実施し、収集方法や回数について検討を行います。また、ヒトデやウニ殻、魚残しなどの事業系廃棄物は、引き続き有機資源堆肥センターを活用し、堆肥化を進めます。

③ レジ袋の削減と過剰包装の自粛

買い物の際に配布されるレジ袋の削減のため、引き続きマイバッグの普及に努めるとともに、販売業者や消費者に対しては、過剰包装の自粛を促進します。

④ ごみ処理手数料の従量制^{※4}の検討

ごみ処理手数料は定額制としていますが、ごみの減量化とリサイクル率向上のため、従量制について検討します。

(2) ごみ、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

① ごみ、し尿及び浄化槽汚泥の収集体制

ごみ収集については、分別区分の変更を検討するとともに、地域の実態に対応した収集体制の構築に努めます。また、し尿と浄化槽汚泥の収集については、収集量を的確に把握し、効率的な収集に努めます。

② 施設の維持管理

廃棄物処理施設及び污水处理施設については、今後も適正な処理と施設の維持管理に努めます。

③ 施設の解体・整備

ごみ焼却処理場の解体と解体跡地への新たなリサイクルセンター^{※5}の建設を検討し、より効率的なリサイクルの取組を進めます。

④ 産業廃棄物の適正処理

事業者の認識と自覚を促すため、北海道が行う適正な処理や処分の指導に基づき、関係機関との連携を図りながら、不適正処理の防止に努めます。

(3) 環境美化運動の推進

① ごみの不法投棄、不法焼却の防止

職員や監視協力団体などによる巡視活動を行うとともに、「自然の番人宣言^{※6}」に基づいて広域的な啓発活動を行うとともに、環境教育の充実を図るため教育機関と連携した取組を行います。また、沿道などのポイ捨てが後を絶たない状況にあるため、ポイ捨て防止条例の制定を検討し、ポイ捨ては犯罪であることなどの啓発及び、町民一人ひとりのモラルとマナーの意識改善に取り組みます。

② 環境美化運動の実施

環境美化運動を行う町内小・中・高等学校に対して、実施に伴う物品を支給するなどの支援を行います。また、町民参加の下、「厚岸町クリーン作戦^{※7}」による町内一斉清掃、湖内及び海岸清掃や湿原清掃を行い、美化運動に努めます。

※4 従量制：ごみを排出した量に応じて処理料金を負担する制度。市町村が指定するごみ袋を購入することなどにより、その代金の一部がごみ処理手数料として納入されるもの。

※5 リサイクルセンター：分別収集したごみも、資源としてリサイクル産業が受け入れにくい状態である場合に、それを再度選別分離したり、加工する作業場。

※6 自然の番人宣言：釧根管内の市町村が自然環境を守り、不法投棄の防止などを全ての住民が番人として監視するという共同宣言。

※7 厚岸町クリーン作戦：町、町民、事業者が協力して推進する環境美化運動で、町内一斉清掃・湖内清掃・浮き球等回収作業・湿原清掃の4つの活動のこと。

Ⅲ 行動計画

(4) 3Rの推進

- ① ごみの発生抑制(Reduce：リデュース)
レジ袋の削減や詰替商品の選定など、日常生活の中でのなるべくごみが出ない工夫などの情報提供や啓発活動を行い、町民の意識改革に努めます。
- ② 再使用(Reuse：リユース)
不用品でも使用可能なものは、フリーマーケットやリサイクルショップなどを利用することや、ものは買い換えずに修理して使うなど、再使用の啓発に努めます。
- ③ 再生利用(Recycle：リサイクル)
資源の再利用のため、ごみ分別ルールの徹底とリサイクル意識の啓発に努めます。また、現在は布類や廃食用油などを回収していますが、ほかにもリサイクルが可能な品目があれば、随時、分別収集の拡大に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 廃棄物処理施設の適正な維持管理
- し尿と公共下水道の共同処理施設の適正な維持管理
- ごみ処理手数料の従量制の検討
- ごみの減量化とリサイクルの推進
- 災害廃棄物処理計画の見直し
- ごみ焼却処理場の解体検討
- リサイクルセンターの整備検討

期待される効果

- リサイクル率の向上とごみ処理経費の削減が期待できます。

2 火葬場・墓地環境の整備

施策の展開

(1) 火葬場の整備

斎場の定期的な点検と適切な改修を行って延命化を図ります。

(2) 墓地の環境整備

- ① 碎石敷や草刈りなど、墓地内の環境を整備します。
- ② 合葬墓及び樹木葬について、他自治体の取組事例などを研究します。

施策に係る主な取組・事業

- 斎場及び墓地の整備事業

期待される効果

- 火葬場・墓地環境の整備が図られます。

3 公衆浴場の確保

施策の展開

既存事業者への継続支援などによる公衆浴場の維持確保に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 公衆浴場対策

期待される効果

- 公衆浴場が確保されます。

4 有害鳥獣などの駆除対策

施策の展開

町民の安全及び財産を守るため、エゾシカ、キツネ、スズメバチなどの駆除やカラスの巢の撤去のほか、ヒグマについては北海道ヒグマ管理計画に沿って適切な駆除を実施するなど、有害鳥獣などの駆除対策を引き続き実施します。

施策に係る主な取組・事業

- 有害鳥獣などの駆除対策

期待される効果

- 有害鳥獣などが駆除され、住みよい環境となります。

指標設定

指標名	現状値		目標値(5年後)	
	数値	年(年度)	数値	年(年度)
一般廃棄物のリサイクル率	32.7%	R5	40.3%	R11
一般廃棄物排出量	3,141t	R5	2,588t	R11

※年(年度)欄：大文字表記(R)は年度、小文字表記(r)は年(暦年)を表す。

Ⅲ 行動計画

施策 1-13

第13節 情報ネットワーク

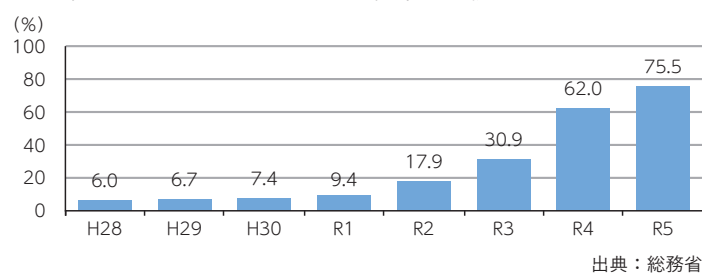
めざすまちの姿

- 国や北海道の高度情報化施策の推進状況を常に検証しながら、高度情報化を巡る情勢の変化を的確に捉え、自治体DX※¹、地域の情報化推進が図られています。
- マイナンバーカード普及による効率的な情報の管理及び利用を可能とし、町民にとって利便性の高い電子自治体となっています。
- どの地区でも地上デジタル放送の視聴ができます。

現状と課題

- 高度情報化の進展に伴い、業務の効率化や各種サービスのオンライン化が進み、団体、企業から各家庭に至るまで浸透しています。自治体においても住民に向けた行政サービス提供手段として、ICTが重要な役割を担っています。今後、厚岸町のまちづくりにおいても、さらなる町民サービスの向上や行政運営の高度化・効率化に向けて、自治体DX、地域情報化を進めるほか、厚岸情報ネットワークについては、IP告知情報端末の利活用や老朽化が進んでいる設備の適正な維持・管理が求められています。
- 地上デジタル放送難視聴地区については、各地区の共同受信施設及び厚岸情報ネットワーク整備事業による光ケーブルの整備により解消されていますが、各地区の共同受信施設については、設備の老朽化が進んでいることから、その対応が課題となっています。

■厚岸町のマイナンバーカード交付率の推移



目標実現に向けた役割分担

町 民

- オンライン化された行政手続きを積極的に利用します。

地域・団体など

- 共同受信施設組合においては設備の維持管理に努めます。

行 政

- 自治体DXを推進します。
- テレビ難視聴に対する相談及び共同受信施設組合に対する支援を行います。
- 町民に対して情報格差解消のためのスマホ教室などを開催します。

※1 自治体DX：DX(デジタル・トランスフォーメーション)は、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向性に变化させることであり、デジタル技術を利用して、住民の利便性の向上、行政サービスの向上を行うこと。

基本方針

- 電子自治体化のさらなる推進のため、多種多様なメディアを活用した情報発信、厚岸情報ネットワークのさらなる利活用に努めます。
- 地上デジタル放送難視聴地区の共同受信施設組合に対する支援に努めます。

1 地域情報化の推進

施策の展開

(1) 地域づくりのための高度情報化

- ① ICTを活用したホームページの充実など、多様な地域情報の収集・提供や交流のための機能を整備します。
- ② まちづくりや日常生活に関する情報などを提供するため、システムの運用について充実を図ります。
- ③ 町民の情報格差を解消するため、スマホ教室などを開催します。

(2) 行政の高度情報化

- ① マイナンバーカード普及による行政手続きのオンライン化を充実させるとともに、行政事務の効率化を図るため、国が推進しているDXの考え方を基に町としての方針等を定め、自治体DXを推進します。
- ② 災害時などの緊急情報伝達はもちろん、多目的なコミュニケーション手段として、防災行政無線やIP告知情報端末の有効活用を図ります。

施策に係る主な取組・事業

- ホームページの管理運営
- 町民向けのスマホ教室などの開催
- 行政手続きのオンライン化の充実、自治体DXの推進
- 防災行政無線やIP告知情報端末の有効活用と適切な維持管理

期待される効果

- スマホ教室などを開催することで町民の情報格差の解消が図られます。
- マイナンバーカードの普及により、行政手続きをはじめとする各種手続きのオンライン化が充実され、利便性が向上します。
- 自治体DXを推進することで町民サービスの向上や行政事務の効率化が図られます。
- ホームページや防災行政無線、IP告知情報端末を利用した情報発信により、行政情報や災害情報をより得やすくなります。



Ⅲ 行動計画

2 情報通信基盤の充実

施策の展開

- ① 厚岸情報ネットワークについて、IP 告知情報端末と連携を図るスマートフォンアプリ※²を利用して、町民が行政情報をより身近に感じられるようにするほか、設備の適正な維持管理に努めます。
- ② 地上デジタル放送におけるテレビ難視聴などに対する相談及び共同受信施設組合に対する支援に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 厚岸情報ネットワークの有効活用と適正な維持管理
- テレビ難視聴などに対する相談対応

期待される効果

- 現在視聴している地上デジタル放送により、多様で高度な放送サービスとハイビジョンによる高画質、高品質な映像音声サービスの提供を受けることができます。

※² スマートフォンアプリ：スマートフォンで利用可能な、OS 上にインストールして利用するソフトウェア全般のこと。

第2章

.....

産業経済部門

.....

～ 多彩な資源が輝き、
活力と魅力にあふれるまち ～

Ⅲ 行動計画

施策 2-1

第1節 水産業

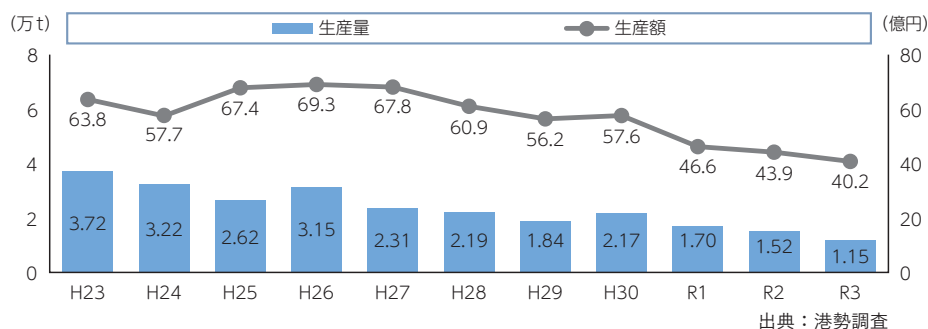
めざすまちの姿

- 厚岸町の豊かな自然環境の中で育った厚岸産のカキやアサリをはじめとする豊富な魚介類が安定的に生産され、全国に広く流通しています。
- 衛生管理型漁港施設における高鮮度流通システムにより、水揚げの増加とともに魚価が高値で取引され、漁家の所得向上につながり、安定した漁業経営が営まれています。

現状と課題

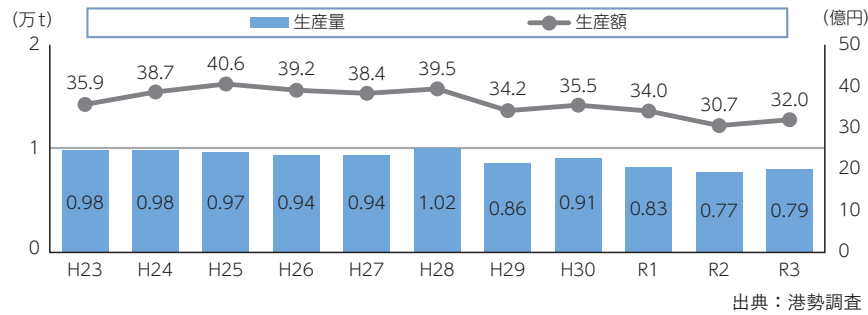
- 厚岸町の水産業は、港勢調査※1によると令和3年の生産額が40億2千1百万円で、10年前の平成23年生産額63億8千2百万円から23億6千1百万円の減額となっています。
- 漁業経営体については、厚岸漁業協同組合の正組合員数が平成25年の488人から、令和5年には427人となり減少が続いているほか、漁業者の高齢化と担い手の育成も重要な課題となっています。
- 厚岸町では、「水産業を核とした地域産業の活性化や沿岸漁業の構造改善による漁業経営の強化」「豊かな沿岸環境の次世代への継承」「自然・水産業を活かした交流と災害に強いまちづくり」を目指すことを目的とした「厚岸地域マリンビジョン計画」に基づき、漁港の整備や増養殖漁業の振興、厚岸産水産物のPRの拡大などの取組を推進してきました。
- 沿岸漁業においては、各種の漁場保全対策や増養殖事業の取組により水揚げがほぼ横ばいに推移している一方、沖合漁業の主力であるサンマについては、地球規模の気候変動に伴う海水温の上昇などによって、これまで道東海域に形成されていた漁場が東方の公海上へ形成されるとともに、資源の大幅な減少により、歴史的な不漁に見舞われています。
- 漁港施設や海岸施設においては、静穏度の確保や浸食対策が不十分な箇所があるほか、施設の老朽化も進んでおり、早期の対策が求められています。
- 漁場の保全や増養殖による水産資源の確保、水産基盤の強化、さらには就労環境の省力化に向けた施設整備が必要となっています。
- アザラシの食害については、北海道内各地で問題となっており、厚岸町も同様に漁業被害が発生していますが、捕獲に向けた体制が整っていないことから厚岸漁業協同組合と連携し、その対策に向けた体制づくりを進める必要があります。

■厚岸町の漁業生産量と生産額の推移

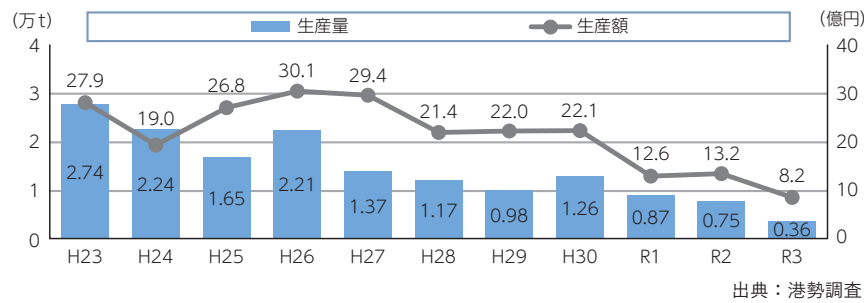


※1 港勢調査：漁港の利用状況などの実態を明らかにし、漁港行政や水産基盤整備事業に必要な基礎資料を作成することを目的とした水産庁が毎年行う統計調査。

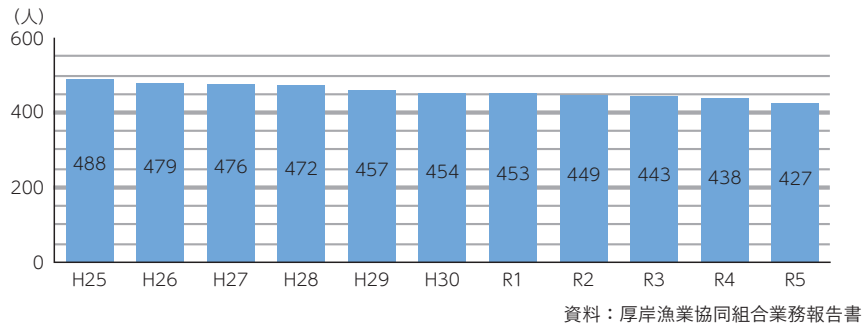
■厚岸町の沿岸漁業生産量と生産額の推移



■厚岸町の沖合漁業生産量と生産額の推移



■厚岸漁業協同組合の正組合員数の推移



関連する町の個別計画（計画期間）

- 厚岸地域マリンビジョン計画（平成18年度～）

目標実現に向けた役割分担

町 民

- 地場産品の消費に努めます。
- 海の環境保全活動に努めます。
- SNSによる地域水産物の情報発信を行います。

地域・団体など

- 厚岸産の水産物を使った新たな商品の開発に努めます。
- 水揚げから加工流通までの衛生管理体制の充実に努めます。
- 厚岸漁業協同組合女性部による料理教室などの魚食普及活動を進めます。
- 外来漁船の誘致活動を行います。
- SNSによる地域水産物の情報発信を行います。

行 政

- 漁港施設の整備促進に努めます。
- カキ人工種苗の安定供給に努めます。
- 沿岸増養殖事業を支援します。
- 漁業経営の安定化へ向けて支援を行います。
- SNSによる地域水産物の情報発信を行います。

Ⅲ 行動計画

基本方針

- 水産物の安定供給と将来にわたる漁業生産の維持を図るため、漁業資源の管理や安定的な増養殖事業の推進と海域の環境保全や担い手の育成支援に努めます。
- 豊かで活力ある漁村の構築を図るため、陸上養殖を含めた新たな魚種の増養殖の可能性について関係機関と検討し、資源増殖に向けた取組に努めます。
- 地域特性を活かしたブランドづくりを進め、地域水産物の競争力の強化に努めます。
- 作業の省力化に向けた設備などの導入促進や、将来の担い手が就業しやすい環境整備により、労働力の確保に努めます。

1 漁業生産基盤の整備

施策の展開

- ① 漁場の多面的機能の向上を図り生産基盤の維持を支援します。
- ② 人工魚礁設置などの漁場整備による資源の増殖対策を促進します。
- ③ 海産干場や斜路などの浸食被害を防ぐため、海岸保全事業による対策を促進します。

施策に係る主な取組・事業

- 水産多面的機能発揮対策事業による岩盤清掃などの活動を支援
- 北海道に対し、水産環境整備事業による魚礁の設置を要望
- 海岸管理者である北海道に対し、海岸浸食対策として護岸等整備を要望

期待される効果

- 水産資源の増殖が図られ、将来にわたって安定した水揚げにつながります。

2 つくり育てる漁業の推進

施策の展開

(1) 地域特性に適した海面養殖の推進

- ① カキ種苗センターの適正な管理を継続し、良質な種苗を供給します。
- ② 厚岸漁業協同組合が行うカキ人工種苗生産に対して、幼生、餌料の提供や技術的な協力などにより支援します。
- ③ 釧路管内水産種苗センターの運営を支援します。
- ④ カキやアサリ、ツブなどの増養殖事業を支援します。
- ⑤ コンプなどの海藻類養殖漁業を支援します。
- ⑥ アサリの外敵であるヒトデなどの駆除事業を支援します。
- ⑦ 陸上養殖を含めた新たな魚種の増養殖の可能性を関係機関と検討します。

(2) 効率的な栽培漁業の展開

- ① マツカワの資源増大事業に対して支援します。
- ② ニシン資源に関する調査に対して支援します。
- ③ 関係機関と連携し密漁防止に対する啓発活動に取り組みます。

(3) 生産性の高い海づくりの推進

- ① 魚介類などの生育に適した海洋環境の維持・保全を支援します。
- ② 水産資源の動向を把握するための調査事業を支援します。
- ③ 海洋環境に関する情報を収集するための調査事業を支援します。
- ④ 漁業活動に有益な調査データの提供に努めます。
- ⑤ アザラシの漁業被害防止対策を検討し取り組みます。

(4) 地域に根ざした試験研究の推進

- ① 厚岸海域における水質のモニタリング調査を継続します。
- ② 厚岸の環境に適したカキ親貝の確保に努めます。
- ③ 効率的な種苗生産技術開発に努めます。
- ④ 二枚貝の疾病に関する情報収集に努めます。
- ⑤ 各種の調査・研究成果の情報提供に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 厚岸漁業協同組合カキ人工種苗生産施設への支援
- 釧路管内水産種苗センターの施設管理及び運営支援
- 厚岸漁業協同組合が実施する岩盤清掃などの活動を支援
- 陸上養殖を含めた新たな魚種の増養殖の可能性について関係機関と検討
- 密漁防止啓発活動の実施
- 北海道に対し、水産環境整備事業による魚礁の設置を要望
- アザラシによる漁業被害軽減に向けた関係機関との検討
- 厚岸漁業協同組合が実施する漁場環境調査事業に対する支援
- 厚岸漁業協同組合、釧路地区水産技術普及指導所、北海道区水産研究所と連携して環境調査などを実施
- カキ種苗センターにおいて、飼育及び藻類培養試験を実施
- カキ養殖管理に有益な情報を漁業者へ随時提供
- 各種調査研究の実施及び成果の取りまとめ

期待される効果

- 水産資源の維持や増殖が図られ、将来にわたって安定した漁業経営につながります。

3 漁港施設の整備促進

施策の展開

(1) 第3種厚岸漁港の整備

- ① 水産物の流通機能確保のため、耐震岸壁や物揚場などの整備による漁港機能の向上を促進します。
- ② 自然災害防止のため、高潮対策などの施設整備を促進します。

Ⅲ 行動計画

- ③ 老朽化した漁港施設の改修を促進します。
- ④ 漁船航路の確保に向けた対策を促進します。

(2) 第1種床潭漁港の整備

- ① 港内の静穏度確保や防波堤の越波防止に向けた施設整備を促進します。
- ② 漁船航路の確保に向けた対策を促進します。
- ③ 老朽化した漁港施設の改修を促進します。
- ④ 緩傾斜護岸の整備を促進します。

施策に係る主な取組・事業

- 国や北海道に対し、漁港施設や海岸施設整備を要望
- 航路確保のため、国及び北海道に対し浚渫を要望
- 旧厚岸漁業協同組合地方卸売市場跡地を含む湖北地区漁港施設用地の利用の可能性について関係機関と検討



湖北地区市場跡地構想

期待される効果

- 漁港施設整備により、水揚げ作業の省力化など、就労環境の効率化が図られます。
- 岸壁などの嵩上げにより、越波による市街地への浸水被害が防止されます。
- 航行の安全が確保されます。

4 漁業経営の安定化と担い手の育成

施策の展開

(1) 経営の安定化

- ① 漁業経営の近代化と安定化を図るため、省力化機器の導入促進や漁業近代化資金への利子補給などの支援策を推進します。
- ② 多様化する消費者ニーズに対応できる流通加工体制づくりを促進します。
- ③ 厚岸漁業協同組合や水産加工業者などと連携を図り、地域 HACCP※² (ハサップ) の取組を進めるとともに、地域ブランドの形成と積極的な販路拡大を促進します。
- ④ 厚岸漁業協同組合と連携して策定した「浜の活力再生プラン」に基づく漁業所得の向上に取り組めます。
- ⑤ スマート水産業※³ の普及に向けた取組について、関係機関と検討を進めます。

(2) 担い手の育成

- ① 漁業研修所における総合的な研修により、経営管理の知識や実践的・専門的な技術の習得を促進します。
- ② 新規就業者の確保に向けた情報提供や北海道厚岸翔洋高等学校と連携した技術や知識の習得を促進します。
- ③ 厚岸漁業協同組合と新規就業者の受け入れ体制について検討を進めます。

※2 地域 HACCP : HACCP は、Hazard Analysis Critical Control Point の略。製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする食品衛生管理手法を参考にした地域的な食の安全性を図る取組。

※3 スマート水産業 : ICT や IoT などの先端技術の活用により、水産資源の持続的利用と水産業の産業としての持続的成長を実現する次世代の水産業。

施策に係る主な取組・事業

- 漁業近代化資金に対するの利子補給
- 漁業経営健全化促進資金に対するの利子補給
- 衛生管理マニュアルの運用及び衛生管理研修会開催による水産物の衛生管理体制の促進
- あっけし水産物の情報発信による、地域ブランドの形成
- 厚岸漁業協同組合が実施する販売促進活動を支援
- 地域づくり広域プロジェクトによる地域水産物のPR
- 担い手対策に向けた関係機関や教育機関との連携強化

期待される効果

- 漁業者の所得向上につながり、魅力ある職業として、将来の後継者となる人材の確保が見込まれます。

5 環境と調和した水産業の推進

施策の展開

- ① 漁場の保全や機能回復の取組を支援します。
- ② 水産系廃棄物の適正な処理に向けた取組を促進します。
- ③ 環境に配慮した資材や機器の導入を支援します。
- ④ 「海をきれいにする運動」の普及・啓発に努めます。
- ⑤ 脱炭素社会に貢献できるブルーカーボン※⁴に関する取組を支援します。

施策に係る主な取組・事業

- 厚岸漁業協同組合が実施する岩盤清掃などの活動を支援
- 厚岸漁業協同組合が実施する漁場環境調査事業に対する支援
- 漁業者が行う漁場清掃活動に協力

期待される効果

- 漁場の保全や機能回復が図られ、水産資源の生育環境が維持されます。

指標設定

指標名	現状値		目標値(5年後)	
	数値	年(年度)	数値	年(年度)
漁業生産量	1.15万トン	r3	1.15万トン	r8
漁業生産額	40.2億円	r3	40.2億円	r8

※年(年度)欄：大文字表記(R)は年度、小文字表記(r)は年(暦年)を表す。

※4 ブルーカーボン：沿岸・海洋生態系が光合成により二酸化炭素を取り込み、その後、海底や深海に蓄積される炭素のこと。

Ⅲ 行動計画

施策 2-2

第2節 農 業

めざすまちの姿

- 国際競争に対応できる経営体力を持った農業者が増え、農業所得が向上しています。
- 新規就農者をはじめ、酪農実習生や酪農ヘルパーなどの担い手が確保され、酪農業全体の労働環境が改善しています。

現状と課題

- 厚岸町は、酪農業を基幹産業の一つとして発展してきました。酪農経営の継続と安定化に向け、生産コストの低減と労働の省力化を図るため、乳牛飼養頭数の増頭などの大規模化が一部で進んできました。しかし、近年はコロナ禍による消費の低迷、国際的な原材料価格の上昇や円安による輸入コストの増加に加え、ロシア・ウクライナ情勢などを背景とした飼料をはじめとする生産資材の高騰により、酪農経営は過去に例を見ない程、厳しくなっており、先行き不安や不透明感に加え、後継者の不在などから経営の縮小や離農が発生している状況にあります。
- 「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)^{※1}」や「欧州連合との経済連携協定(日EU・EPA)^{※2}」「日米貿易協定^{※3}」「日英包括的経済連携協定(日英EPA)^{※4}」「地域的な包括的経済連携協定(RCEP)^{※5}」などの経済の国際化による農業への影響が懸念されることから、体質強化や経営安定などの対策を図る必要があります。
- 農地については、経営規模の拡大に伴い草地整備などの生産基盤整備を積極的に取り組んだ結果、賃貸借などを含めて農地の集積と流動化が図られました。
- 今後、離農者が生じた際には、耕作放棄地を発生させないように、新規就農者に農地の集積を図る必要があります。
- 酪農家への支援については、飼料収穫作業や若齢牛の哺育の委託など、分業化が構築されたことで、農家個々の搾乳部門が強化され、経営の安定化に貢献してきました。
- 後継牛を育成する中核的な施設である町営牧場においては、施設や機材の老朽化が進み、改修や更新を随時行っていますが、厚岸町営牧場の中長期計画に基づく改修と預託方法を合わせた総合的な検討が必要となっています。
- 輸入飼料価格の高止まりが経営に影響していることから、土地資源を活かした良質な自給飼料確保対策が重要となっています。
- エゾシカやヒグマによる牧草やデントコーン^{※6}の被害も大きな課題となっており、関係機関と連携し、被害の防止対策を強化するとともに、自然災害などによる長期間の停電や断水を想定し関係機関と連携した減災対策に取り組む必要があります。

※1 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)：平成30年12月に米国を除いた11カ国で発効された協定。(CPTPPは「Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership」の略称。)

※2 欧州連合との経済連携協定(日EU・EPA)：平成31年2月に日本と欧州連合間における、貿易や投資などさまざまな経済領域での連携強化等を目的に発効された協定。

※3 日米貿易協定：日本と米国の2国間における自由貿易協定。日米間の物品貿易の関税撤廃・削減等目指し、令和2年1月に発効された協定。

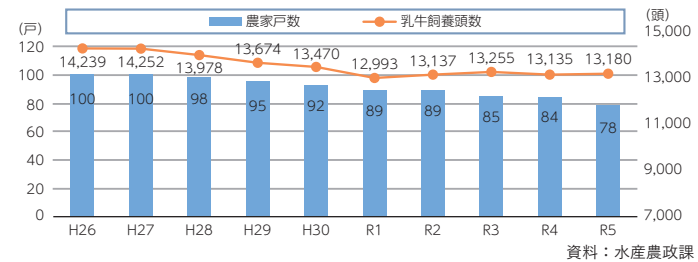
※4 日英包括的経済連携協定(日英EPA)：EU離脱後の英国との日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組みを規定、令和3年1月に発効された協定。

※5 地域的な包括的経済連携協定(RCEP)：日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランドと東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟10カ国の計15カ国が令和2年11月に合意した自由貿易協定。令和5年6月までにミャンマーを除く14カ国について発効されている。(RCEPは「Regional Comprehensive economic Partnership」の略称。)

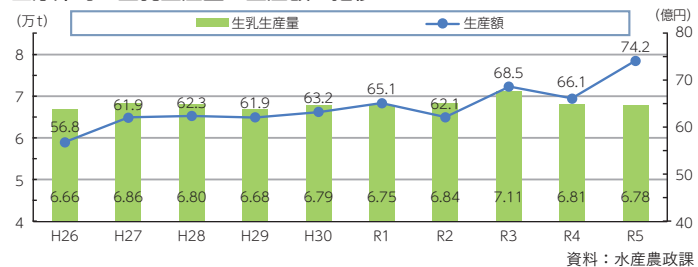
※6 デントコーン：家畜用の飼料として用いられるトウモロコシの品種。

- 食の安全・安心や環境問題に対する消費者の関心は高く、環境との調和に配慮した安全で良質な農畜産物の生産が重要であることから、家畜ふん尿の適正処理とバイオガスプラント整備の検討も含め有益な有機肥料として農地に還元し、持続的な「土づくり」と環境負荷低減対策による農用地の保全と自然循環型酪農に取り組む必要があります。
- 家畜防疫については、厚岸町家畜自衛防疫協議会などの関係機関と連携して家畜伝染病の発生予防に努めてきたところ、牛ウイルス性下痢・粘膜病^{※7}の感染牛が減少傾向に転じてきましたが、今後は散発的な発生に備え、取組を継続する必要があります。
- 酪農業に関わる従事者の確保が厳しい状況が続いており、人材・人員の確保が課題となっています。

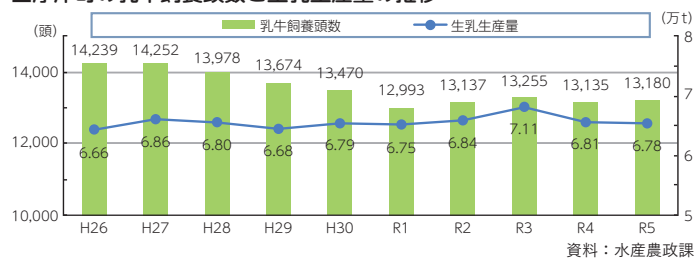
■厚岸町の農家戸数と乳牛飼養頭数の推移



■厚岸町の生乳生産量と生産額の推移



■厚岸町の乳牛飼養頭数と生乳生産量の推移



関連する町の個別計画（計画期間）

- 厚岸農業振興地域整備計画(令和3年度～令和12年度)
- 厚岸町酪農・肉用牛生産近代化計画(令和3年度～令和12年度)

目標実現に向けた役割分担

町 民

- 農業・農村の持つ多面的機能^{※8}に対する理解を深めます。
- 環境保全対策と自然循環型酪農を実践します。(農業者)
- 乳製品の消費拡大に協力します。

地域・団体など

- 環境保全対策と自然循環型酪農の計画・検討を推進します。
- 乳製品のブランド化を推進します。
- 災害に強い経営体の体制整備を集落単位で推進します。
- 農業従事者の人材確保を推進します。

行 政

- 環境保全対策と自然循環型酪農を支援します。
- 町営牧場のあり方について検討を進めます。
- 関係機関と災害に強いインフラの整備を協議します。
- 農業従事者の人材確保を推進します。

※7 牛ウイルス性下痢・粘膜病：BVDウイルスによる牛の感染症で、流産や死産、子牛が奇形で産まれてくる異常のほか、粘膜病、発育不良、乳量の低下等を引き起こすなどの症状が現れる病気で、農場の生産性を低下させてしまう。(Bovine viral diarrhoea – mucosal disease：BVD-MD)

※8 農業・農村の持つ多面的機能：国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のことをいう。

Ⅲ 行動計画

基本方針

- 豊かな自然環境の下、土地資源を活かした生産性の高い酪農経営の安定化を図るため、継続した生産基盤整備を進めます。
- 酪農の基盤を維持するため、関係機関と共に就農希望者への相談活動、就農研修から経営確立までの支援を行い、経営継承や新規就農者の確保に努めます。
- 酪農の労働環境を整えるために、農業従事者の確保を図り、ゆとりある働き方を促進します。
- 自然環境に配慮したクリーンな農村環境づくりのため、家畜ふん尿の適正処理と有機資源として有効活用することを基本とした環境負荷低減対策に努めます。

1 収益性の高い生産基盤の整備促進

施策の展開

- ① 自給飼料を基本とする畜産主産地の形成を図るため、飼料生産基盤と農業用施設及び農業用機械の計画的な整備に努めます。
- ② 自給飼料の低コスト生産を図るため、計画的な草地改良を促進し、農地の高度利用と農用地の保全に努めます。
- ③ 農村地域の持つ自然環境や景観が維持・保全される地域活動を支援します。
- ④ 自給飼料確保対策としてデントコーン作付の促進や飼養頭数の拡大に伴う飼料給与方式の変化に対応して、栄養計算に基づく粗飼料と穀物飼料などを組み合わせる混合飼料(TMR)^{※9}給与の導入の検討を関係機関と進め、農作業の省力化と経費の削減を促進します。
- ⑤ エゾシカやヒグマによる牧草やデントコーンの食害を減少させるために進入防止柵設置を促進します。

施策に係る主な取組・事業

- 草地整備事業
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
- 多面的機能支払交付金事業
- 矢臼別演習場関連公共用施設整備事業
- 矢臼別演習場周辺農業用施設設置助成事業
- 鳥獣被害防止総合対策事業

期待される効果

- 自然環境に恵まれた土地資源を活かした多様な酪農経営と大規模化による生産性の高い専門的な酪農経営が形成され、収益性の高い経営基盤の確立が見込まれます。

※9 混合飼料(TMR)：乳牛に必要な栄養に合わせて粗飼料、濃厚飼料、ミネラル、ビタミンなどを混ぜ合わせた飼料。(TMRは「Total Mixed Ration」の略称。)

2 農業経営の安定化と担い手の育成・確保

施策の展開

(1) 酪農経営の体質強化の推進

- ① 農業経営体の体質強化と安定を図るため、「農業経営基盤強化促進法」に基づいて効率的な農業経営を目指す認定農業者、農業法人などに対し、経営改善計画の実行に向けた支援に努めます。
- ② 地域農業を持続的に発展させるため、経営体の育成・確保と農地の効率的な利用を図ります。
- ③ 搾乳後継牛の育成を担う町営牧場の機能充実にに向けた施設整備に努めます。
- ④ 担い手の規模拡大や新たな経営展開などのための前向きな投資や既往借入金の償還負担の軽減など、制度資金に係る償還負担の軽減対策支援に努めます。
- ⑤ 酪農地帯である釧路・根室地域における酪農家の経営安定と酪農生産基盤の維持・拡大のため、関係者が一体となって策定した「根釧酪農ビジョン」に基づいた対策に取り組みます。
- ⑥ スマート農業※10の普及に向けた取組について、関係機関と検討を進めます。

(2) 次代を担う担い手の育成・確保

- ① 農業協同組合や関係機関と連携して就農支援制度の充実にに向けた検討を進め、新たな就農促進などにより地域農業の維持・発展に努めます。
- ② 農業後継者に対する高度で専門的な知識や技術を習得する研修活動を促進するとともに、後継者の育成・確保に向けた関係機関との連携強化に努めます。
- ③ 広域規模で行われる就農相談会などを活用したPRを展開し、就農・研修希望者の発掘や農業従事者の確保を促進します。
- ④ 農業従事者の交流や情報交換を行う機会の提供を促進します。

(3) 家畜伝染病防疫対策の強化

- ① 家畜伝染病の万一の発生時に迅速で的確な感染拡大防止及び清浄化措置を行うため、関係機関と連携した防疫対策の強化を図ります。
- ② 関係機関と連携して各種補助事業を活用したワクチン接種事業の実施や伝染性疾病的状況調査の実施を促進し、伝染性疾病的の発生予防及び感染拡大防止に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 農業経営の安定化と担い手の育成・確保
- 中山間地域等直接支払事業
- 多面的機能支払交付金事業
- 畜産特別支援資金利子補給
- 畜産経営維持緊急支援資金利子補給
- 農業経営基盤強化資金利子補給
- 町営牧場整備事業
- 草地整備事業
- 就農支援等の相談会
- 新規就農者誘致奨励事業

※10 スマート農業：ロボット技術やICTを活用して省力化・精密化や高品質生産を実現する新たな農業。

Ⅲ 行動計画

期待される効果

- 農家戸数の維持と農業所得の安定化につながることで、後継者の育成・確保が図られ、さらに農業所得の高い安定した酪農地帯として新規就農者の参入が見込まれ、持続可能な基幹産業としての発展が促進されます。

3 環境と調和した農業の推進

施策の展開

環境保全型農業の推進

- ① 家畜ふん尿の適正な管理・利用を図るため、関係機関とふん尿処理施設の整備検討を進めます。
- ② 生産活動から発生する農業用廃プラスチックの適正処理と資源化システム体制を推進し、快適な農村環境づくりを促進します。
- ③ 恵まれた自然と調和した環境保全と生態系に配慮した農業農村整備事業を展開します。
- ④ 環境保全に留意しつつ良質で安全な牧草などの粗飼料を安定的に生産するには、良質な堆肥などの有機物を適正に施肥して地力を維持することが重要なことから、有機物資源の循環利用を推進します。

施策に係る主な取組・事業

- 環境と調和した農業の推進(堆肥センター事業)
- 関係団体と連携したふん尿処理施設整備の検討

期待される効果

- 生産活動の維持と生産物に対する消費者の信頼が得られ、環境と調和した持続可能な農業の確立が見込まれます。

指標設定

指標名	現状値		目標値(5年後)	
	数値	年(年度)	数値	年(年度)
乳牛飼養頭数	13,180頭	R5	13,180頭	R11
生乳生産量	6.78万トン	R5	6.79万トン	R11
生乳生産額	74.2億円	R5	74.2億円	R11

※年(年度)欄：大文字表記(R)は年度、小文字表記(r)は年(暦年)を表す。



広大な大地で営まれる酪農業

施策 2-3

第3節 林 業

めざすまちの姿

- 町有林と私有林が計画的に整備・保全され、森林の公益的機能が増進されています。
- 新しい林業の担い手が誇りと生きがいを持って、安心して働いています。
- 地域材の地産地消を図るため、木質バイオマス^{※1}の利活用が図られ、町有施設では地域材が利用されています。
- 木材や木製品とのふれあいを通じて木の大切さが町民に広く伝わっています。
- 林業生産性と林業従事者の労働環境が向上し、優れた林業従事者による活発な林業経営が行われています。
- 安定したしいたけ生産が行われ、菌床しいたけ^{※2}の産地として定着しています。

現状と課題

- 森林は、木材生産機能だけでなく、水源かん養や土砂災害の防止、二酸化炭素吸収などの地球温暖化防止、生物多様性の保全、保健休養の場の提供など、多様な機能を有しており、私たちの生活に深く結びついています。
- 厚岸町の土地面積の約57%を占める森林面積のうち、約44%が一般民有林(町有林・私有林)です。その約67%が天然林であり、自然に恵まれた林分^{※3}構成となっています。人工林はカラマツとトドマツを主体とした林分が多く、持続可能な森林経営のため、間伐などを計画的に実施する必要があります。
- 町有林においては、早くから森林を環境保護のための財産として位置付け、公益的機能の高い多様な森林造成を進めてきました。今後も水産業の資源増殖や農林環境の保全、水源のかん養など、森林の多面的機能^{※4}を持続的に発揮させるため、森林の保全に努める必要があります。
- 森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といったことにより、長年にわたり適正な間伐が行われていないなどといった管理が適切に行われていない森林が存在しています。このような経営管理が適切に行われていない森林については、新たな森林経営管理制度の下、適切に管理を行う必要があります。
- 林業は、人工林の多くが成熟し伐採の時期を迎えますが、伐採・植栽のコストの高騰により採算性が悪化し、森林所有者の森林経営意欲の低下などが見られ、森林の適切な管理を担うべき後継者の確保が難しい状況になっています。そのため、森林施業の集約化などによる低コスト化を図り、造林から伐採までの生産性の向上と持続的な人工林資源の供給・更新が可能な体制を確立する必要があります。また、施業の集約化を進め、路網の効率的かつ合理的な配置や、高性能林業機械の導入をはじめとするスマート林業^{※5}の推進により、効率的な作業を図る必要があります。
- 林業従事者は、減少と高齢化が進んでいますが、将来にわたって森林の整備と木材の安定供給などを確実にを行うため、林業事業体では、従事者数を維持しつつ、新規雇用者の確保により高齢化を解消するとともに、林業技術者の育成に努める必要があります。

※1 木質バイオマス：「バイオマス」とは、生物資源(bio)の量(mass)を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)」のこと。その中で、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」という。

※2 菌床しいたけ：おが粉に米ぬかなどの栄養源を加えて固めたものにしいたけの菌を植えて、施設内で発生させたいたけのこと。

※3 林分：林相(木の種類や生え方などによる森林の様子・形態)がほぼ一様であるひと続きの林地において、その樹木の集団と林地との総称をいう。

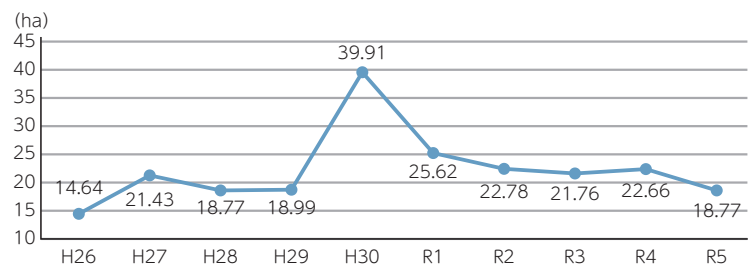
※4 森林の多面的機能：公益的機能に木材等生産機能を加えた森林の持つ機能の総称。

※5 スマート林業：ICTなどを活用して効率化や省力化を図る新たな林業。

Ⅲ 行動計画

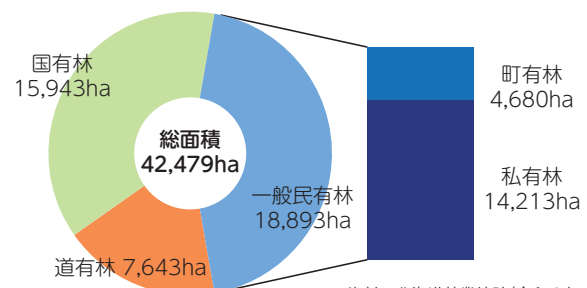
- 地域材の需要を拡大することは、森林から生産される木材などの収益が森林の整備や保全に再び向けられ、森林資源の循環利用につながることから、森林・林業の再生や林業の活性化、さらには雇用の創出を図る上でも重要です。このことから、木質バイオマスの利活用や町有施設における地域材の利用に努める必要があります。
- 「木育」とは、子どもをはじめとする全ての人が「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取組であり、子どものころから木を身近に感じながら使うことを通じて、人と木と森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むことです。木についてのさまざまな体験は、単に木についての理解を深めるだけでなく、鋭い感性や自然への親しみ、森林や環境問題に対する確かな理解の基礎を育むものといわれています。木とのふれあいを通して、子どもたちの心を育てる活動を推進する必要があります。
- きのこと産業については、きのこ菌床センターの空調設備整備により、夏の高温期にも菌床製造に適した環境づくりを実現してきましたが、安定したしいたけ生産による、しいたけ産業の発展を目指すため、今後も良質な菌床を提供する必要があります。
- しいたけ生産者や地域、関係機関と連携し、菌床しいたけの産地として発展するため、生産者の増加を目的とする地域おこし協力隊員を含む新規着業者の確保と後継者の育成に向けた取組を進める必要があります。

■町有林の植栽面積の推移



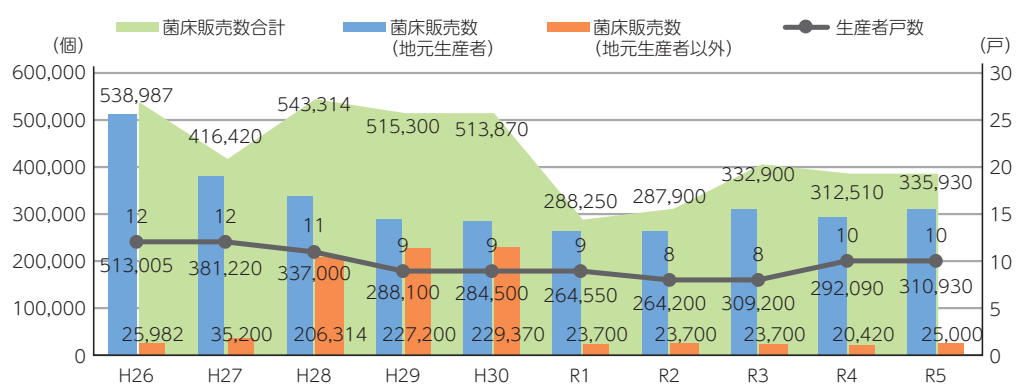
資料：環境林務課

■厚岸町の所有別森林面積



資料：北海道林業統計(令和4年4月1日)

■厚岸町のしいたけ菌床販売数と生産者戸数の推移



資料：水産農政課

関連する町の個別計画（計画期間）

- 厚岸町森林整備計画(令和4年度～令和13年度)
- 厚岸町森林経営計画(令和5年度～令和9年度)
- 厚岸町特定間伐等促進計画(令和3年度～令和12年度)
- 厚岸町鳥獣被害防止計画(令和7年度～令和9年度)

- 厚岸町地域材利用推進方針(令和6年度～)
- 厚岸町林道橋長寿命化計画(個別施設計画)(令和3年度～令和12年度)

目標実現に向けた役割分担

町 民	地域・団体など	行 政
● 自己所有林の適正な維持管理に努めます。 ● 地域材の利用に努めます。 ● 町民参加による森づくりに参加します。 ● 厚岸産しいたけの消費拡大に努めます。	● 厚岸町森林組合員の所有林の適正な維持管理に努めます。 ● 町民参加による森づくりに参加します。 ● 厚岸産しいたけのブランド化を推進します。 ● 経営及び生産技術向上・強化を図ります。	● 町有林の森林の多面機能の増進と適正な森林整備の推進に努めます。 ● 厚岸町森林組合事業への支援に努めます。 ● 林業担い手対策を行います。 ● 木質バイオマスの利活用や町有施設の地域材の利用に努めます。 ● 植樹祭を実施します。 ● 北海道などの関係機関と連携し、「木育」を推進します。 ● 林道の開設や道網の整備に努めます。 ● 良質な菌床製造に係る調査・研究、製造技術向上を図ります。 ● 菌床製造施設の整備及び維持管理を行います。 ● 菌床しいたけ生産の新規着業者の確保及び支援、後継者の育成に努めます。

基本方針

- 森林の有する公益的機能の維持増進と持続的な林業資源の確保を図るため、町有林及び私有林において計画的な森林施業を推進します。
- 地域の核となる林業事業体の体質強化を図るため、新しい林業の担い手が誇りと生きがいを持って、安心して働ける環境づくりを支援します。
- 「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取組である「木育」を推進します。
- 林業施業の低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及を図ります。
- 森林の適正な管理と林業施業の効率化を図るため、林道などの路網の整備に努めます。
- 森林環境譲与税を有効に活用して、適切な森林の整備やその促進につながる取組を進めます。
- 菌床しいたけ生産の安定と活性化を図るため、産地形成による産業の発展に努めます。

1 森林の整備・保全の推進

施策の展開

(1) 町有林の整備

- ① 適正な保育の実施
除間伐などの保育事業を適正な年次計画により実施します。
- ② 持続可能な森林経営の推進
持続可能な森林経営のため、間伐などを計画的に実施します。
- ③ 伐期の長期化の推進
重視すべき機能に応じた伐期の長期化を国有林、道有林と連携して進めます。

Ⅲ 行動計画

(2) 私有林の整備促進

- ① 森林整備への支援
私有林の整備を促進するため、造林や保育などの森林整備事業を支援します。
- ② 適正な伐採と再造林の指導
大規模な皆伐※⁶を防ぎ確実に再造林を実施するため、厚岸町森林組合と連携し、森林所有者に対して適正な伐採及び植栽の指導に努めます。
- ③ 新たな森林管理制度の実施
経営管理が適切に行われていない森林については、新たな森林経営管理制度の下、適切に管理を行います。

(3) 森林の保全の推進

- ① 保安林機能の増進
町民の安全で安心な暮らしを守るため、保安林の適正な管理を行うとともに、治山事業による森林の整備・保全を進め、山地災害の防止に努めます。
- ② 森林被害対策の推進
エゾシカの被害などによる森林被害を減少させるため、駆除や捕獲による個体数の調整に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 町有林の整備(森林環境保全直接支援事業など)
- 私有林の整備(公的分収林整備推進事業、民有林振興対策事業、私有林整備事業など)
- 新たな森林管理制度の実施

期待される効果

- 森林の有する公益的機能の維持増進が図られます。

2 林業経営基盤の強化

施策の展開

(1) 厚岸町森林組合事業への支援

施業の効率化の担い手の育成などにおいて、厚岸町森林組合の機能が十分に発揮されるよう、必要な支援に努めます。

(2) 林業の担い手対策

技術研修などによる林業従事者の技術向上や労働条件の改善、雇用の安定化や通年化、就労の長期化を図れるよう、必要な支援に努めます。また、関係機関と連携を図りながら、林業就労者の確保に努めます。

(3) 林業の効率化・省力化

スマート林業の推進に向けた取組について、関係機関と検討を進めます。

(4) 地域材の利用促進

- ① 木質バイオマスの利活用や町有施設での地域材の利用に努めます。
- ② エネルギーの地域内循環を目指し、町有施設へ木質バイオマスボイラーを導入します。

※6 皆伐：一定範囲の樹木を一時に全部または大部分伐採すること。

施策に係る主な取組・事業

- 森林整備担い手対策事業
- 木質バイオマス利活用事業
- 町有施設での地域材の利用

期待される効果

- 森業事業体の強化・林業労働者の確保につながります。

3 森林の活用と木育の推進

施策の展開

(1) 森林とふれあう機会の充実

緑のふるさと公園の森林センターを活用し、森林とふれあう機会の充実を図ります。

(2) 木を通しての交流の場づくり

木工センターを活用し、木を通しての交流機会を創出し、木工にふれあう機会の充実を図ります。

(3) 町民参加による森林づくり

町民参加による森林づくりを推進します。

施策に係る主な取組・事業

- 森林センターや木工センターなどの活用推進
- 「町民の森植樹祭」の実施

期待される効果

- 森林や木製品とのふれあいを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらう機会の創出につながります。

4 森林施業の合理化の推進

施策の展開

(1) 森林施業の合理化の促進

作業の省力化とコスト低減を図るため、高性能林業機械などを組み合わせた効率的な作業体系の定着を図ります。

(2) 林道・作業道の整備

森林の適正な管理と林業施業の効率化を図るため、林道や作業道等林内道路網の整備に努めます。

Ⅲ 行動計画

施策に係る主な取組・事業

- 林道開設事業

期待される効果

- 林業の採算性の向上につながります。
- 間伐材の安定販売につながります。

5 きのか産業の活性化

施策の展開

菌床しいたけ生産と産地化の促進

- ① 良質な菌床供給に努めるとともに、生産者の製造希望に対応するため、菌床製造体制の強化を図り、生産者の経営安定を支援します。
- ② 生産団地の環境整備や支援策の検討・実施などにより、新規着業者の確保に向けた取組を進めます。
- ③ 生産者の組織化を図るために必要な情報収集や指導機関などとの協力連携により、組織化に向けた支援に努めます。
- ④ きのか産地のPRや消費拡大を図るための活動を支援します。

施策に係る主な取組・事業

- きのか菌床センターの効率的・効果的な運営

期待される効果

- 生産者に良質な菌床を提供することにより、生産量の増加や消費の拡大が期待されます。
- 新規着業者の確保により、しいたけ産業や地域の発展が見込まれます。

指標設定

指標名	現状値		目標値(5年後)	
	数値	年(年度)	数値	年(年度)
町有林の植栽面積	18.77ha	R5	20ha	R11

※年(年度)欄：大文字表記(R)は年度、小文字表記(r)は年(暦年)を表す。

施策 2-4

第4節 商工業

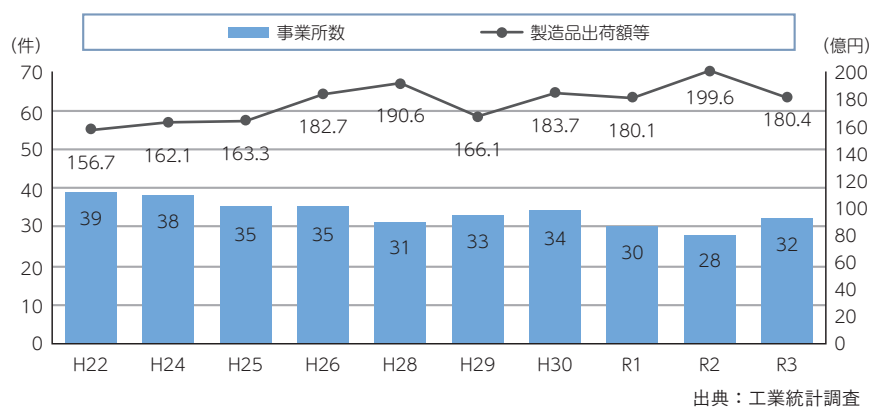
めざすまちの姿

- 高齢者への対応をはじめとする地域に密着した商業が営まれ、町民生活にも貢献しています。
- 生産性向上の取組、地域特性を活かした観光業や食文化との連携の取組などによる商工業の活性化で地域経済が豊かになり、地域の雇用を支えています。

現状と課題

- 厚岸町の商業は、人口減少により購買力が低下し、商品販売額が減少傾向にあるほか、町外への買物客の流出、さらに経営者の高齢化が進む一方で、事業の将来性などから事業継承を見送るなど、特に古くからの個人商店を中心とする小規模店舗の廃業が散見されます。
- こうした商業環境の変化への対応と地域に根ざした魅力ある商店経営などが求められています。
- 工業については、製造業において水産加工業がその中核ですが、サンマやサケなどの原材料の減少などにより、依然として厳しい経営が続いています。
- 建設業は、社会資本基盤の設備や災害復旧など、地域の安全で安心な暮らしに欠かせない役割を担っていますが、公共投資の動向に大きな影響を受けることから安定した経営の維持が課題となっているほか、人材の確保にも苦慮している状況にあります。
- 厚岸町の商工業者のほとんどは中小企業であり、中小企業の活力の低下は、雇用機会の縮小など地域経済の衰退につながることから、経営改善普及事業など総合的な商工業者への支援を行う厚岸町商工会と連携し、経営の安定化や付加価値向上などによる経営体の体質強化が必要です。

■厚岸町の事業所数と製造品出荷額等(製造業)の推移



関連する町の個別計画(計画期間)

- 厚岸町中小企業振興計画(令和7年度～令和11年度)
- 厚岸町食文化振興計画(平成10年～)

Ⅲ 行動計画

目標実現に向けた役割分担

町 民	地域・団体など	行 政
● 町内事業者の積極的な利用に努めます。 ● 商業イベントなどの商店街活性化事業へ協力・参加します。 ● 伝統的な料理などを家庭内や地域内で継承します。	● 地域に根ざしたサービスの提供や製品開発に努めます。 ● 商業団体が連携して魅力ある商店活動を行います。 ● 地域のイベントに地場産品など「食」の要素を取り入れます。	● 融資制度などによる町内事業者への支援を行います。 ● 厚岸町商工会などの関係団体の活動を支援します。 ● 地場産品を使用した料理講習会を開催します。

基本方針

- 地域に根ざした魅力ある商業の展開に向けて取り組む事業者や商業団体を支援します。
- 厚岸町商工会や金融機関との連携を強化し、生産性の向上などの経営安定と強化の取組のほか、創業や新分野進出などの新たな取組を促進します。
- 厚岸町の豊富な1次産品を活用した商品開発や「食」の魅力を高める取組を促進します。

1 地域に根ざした商業の振興

施策の展開

- ① 多様化するニーズに対応した魅力ある商品販売や高齢社会への対応など、地域に根ざした商業サービスの展開を支援します。
- ② 地場産品を活かした食品や加工品などの開発の取組を支援します。
- ③ 商店組織による賑わい創出イベントや地元消費拡大の取組などの活動を支援します。
- ④ 厚岸町商工会を中心とした協議会によるキャッシュレス決済導入に向けた取組を支援します。

施策に係る主な取組・事業

- 「厚岸町中小企業振興計画」の推進
- 特産品の開発や販路開拓の支援
- 厚岸町商工会や金融機関と連携した既存企業の経営改善や体質強化の促進
- 厚岸町商工会や金融機関と連携した創業と事業承継に係る新たな支援制度の構築

期待される効果

- 地場産品が開発され、多様なニーズに対応した商品販売により、商業が振興します。

2 中小企業の振興

施策の展開

- ① 「厚岸町中小企業振興計画」に基づき、地元中小企業の受注機会の確保に向けた取組を推進します。
- ② 商工業者への総合的な支援を行う厚岸町商工会の運営支援と連携強化により、既存企業の経営改善や体質強化、後継者や技術者などの人材育成を促進します。
- ③ 厚岸町商工会や金融機関と連携し、各種融資や助成制度の活用による経営の安定化や設備の近代化、生産性の向上、付加価値向上の取組などを促進します。
- ④ 新商品、新技術の開発や販路拡大などの新たな事業展開を支援します。
- ⑤ 厚岸町商工会や金融機関と連携して、創業希望者への資金調達や支援制度などの情報提供や相談対応による支援に努めるとともに、新たな支援制度について検討します。

施策に係る主な取組・事業

- 「厚岸町中小企業振興計画」の推進
- 各種融資・助成・優遇制度の周知と活用支援
- ふるさと納税の返礼品を含めた特産品の開発や販路開拓の支援
- 厚岸町商工会の運営基盤への支援
- 厚岸町商工会や金融機関と連携した創業と事業承継に係る新たな支援制度の構築

期待される効果

- 設備が近代化し、生産性や付加価値が向上することにより、中小企業が安定した経営の下、事業を展開できます。

3 新たな産業の創出

施策の展開

- ① 地域資源を活用した企業の進出や新産業の創出、既存企業の新分野への進出など、経営の多角化に向けた取組を促進します。
- ② 第1次産業や観光産業との連携による「食」や文化などの地域資源を活かした産業の創出を促進します。

施策に係る主な取組・事業

- 「厚岸町中小企業振興計画」の推進
- ふるさと納税の返礼品を含めた特産品の開発や販路開拓の支援
- 固定資産税課税免除制度の周知と支援

Ⅲ 行動計画

期待される効果

- 既存企業の新分野への進出や地域資源を活用した企業が生まれることに加え、新産業などが創出されることで、新たな雇用場と経済波及効果が見込まれます。

4 食文化の推進

施策の展開

- ① 地場製品の知識と料理技術の習得のための料理講習を行い、食文化に対する意識の向上を図ります。
- ② 厚岸味覚ターミナル・コンキリエの情報発信機能を十分に活かし、厚岸町の食文化の効果的なPRを展開します。
- ③ 地産地消の運動展開により、特色ある豊かな食文化を醸成するとともに、「食」関連事業者や近隣市町村との連携により、観光などの産業に活かします。
- ④ 「食」をテーマとする地域のイベントの開催など、「食」によるまちおこしに向けた啓発と実践、参加の機会の創出に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 地場製品を使用した料理講習会の実施
- 厚岸味覚ターミナル・コンキリエの情報発信機能を活用した食文化のPR
- 釧路管内市町村と連携した交流事業の実施
- 地元イベントへの町内事業者の積極的な参加促進

期待される効果

- 「食」に対する意識を向上し、「食」によるまちおこしを創出することにより、豊かな町民生活への貢献が期待されます。

指標設定

指標名	現状値		目標値(5年後)	
	数値	年(年度)	数値	年(年度)
商品販売額(小売業)	104.0億円	R3	104.0億円	R11
製造品出荷額等	180.4億円	R3	180.4億円	R11

※年(年度)欄：大文字表記(R)は年度、小文字表記(r)は年(暦年)を表す。

施策 2-5

第5節 観 光

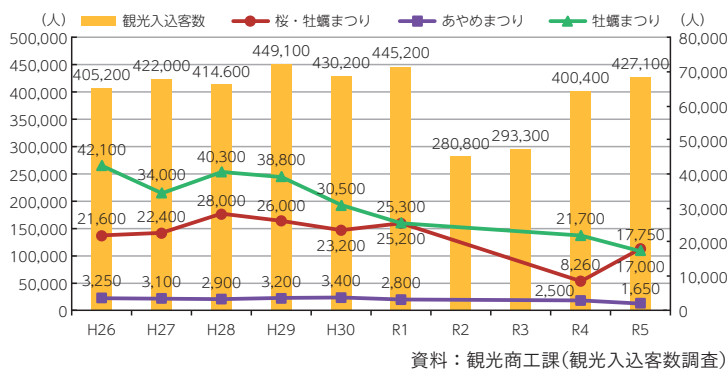
めざすまちの姿

- 新たな観光資源「厚岸ウイスキー」や「厚岸霧多布昆布森国定公園」の誕生により、多くの観光客が来町し、まちに活気が溢れています。
- 交流人口の拡大により、宿泊業や飲食販売業をはじめとする観光に関係するさまざまな分野において収益が向上しています。

現状と課題

- 令和2年の新型コロナの世界的流行により、社会に大きな混乱が生まれ、観光においても外国人観光客が激減したほか、国内旅行における新しい生活様式に対応するなど、観光を取り巻く状況が大きく変化しました。
- 令和3年3月30日に厚岸道立自然公園とその周辺地域が、国内で58カ所目、道内で6カ所目となる新たな国定公園として指定され、「厚岸霧多布昆布森国定公園」が誕生しました。また、関連産業や観光振興への波及効果が大きい厚岸蒸溜所の「厚岸ウイスキー」が国内外から高い評価を得ており、世界的に注目を集めています。
- 道東自動車道「尾幌糸魚沢道路」の整備が推進される中、令和6年12月には阿寒インターチェンジから釧路西インターチェンジまでが開通され、今後、交通インフラの拡充により、観光客を含めた交流人口の増加が期待されます。
- 旅行目的は、地域の特産品を味わう「食の観光」を中心に、カヌーや潮干狩りなどの「体験観光」、景勝地を巡る「見る観光」となっており、旅行形態は個人や家族旅行などの小人数グループでの旅行が多く、旅行情報はインターネットを介したウェブサイトやテレビ、ラジオ、観光情報誌などのマスメディア※¹の利用など、さまざまな手段で入手されています。
- 今後は、多様化した観光客のニーズや外国人観光客に対応した地域資源を活用した魅力と特色ある観光メニューの開発や施設整備、人材育成、情報発信が求められます。
- 厚岸町では、町内のフィールドや体験メニューだけでは集客力が弱く長時間の滞在が望めないことから、今後も「厚岸霧多布昆布森国定公園」を有する釧路町、浜中町、標茶町をはじめとする広域でのさらなる連携を図り、観光振興に取り組む必要があります。

■厚岸町の観光入込客数と各種イベント来場者数の推移



※1 マスメディア：新聞、テレビ、雑誌、ラジオなどの情報伝達を目的としたメディア(媒体)のこと。一方的かつ不特定多数に向けて、情報を発信することが可能。

Ⅲ 行動計画

関連する町の個別計画（計画期間）

- 厚岸町観光振興計画（令和5年度～令和11年度）

目標実現に向けた役割分担

町 民	地域・団体など	行 政
● 観光客をおもてなしの心で温かく迎えます。 ● 観光情報などの知識を深めまちを紹介します。	● 魅力ある商品づくりと良質なサービスの提供を行うほか、各産業と結びついた戦略的な地元産品や旅行商品を開発、販売、発信するよう努めます。 ● イベントや新しい商品開発の企画・運営に参加します。 ● 観光資源の保全や街なみ、観光地の環境美化活動に参加します。 ● 関係機関等と協力し、誘客活動に取り組むとともに、観光人材の育成や町民とのコーディネーター役も果たします。	● 観光振興に関する目標と施策、手順を示すとともに、そのフォローを着実にを行います。 ● 観光施設の計画的な整備・管理や受入体制の充実を図ります。 ● 町民や地域・団体等が企画する事業を側面的に支援します。 ● 地域における観光情報を発信します。

基本方針

- 豊かな自然が育む「食」や「自然体験」を活かした個性ある観光地づくりを目指します。
- さまざまな分野での観光振興を図るため産業経済団体等と連携し、活力ある観光地づくりを目指します。
- 環境と調和した観光施設の整備を進め、環境と産業が共生する活力ある観光地づくりに努めます。
- 増加傾向にある外国人観光客が安心して快適に観光できる環境づくりに努めます。
- 広域連携による観光ルート形成により、道東地域への観光客の滞在を促します。
- 感染症対策に配慮した観光地づくりを目指します。

1 地域資源を活かした観光の推進

施策の展開

地域資源を活用した魅力ある観光地づくりの推進

- ① 「厚岸霧多布昆布森国定公園」をはじめとする優れた自然環境や景勝地の保全に努めるとともに、景観や環境に配慮しながら観光施設の整備に努めます。
- ② 地域資源を活用した魅力ある観光地づくりを推進するため、新たな観光資源となっている「厚岸ウイスキー」の樽材として使用しているミズナラ群生林の見学を組み入れた厚岸蒸溜所ツアーのさらなる充実、冬のネイチャーツアー※2など、関係機関と連携し特色ある観光メニューの開発や新観光スポットを組み入れた町内周遊ルートづくりに努め、長時間の町内滞在を促します。
- ③ 外国人観光客や障がい者などの観光客が安心して快適に観光できる環境づくりに努めます。

※2 ネイチャーツアー：自然を見て楽しむことを目的とするツアーのこと。

- ④ ラムサール条約登録湿地を含む、「厚岸霧多布昆布森国定公園」に代表される優れた自然の風景地の保全や湿原の賢明な利用を図るとともに、食、歴史・文化の地域資源を気軽に満喫できる身近な観光地として、観光客等の保健、休養、教化に資する、自然環境を活用した施策を展開します。

施策に係る主な取組・事業

- 桜保護育成
- あやめ保護育成
- 観光施設整備



厚岸蒸溜所



冬のネイチャーツアー

期待される効果

- 観光施設の計画的な整備により、継続的な施設の活用につながります。
- 魅力ある観光地づくりを行い宣伝することにより誘客が図られ、観光客増加やリピーター増加が期待されます。

2 イベントの推進と観光情報の発信

施策の展開

(1) イベントの充実

- ① イベントへの関係団体や町民参加を促し、まち全体で観光客をもてなすという観光に対する意識向上を図ります。
- ② 関係団体と連携し、新たな観光資源となっている「厚岸ウイスキー」や既存の地域資源を活用した新たなイベント開催を推進するほか、魅力あるイベントを開催するため、イベント内容の見直しを検討します。

(2) 観光情報の発信

- ① インターネット情報発信ツールや旅行情報誌などを活用した観光宣伝に努めます。
- ② 道の駅や管内観光関連施設へ観光情報を提供し、周遊観光客の誘客に努めます。
- ③ ご当地キャラクター「うみえもん」を活用した観光情報の発信を図ります。



厚岸町公式
キャラクター
「うみえもん」

施策に係る主な取組・事業

- 関係団体と連携したイベントの実施(検討・協議)
- 観光宣伝

期待される効果

- 魅力あるイベントを企画・宣伝することにより誘客が図られ、観光に関連するさまざまな分野での収益が見込めます。

Ⅲ 行動計画

3 観光推進体制の強化

施策の展開

(1) 観光推進体制の強化

- ① 厚岸観光協会や関係団体との連携を強化し、充実した観光事業の展開と組織強化、活発化を促進します。
- ② 体験観光の充実を図るため、公認ガイドなどの養成に努めます。

(2) 広域観光の推進

- ① 道東圏域の関係団体と連携し、圏域の観光施設などを結ぶ魅力ある観光ルートを構築し、道東圏域への誘客を図ります。
- ② 釧路町・厚岸町・浜中町広域観光推進協議会や厚岸霧多布昆布森国定公園連絡協議会など関係団体と連携し、「食」や「自然」を活用した周遊ルートの充実を図るとともに、厚岸霧多布昆布森国定公園を活かした旅行情報誌などでの情報発信のほか、旅行企画会社への宣伝など、広域での取組に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 観光推進体制の強化
- 広域連携

期待される効果

- 厚岸観光協会や関係団体と連携し、観光客のニーズに対応した受入体制を図り、充実した事業展開を推進することで、魅力あるまちとして印象付けることができ、リピーターの増加が見込まれます。
- 広域でPRすることにより、道東圏域での周遊観光客や長期滞在者の集客が見込まれます。

指標設定

指標名	現状値		目標値(5年後)	
	数値	年(年度)	数値	年(年度)
観光客の年間入込数	42.7万人	R5	51.5万人	R11
認定アウトドアガイド有資格者数	3人	R5	5人	R11

※年(年度)欄：大文字表記(R)は年度、小文字表記(r)は年(暦年)を表す。



別寒辺牛川カヌーツーリング



ガイド付サイクリングツアー

施策 2-6

第6節 雇 用

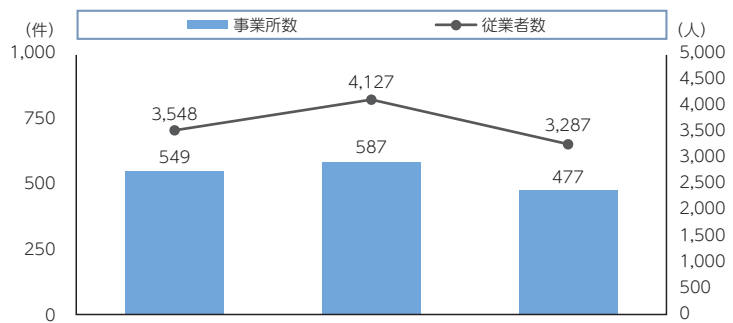
めざすまちの姿

- 若い世代に魅力ある職場が増え、多くの若者が町内で就業しています。
- 意欲のある全ての人が生き生きと働いています。

現状と課題

- 釧路管内の有効求人倍率は改善傾向にあり、雇用情勢は持ち直し傾向にあるものの、業種によっては求人者数に対して求職者数が少なく、人材不足が課題となっています。
- 町内の事業所の新規採用の状況をみると、町内出身者の採用数は全体の5割から6割ほどであり、そのほかは町外出身者の採用となっています。
- 町内出身の高等学校卒業生で就職した人の約4割が町内の事業所に就職していますが、約6割が町外に就職している実態にあり、地元における雇用の安定と確保が求められています。
- 企業が求める人材と求職者の条件が合わないというミスマッチが原因と思われる人材不足や若年層の早期離職の増加など、特に水産加工業や建設業などで人材不足となっている現状にあり、雇用に関わるさまざまな課題に直面しています。
- 勤労意欲がある町民の就業を支援するため、町内企業の活性化を図るとともに、新たな産業や企業の創出による就労機会の充実のほか、技術の進展などに柔軟に対応できる人材の育成・確保のための能力開発や技術習得の支援、働きやすい環境を整備するための労働環境の充実が求められています。

■厚岸町の事業所数と従事者数の推移



出典：経済センサス、事業所・企業統計調査

■厚岸町の産業・年代別就業者数(15歳以上)の推移

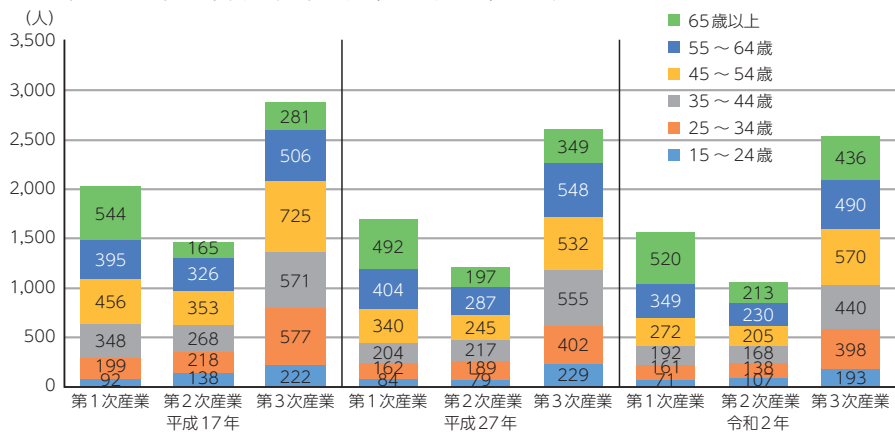
単位：人

区分	平成17年							平成27年							令和2年						
	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	合計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	合計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	合計
就業者総数	452	994	1,187	1,534	1,227	990	6,384	394	758	977	1,120	1,242	1,044	5,535	371	698	802	1,049	1,070	1,169	5,159
第1次産業	92	199	348	456	395	544	2,034	84	162	204	340	404	492	1,686	71	161	192	272	349	520	1,565
農業	39	67	80	139	72	71	468	40	63	60	76	110	59	408	28	84	71	70	101	66	420
林業	2	10	5	9	11	7	44	5	6	13	12	7	5	48	4	3	7	6	3	5	28
漁業	51	122	263	308	312	466	1,522	39	93	131	252	287	428	1,230	39	74	114	196	245	449	1,117
第2次産業	138	218	268	353	326	165	1,468	79	189	217	245	287	197	1,214	107	138	168	205	230	213	1,061
鉱業	1	5	6	11	11	1	35	1	3	6	1	8	6	25	0	0	6	2	7	5	20
建設業	45	84	97	136	99	39	500	20	53	80	88	116	51	408	12	30	63	76	96	79	356
製造業	92	129	165	206	216	125	933	58	133	131	156	163	140	781	95	108	99	127	127	129	685
第3次産業	222	577	571	725	506	281	2,882	229	402	555	532	548	349	2,615	193	398	440	570	490	436	2,527
サービス業	112	329	294	369	259	140	1,503	109	225	295	285	283	173	1,370	59	105	101	126	103	74	568
卸・小売業	90	147	169	159	158	112	835	59	100	134	143	122	129	687	58	91	106	152	127	132	666
その他	20	101	108	197	89	29	544	61	77	126	104	143	47	558	76	202	233	292	260	230	1,293
分類不能	0	0	0	0	0	0	0	2	5	1	3	3	6	20	0	1	2	2	1	0	6

出典：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

Ⅲ 行動計画

■厚岸町の産業・年代別従業者数(15歳以上)の推移



目標実現に向けた役割分担

町 民

- セミナーや講演会などに積極的に参加し、自分の職業能力の向上に努めます。

地域・団体など

- インターンシップ※¹の受入協力や事業所紹介などにより町内事業所の仕事の町民理解に努めます。
- 従業員の労働環境の向上に努めます。

行 政

- 町内求人情報を取りまとめて周知します。
- 関係機関と連携し、雇用の安定や就労促進のための情報提供や環境整備に努めます。

基本方針

- 地元企業の経営安定・強化や新たな産業の創出を促進し、雇用の安定と就業機会の拡大に努めるとともに、若年者や女性などの就労支援に努めます。
- 多様なニーズに対応した職業能力の開発や技術習得の支援などにより通年雇用を促進します。

1 雇用の確保と安定化

施策の展開

- ① 雇用機会の創出拡大を図るため、町内企業の事業拡大などの経営強化を支援するとともに、地域資源を活かした新たな産業の創出を促進します。
- ② 町内における雇用対策を効果的に推進するため、行政や経済団体、教育機関で構成する「厚岸町雇用対策連絡会議」を通じて雇用動向の的確な把握に努め、特に新規学卒者や若年労働者の地元就業を促進します。
- ③ 在学生への勤労観や職業観を身に付けるインターンシップや町内事業所の説明会開催の促進により、地元企業への理解を促進します。

※1 インターンシップ：学業についている人が企業や官公庁などで自らの専攻や将来の職業選択に活かすため、就業体験すること。

施策に係る主な取組・事業

- 「厚岸町雇用対策連絡会議」の開催（進路・雇用動向の情報共有）
- 厚岸町商工会や北海道厚岸翔洋高等学校と連携した合同企業説明会の開催
- 各種融資・助成・優遇制度の周知と活用支援による地元中小企業の経営強化

期待される効果

- 若年者の地元就業が促進され、町内企業の経営が安定します。

2 就業支援の充実

施策の展開

- ① ハローワーク※²などの関係機関と連携した無料職業紹介事業による就業支援のほか、町内求人情報の集約と提供を行います。
- ② 釧路地方職業能力開発協会などの訓練機関と連携し、技能習得のための各種研修機会の提供に努めます。
- ③ 釧路地域通年雇用促進支援協議会と連携し、季節労働者の通年雇用化を促進する各種支援事業を実施します。

施策に係る主な取組・事業

- 無料職業紹介事業の実施
- 町内求人情報の集約・提供と相談対応
- 関係機関と連携した技能取得や通年雇用化に係る情報提供

期待される効果

- 町民が就職しやすく、技能習得しやすい環境が整備されます。

3 労働環境の向上

施策の展開

- ① 子育てや介護と仕事の両立、障がい者の就業支援など、多様な働き方に対応した労働環境の整備を促進します。

※2 ハローワーク：正式には公共職業安定所と呼ばれ、国によって運営される機関のこと。地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策の業務を一体的に実施している。

Ⅲ 行動計画

- ② 労働関係諸法令の周知や各種制度の情報提供などにより、安心して働くことができる労働環境づくりのための事業者の意識啓発に努めます。
- ③ 北海道や厚岸町社会福祉協議会などの各種勤労者福祉制度の周知により勤労者の生活福祉の向上を促進します。

施策に係る主な取組・事業

- 子育てや介護などに係る各種法令や制度の周知
- 労働関係の情報提供を通じた事業者への労働環境づくりに係る意識啓発
- 北海道や厚岸町社会福祉協議会による勤労者福祉制度の周知

期待される効果

- 行政や事業者による労働環境づくりが進み、多様で安心した労働環境が整備されます。

指標設定

指標名	現状値		目標値(5年後)	
	数値	年(年度)	数値	年(年度)
町内事業所の新規採用者のうち厚岸町出身者の割合	56.1%	R5	61.0%	R11

※年(年度)欄：大文字表記(R)は年度、小文字表記(r)は年(暦年)を表す。

第3章

保健・医療・福祉部門

～みんな笑顔で健やかに、
つながり支え合うまち～

Ⅲ 行動計画

施策 3-1

第 1 節 保健・医療

めざすまちの姿

- 保健・医療・福祉の連携により、地域医療の確立が図られ、町民だれもが心身ともに健康に過ごしています。
- かかりつけ医の下、安心して医療を受けることができます。
- 専門医療や高度医療については、釧路市内の二次医療機関※¹との病病連携※²ができています。

現状と課題

- 町民の健康づくりを推進するため、各種健康診査や健康教育、健康相談、予防接種などを継続的に実施しているほか、子育て支援や食育※³、心の健康に関する取組を強化しています。
- 乳児から高齢者までのライフステージや地域特性に応じた健康づくりの取組を継続する必要があるとともに、今後も複雑化した健康問題の発生が予測されるため、予防的な視点からの健康づくりが重要です。
- 成人対象の各種健康診査(各種がん検診、特定健康診査など)の受診率は伸び悩んでおり、町民の健康づくりや生活習慣の改善に向けた意識の向上が大きな課題となっています。
- 身近な医療の提供には医療体制の充実と維持が重要であることから、町立厚岸病院では、患者の健康問題を家族や地域社会の背景も把握しながら、継続的に治療にあたる「かかりつけ医」としての総合医療体制で地域医療を進める必要があるとともに、医療従事者の確保を最優先に進める必要があります。
- 厚岸郡における保健・医療・福祉の連携を強化するとともに、町立厚岸病院では完結できない専門医療と高度医療については、釧路市内の二次医療機関との病病連携を図る必要があります。
- 今後における町立厚岸病院にあっては、国が進める地域医療構想※⁴の動向に注視しつつ、厚岸郡における中核的な医療機関として、地域医療の確保を図る必要があります。

関連する町の個別計画(計画期間)

- みんなすこやか厚岸21(第3期)(令和6年度～令和17年度)
- 厚岸町新型インフルエンザ等対策行動計画(平成28年度～)
- 町立厚岸病院経営強化プラン(令和5年度～令和9年度)

※1 二次医療機関：入院治療を必要とする重症救急患者の医療を担当する医療機関。

※2 病病連携：より良い医療を提供するために近隣の病院と役割を分担し、患者さんを紹介し合う仕組み。

※3 食育：食の安全性や栄養、食文化などの食物に関する知識と「食」を選択する力を養うことにより、健全な食生活を実践することができる人を育てること。

※4 地域医療構想：将来人口推計を基に令和7年に必要となる病床数(病床の必要量)を4つの医療機能ごとに推計した上で、地域の医療関係者の協議を通じて病床の機能分化と連携を進め、効率的な医療提供体制を実現する取組。

目標実現に向けた役割分担

町 民

- 自分や家族の健康のために食事や運動などの生活習慣を改善します。
- 健康づくりに関する情報に関心を寄せ、生活に取り入れます。
- 身近なかかりつけ医として、地域の医療機関を利用します。
- 各種健康診査を受診します。

地域・団体など

- 職場や団体において、検診など健康づくりのための活動の参加を呼び掛けます。

行 政

- 生活の実態などの特性に応じた健康に関する情報を発信します。
- 健康づくりに関わるさまざまな機会を提供します。
- 医療従事者の確保のため、継続した取組を進めます。
- 適正な受診の啓発に努めます。

基本方針

- 健康増進計画「みんなすこやか厚岸21(第3期)」に基づき、各種健康診査などの健康づくりに関する事業を推進し、全世代が心身ともに健康を保持増進できるよう努めます。
- 安全で安心できる医療の提供と病院経営の健全化に努めるとともに、救急医療をはじめとする地域医療の確保と継続に努めます。

1 健康づくりの推進

施策の展開

- ① 健康増進計画「みんなすこやか厚岸21(第3期)」に基づき、心身の健康や食育など町民の健康づくりを支援します。
- ② 健康づくりの拠点として、健康増進機器の整備など保健福祉総合センターの機能充実に努めます。
- ③ 心の健康づくり及び自殺予防について、「誰もが安心して暮らせるまち」を目指し、関係団体と連携して取り組みます。
- ④ 食と健康の関わり及び食育の重要性を普及啓発し、健康の源である食生活の向上を図ります。

施策に係る主な取組・事業

- 健康増進計画「みんなすこやか厚岸21(第3期)」の推進

期待される効果

- 疾病の発症や重症化が予防され、町民が心身ともに健康に過ごすことができます。

Ⅲ 行動計画

2 保健事業の充実

施策の展開

- ① 妊娠期から育児期までの子と養育者への切れ目のない支援の充実を図ります。
- ② 各種健康診査や健康教育、予防接種等感染症対策等の充実を図り、健康に関する情報提供、疾病の予防と早期発見に努めます。
- ③ 新たな健康課題に応じた取組を展開します。
- ④ 乳児から高齢者までのライフステージや地域特性に応じた訪問指導や健康相談、健康教育などを関係団体と連携の上、推進します。
- ⑤ 全身の健康に影響するむし歯をはじめとする歯科疾患を予防するため、歯科保健対策の充実にも努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 各種健康診査や予防接種などの各種健康づくり事業の推進
- 新たな健康課題に応じた健康づくり事業の展開

期待される効果

- 疾病の発症や重症化が予防され、町民が心身ともに健康に過ごすことができます。
- 安心して子どもを産み育てることができます。

3 地域医療体制の充実

施策の展開

(1) 地域包括ケアシステム※5の推進

住み慣れた地域で可能な限り自立した生活が継続できるよう、保健・医療・福祉の連携を推進します。

(2) 病院経営の効率化

「町立厚岸病院経営強化プラン」に基づく経営強化の取組を推進し、経営改善に努めるとともに、病床機能のあり方について利用状況を見極めながら検討を進めます。

(3) 医療圏の再編・ネットワーク化

釧路管内における医療機関の規模の適正化や機能のあり方を検討する機関として「釧路圏域地域医療構想調整会議」が設置されており、その検討の状況を踏まえ、医療機関等と自治体が連携し、患者情報の共有化のためのネットワークの構築と機能分担の協議を進めます。

※5 地域包括ケアシステム：高齢者の尊厳保持と自立支援を目的に、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう地域の包括的な支援・サービスを提供する体制。

（４）救急医療体制の充実

関係機関と連携しつつ、休日・夜間を含めた初期救急から高度医療につながる体系的な救急医療体制と、ドクターヘリなどの救急搬送体制を確保し、その継続に努めます。

（５）医療従事者の確保

地域で必要とされる医療を維持継続するため、医療従事者の確保を最優先に取り組めます。

施策に係る主な取組・事業

- 健全な経営の点検・評価・公表の実施
- 病院設備と医療機器の計画的な整備・更新
- 地域医療・救急医療体制の確保及び継続

期待される効果

- 町民が安心して必要な医療を受けることができます。



Ⅲ 行動計画

施策 3-2

第2節 地域福祉

めざすまちの姿

- 地域住民が支援者となる環境づくりが進んでおり、ボランティア団体などの福祉関係者のほか、さまざまな団体と連携し、日頃から助け合いや支え合いが地域で展開されています。

現状と課題

- 貧困やひきこもり、家庭内暴力、虐待などのさまざまな生活課題を抱えた人や世帯に対する支援が求められています。
- ボランティア活動に興味のある人が、その情報を入手しやすく、活動に参加しやすいような体制づくりや支援の継続が求められています。
- 厚岸町社会福祉協議会を中心として関係機関が連携し、ボランティア活動に参加するきっかけづくりの場や機会の提供を充実させる必要があります。
- 福祉団体や自治会、ボランティア団体などの中には、参加者の減少や高齢化、固定化などにより、十分に活動できなくなった組織が増えており、さまざまな分野の人材発掘及び人材育成が必要です。
- 「福祉の心」を育むためには、子どもの頃からの世代間の交流が大切であり、さまざまなふれあいの場などの体験を通じて各世代の価値観の相違をお互いに認め合うことができ、人々がつながる地域のコミュニティを創出する必要があります。
- 多機能共生型地域交流センター(コアぼんときらく)を活用した地域活動が行われていますが、さらに、町民同士のつながりが深まる機会の増加が求められています。
- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの関係機関との連携を強化し、あらゆる相談を受け付け対応できる窓口の充実を図る必要があります。

関連する町の個別計画(計画期間)

- 第4期厚岸町地域福祉計画(令和3年度～令和7年度)

目標実現に向けた役割分担

町 民

- 日頃から地域とのつながりを大切にします。
- お互いに声を掛け合い、地域の活動に積極的に参加します。
- 福祉について理解を深めます。

地域・団体など

- 地域活動に参加する人が増えるよう、年代に合わせた情報発信をします。
- ボランティア活動を促進するための啓発や、幅広い年代の人々が気軽に参加できる機会の拡大に努めます。
- 厚岸町社会福祉協議会を中心に地域・団体等が連携するための指針となる「地域福祉実践計画」を推進します。
- 若者が参加しやすいイベントや障がい者との交流の場を増やします。

行 政

- 民間団体や企業による見守り活動の強化に努めます。
- 地域活動などの情報を発信します。
- 厚岸町社会福祉協議会と連携した取組と事業化の検討を進めます。
- 地域での人材育成などを促進します。
- 厚岸町社会福祉協議会の各種事業に対する支援を行います。
- 民生委員・児童委員などの団体活動に対する支援や活動内容の周知を行います。
- 地域が行う世代間交流イベントを支援します。

基本方針

- 地域住民やボランティア団体などの福祉関係者などと連携・協力し、町民と行政の協働による「ともに支えあう福祉のまちづくり」を目指します。

1 地域で支える福祉の体制づくり

施策の展開

- ① 総合的な地域福祉を進めるため、関連する計画を適正に見直します。
- ② 厚岸町社会福祉協議会が策定している「地域福祉実践計画」と連携しながら地域福祉の推進を図ります。
- ③ ノーマライゼーション※¹の定着のため、広報・啓発の推進に努めます。
- ④ 学校や関係団体と連携して福祉教育の推進を強化します。
- ⑤ 福祉に係る必要な情報を積極的に発信します。
- ⑥ 貸付制度などを継続し、アイヌの人々の生活や福祉の充実に努めます。
- ⑦ 避難行動要支援者の避難支援や安否確認などを円滑に行えるよう努めます。
- ⑧ 地域と連携し、虐待や家庭内暴力、引きこもりなどの情報を把握し、適切な対応に努めます。
- ⑨ 既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築します。

施策に係る主な取組・事業

- 「厚岸町地域福祉計画」の見直しと推進
- 厚岸町社会福祉協議会の「地域福祉実践計画」との連携と推進
- 重層的支援体制※²の整備

期待される効果

- 地域で支え合うための体制が強化されます。

※1 ノーマライゼーション：障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、共に生き生きと活動できる社会を目指すという理念。

※2 重層的支援体制：一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しい複雑・複合的な課題を持つ人（家族）をサポートするための体制

Ⅲ 行動計画

2 地域福祉活動の推進

施策の展開

(1) 福祉人材の育成・確保

福祉関係専門職やボランティアなどの福祉人材の育成・確保に努めます。

(2) 地域福祉推進体制の充実

- ① 厚岸町社会福祉協議会などの民間福祉活動の支援を図ります。
- ② 地域包括支援センター※³を中心としたネットワークの構築に努めます。
- ③ 民生委員・児童委員協議会の活動の支援を図ります。

施策に係る主な取組・事業

- 厚岸町社会福祉協議会活動及び民生委員・児童委員活動への支援

期待される効果

- 地域福祉活動が活性化されます。

3 地域福祉施設の整備

施策の展開

- ① 多機能共生型地域交流センターの適正な維持管理に努めます。
- ② ユニバーサルデザインの導入など全ての人にやさしい施設の改善を進めます。
- ③ 厚岸町社会福祉センターの適切な維持管理への支援に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 多機能共生型地域交流センターの管理運営と充実
- 厚岸町社会福祉センターの維持管理への支援

期待される効果

- 地域福祉を行う拠点が適切に維持されます。

※3 地域包括支援センター：市町村に設置される機関で、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員による総合相談窓口や介護支援事業者への支援、高齢者虐待予防や権利擁護の推進などを行う。

施策 3-3

第3節 高齢者福祉

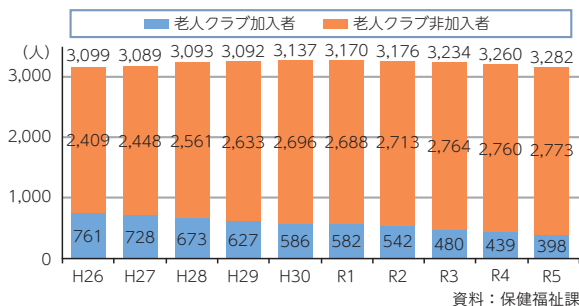
めざすまちの姿

- 高齢者を取り巻く環境整備が進み、高齢者が地域で自立した生活を送っています。
- 地域包括ケアシステムにより、高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で生き生きと安心した生活を送っています。
- 世代を超えて町民が地域全体を支えています。

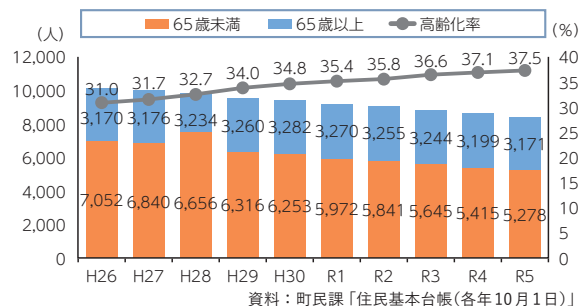
現状と課題

- 高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぎ、要介護状態になってもそれ以上悪化しないように、介護予防の普及啓発と事業参加の場の提供により、介護予防の取組を推進してきました。
- 生活支援体制整備事業による地域全体で暮らしを支える仕組みづくりのほか、成年後見制度などの権利擁護事業、医療と介護の連携強化、介護予防、健康増進や生きがい活動などを推進し、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を行ってきました。
- 認知症施策をより充実させるため、認知症の人やその家族の意見を踏まえた支援体制の整備を進めながら、国の施策に沿って取り組み、認知症に係る普及啓発と地域で見守る体制整備を進めてきました。
- ひとり暮らしの高齢者の増加など、高齢者を取り巻く環境は厳しさを増しており、介護サービスの基盤整備や地域の支え合い体制の推進を図る必要があります。
- 高齢者が身近な地域の中で経験と知識を活かしながら社会参加ができるよう、生活支援・生きがい活動をさらに推進する必要があります。
- 生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、地域包括ケアシステムを支える人材の育成・確保を図る必要があります。
- 介護従事者の不足が全国的に大きな課題となっており、町内の介護サービス事業所においても同様の状況にあるため、介護従事者の確保と育成を図る必要があります。
- 高齢者福祉施設については、老朽化に伴う設備などの更新に加え、現在の場所と施設機能では、災害時に避難が遅れ、命の危険にさらされる懸念があることから、入所している高齢者や働く介護従事者の安全・安心を確保するため、福祉避難所などの防災拠点としての機能を兼ね備えた施設として、新たに整備する必要があります。

■厚岸町の65歳以上の高齢者数と老人クラブ加入者数の推移



■厚岸町の高齢者人口と高齢化率の推移



関連する町の個別計画(計画期間)

- 第9期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)

Ⅲ 行動計画

目標実現に向けた役割分担

町 民	地域・団体など	行 政
● 高齢者自身が家庭や地域で役割を持ち、積極的に介護予防に取り組みます。	● 高齢者を地域で見守り、地域で支え合う体制を強化します。 ● 生活に不安のある高齢者等を把握して、情報を関係機関と共有します。 ● 介護従事者の確保と育成に努めます。	● 地域の活動に必要な場や人材を提供します。また、人材を育成します。 ● 高齢者福祉事業や介護予防事業に関する情報を発信します。 ● 介護従事者の確保と育成に努めます。

基本方針

- 介護予防や地域包括ケアなどの推進により、人にやさしい福祉のまち・いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち・ともに支え合うまちを目指します。

1

自立支援・介護予防・重度化防止の推進

施策の展開

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の整備及び充実

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供してきた専門的なサービスに加え、配食や見守りサービスをはじめとする生活支援サービスについて、地域の実情に応じて充実を促進します。

(2) 介護予防事業※¹の推進

アンケートによる実態把握の実施やボランティアの人材育成など介護予防事業推進のための環境を整備します。

(3) 健康づくり事業の推進

町民一人ひとりの健康づくり意識の高揚と健康づくりに取り組む地域への支援を進めます。

施策に係る主な取組・事業

- 「厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の推進
- 一般介護予防事業をはじめとする介護予防に資する事業の推進

期待される効果

- 効果的な高齢者福祉と介護保険事業の推進が図られます。

※ 1 介護予防事業：要介護状態にならないよう外出の機会を増やし、軽運動などを行う事業。

2 地域包括ケアシステムの深化・推進

施策の展開

(1) 地域包括支援センターが行う包括的支援事業の推進

地域住民の心身の健康保持と生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援します。

(2) 地域支え合い体制と在宅生活を支える事業の推進

- ① 公的なサービスのほか、地域の支え合い体制の推進を図りながら、高齢者になっても安心して在宅生活を送ることができる地域づくりを推進します。
- ② 高齢者の心身の状況や生活環境などに応じた、生活支援や見守りを目的とした適切なサービスを提供します。

(3) 認知症施策と高齢者の権利擁護のための取組の推進

- ① 認知症の人やその家族を支援する相談業務と地域の関係機関と連携し、担当する認知症地域支援推進員を中心に認知症に関する理解促進に向けた普及啓発活動を進めます。
- ② 認知症などにより、判断能力が十分でない高齢者が、財産管理や日常生活でのさまざまな契約などを行う際に、不利益とならないよう支援します。

(4) 在宅医療と介護の連携

病気を抱えても住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を継続できるよう、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる連携体制の構築を図ります。

施策に係る主な取組・事業

- 認知症施策に係る事業の推進
- 地域包括支援センターの運営

期待される効果

- 地域の高齢者が適切なサービスや支援を受けることができ、住み慣れた地域での生活の充実が図られます。

3 介護サービスの基盤整備と質的向上

施策の展開

(1) 介護保険施設の適正な運営

介護保険施設における施設サービスの充実と質の向上に努めるほか、指定管理者制度を活用した適正な施設運営に努めます。

(2) 介護サービス相談員派遣事業

介護サービス相談員の活用により、在宅・施設サービス利用者の声を聴き、気付きを伝え、サービスの充実と質の向上を図ります。

Ⅲ 行動計画

(3) 介護従事者の確保と育成

各種事業の担い手と、より高度な専門性を有する人材の育成・確保を図ります。

施策に係る主な取組・事業

- 介護保険施設や設備などの計画的な整備・更新
- 防災拠点としての機能を兼ね備えた高齢者福祉施設の整備検討
- 特別養護老人ホーム心と園及び在宅老人デイサービスセンター管理業務の指定管理者への委託
- 介護サービス相談員の派遣事業
- 介護人材確保等奨励金の交付、介護資格取得費用の助成

期待される効果

- 特別養護老人ホーム心と園及び在宅老人デイサービスセンターのサービスの向上が図られます。
- 介護サービス相談員の派遣により、利用者からの声を施設に伝えることにより、質の高いサービスの充実が図られます。
- 介護従事者の確保との育成が図られます。

4 高齢者の社会参加の促進

施策の展開

生きがいづくりの推進

敬老事業、高齢者関連団体への支援、外出支援を通じて高齢者が社会参加できる機会を増やします。

施策に係る主な取組・事業

- 福祉交通回数券など外出機会につながる事業の推進
- 敬老事業や長寿祝金など生きがいづくりにつながる事業の推進

期待される効果

- 高齢者が能力や経験を活かし地域で活躍することで介護予防効果の向上が図られます。



施策 3-4

第4節 障がい者（児）福祉

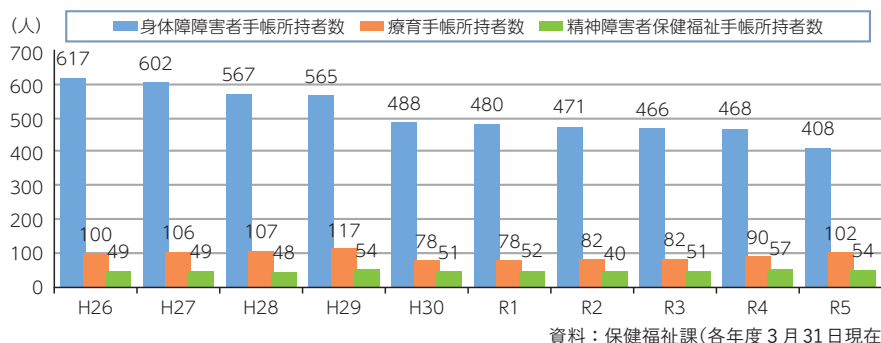
めざすまちの姿

- 障がい者（児）が、希望する障害福祉サービスや障害児通所支援を受けています。
- 障がい者（児）が、地域で支援を受けながら安心して自立した生活を送っています。
- 障がいに対する理解が深まり、障がいの有無にかかわらず町民の共創で、障害福祉に関する取組が進められています。

現状と課題

- 障害児通所支援については、町内3カ所のサービス提供事業者が、障がいの早期療育の場として重要な役割を果たしており、その利用実績は、未就学児童が減少している一方、就学児童は増加傾向にあります。
- 通所可能な事業所数は維持できていますが、支援に従事する人材不足の影響を受け、保護者が希望する日数での通所ができていない状況にあります。
- 自閉症スペクトラム症などのいわゆる発達障害に係る保護者の関心はますます高まっており、心理士などの専門員による相談や療育の機会の確保など、増加する“気になる子”への対応が必要となっています。
- 障害福祉サービスについては、町内外のサービス提供事業所を利用し、障がい者が希望する就労に関するサービスの提供ができています。
- 就労継続支援（B型）の利用者は年々増加し、個々に状況が異なる障がい者への対応が難しいケースもあります。
- 障がい者は、一般の企業や会社へ就職する機会が少ない状況にあるため、障がい者が地域で自立した生活を送るためには、雇用の場を確保する必要があります。
- 障がい者は、一般的に就職しても職場への定着が困難な状況もあり、就労定着に関する雇用主や障がい者への相談支援のほか、障がい者雇用への理解を促進する必要があります。
- 障がい者が将来の自立に向けて、障がいの特性に合った事業所での訓練を受けやすくするためには、通所交通費助成制度の充実など、障がい者の経済的な負担軽減を図る必要があります。

■厚岸町の身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移



Ⅲ 行動計画

- 障がい者やその家族または支援者からの相談内容は多様化しており、専門員による相談などの支援体制を充実させる必要があります。
- 障がいの有無にかかわらず、障がい福祉に関する取組を進めるためには「心のバリアフリー」を推進する必要があります、障がいに対する理解を深める共創が重要です。

関連する町の個別計画（計画期間）

- 第6期厚岸町障がい者基本計画(令和7年度～令和11年度)
- 第7期厚岸町障がい福祉計画(令和6年度～令和8年度)

目標実現に向けた役割分担

町 民	地域・団体など	行 政
● 協働によるイベントの開催や、イベントにボランティア参加することで、障がいについての理解を深めます。	● 障がい者によるイベントなどの社会活動に協働参加し、障がいに対する理解を深めます。 ● 民間企業や事業所における障がい者の雇用の創出や就職した障がい者に対する就労支援を行います。 ● バリアフリー社会の実現のため、町が実施する支援制度を積極的に活用します。	● 障がい者が地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービスの提供などの支援体制の充実を図ります。 ● 障がい者が社会活動に積極的に参加できる機会の確保に努めます。 ● バリアフリー社会の実現のため、心や環境などのバリアの解消に関する取組を進めます。

基本方針

- 障がい児が将来にわたって自立した生活を送ることができるよう、就労期まで一貫した支援を行う体制の充実を図ります。
- 障がい者自身が主体性・自律性を持って、社会活動へ積極的に参加できるよう支援体制の充実を図ります。
- 障がい者(児)が暮らしやすい社会は、障がいのない人にとっても暮らしやすい社会であることを認識し、多様な主体との共創による取組を推進します。

1

障がいの早期発見・早期療育と地域生活の支援充実

施策の展開

(1) 障がい児支援の充実

市内の母子保健部門との連携はもちろんのこと、学校や専門機関などと連携し、子どもの発達の遅れや障がいの早期発見と早期療育に努めるとともに、家族に対する相談体制を強化し、ライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図ります。

（２）地域生活の支援

- ① 専門職員との連携した相談支援体制の強化を図るとともに、権利擁護の推進や必要なサービスを円滑に提供する体制の強化に努めます。
- ② 地域生活での居住の場となるグループホームや日中の活動の場となる通所サービス事業所など、必要な事業の充実に向け、社会福祉法人やNPO法人などと連携した支援に努めます。
- ③ 安定した生活を支援するため、補装具、日常生活用具及び自助具を給付し日常生活の便宜を図り、障害福祉制度を利用する際に必要となる診断書等の取得費用や交通費・医療費の助成などにより、経済的支援の充実を図ります。

施策に係る主な取組・事業

- 相談支援事業の強化
- 補装具、日常生活用具及び自助具の給付
- 診断書等の取得費用の助成
- 各種通院等交通費や医療費の助成

期待される効果

- 障がいを早期に発見し、療育につなげ、就労まで一貫した支援を行うことで障がい児の将来の自立に向けた生活能力の向上が図られます。
- 相談体制の強化と交通費助成などにより、障がい者や家族などの心理的・経済的負担の軽減が図られます。
- 障害児通所支援や障害福祉サービスなどの提供により、障がい者（児）の安定した地域生活が図られます。

2 自立と開かれた社会参加の促進

施策の展開

（１）就労に関する情報提供

障がい者の生活の安定のため、団体や事業者、民間企業などの関係機関と連携して就労に関する情報提供を積極的に行います。

（２）就労定着のための支援

障がい者の就労定着を図るため、職場での障がい者に合ったサポートのあり方などに関する相談対応や、障がい者雇用への理解を促進します。

（３）社会参加の機会の確保

障がい者が地域社会の一員として、さまざまな活動に積極的に参加し、生活の質の向上や自己実現が図られるよう、関係団体と協力して各種イベントや文化・スポーツ事業、学習機会の提供と情報周知に努めます。

Ⅲ 行動計画

施策に係る主な取組・事業

- 就労支援の強化と自立生活の支援
- 関係団体と協働でのイベントの開催と地域での交流促進

期待される効果

- 障がい者の社会参加の機会が確保されます。
- 障がいや障がい者に対する理解の普及が図られます。

3 障がい者（児）が住みよいまちづくり

施策の展開

ノーマライゼーション※¹の普及、推進

- ① 「厚岸町障がい者基本計画」及び「厚岸町障がい福祉計画」に基づく総合的対策を推進します。
- ② 厚岸町社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの福祉資源と学校などが連携し、障がいへの理解促進啓発や人権尊重の教育を進めます。
- ③ 各種啓発事業の開催や広報誌などにより障がいに対する正しい理解やノーマライゼーションの普及に努めます。
- ④ 全ての人が地域で自立した生活ができるよう、町有施設や道路などを利用しやすいよう整備するとともに、環境整備を行う事業者への費用助成制度の継続と積極的な周知を図り、福祉のまちづくりを推進します。

施策に係る主な取組・事業

- ノーマライゼーションの普及、推進

期待される効果

- ノーマライゼーションが浸透し、町民が住みやすい環境づくりが図られます。

※1 ノーマライゼーション：障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、共に生き生きと活動できる社会を目指すという理念。

施策 3-5

第5節 子育て支援

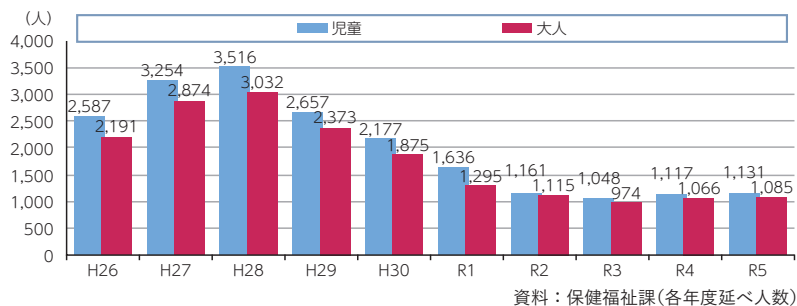
めざすまちの姿

- 充実した子育て支援サービスと経済的支援があり、安心して子どもを産み育てることができる子育て環境が整っています。
- 家庭と地域社会、保育所と幼稚園等が連携して児童の育成環境の充実に向けて取り組んでいます。

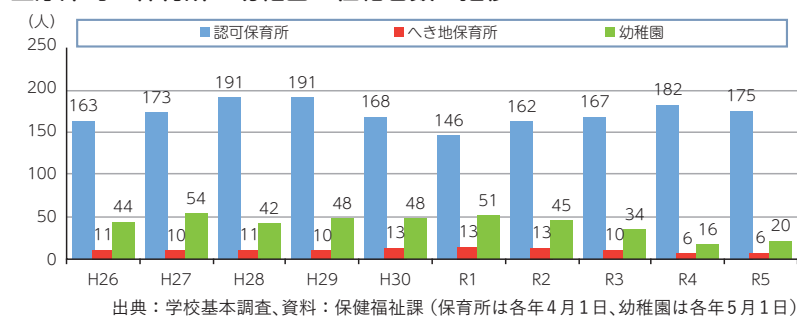
現状と課題

- 子育て支援策の基本的な方向性と主要施策を示す「厚岸町子ども・子育て支援事業計画」の下、各種施策を推進し、子育て環境の整備に努めていますが、依然として少子化が進行し、児童が減少傾向にあるほか、女性の社会進出が進むなどにより、子育てには多様な支援が求められています。
- 少子化の進行を緩和する施策の一環として、保育料無償化や各種助成など、経済的支援を継続する必要があります。
- 認可保育所とへき地保育所を運営しており、乳幼児や障がい児の受け入れにも取り組んでいるほか、児童館では遊びを通じて児童の健全育成の場として運営し、子育て支援センターでは保護者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行っています。
- 子どもをより良い環境の中で育てるため、今後、多様な子育てニーズに対応できる児童施設や子育て支援サービスの充実を図る必要があります。
- 幼児教育については、質の高い教育を提供するため、厚岸町の幼児教育を担っている幼稚園等の運営支援を継続する必要があります。

■子育て支援センターの利用者数の推移



■厚岸町の保育所と幼稚園の在籍者数の推移



関連する町の個別計画(計画期間)

- 第3期厚岸町子ども・子育て支援事業計画(令和7年度～令和11年度)

Ⅲ 行動計画

目標実現に向けた役割分担

町 民

- 子育て世代を地域住民で見守ります。

地域・団体など

- サークル活動などにより子育て世代同士の交流を深めます。

行 政

- 子育て施設の維持管理を継続します。
- 経済的支援の継続・拡充を図ります。

基本方針

- 子育て支援サービスの充実と経済的支援に努め、安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の充実を図ります。
- 幼児期は、人間としての健全な発達や社会に対応する能力の基礎を培う極めて大切な時期であるため、家庭と地域社会、保育所と幼稚園等が連携して児童の育成環境の充実を図ります。

1 子育て支援の充実

施策の展開

- ① 保育ニーズにあった保育サービスの充実を図るとともに、少子化に伴う効率的な保育所運営に努めます。
- ② 児童館運営の充実など、放課後児童対策を推進するとともに、子育てのサークル活動を支援します。
- ③ 生涯学習活動と連携し、親子でふれあう各種事業の企画、実施に取り組みます。
- ④ 面前DV※1などによる心理的虐待やその他の虐待の予防啓発に努め、児童虐待などのない、子どもの人権を尊重した地域づくりを進めます。
- ⑤ 地域住民が子育てへの関心や理解を深め、子育て家庭を支えることができるよう、地域の子育て活動の促進や交流機会の提供を図り、「厚岸町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域のニーズにあった子育て支援の充実に努めます。
- ⑥ 世代間交流事業の継続に努めます。
- ⑦ ひとり親家庭の児童に必要な援護対策を進め、健全な子育て支援に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 「厚岸町子ども・子育て支援事業計画」の推進
- 各種子育て支援の充実など

期待される効果

- 安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の充実が図られます。
- 保育所や幼稚園などでの子どもの育成環境の充実が図られます。



※1 面前DV：子どもの目の前で、配偶者や家族に暴力を振るうこと。

2 子育て環境の整備

施策の展開

- ① 育児に関する相談指導を充実し、家庭の育児機能の強化と養育者の精神的な支援に努めます。
- ② 子育て支援センターやファミリーサポート事業※²の充実に努めます。
- ③ 児童手当や福祉医療制度などの充実のほか、各種助成などの経済的援助に努めます。
- ④ 安全で安心できる児童福祉施設の維持管理に努めます。
- ⑤ 子育て世代に届く情報発信に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 子育て支援センターの運営
- 新たな子育てサービスの検討と実施
- 子育てへの経済的支援
- 児童福祉施設の維持管理



期待される効果

- 子育て支援センター、ファミリーサポート事業の充実が図られます。
- 保育環境や子育て情報のアクセシビリティ※³の充実が図られます。

3 幼児教育への支援

施策の展開

施設型給付費等により、幼児教育を行う幼稚園等の健全運営を支援します。

施策に係る主な取組・事業

- 幼稚園等への適正な給付費の支給

期待される効果

- 幼稚園等における質の高い教育の提供が図られます。
- 幼稚園等の入園者の増加が図られます。

※2 ファミリーサポート事業：子育て世代が、仕事と子育てを両立していけるような環境を整えるため、地域の中で助け合いながら子育て支援する会員制の相互援助活動。

※3 アクセシビリティ：年齢や身体障がいの有無に関係なく、必要とする情報にだれもが簡単にたどり着け、利用できることをいう。

Ⅲ 行動計画

施策 3-6

第6節 社会保障

めざすまちの姿

- 町民だれもが生涯にわたって健康で安心できる暮らしを営み、不安のない老後を送っています。
- 地域の中で自立した生活を支えることができる大切な関係が築かれています。
- 住み慣れた地域で安心して生活する上で、より身近な地域で気軽に相談できる体制ができています。
- 国民健康保険事業の健全な運営が行われています。
- 国民年金制度に対する理解が深まり、無年金者の解消が図られ、だれもが不安のない老後を送っています。

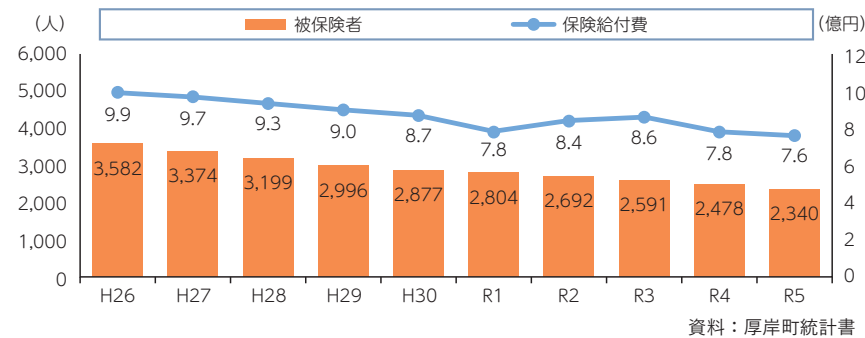
現状と課題

- 医療保険の柱である国民健康保険は、安心して適切な医療を受けることができる制度として健康と医療の確保に重要な役割を果たしていますが、高齢者の加入割合の上昇、疾病構造の変化や医療技術の進歩などによる医療費の高額化などにより、制度の運営は大変厳しい状況にあります。
- 財源確保や負担の公平性の観点から、保険税の収納対策や医療費適正化対策などによる収支両面からの財政の健全化に向けた取組を進めてきました。
- その結果、収納率は上昇し、一定の成果を上げていますが、保険税率の引き上げなど、今後さらに取組を進める必要があります。
- 平成30年度からは国民健康保険の財政運営については都道府県が担うこととなり、北海道では令和12年度には道内市町村の保険料水準を統一する目標を掲げていることから、北海道と連携を密にし、毎年度、市町村ごとに示される標準的な保険料率を基とした保険税率の改定を行う必要があります。
- 被保険者の健康保持及び疾病の予防と早期発見、早期治療による医療費抑制を図るため、重要な取組となる特定健康診査及び特定保健指導については、被保険者の行動変容を促す受診勧奨や医療機関と連携したみなし健診等による未受診者対策、健康教室の実施などに取り組んできましたが、依然として受診率が伸び悩んでいることから、より積極的な受診率の向上対策を進める必要があります。
- 後期高齢者医療制度は、被保険者の健康保持と適切な医療の確保を図るため、被保険者の便宜に配慮しながら広域化の長所を活用し、制度運営を行う北海道後期高齢者医療広域連合と連携して後期高齢者医療制度の運営を健全かつ円滑に進める必要があります。
- 福祉医療制度は、重度心身障がい者やひとり親家庭、子どもの医療費を助成することにより、町民の健康保持や子育てを行う家庭の経済的負担の軽減など福祉の増進に寄与しており、制度の継続が求められています。
- 心配事や困り事を抱えながら暮らしている人のための相談窓口として、民生委員・児童委員や北海道釧路総合振興局管内生活相談支援センター「くらしごと」の周知や関係機関と連携した活用が求められています。
- 介護保険制度は、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして定着しています。要介護者は今後も増加すると見込まれることから、要介護状態となっても住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ること

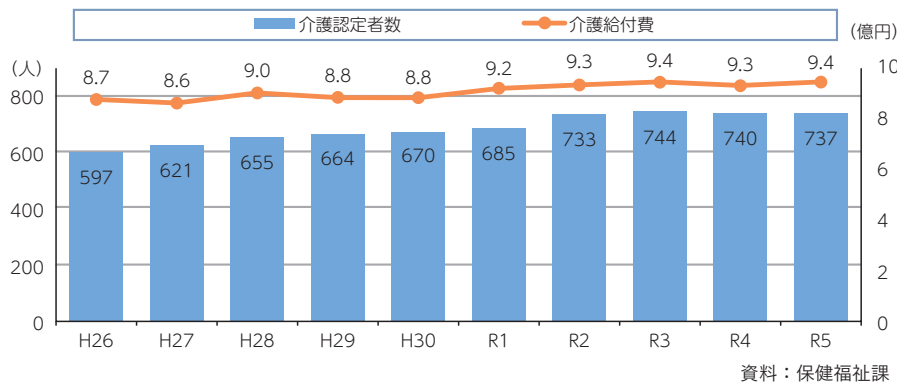
ができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を切れ目なく提供し、高齢者を地域で支える取組が求められています。

- 国民年金制度は、全ての国民が公的年金の給付を受けることができる国民皆年金の根底を支えている制度で、国民生活の維持向上に大きな役割を果たしています。
- 現役世代の保険料負担で高齢者世代の年金給付費用を賄う世代間扶養により運営されていますが、保険料の未納など、年金財政は大変厳しい状況にあります。
- 健全で安定的な運営に向けて制度を周知し、無年金者の解消を図る必要があります。

■厚岸町の国民健康保険被保険者数と保険給付費の推移



■厚岸町の要介護認定者と介護給付費の推移



関連する町の個別計画（計画期間）

- 第4期厚岸町特定健康診査・特定保健指導実施計画(令和6年度～令和11年度)
- 第3期厚岸町保健事業実施計画(データヘルス計画)(令和6年度～令和11年度)
- 第4期厚岸町地域福祉計画(令和3年度～令和7年度)
- 第9期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)

Ⅲ 行動計画

目標実現に向けた役割分担

町 民	地域・団体など	行 政
● 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料を納期までに納めます。 ● 特定健康診査、特定保健指導を受け、生活習慣病と疾病の重症化を予防します。 ● ジェネリック医薬品※1を利用します。 ● ひとりで悩まず、必ず誰かに相談することを心掛けます。 ● よき隣人として、相談に応じます。 ● 地域の民生委員・児童委員を確認します。	● 専門相談機関同士の連携を図ります。 ● 介護サービス利用者に適正な介護サービスを提供します。	● 国民健康保険税の収納対策を実施します。 ● 特定健康診査、特定保健指導を受診しやすい体制を整えます。 ● 国民健康保険部門と保健福祉部門の連携を強化し、生活習慣病の予防、疾病の重度化予防などに関する取組を進めます。 ● 国民健康保険財政の健全化に努めます。 ● 北海道後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の周知と窓口相談業務を行います。 ● 福祉医療制度の周知を行います。 ● 地域包括支援センター、障がい者専門相談窓口、子育て支援センター、「くらしごと」など、専門相談機関の周知及び機能の充実を図ります。 ● 介護保険財政の健全化に努めます。 ● 民生委員・児童委員の活動について周知に努めるとともに心配事の相談対応に努めます。 ● 日本年金機構と連携を図り、制度周知や啓発活動を行います。

基本方針

- 町民だれもが生涯にわたって健康で安心できる暮らしを営み、不安のない老後を送ることができるよう、社会保障制度の適正な運用と町民の理解の浸透に努めます。

1 国民健康保険制度の円滑な運営

施策の展開

制度の周知徹底により、正しい理解を求め、必要な保険税の収納向上対策に取り組むほか、医療費適正化対策、保健事業による疾病の予防や早期発見などにより医療費の抑制を促進し、国民健康保険事業の安定的な運営に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 国民健康保険制度の周知徹底
- 北海道が示す標準的な保険料率を基とした保険税率改定の実施
- 保険税収納向上対策

※1 ジェネリック医薬品：新薬の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果を持つ医薬品のこと。

- 保健事業
- 医療費適正化対策

期待される効果

- 町民が制度の内容を理解することにより、被保険者の健康保持と適切な医療の確保が期待できます。

2 後期高齢者医療制度の円滑な運営

施策の展開

北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、広報誌などによる制度の周知と窓口相談業務の充実に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 広報誌、パンフレットなどによる周知
- 窓口相談業務の充実

期待される効果

- 町民が制度の内容を理解することにより、被保険者の健康保持と適切な医療の確保が期待できます。

3 福祉医療制度の円滑な運営

施策の展開

北海道の施策を基に、町独自に実施する制度を加えた医療給付事業の継続に努め、町民の健康保持や医療費負担の軽減を図り、福祉の増進を図ります。

施策に係る主な取組・事業

- 重度心身障害者医療費の助成
- ひとり親家庭等医療費の助成
- 子ども医療費の助成

期待される効果

- 町民の健康が保持されるとともに、経済的負担が軽減され、福祉の増進が図られます。

Ⅲ 行動計画

4 介護保険制度の円滑な運営

施策の展開

- ① 要介護状態の軽減などのため、介護予防事業の利用促進を図ります。
- ② 介護サービス相談員による介護サービス事業所及び家庭訪問を実施し、相談体制の充実に努めます。
- ③ 保険料収納率の向上、利用者軽減・減免制度などの適正な運用、歳入・歳出の適正な管理により、介護保険事業の財政基盤の確立に努めます。
- ④ 保険料の所得段階の設定方法について、国の制度改正の動向を注視しつつ、必要に応じて見直しを行います。
- ⑤ 介護保険だよりの発行や各種パンフレットの配布などにより、介護保険制度の普及・啓発に努めます。
- ⑥ 介護給付などに要する費用の適正化への取組を進めます。

施策に係る主な取組・事業

- 介護保険事業計画の着実な推進
- 介護保険事業の健全な運営

期待される効果

- 財政基盤の確立と適正な給付により、介護保険制度の信頼性が高まります。
- 介護や支援を必要とする高齢者などが、必要な介護サービスを受け、自身が有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができます。

5 国民年金制度への協力連携

施策の展開

日本年金機構との連携を図りながら、広報誌やパンフレットの活用などによる制度周知や啓発活動を行い、無年金者の解消に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 国民年金制度の周知徹底(パンフレットなどによる周知)

期待される効果

- 無年金者の解消が期待できます。

6 生活保障と自立支援

施策の展開

- ① 各種制度を活用した生活支援と、生活実態に即した生活保護制度の相談対応に努めます。
- ② 被災者の生活の確保と安定を図るため、災害発生後の被災者の課題を的確に把握するとともに、災害見舞金や災害弔慰金の支給、融資の情報提供などによる援護に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 生活保護制度の情報提供

期待される効果

- 病気や高齢、災害などにより生活に困窮している町民の健康で文化的な生活の維持が図られます。

指標設定

指標名	現状値		目標値(5年後)	
	数値	年(年度)	数値	年(年度)
特定健康診査受診率(国民健康保険)	24.4%	R4	60.0%	R11

※年(年度)欄：大文字表記(R)は年度、小文字表記(r)は年(暦年)を表す。

第4章

教 育 部 門

～ 未来を切り拓く力を育み、
豊かな人間性にあふれるまち～

Ⅲ 行動計画

施策 4-1

第 1 節 学校教育

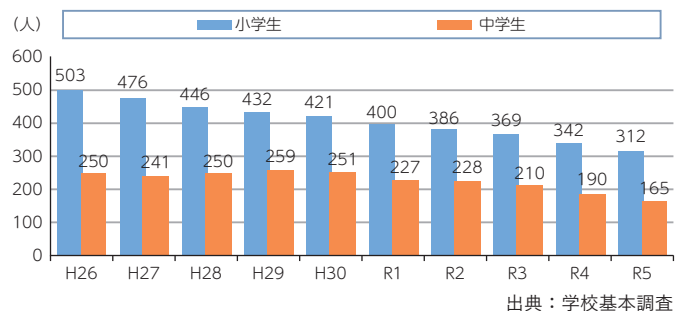
めざすまちの姿

- 教育施設の充実と学習機会の均等が図られ、児童生徒が将来に対して希望が持てる教育環境が整備されています。

現状と課題

- 厚岸町では、「確かな学力」「豊かな心」「健康な体」の育成を目指し、少人数指導の実施や外国語指導助手(ALT)^{※1}の配置など、児童生徒一人ひとりに応じた教育活動の充実を図っています。
- 人口の減少に伴い児童生徒数も減少し、令和 5 年度の児童生徒数は 477 人、町内小・中学校数は 6 校となり、教育環境の小規模化が進んでいることから、引き続き、学校の適正配置を検討する必要があります。
- 児童生徒が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができる資質・能力を身に付けられるよう学校・家庭・地域等が連携しながら学校教育の充実に努めるとともに、保護者が安心して子育てができる教育支援が課題となっています。
- 「厚岸町立学校適正配置計画」に基づいて廃校舎となった施設の利活用や、老朽化した教職員住宅の管理が必要です。

■厚岸町の児童生徒数の推移



関連する町の個別計画（計画期間）

- 厚岸町教育大綱(令和 7 年度～令和 11 年度)
- 第 3 次厚岸町立学校適正配置計画(令和 4 年度～令和 8 年度)
- 厚岸町学校施設長寿命化計画(令和 3 年度～令和 12 年度)

目標実現に向けた役割分担

町 民

- 児童生徒に対する地域の教育資源の提供に努めます。
- 望ましい教育環境について考えます。

地域・団体など

- コミュニティ・スクール^{※2}や地域関係団体等と意見交換を行います。

行 政

- 児童生徒が教育活動をより充実したものにするため、学校をはじめとする学習環境の充実や、地域、関係機関との調整を図ります。

※1 外国語指導助手(ALT)：総務省・文部科学省・外務省が行う「語学指導等を行う外国青年招致事業」(JETプログラム)により招致している外国語指導助手のこと。(ALTは「Assistant Language Teacher」の略称。)

※2 コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める法律(「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 47 条の 6)に基づいた仕組みのこと。

基本方針

- 児童生徒の主体性を育み、人や社会と共に生きる資質・能力を向上させるため、教育施設の充実や学習機会の均等を図り、児童生徒が将来に対して希望が持てる教育環境の整備に努めます。
- 町民の要望に応えられる教育環境の充実を目指すとともに、保護者と児童生徒に対する経済的支援施策の充実に努めます。

1 教育活動の充実

施策の展開

(1) 「確かな学力」「豊かな心」「健康な体」の育成

- ① 主体的・対話的で深い学びを通して“確かな学力”の育成に努めます。
- ② 変化する時代をたくましく生きる自立心や、人や社会と共に生きる協調性や社会性など、“豊かな心”の育成に努めます。
- ③ 夢や希望を持って充実した生活を送る土台となる、心身ともに“健康な体”の育成に努めます。

(2) ふるさと・キャリア教育※³の推進

地域への理解を深めるとともに、自分と地域との関わりや将来について考える教育を推進します。

(3) 教育的ニーズに応じた支援の充実

- ① 児童生徒一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かな教育活動を推進します。
- ② いじめや不登校など、児童生徒一人ひとりが抱える課題に応じた生徒指導を推進します。

(4) 今日的教育課題への対応

社会の変化や教育の動向、地域課題に対応する教育を推進します。

施策に係る主な取組・事業

- 全国学力・学習状況調査の実施
- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施
- 健康的な学習環境の充実
- 特別の教科「道徳」の充実
- 学校司書の機能を活かした読書活動の充実
- 学校図書の適切な管理
- ふるさと厚岸の自然や産業、文化などに触れる活動
- 職場体験学習や企業交流会の実施
- 町内小・中学校の卒業生を招いての交流
- 特別支援教育に関する研修の充実
- 教育環境の充実(実態に応じた施設・設備の整備、学級支援員の継続配置、配慮が必要な児童生徒に対する学びの支援など)
- 学校・家庭・関係機関の綿密な連携

※3 キャリア教育：子どもたちが将来、社会人・職業人として、主体的に自分の人生を生きるために必要な能力や態度を育てる教育のこと。

Ⅲ 行動計画

- スクールカウンセラー※⁴の配置
- 地域や関係機関等と連携した安全教育、防災教育
- 国際理解教育(ALT2名の継続配置、姉妹都市交流の継続実施)
- 学校ICT※⁵環境を効果的に活用した指導
- 教職員の働き方改革

期待される効果

- 個々の学力や自己肯定感・自己有用感の向上、読書活動の活性化による豊かな心の醸成、健康や体力の増進が図られます。
- ふるさと厚岸への誇りと愛着がかん養されることにより、職業観、勤労観の向上につながります。
- 教員の専門性の向上につながります。
- いじめをしない・させない・許さない実践力の育成が図られるとともに、不登校児童生徒の減少につながります。
- 安全や防災に関する意識が向上し、知識・技能の習得や習慣の形成につながります。
- コミュニケーション能力やプログラミング的思考が向上します。
- 教員が子どもと向き合う時間の確保が図られます。

2 学校給食の充実と支援

施策の展開

(1) 学校給食の充実

- ① 学校給食における安全性を確保し、児童生徒の健康保持と近年増加傾向にあるアレルギーの児童生徒に対するアレルゲン除去食及び代替食の提供に努めます。また、食中毒の未然防止を図るため、関係機関との連携を密にし、その対策の徹底に努めます。
- ② 給食活動を通じて、食生活の基礎と食習慣を身に付け、児童生徒自らが健康管理できるよう、食育の推進に努めます。また、地域の食文化への理解を深めるため、生産者団体と連携した地域の食文化に関する学習機会の提供や地場産品を取り入れた給食づくりに努めます。
- ③ 学校給食センターの設備を適切に維持し、安全な学校給食の提供に努めます。

(2) 学校給食費の支援

子育て世代が抱えている経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう、学校給食費の無償化を継続します。

施策に係る主な取組・事業

- 学校給食センター設備の計画的な更新
- 食育事業の推進
- 学校給食費の無償化

※⁴ スクールカウンセラー：いじめ、不登校や人間関係、学校生活上の悩みなどに対し、臨床心理学の知識や技術を用いて児童生徒の心理的な問題を解消するための専門家。

※⁵ 学校ICT：学校施設を対象とした情報通信技術(ICT：Information and Communication Technologyの略)で、学校における教育用や校務用パソコンの導入、校内通信網の構築及びこれらの利活用全般を含めた総称。

期待される効果

- 学校給食センター設備の更新が図られ、安全で安心な学校給食が提供されます。
- 学校給食費の無償化を継続して実施することにより、保護者負担の軽減、さらには教職員の業務負担軽減にもつながります。

3 教育施設の管理

施策の展開

(1) 教育環境の充実

教育施設の整備及び維持管理に努め、学習機会の均等の確保及び安全で安心な教育環境の充実に努めます。

(2) 教職員住宅の整備

老朽化した住宅の改修・修繕及び解体を計画的に実施し、教職員に対し安心して快適な住環境を整備します。

(3) 廃校舎の利活用・管理

利活用アイデアを募集するなど、廃校舎の有効活用について検討するとともに、地域の実情を踏まえながら適切な管理に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 学校ICT整備事業
- 校舎及び校地の施設整備
- 教職員住宅の住環境整備
- 廃校舎の利用希望募集
- 廃校舎の利活用アイデア募集
- 廃校舎の適切な管理

期待される効果

- 学校ICT整備事業を推進することにより、プログラミング教育※⁶への充実が図られ、プレゼンテーション能力が向上します。
- 校舎や校地の適切な管理とその充実を図ることにより、安全で快適な学習環境が確保されます。
- 教職員住宅については、町内小・中学校に配置される教職員の居住意向を踏まえることにより、効率的な住宅整備が図られます。
- 廃校舎の有効活用が図られます。

※6 プログラミング教育：文部科学省は、プログラミング教育を「子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育成するもの」としている（文部科学省初等中等教育局教育課「小学校段階における論理的思考力や創造性、問題解決能力等の育成のプログラミング教育に関する有識者会議」H28.6.16より）。さらに、平成29年3月告示の学習指導要領において、プログラミング教育を充実させることを明記し、小学校においては令和2年度から全面实施としている。

Ⅲ 行動計画

4 就学・進学などへの支援

施策の展開

(1) 就学児童生徒・保護者への支援

- ① 保護者の経済的負担を軽減するため、教材費及び修学旅行費の助成を継続します。
- ② 就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費などの支給を継続します。
- ③ 特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費などの支給を継続します。
- ④ 厚岸町立小・中学校に在籍する児童生徒や就学予定者の障がいの有無を把握するとともに、障がいのある児童生徒及び保護者への相談業務や特別支援教育の推進に努めます。

(2) 北海道厚岸翔洋高等学校への支援

- ① 通学の利便性向上と教育環境の充実のため、路線バス利用に対する通学費一部助成と学習用タブレット端末の貸与を継続するほか、入学志願者を確保するため、道内外への周知による生徒募集の支援に努めます。
- ② 厚岸町小中高児童生徒連絡協議会の機能を強化し、義務教育と高等学校教育の生徒指導の連携を図ります。
- ③ 中学生の進路指導の充実を図るため、積極的な情報交換の推進と支援に努めます。

(3) 地域産業との連携

- ① 高等学校と地域産業の将来展望に立った地元密着型の教育の推進に協力します。
- ② 産業団体等との活動連携を支援するとともに、児童生徒と地元企業との交流の場を創出し、仕事観の育成と地元雇用の促進に努めます。

(4) 奨学金制度の活用

奨学基金の健全運用を図るとともに、高等学校、専門学校、短期大学及び大学への奨学金貸与による修学支援と、町内医療機関に勤務した看護師に対する返還金免除制度を活用し看護師育成の支援を継続します。

施策に係る主な取組・事業

- 保護者負担軽減費支給
- 要保護、準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給
- 特別支援教育就学奨励費支給
- 特別支援学級の児童生徒の実情にあった学習活動の提供
- 通学バス定期券購入助成
- 学習用タブレット端末の貸与
- 生徒募集への協力支援
- 児童生徒と地元企業による交流会の実施
- 奨学資金の貸付
- 職業体験学習への協力支援

期待される効果

- 就学児童生徒保護者に対して各種助成や学用品費などの支給を実施することにより、保護者の経済的負担が軽減されます。
- 特別支援教育の充実が図られ、障がいのある児童生徒及び保護者の悩みや不安の解決につながります。

- 北海道厚岸翔洋高等学校への入学者の増加につながります。
- 児童生徒の仕事観が育成・向上されるとともに、地元産業の発展と地元雇用の促進が図られます。

5 家庭・地域社会と学校との連携

施策の展開

(1) 地域とともにある学校づくりの推進

学校教育活動への理解と協力を促進するため、参観日をはじめとする学校行事を積極的に地域住民に公開するとともに、学校だよりやホームページを通して学校情報の発信に努めます。また、コミュニティ・スクールの活性化を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

(2) PTA 活動への支援

学校と家庭をつなぐ役割とともに、家庭の教育力を高めるため、PTA 活動を支援します。

(3) 関係機関との連携

外部講師による授業や講演会を開催するなど、学習の場の提供に努めるとともに、児童の放課後活動の充実のため、児童館と学校との職員間交流や情報共有に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 保護者や地域に向けたさまざまな手段を用いた学校情報の発信
- コミュニティ・スクールの推進・実働
- 各校PTA及び町PTA連合会への支援
- 釧路管内PTA連合会との連携
- 保護者の学校・家庭教育に対する意識啓発の場の提供(研修・講演会の開催)
- 教育関連施設の有効活用
- 民間講師の有効活用

期待される効果

- 地域の学校としての意識が向上し、家庭・地域を含めた三者連携・協働体制の構築が図られます。
- PTA 活動が活性化され、児童生徒の家庭における生活リズムの向上につながります。
- 教育関連施設が連携することにより、各施設利用の効率化が図られ、施設の有効活用とともに、児童生徒の学習理解や知識の深化、技能の向上にもつながります。

指標設定

指標名	現状値		目標値(5年後)	
	数値	年(年度)	数値	年(年度)
学校図書蔵書数充足率※ ⁷ (小学校)	126.4%	R5	100.0%	R11
学校図書蔵書数充足率(中学校)	94.0%	R5	100.0%	R11

※年(年度)欄：大文字表記(R)は年度、小文字表記(r)は年(暦年)を表す。

※⁷ 学校図書蔵書数充足率：学校図書蔵書数は、文部科学省が定める公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準数で、学校の種類や学級数に応じて設定されている。町では、学校図書の購入や廃棄など適切な維持管理に努め、充足率100%を目標値としている。

Ⅲ 行動計画

施策 4-2

第2節 生涯学習

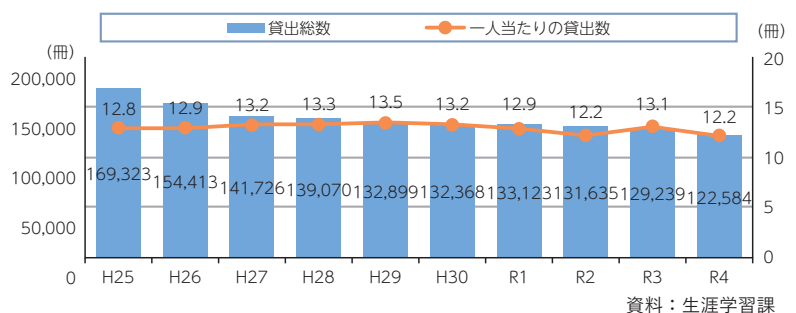
めざすまちの姿

- 町民のニーズや社会情勢に基づいた生涯学習の各種講座が開催され、町民があらゆる機会楽しく学んでいます。
- 「いつでも、どこでも、だれでも」利用できる社会教育施設の機能を活用したさまざまな分野での事業が活発に行われ、開催される事業にたくさんの町民が参加し賑わっています。

現状と課題

- 生涯学習は、「ひとづくり」や「絆づくり」であるため、世代を超えた町民が学習を通して啓発し合い、心身ともに健やかで、生活に潤いと生きがいを増大させる取組が必要です。
- 町内には習い事の選択肢が少ないため、生涯学習講座の活用や地域を活用した、地域ぐるみの「学習の場」を提供する必要があります。
- 生涯を通じての学習は、町民の心の豊かさや、健康で生きがいのある人生の実現につなげることが重要なことから、各種サークルや関係団体と連携した事業などさまざまな年齢層に対応した学びと体験の拡充を図る必要があります。
- 社会教育施設などを活用しながら、さまざまな学習機会を提供していますが、さらなるサービスの向上を図るために、町民が生涯にわたって、交流できる場や楽しく学べる環境の整備充実を図る必要があります。

■情報館における町民1人当たりの年間図書貸出数の推移



関連する町の個別計画（計画期間）

- 厚岸町教育大綱(令和7年度～令和11年度)
- 第10次厚岸町社会教育中期計画(令和7年度～令和11年度)
- 第三次厚岸町子ども読書活動推進計画(令和3年度～令和7年度)

目標実現に向けた役割分担

町 民

- ボランティア団体などに参加し、生涯学習に関する取組に参加します。

地域・団体など

- 地域の生涯学習活動の発展のために、行政と協働で推進します。

行 政

- 生涯学習の普及・啓発と、学習機会を提供します。

基本方針

- 町民のニーズや社会情勢に基づき、生涯学習の各種講座の開催や町民があらゆる機会学ぶことができるよう情報の提供に努めます。
- 必要な情報の収集や資料の充実を図り、「いつでも、どこでも、だれでも」利用できる社会教育施設の機能を活かした事業の推進に努めます。

1 生涯学習推進体制の充実

施策の展開

(1) 社会教育関係団体など※1の育成支援

活気のある地域づくりを目指し、町内で活動する社会教育関係団体の活動状況や課題を把握し、自立した活動の活性化を促すために必要な育成支援に努めるとともに、社会教育関係委員の研修機会の拡充を図り資質の向上に努めます。

(2) 指導者の育成・確保

町民がより多くの学習機会を得るため、資格の有無にかかわらず優れた人材の把握と、指導者の育成及び情報周知に努めます。

(3) 「厚岸町社会教育中期計画」の推進

生涯学習の基本方向と推進目標を定めた「厚岸町社会教育中期計画」を推進し、生涯学習活動の充実を図ります。

(4) 情報の提供及び相談体制の強化

- ① 生涯学習に関する情報提供を行い、町民一人ひとりの意識の啓発と高揚に努めます。
- ② 世代にあった活動を展開するため、気軽に相談できる体制づくりと、生涯学習情報誌やSNSなどを活用した学習情報の周知に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 「厚岸町社会教育中期計画」の策定と推進

期待される効果

- 優れた人材、指導者が確保され、生涯学習活動の推進につながります。
- 町民一人ひとりの生涯学習の意識高揚につながります。

※1 社会教育関係団体など：地域子ども会やPTA連合会、女性団体連絡協議会、文化協会、読み聞かせサークルなど。

Ⅲ 行動計画

2 生涯学習活動の促進

施策の展開

(1) 家庭教育の充実

家庭教育は全ての教育の出発点であり、乳幼児期からの家族とのふれあいを通して、子どもが基本的な生活習慣を身に付けるため、子育てに関する支援事業や親子でふれあう事業の実施に努めます。

(2) 青少年の健全育成の充実

世代間交流や体験活動を実施するとともに、規則正しい生活習慣の習得に向けた『早寝・早起き・朝ごはん』運動の普及を目指し、子どもたちの健全な心身の育成に努めます。

(3) 生涯学習環境の充実

- ① 全世代の町民が潤いと生きがいを感じられる生活を送るため、性別・年齢などにとらわれない学習機会の提供と異世代が学習を通して啓発し合う環境を整え、地域づくりの促進に努めます。
- ② 高齢者の学びと活躍の場を拡充するため、多様な学習機会の提供と世代間交流の展開に努めます。

(4) 図書館活動の充実

- ① 図書資料や視聴覚資料を計画的に整備するとともに、イベントや講演会、各種映画上映会を開催し、町民の利用拡大と読書活動の促進を図るほか、芸術文化の向上に努めます。
- ② 「厚岸町子ども読書活動推進計画」に基づき、幅広い図書館サービスを実施するためにボランティア団体や学校司書と連携し生涯にわたる読書環境の充実に努めます。
- ③ 高齢者施設や関係団体と連携し、読み聞かせや映画鑑賞などを行い、高齢者が心豊かで生きがいのある生活を送るための支援活動に努めます。
- ④ 子どもから大人まで好奇心・探求心を高めるため、レファレンスサービス※²を充実し、インターネットなどを活用した情報収集のほか、IT関連の講習など、利用者が求めるさまざまな情報提供とITスキルの取得支援に努めます。
- ⑤ 本館、分館、図書館バスとのネットワークの充実を図り、図書館バス事業の推進に努めます。
- ⑥ 電子図書館の利用拡大を図るため、郷土資料や行政資料を含めた電子書籍の蔵書の充実と周知に努めます。

(5) 博物館活動の充実

- ① 郷土の歴史・文化及び天文・海事に関する知識の普及や情報発信機能を充実させるとともに、学校など関係機関との連携を図り、効果的な学習機会の提供や情報発信などに努め、利用者等の満足度の向上を図ります。
- ② 博物館活動の基盤となる博物館資料及び地域資源の収集と整理を行い、適切な保存に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 青少年健全育成の推進（家庭教育講座・北海道立青少年体験活動支援施設（ネイパル厚岸）との連携事業など）
- 図書館活動の充実（「第四次厚岸町子ども読書活動推進計画」策定・電子図書館の蔵書充実と周知など）
- 博物館活動の充実（展示資料の充実・調査研究の実施・プラネタリウムの活用など）

※2 レファレンスサービス：図書館で、利用者の問い合わせに応じ、求められている情報や資料などを提示するサービス。

期待される効果

- 乳幼児期から青少年までの情操を養い、豊かな人格形成を図る機会が提供されます。
- 生涯学習活動を通して、楽しく充実した交流と学びの場が提供されます。

3 社会教育施設の整備充実

施策の展開

- ① 町民の学習要求に対応するため、社会教育施設の整備充実を図るとともに、芸術文化などの目的に応じた施設づくりに努め、それぞれの機能を活用した施設利用の促進を図ります。
- ② 真龍小学校の施設利用の促進と町民への広報活動に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 社会教育施設の適正な維持管理(老朽化に伴う施設補修や解体の検討など)

期待される効果

- 社会教育施設を拠点とした社会教育活動の充実が図られます。

指標設定

指標名	現状値		目標値(5年後)	
	数値	年(年度)	数値	年(年度)
町民1人当たりの講座などへの参加回数	1.9回	R5	2.0回	R11
博物館関連施設の入館者数	7,314人	R5	8,411人	R11
町民1人当たりの図書貸出数	12.2冊	R4	14.2冊	R11

※年(年度)欄：大文字表記(R)は年度、小文字表記(r)は年(暦年)を表す。

Ⅲ 行動計画

施策 4-3

第3節 文化

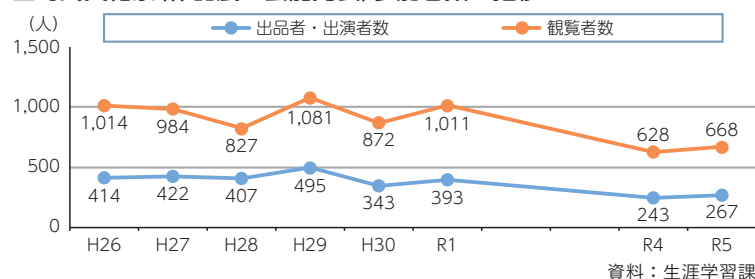
めざすまちの姿

- 芸術鑑賞や創作・発表の場が多数あり、文化団体やグループ・サークル活動も活発に行われ、文化活動が充実しています。
- 持続可能な環境で子どもたちが多様な文化活動に取り組んでいます。
- 郷土の歴史や文化財を身近に知ることができ、郷土に関心が持てる環境が整っています。
- 町の名が付いた貴重な植物である「アッケシソウ」を行政と町民が一体となって保護増殖に努めています。

現状と課題

- 近年、生活水準の向上や生活様式の多様化が進み、物質的な豊かさのみならず、精神的な豊かさが求められていることから、多くの町民が芸術文化や地域の伝統文化などに親しめるよう、文化活動に参加できる場と芸術鑑賞の機会を拡充する必要があります。
- 芸術文化活動の中核を担う多くの団体やサークルでは、会員の減少と高齢化が進んでいることから、芸術文化を継承するためには、継承活動の支援や若い世代の加入促進を図るとともに、指導者の育成・確保に努める必要があります。
- 郷土の歴史を未来へつなげるため、文化財の保存と活用が求められていることから、所有者・関係団体などと協力しながら、文化財を適切に維持管理する必要があります。
- 文化財の保護思想の普及・啓発を図るため、文化財を身近に感じることでできる取組を推進する必要があります。
- アッケシソウの自生地は訪れるのが難しい厚岸湖の奥にあるため、郷土館前とチカラコタンにおいて栽培を行っており、今後は町民と協力しながら保護増殖に努めるとともに、新たな栽培候補地を検討する必要があります。

■町民文化祭(作品展・芸能発表)参加者数の推移



関連する町の個別計画(計画期間)

- 厚岸町教育大綱(令和7年度～令和11年度)
- 第10次厚岸町社会教育中期計画(令和7年度～令和11年度)
- 厚岸町部活動の地域移行に関する推進計画(令和5年度～)

目標実現に向けた役割分担

町 民

- 町民文化祭や講演会、見学会など、芸術文化及び文化財に関する取組に参加します。

地域・団体など

- 地域の芸術文化及び文化財の保存・伝承を行政と協働で推進します。

行 政

- 芸術文化及び文化財の保護・保存と普及・啓発を行います。

基本方針

- 芸術文化活動の振興を図るため、芸術鑑賞の機会や創作・発表の場の拡充、文化活動指導者の確保と養成及び文化団体やサークルの育成に努め、町民の心を豊かにする芸術文化活動の促進に努めます。
- 文化財の保護・保存を図りながら、郷土の歴史・文化財を活用した事業を展開するとともに、その保護思想の普及・啓発に努めます。

1 芸術文化活動の推進

施策の展開

(1) 芸術文化活動の充実

- ① 地域に根ざした文化活動の充実のため、文化団体などの支援のほか、指導者の育成・確保に努めるとともに、部活動の地域移行を推進します。
- ② 子どもから大人までの各世代を対象とした芸術鑑賞事業を実施し、芸術文化に対する意識の向上に努めます。
- ③ 芸術文化を継承するため、文化団体などと学校が連携した授業の支援に努めます。

(2) 鑑賞と活動の場の充実

芸術文化活動の場として真龍小学校をはじめとする施設の効果的な利活用に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 芸術・文化の発表の場と鑑賞機会の提供
- 部活動の地域移行の推進
- 真龍小学校を生涯学習の中核施設と位置付けた学校開放事業
- 文化振興助成の充実
- アイヌ民族関係資料の展示及び活用
- 学校授業における厚岸かぐらの取組

期待される効果

- 創造性が育まれるとともに、表現力が高まり心豊かな社会形成につながります。

Ⅲ 行動計画

2 文化遺産の保護・保存と継承

施策の展開

(1) 文化財の保護・保存の推進

- ① 重要文化財、有形・無形文化財、史跡、天然記念物及び埋蔵文化財について計画的な保護・保存に努めます。
- ② 新たな文化財の情報収集と調査に努めます。

(2) 文化財の活用の推進

- ① 文化財に対する町民の意識向上を図るため、講演会や見学会などを実施し、文化財の有効活用と情報発信に努めます。
- ② 発掘調査によって出土した遺物の展示などによる有効活用と、遺跡保護思想の啓発に努めます。

(3) アccessソウの保護増殖

- ① 町の名が付いた貴重な植物である「アccessソウ」の保護増殖に努めるとともに、新たな栽培候補地の検討を進めます。
- ② アccessソウに関する教育・研究活動の推進に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 文化財の保護・保存(伝承)活動
- 文化財の有効活用
- アccessソウの栽培及び自生地調査、新たな栽培候補地の検討
- アccessソウに関する教育・研究活動の推進

期待される効果

- 文化財を身近に親しんでもらうことで、歴史に対する正しい認識の習得と保護・保存が推進され、次世代への継承が図られます。

指標設定

指標名	現状値		目標値(5年後)	
	数値	年(年度)	数値	年(年度)
町民1人当たりの芸術鑑賞機会への参加回数	0.29回	R5	0.32回	R11

※年(年度)欄：大文字表記(R)は年度、小文字表記(r)は年(暦年)を表す。

施策 4-4

第4節 スポーツ

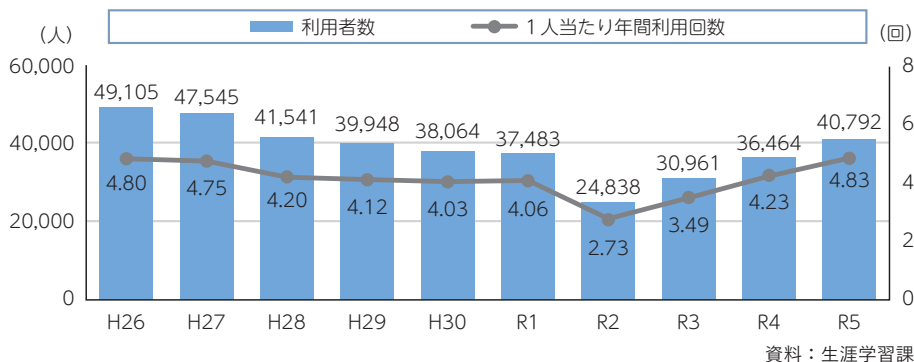
めざすまちの姿

- 子どもから高齢者までの町民だれもが、それぞれのライフステージに応じ、それぞれの志向に合わせたスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、心身ともに健康に暮らしています。
- 持続可能な環境で子どもたちが多様なスポーツに取り組んでいます。
- 安全で安心できる施設で、快適にスポーツ活動に親しんでいます。

現状と課題

- スポーツは、健康・体力の維持増進に役立つだけでなく、人々の親睦や交流を深め、ゆとりと潤いのある地域社会を育むものとして重要な役割を担っています。近年、町民のスポーツニーズは多様化の傾向にあり、生涯にわたってそれぞれの年齢・体力・技術・目的に応じて、だれもがスポーツに親しむことができる環境づくりが一層求められています。
- 少子高齢化の進行や、人口減少、働き方の変化などによるライフスタイルの多様化によって、スポーツ施設を利用したスポーツ・レクリエーション活動は減少傾向にあります。
- このような多様性と変化を踏まえながら、町民だれもがスポーツに親しみ、健康で活力ある充実した生活を送ることができるよう、町民のニーズに即したスポーツ・レクリエーション活動の発展を図るとともに、指導者の育成・確保に努める必要があります。
- 競技スポーツにおける厚岸町出身選手の活躍は、町民に大きな希望と感動を与えるとともに、スポーツ・レクリエーション活動に対する意欲向上につながることから、より一層の競技レベル向上と、少年期からの人材育成に努める必要があります。

■厚岸町のスポーツ施設利用者数の推移



関連する町の個別計画（計画期間）

- 厚岸町教育大綱（令和7年度～令和11年度）
- 第10次厚岸町社会教育中期計画（令和7年度～令和11年度）
- 厚岸町部活動の地域移行に関する推進計画（令和5年度～）

Ⅲ 行動計画

目標実現に向けた役割分担

町 民	地域・団体など	行 政
● スポーツ・レクリエーション活動に主体的に取り組み、健康で活力ある充実した生活を実現するよう努めます。	● スポーツ・レクリエーション活動を通して町民、行政との連携を担い、スポーツ環境づくりに努めます。	● 町民が参加できるスポーツ・レクリエーション機会の提供を行い、官民協働によるスポーツ環境づくりに努めます。

基本方針

- 子どもから高齢者までの町民だれもが、それぞれのライフステージに応じ、それぞれの志向に合う仲間や指導者と共にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境づくりを進めます。

1 スポーツ活動の促進

施策の展開

（１）生涯スポーツの促進

- ① スポーツ・イベントの提供
町民だれもがスポーツに親しめるよう、魅力あるプログラムの提供を行うとともに、スポーツ大会やスポーツ教室の充実に努めます。
- ② 交流スポーツ・レクリエーション活動の促進
世代間交流や健常者と障がい者が共に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の機会の提供に努めます。
- ③ アウトドアスポーツの促進
水辺の町ならではのスポーツ・レクリエーションの普及を図るとともに、恵まれた自然環境に調和するアウトドアスポーツのマナーや知識の普及に努めます。

（２）競技スポーツの促進

- ① 北海道大会などへ出場する選手に、スポーツ振興助成金の助成を行い、より競技にチャレンジしやすい環境づくりに努めます。
- ② 競技水準の向上を図るために、指導体制の構築や、競技団体への支援などを行い、より高いレベルにチャレンジできる環境づくりに努めます。

（３）スポーツ合宿の促進

- ① スポーツ団体などが行うスポーツ合宿の普及を図るため、スポーツ施設の機能や環境を活かした誘致に努めます。
- ② スポーツ団体などが安心して施設を使用できるよう、団体などへの支援や関係機関との連携に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- スポーツ大会・スポーツ教室の開催
- 海洋性スポーツ・レクリエーションの普及促進
- スポーツ振興助成の充実
- スポーツ合宿の誘致

期待される効果

- スポーツ・レクリエーション活動に取り組む機会が増えることで、健康的な生活と体力の増進が図られます。
- スポーツに取り組む選手を支援することにより、競技レベルの向上とスポーツ・レクリエーション活動の振興が図られます。
- 各種のスポーツ合宿を誘致することにより、高い競技レベルと接することができることからスポーツ技術の向上が図られます。

2 スポーツ推進体制の充実

施策の展開

(1) 指導者の育成・確保

スポーツ・レクリエーション活動の中心的役割を担う指導者の育成・確保と資質向上のために、研修会や講習会の充実を図るとともに、部活動の地域移行を推進します。

(2) スポーツ団体への支援

スポーツ協会やスポーツ少年団などのスポーツ団体の育成支援に努めます。

(3) スポーツ情報の提供

生涯スポーツに関するイベント情報、活動情報を積極的に発信し、スポーツに親しめる環境づくりに努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 指導者の育成・確保・資質向上
- 部活動の地域移行の推進
- スポーツ団体への財政的支援
- スポーツ情報の発信

期待される効果

- 指導者を育成・確保することにより、スポーツ・レクリエーション活動に対する正しい認識が得られ、競技レベルの向上が図られます。
- スポーツ団体を支援することにより、スポーツの普及とスポーツ団体の安定的な活動が図られます。

Ⅲ 行動計画

3 スポーツ施設の整備充実

施策の展開

スポーツ環境の充実に向け、各スポーツ施設の年次的な整備充実と有効な利活用の促進に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- スポーツ施設の整備充実

期待される効果

- スポーツ・レクリエーション活動が楽しく充実したものになります。

指標設定

指標名	現状値		目標値(5年後)	
	数値	年(年度)	数値	年(年度)
町民1人当たりのスポーツ施設年間利用回数	4.83回	R5	5.00回	R10
スポーツ振興助成件数	13件	R5	20件	R10
スポーツ少年団登録指導者数	29人	R5	30人	R10

※年(年度)欄：大文字表記(R)は年度、小文字表記(r)は年(暦年)を表す。



佐藤綾乃選手(スピードスケート)



佐藤龍世選手(プロ野球)

第5章

.....

政策支援・行財政部門

.....

～ 多様なつながりにより、
共に生き、共に創り上げる持続可能なまち ～

Ⅲ 行動計画

施策 5-1

第1節 開かれた町政の推進

めざすまちの姿

- 広報誌「広報あっけし」をはじめとする広報活動の充実や適切な情報公開により、町民に開かれたわかりやすい行政運営が行われています。
- まちづくりに参画する仕組み、機会が充実し、あらゆる場面で町民と行政が意見交換することが定着しています。
- 町民一人ひとりが厚岸町の歴史を誇れる貴重な財産として認識し、町全体がまちを発展させていこうという雰囲気と動きに満ちています。
- 来庁者が安心して庁舎を利用しています。

現状と課題

- 町民参画のまちづくりについては、町の各種計画づくりの過程において、懇談会の開催やアンケートの実施などにより、町民の意見や要望、アイデアなどをできる限り取り入れる町民参画の工夫をしてきたほか、広報誌をはじめホームページや防災行政無線、IP告知情報端末などを活用した広報活動を積極的に行い、行政と町民との情報の共有化を図ってきました。
- 町民の価値観やライフスタイルが多様化する今日において、行政はこれらを的確に把握しながらまちづくりを推進することが求められています。
- 行政情報については、全町民にわかりやすく情報が行き届くよう、積極的かつ効果的な発信が求められている一方、町の保有する情報は、行政文書、個人情報など多岐にわたっていることから、町民参画のまちづくりの円滑な推進のためには、情報管理の適正かつ公正な取り扱いも重要です。
- 各種計画づくりに当たっての審議会などにおける公募委員については、依然として応募が少ない状況にありますが、令和4年度に若者を対象にSDGsの視点を取り入れながら、町民自らがまちづくりに参加する機運を醸成するために開催した「あっけしの未来について語り明かそう～まちづくりキャンプ～」や令和5年度に第6期厚岸町総合計画見直し（本計画策定）のために開催した「まちづくりワークショップ～あっけし未来会議～」には、多くの町民の参加がありました。このような、町民のまちづくりへの興味関心の醸成につながる取組を各分野で継続的に行う必要があります。
- 昭和50年に発刊した厚岸町史は、厚岸町の貴重な資料として町内外の人たちに活用されてきました。しかし、史実の収録がおおむね昭和45年までで、その後28年を経過し、また、記述の裏付けが不十分であったりなど、追補や見直しが必要となり、平成10年に新厚岸町史の編集が計画されました。これまで通史編第1巻、第2巻と資料編全4巻を発刊していますが、今後は通史編第3巻の発刊に向け、編集体制の強化・充実を図りながら、編集を進める必要があります。
- 現在の役場庁舎は、竣工から約35年が経過し、経年劣化により修繕を必要とする箇所が増加傾向にあります。また、来庁者が利用しやすいよう、よりわかりやすい案内表示や適切な情報提供などを行う必要があります。

目標実現に向けた役割分担

町 民

- 日頃から、町政への関心を高めます。
- 町政について積極的に考え、意見を述べます。
- 積極的に町の政策形成に参画します。
- 町の歴史の資料提供に協力します。
- 町の歴史に関心を持ち、まちの発展について考え行動するよう努めます。
- 町からのお知らせを自分がわかりやすい方法で積極的に知るよう努めます。

地域・団体など

- 地域の意見を集約して町に意見を述べます。
- 町政へ町民参画に協力します。
- 地域の歴史及び各種団体などの歴史の資料提供に協力します。
- 町の歴史に関心を持ち、地域・団体内でまちの発展について議論を深めます。

行 政

- 町民が政策形成に参画できる機会の拡充に努めます。
- 町の歴史に関する各種資料の収集・整理・保存を行います。
- 町史の編集・発刊について町民への周知を行います。
- 媒体を使い分け、全町民がわかりやすいよう、町からのお知らせを周知します。

基本方針

- 広報誌「広報あつけし」をはじめとする広報活動の充実により、行政と町民との情報の共有化を図るとともに、町民の意識や意向の把握に努め、町民と共に進めるまちづくりを目指します。
- 町民に開かれた、わかりやすい行政運営を実現するため、適切な情報公開に努めるとともに、厳正な情報管理により個人情報などを保護します。
- 町民が町政へ参画できる機会として、各分野における計画策定の過程において町民ワークショップなどの積極的な開催に努めます。
- 厚岸町の生いたちからの変遷の実態を正確かつ客観的に把握するとともに、民衆史の視点、民族資料のくみ上げなど、あらゆる分野に視点を配し、将来の展望を持つため歴史的事実を明らかにして、今後の町民生活及び行政施策を検討する上で町民及び職員から参考とされる文献となるような新厚岸町史を編集・発刊します。
- 来庁者が安心して庁舎を利用できるように、わかりやすい案内表示や適切な情報提供のほか、利用しやすい備品などの配置など、町民ホールの利活用について推進します。

1 広報広聴活動の充実

施策の展開

(1) 広報誌「広報あつけし」による広報活動

- ① まちづくりの基本方針や計画、経過、結果などを適時、的確に広報し、行政の説明責任を果たすとともに、町民との情報の共有化を図り、まちづくりへの町民参画と実践の促進に努めます。
- ② 町民の声を広く取り上げ、町民の暮らしに密着した情報の提供に努めます。

(2) 多様な媒体による広報活動

- ① 厚岸町要覧など、まちを紹介する媒体内容の充実と効果的な配布・利用の促進に努めます。
- ② 多様な情報伝達手段として防災行政無線やIP告知情報端末の有効活用を図るほか、ホームページやSNSによる広報・広聴活動を推進します。

Ⅲ 行動計画

（３）関係機関との連携による広報活動

各新聞社や雑誌社、テレビ局などへの積極的な情報提供と番組制作・取材などへの働き掛けの強化と協力を努めます。

（４）町民意識・意向の把握

- ① 町民の意識や意向を的確に把握する手法の多様化を図り、サイレントマジョリティー（物言わぬ多数派）※¹の積極的な意見集約に努めます。
- ② 町民との対話や共同作業の機会創出に努めます。
- ③ 自治会などと連携して、意見や要望などの把握と情報共有について、より迅速な対応に努めます。



施策に係る主な取組・事業

- 広報誌「広報あつけし」の発行
- ホームページやSNS、厚岸町要覧などによる情報発信
- 自治会要望の把握と情報共有
- ホームページや「町長へのポスト※²」による広聴活動の推進

期待される効果

- 町民参画が促進され、町政への町民満足度の向上が図られます。

2 情報公開・情報管理の充実

施策の展開

（１）行政資料の整備

行政資料の適切な管理と情報提供の迅速化に対応するため、総合行政システムの活用に向けて研究を進めます。

（２）情報公開

町民と行政の情報の共有化を積極的に進めるとともに、情報公開制度の適切な運用に努めます。

（３）情報管理

高度情報化の進展による行政事務の高度化や町民の権利意識の高まりなどを踏まえ、個人情報保護制度のより適切な運用に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 情報公開制度の適切な運用
- 個人情報保護制度の適切な運用

期待される効果

- 適切な情報管理がなされ、行政と町民との情報の共有化が図られます。

※¹ サイレントマジョリティー（物言わぬ多数派）：声高に自分の意見を唱えることをしない一般大衆。

※² 町長へのポスト：町政（町長）への意見・提案・質問など、町民の声を聴く取組。

3 町民参加によるまちづくりの推進

施策の展開

(1) 共創・協働のまちづくりの展開

- ① 厚岸町の現状や保有する情報をわかりやすく町民に提供するとともに、町民と行政が役割や責任を分担するというまちづくりの協働意識を高めます。
- ② 政策決定や計画策定段階での町民参画の促進を図るとともに、行政のみならず、町民、地域・団体等がそれぞれの役割を担いながら連携して実施するまちづくり事業などの推進に努めます。

(2) 町政への町民参画機会の拡充

各種の計画づくりに当たって、審議会などにおける公募委員の拡大や懇談会、町民ワークショップ、計画案へのパブリックコメントの実施など、町民が政策形成に参画できる機会の拡充に努めます。

(3) 自主的なまちづくり活動への支援

- ① まちづくりに関する各種団体への支援制度などの情報提供に努めます。
- ② まちおこし補助金制度の活用による自主的・自立的なまちづくり活動の促進に努めるとともに、必要に応じて制度の見直しを検討します。
- ③ 地域おこし協力隊員が発信するSNSなどにおいて厚岸町を紹介する活動の支援に努めます。

(4) 新厚岸町史の編集・発刊

新厚岸町史の企画・構成・執筆などを進める編集体制の強化・充実に努め、各種資料の適切な収集・整理・保存に努め、新厚岸町史を編集・発刊します。

施策に係る主な取組・事業

- 各種計画づくりにおける町民ワークショップの実施
- 新厚岸町史の編集・発刊(通史編第3巻 現代(戦後～))

期待される効果

- 町政執行における町民の理解が高まるとともに、新しい政策の展開が期待されます。
- 町民の歴史に対する正しい認識及び郷土に対する理解が深まることで、主体的、積極的にまちづくりについて考え、関わるようになります。

4 庁舎利用の推進

施策の展開

来庁者が安心して庁舎を利用できるよう、わかりやすい案内表示に努めるとともに、パンフレットやポスターなどの掲示物を整理整頓し、適切な情報の提供を行います。

施策に係る主な取組・事業

- わかりやすい案内表示と、適切な情報提供

Ⅲ 行動計画

期待される効果

- 来庁者が、必要な情報を自ら取得できるなど、安心して庁舎を利用できるようになります。

5 政治参加の促進

施策の展開

若年層の投票率が低い状況にあることから、北海道厚岸翔洋高等学校と連携を図り、出前講座などの授業を展開し、選挙制度への理解を深めるとともに、政治に参加しやすい取組に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 適切な住民登録の周知
- 選挙制度の周知啓発

期待される効果

- 若年層が選挙制度や政治への理解を深めることで、自らが積極的に政治に関わるようになることが期待されます。

指標設定

指標名	現状値		目標値(5年後)	
	数値	年(年度)	数値	年(年度)
ホームページのアクセス年間件数	145万件	R6	170万件	R11
インスタグラムフォロワー数	1,885人	R6	2,500人	R11
エックス(旧ツイッター)フォロワー数	4,208人	R6	5,500人	R11

※年(年度)欄：大文字表記(R)は年度、小文字表記(r)は年(暦年)を表す。



広報あつけし平成31年(2019)年2月号
(クローズアップ・インスタグラム)



広報あつけし令和元年(2019)9月号
(クローズアップ・インスタグラム)



広報あつけし令和2年(2020)1月号
(クローズアップ・インスタグラム)

施策 5-2

第2節 コミュニティの育成

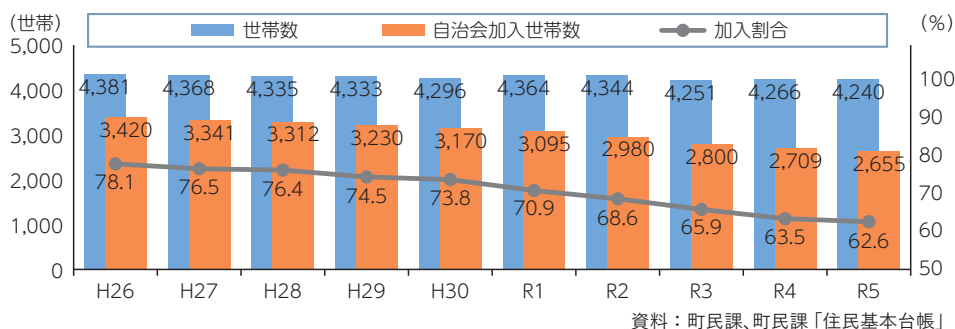
めざすまちの姿

- それぞれの自治会で地域の特性を活かした活動や町民参加による協働のまちづくりが実現しています。

現状と課題

- 厚岸町のコミュニティ活動は、29の自治会とこれらと連携を図る自治会連合会により、それぞれの地域で特性に応じたさまざまな活動が進められていますが、多くの自治会では組織構成戸数の減少や高齢化が進み、財政面や、活動を行うための人材の確保に苦慮している状況にあります。
- これまでの間、自治会組織の運営や活動に対する財政面での支援を実施してきました。今後においては、町民の自治意識や地域連帯感を啓発する一方で、自治活動を支援するための人的支援施策を継続し、コミュニティ活動の活性化により、「協働のまちづくり」をより一層推進する必要があります。
- 自主的な地域活動が活発に行われるよう、地域の身近なコミュニティ施設として、活動拠点となる施設の適正な維持管理と整備を進める必要があります。

■厚岸町の自治会加入世帯数と加入割合の推移



目標実現に向けた役割分担

町 民

- コミュニティ活動へ積極的に参加します。

地域・団体など

- コミュニティ活動を積極的に企画します。

行 政

- 活動に対する財政的、人的支援を行います。
- 集会施設の維持管理と整備に努めます。

基本方針

- 町民と行政の協働による安全で安心なまちづくりを推進するとともに、心豊かな地域を築くため、自治会などの地域組織の育成強化や地域の連帯意識の高揚を図り、組織の自主的な活動を促進します。

Ⅲ 行動計画

1 コミュニティ組織の充実

施策の展開

自治会連合会の機能強化と、単位自治会の組織強化や活動の支援に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 自治会活動への支援(町内各自治会運営費補助)
- 地域担当職員制度による自治会活動への人的支援

期待される効果

- 地域社会を明るく住みよくするために、人々のふれあいや連帯意識の高揚が図られ、心豊かな地域を築くことが期待されます。

2 地域活動の促進

施策の展開

自治会活動をはじめとする町民の自主的なコミュニティ活動や協働のまちづくりによる活動の支援推進を図ります。

施策に係る主な取組・事業

- 自治会活動活性化事業補助金の交付

期待される効果

- それぞれの地域ごとに活動することにより、自治会連合会の機能強化につながります。

3 コミュニティ関連施設の整備

施策の展開

自主的な地域活動が活発に行われるよう、地域の身近なコミュニティ施設として、集会所などの施設整備を推進します。

施策に係る主な取組・事業

- コミュニティ施設の整備(各施設の適正な維持管理及び改築の検討など)

期待される効果

- 地域での活動の場の確保が図られます。

施策 5-3

第3節 行政運営

めざすまちの姿

- 価値観やライフスタイルの多様化などによる住民ニーズを的確に捉えた行政運営が行われています。
- 近隣市町村などとの連携により魅力ある地域づくりや共通の地域課題解決に向けた取組が推進されています。
- 人口減少社会に対応するため、限られた財政状況の中、組織のスリム化が図られ、組織力が最大限に発揮されています。

現状と課題

- 地方公共団体においては、人口減少と少子高齢化の急速な進行、行政需要の多様化など、社会情勢の変化により適切に対応することが求められており、質の高い行政サービスを引き続き、効率的・効果的に提供する必要があります。
- 厚岸町においても、自らの発想と創意工夫により、課題解決を図るための基盤となる地方分権改革を推進するとともに、厚岸町の特性や強みを活かした自律的で持続的な社会を創生する地方創生にも積極的に取り組むことが重要です。
- 国では人口減少・少子高齢化の時代に合った地域をつくり、安全で安心な暮らしを守るとともに、地域と地域の連携を図るため、「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、「連携中枢都市圏構想^{※1}」や「集落ネットワーク圏^{※2}」などの新たな圏域づくりに取り組むこととしています。
- 厚岸町においては、国や北海道、他市町村の新たな圏域づくりの動向に注視しながら、平成22年9月に釧路市と締結した「定住自立圏構想^{※3}」に基づく、「釧路市厚岸町定住自立圏形成協定」による取組をはじめとする広域連携事業を引き続き推進するとともに、住民サービスの向上や持続可能なまちづくりを展開する基礎自治体^{※4}としての体質強化を図る必要があります。
- 今後、町有施設等の一斉更新を迎えるにあたり令和4年5月に改訂した「厚岸町町有施設等総合管理計画」に基づき、各施設の集約化・複合化を行い、新たな施設として活用するか、現在の施設を引き続き有効活用するかなど、今後のあり方を十分に検討する必要があります。
- 行政組織機構については、これまでも見直しを実施してきましたが、今後も見直しを常に検討し、柔軟でスリムな組織づくりを進める必要があるとともに、事務・事業の民間委託の検討など、積極的な業務改革の推進に努める必要があります。
- 庁内研修や派遣研修等については、これまで各種職員研修を実施してきましたが、今後も必要性に応じた新しい研修を検討するなど、職員研修の充実に努め、人材^{※5}育成を進める必要があります。

- ※1 連携中枢都市圏構想：人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する政策。
- ※2 集落ネットワーク圏：過疎地域などの条件不利地域において、複数の集落で構成され、住民の一体性が確保されている地域で、医療・福祉対策、日常生活における交通の確保、地域産業・生業の振興、地域の伝統文化の継承・振興等の集落機能の維持及び活性化の取組を共同で行う地域。
- ※3 定住自立圏構想：大都市への人口流出を防ぎ、地方への人の流れを創出するため、人口5万人程度以上の中心市と周辺市町村が「協定」を結び、役割分担して医療や交通・情報ネットワークなどさまざまな都市機能を整備し、自立した「圏域」をつくること。
- ※4 基礎自治体：広域的自治体である都道府県に対して、住民に最も身近な行政を担う市区町村のこと。
- ※5 町では、知識や技術を習得し、個人の資質や能力を高めることで、厚岸町の「財産」と言える職員（人材）の育成を目指していることから、本計画においても、目指す職員を指す場合は「人材」、それ以外は「人材」と表記しています。

Ⅲ 行動計画

関連する町の個別計画（計画期間）

- 厚岸町職員研修計画（毎年度策定）
- 厚岸町職員人財育成基本方針（令和2年度～）
- 厚岸町職員定員管理計画（令和7年度～令和11年度）
- 厚岸町町有施設等総合管理計画（令和4年度～令和22年度）

目標実現に向けた役割分担

町 民	地域・団体など	行 政
● 行政の取組や対応などについて、さまざまな機会を通じて意見や提言をします。	● 行政の取組や対応などについて、さまざまな機会を通じて意見や提言をします。	● 町民、地域・団体などから出された意見などを行政運営に反映させるよう努めます。

基本方針

- 行政需要や財源に応じた行政組織機構の見直しを常に検討します。
- 真に「人財」といえる職員の育成に努めます。
- 地方分権時代、地方創生時代にふさわしい行政運営に努めます。
- 近隣市町村などとの連携により、魅力ある地域づくりや共通の地域課題解決に向けて取り組みます。

1 効率的・効果的な行政運営

施策の展開

（１）行政組織機構の見直し

社会情勢や新たな行政需要などに対応できる行政組織機構の見直しに努めます。

（２）職員の人財育成

社会情勢や新たな行政需要などに対応できる職員の人財育成を進めるため、職員研修の充実や人事評価制度の適切な運用に努めます。

（３）計画的な政策の推進と柔軟な対応

- ① 事業の必要性や緊急性、重要性、効果性、効率性などを総合的に勘案し、施策の「選択と集中」による計画的な行政運営に努めます。
- ② 「厚岸町町有施設等総合管理計画」に基づき、計画的な更新や統廃合、長寿命化、遊休施設の有効活用、指定管理者制度の導入など、町有施設等の効率的・効果的な管理運営に努めるとともに、個別施設計画の策定を進めます。

施策に係る主な取組・事業

- 職員研修の充実
- 社会情勢や行政需要に対応できる行政組織機構の検討

期待される効果

- 行政組織機構の見直しや職員の人財育成により、職員の資質向上が図られ、町民サービスの向上につながります。

2 地方分権改革への対応

施策の展開

地方分権改革へ対応した総合的行政主体として機能発揮できるよう、国や北海道の動向を的確に捉えながら、必要な事務権限の移譲を受けるなど、行政体制の充実・強化に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 事務権限の移譲や規制緩和などの制度改正に係る国への提案

期待される効果

- 自立した自治体経営の推進や町民の利便性の向上が期待できます。

3 広域行政の推進

施策の展開

(1) 広域行政体制の強化

- ① 釧路公立大学事務組合など共同処理業務の円滑な運営の推進に努めます。
- ② 町民サービスの向上や行政運営の効率化を図るため、広域連携による新たな共同化が可能な事務・事業の検討を図ります。

(2) 広域連携事業などの推進

- ① 釧路地方総合開発促進期成会などの各種期成会や協議会、定住自立圏構想に基づく釧路定住自立圏共生ビジョンの効果的な推進に努めます。
- ② 釧路管内町村と連携を図りながら、地域づくり広域プロジェクトの推進に努めます。
- ③ 各種施設などの地域資源を相互に補完し合うなど、近隣市町村との有機的な連携の強化に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 各種会議等での意見交換など

期待される効果

- 効率的・効果的な行政運営が図られます。

Ⅲ 行動計画

施策 5-4

第4節 財政運営

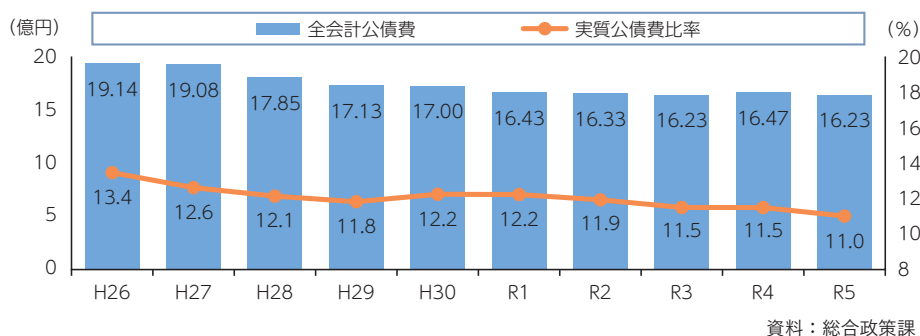
めざすまちの姿

- 自主財源^{※1}の確保と施策・事業の推進が効率的・効果的に行われ、将来にわたって持続可能で安定的な財政基盤が確立しています。

現状と課題

- 厚岸町はこれまで、将来に向けた健全な財政運営の推進を基本に、いち早く財政改革に取り組んだことにより、厳しい財政環境の中にあっても、町民要望に応じたさまざまな施策を推進しつつ、各種基金^{※2}などの残高確保や町債^{※3}残高の縮減など、一定の安定的な財政運営を図ってきました。
- 歳入は、現在、人口減少や社会情勢の急激な変化によって、国の地方財政対策などの動向が不透明な状況にあり、今後、特に町税^{※4}や普通交付税^{※5}などの財源の見通しが難しく、増額が見込めないことが予測されます。
- 歳出は、少子高齢化による社会保障関係経費の増加、町有施設等の老朽化対策や防災・減災対策など、町が求められる課題は多様化・高度化しており、多額の財政負担を要することが想定されます。さらに、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政指標において、健全な比率を維持するためには全ての会計において健全な財政運営を図る必要があります。
- 町民サービスの維持向上を図るためには、より一層の自主財源の確保はもちろんのこと、施策・事業の重要度や優先度を検討し、財政状況を的確に把握しながら経費節減に努め、持続可能な財政基盤の構築を図る必要があります。

■厚岸町の全会計公債費と実質公債費比率の推移



※1 自主財源：地方公共団体が自主的に収入しうる財源。

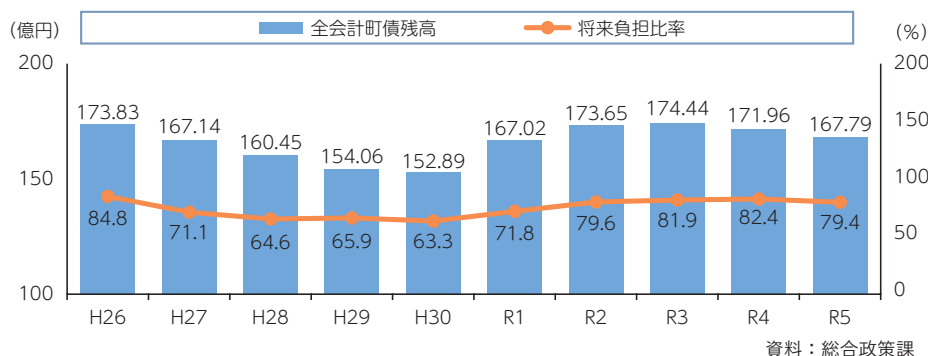
※2 基金：地方公共団体が条例に定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられる資金または財産。

※3 町債：資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われる長期間の債務をいう。

※4 町税：町民の皆さんに納めていただく税金で、町民税、固定資産税、軽自動車税などがある。

※5 普通交付税：地方交付税の主体をなすもので、人口や面積をはじめとするさまざまな要素の数値から算定される「基準財政需要額」が、税収などから算定される「基準財政収入額」を上回る額を基礎として国から交付される。

■厚岸町の全会計町債残高と将来負担比率の推移



目標実現に向けた役割分担

町 民

- 町の財政状況を広報誌やホームページなどで認識し、町の財政への理解を深めます。

行 政

- 町の財政状況について、町民と共通認識を深めるため、適切でわかりやすい財政状況を積極的に広報誌やホームページで公表します。

基本方針

- 町民サービスの維持向上を図るため、町税などの自主財源の確保、財政調整基金などの将来に備えた基金残高の確保や町債発行抑制による町債残高の縮減、さらに、全ての会計における財政の健全化を図るとともに、適正な課税と公平な納税意識の啓発を推進し、将来を見据えた持続可能な財政運営の推進に努めます。

1 健全な財政運営の推進

施策の展開

(1) 確実な財源確保の推進

将来的に安定した財政運営を実現するため、町税の適正な課税、徴収に努めるとともに、ふるさと納税や税外収入等、自主財源の確保に努めます。

(2) 事務・事業の効率性

限られた財源で適切な町民サービスを持続するため、最少の経費で最大の効果を上げる財政運営が求められることから、事務・事業の見直しなど経費節減に努め、事務・事業の効率性、最適化を図ります。

(3) 適切な財政状況の公表

町民が町の財政状況についての共通認識を深めるため、適切でわかりやすい財政状況の公表を行います。

Ⅲ 行動計画

施策に係る主な取組・事業

- 町税などの歳入確保と負担の適正化
- 事務・事業の適正な運営
- 投資的経費の縮減、町債発行の抑制
- 財政調整基金などの残高確保
- 各会計繰出金の削減策の促進

期待される効果

- 全ての会計における収支均衡のとれた持続可能な財政基盤の確立と自立的な財政運営が図られます。

2 適正な課税と公平な納税等の推進

施策の展開

(1) 適正な課税

- ① 各種税目に関する調査や申告勧奨などによる課税客体的確な把握を行い、適正に課税します。
- ② 全国的な電子化に係る制度や電算システムを活用した適切で効率的な課税事務を推進します。

(2) 公平な納税等の推進

- ① 複数年度及び単年度ごとの徴収計画を策定し、計画的に徴収業務を行い、税収確保と未収額の縮減に努めます。
- ② 北海道や釧路・根室広域地方税滞納整理機構^{※6}と連携し、徴収困難案件の解消に努めます。
- ③ コンビニエンスストアでの収納やキャッシュレス決済の導入、特別徴収事業所^{※7}の指定拡大及び口座振替の推進など納税環境の整備を進めます。
- ④ 町民の納税義務と納期内納税への理解、意識の向上を図るため広報活動を行います。また、租税教室への講師派遣を通じて、児童生徒の納税意識の育成を図ります。

(3) 債権の適切な管理

税外収入の各担当が連携して現状把握と対策を協議するとともに、債権管理に関する研修会による担当職員の知識・技術の向上を図り、債権の適正な管理に努めます。

※6 釧路・根室広域地方税滞納整理機構：釧路・根室管内の11町村が構成団体となり、自治体単独では処理困難な滞納事案を引き受け、町村税の滞納整理を専門に行うため、平成19年4月1日に設立した一部事務組合。納税に応じない人や滞納額が高額な人を対象に町村に代わり差押えや公売などの強制的な滞納整理を行う。

※7 特別徴収事業所：給与や年金から町道民税を天引きして、その支払者(勤務先の事業所や年金事務所)が一括して納める方法を「特別徴収」といい、そのうち給与からの特別徴収を行う勤務先の事業所のこと。

施策に係る主な取組・事業

- 町民税課税
- 資産税課税
- 固定資産評価審査委員会
- 町税収納

期待される効果

- 主要な自主財源である町税の確保が図られます。

指標設定

指標名	現状値		目標値(5年後)	
	数値	年(年度)	数値	年(年度)
実質赤字比率※ ⁸	黒字	R5	黒字	R11
連結実質赤字比率※ ⁹	黒字	R5	黒字	R11
実質公債費比率※ ¹⁰	11.0%	R5	15%台	R11
将来負担比率※ ¹¹	79.4%	R5	110%台	R11

※年(年度)欄：大文字表記(R)は年度、小文字表記(r)は年(暦年)を表す。

※⁸ 実質赤字比率：一般会計における赤字額の標準財政規模に占める割合。

※⁹ 連結実質赤字比率：全ての会計の実質赤字額と資金不足額の合計額の標準財政規模に対する比率。

※¹⁰ 実質公債費比率：一般会計が負担しなければならない実質的な借入返済金(公債費)や特別会計、企業会計の借入返済金などの合計額の標準財政規模に対する比率。

※¹¹ 将来負担比率：企業会計を含む全会計に対して、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

Ⅲ 行動計画

施策 5-5

第5節 人権尊重・男女共同参画

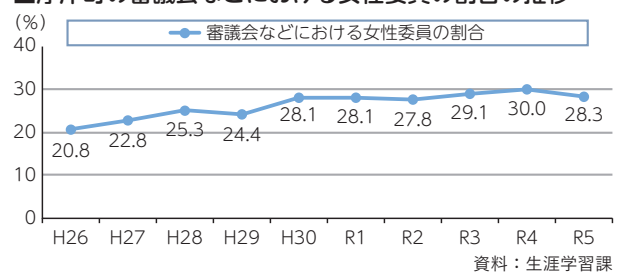
めざすまちの姿

- 性別や年齢、障がいの有無、国籍、信条、社会的身分などによる差別のない、町民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合う、明るい社会が実現しています。
- 男女が、社会の対等な構成員として活動に参画する機会が確保され、均等に社会的、文化的に利益の享受が行われています。

現状と課題

- 近年は、女性や子ども、高齢者、障がい者(児)、外国人などに関する人権侵害に加え、インターネットによる人権侵害や、性的マイノリティ※¹に対する偏見など、新たな人権問題が顕在化しています。
- 人権は、だれもが幸せに暮らすために保障されている権利です。このため、あらゆる差別や人権侵害を解消し、人権が尊重される社会の実現を目指す必要があります。
- 人権擁護委員や釧路地方法務局との連携を図りながら、学校教育における人権教育の一環として、いじめなどを題材にした「人権教室」を開催するなど、人権教育を推進し、幼少期から正しい知識を得て、人権に対する偏見をなくすることが重要です。
- 今後は、人権擁護を担う人の育成など、職場や社会教育の場において、より効果的に人権に関する教育や啓発活動を推進するための体制づくりが課題となっています。
- 働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方ができるように、社会全体として取り組む動きが広がっています。
- 男女が性別に関係なく、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、能力や個性を十分に発揮することができ、男女共同参画社会を実現する必要があります。

■厚岸町の審議会などにおける女性委員の割合の推移



目標実現に向けた役割分担

町 民

- 人権に対する理解を深めます。
- 人権に関する講演会などに積極的に参加します。
- 女性が主催する事業の普及・啓発に関する取組に参加します。

地域・団体など

- 企業または団体単位で人権に関する講演会などに積極的に参加します。
- 地域の女性活動を伝承するために、行政と協働で推進します。

行 政

- 人権に関する啓発や人権教室などに参加できる機会を提供します。
- 女性の活躍する場の普及・啓発を提供します。

※1 性的マイノリティ：同性愛者、性同一性障害者等のこと。性的少数者。

基本方針

- 性別や年齢、障がいの有無、国籍、信条、社会的身分などの差別を解消し、あらゆる人の人権を守るために、人権尊重の普及・高揚を図り、人権問題について正しい認識を広めます。
- あらゆる世代に向けた男女共同参画の正しい知識と理解の推進を図り、男女共同参画社会を形成するための意識づくりに努めます。

1 人権意識の啓発

施策の展開

(1) 人権啓発・人権相談体制の充実

- ① 町民に人権への理解を深めてもらうため、人権擁護委員や釧路地方法務局との連携を強化し、人権に関する各種啓発活動を実施するなど、人権思想の啓発に努めます。
- ② 町の身近な相談パートナーとして、町民が気軽に相談できるように、特設人権相談所の開設を支援するなど、人権相談体制の充実に努めます。

(2) 人権教育の推進

- ① 児童が花の苗や球根などを協力して植えることにより、生命の尊さを実感し、優しい思いやりの心を児童に体得させることを目的とした「人権の花」運動を実施するなど、人権教育を推進します。
- ② 人権擁護委員と共催による、いじめなどについて考える機会をつくることにより、児童が相手への思いやりの心や生命の尊さを学ぶことなどを目的とした「人権教室」を開催するなど、人権意識の啓発を図ります。

施策に係る主な取組・事業

- 特設人権相談
- 人権の花運動
- 人権教室
- パートナースhip宣誓制度等の導入に向けた検討

期待される効果

- 人権侵害が減り、住みよいまちづくりが期待できます。

Ⅲ 行動計画

2 男女共同参画の推進

施策の展開

(1) 広報、啓発の推進

町民が平等な立場で共に生き生きと生活することができる地域とするため、男女平等意識の高揚に努めます。

(2) 女性団体の活性化

各種研修会への参加奨励と女性団体主催事業などに対する協力や女性の社会参加の推進に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 男女共同参画の広報、啓発の推進
- 女性団体への支援(女性団体主催事業への支援)

期待される効果

- 女性団体活動の活性化が図られるとともに、より多くの女性の社会参加の推進が期待されます。

指標設定

指標名	現状値		目標値(5年後)	
	数値	年(年度)	数値	年(年度)
人権の花運動	3校	R6	3校	R11
審議会などにおける女性委員の割合	28.3%	R5	30.0%	R11

※年(年度)欄：大文字表記(R)は年度、小文字表記(r)は年(暦年)を表す。



施策 5-6

第6節 交流活動

めざすまちの姿

- 友好都市や姉妹都市をはじめとする各地域とさまざまな分野での交流活動が活発に行われています。
- 北方領土の返還に向けた運動が活発に行われています。

現状と課題

- 交流活動は、多様な視点に触れ、相互に刺激し合い、お互いの成長や理解へとつなげるほか、地域の賑わいを増大するなど重要な役割を担っています。
- 厚岸町は、昭和57年2月にオーストラリア・クラレンス市と姉妹都市として、平成3年7月には山形県村山市と友好都市として提携して以来、行政・民間のそれぞれのレベルにおいて産業や教育、文化、スポーツなど、多様な交流事業を進めてきました。
- 今後においても、東京厚岸会をはじめとするふるさと会交流や多様な交流活動を促進しながら、町民がより幅広い視野や見識を持ち、国際感覚を高めるとともに、活力ある地域づくりにつなげる必要があります。
- 北方領土問題については、町民意識の高揚を図りながら返還要求運動に取り組んできましたが、今後も引き続き関係機関と連携し、北方領土問題の早期解決に向けた運動を進める必要があります。

目標実現に向けた役割分担

町 民

- 交流の活性化と友好親善を促すため、友好都市・姉妹都市交流事業に積極的に参加します。
- 北方領土問題と返還要求運動に対する理解を深めます。

地域・団体など

- 民間レベルでの積極的な交流活動を進めます。
- 北方領土問題と返還要求運動に対する理解を深めます。

行 政

- 交流事業の普及・啓発につなげる機会を提供します。
- さまざまな場面で地域間・国際交流に参加できる機会を提供します。
- 北方領土問題と返還要求運動に対する理解を深めます。
- 北方領土の返還に向けての運動を関係機関と連携を図りながら進めます。

基本方針

- 友好都市子ども交流は、町内の小学生がお互いの地域の風土や文化に触れ、野外活動交流を通して、子どもたちの感性豊かな人格の形成に努めます。
- 姉妹都市中学生等国際交流は、町内の中学生と高校生が参加し、国際交流を通して現地の風土や文化に触れ、豊かな国際性を持った人格の形成に努めます。
- 友好都市や姉妹都市をはじめとする各地域とのさまざまな分野での交流活動を推進するため、必要な情報の収集や提供を図りながら、魅力ある地域づくり・人づくりに努めます。
- 国や関係機関との連携を図りながら、北方領土の返還に向けた運動を展開します。

Ⅲ 行動計画

1 地域間交流の推進

施策の展開

(1) 友好都市交流の推進

- ① 厚岸町と友好都市である山形県村山市の児童がお互いの地域の風土や文化に触れながら、友好を深める事業の実施に努めます。
- ② 行政のみならず、町民、地域・団体等が連携を図りながら、山形県村山市との交流を一層発展させ、経済、教育、文化、学校間交流など、友好都市交流の充実に努めます。
- ③ 山形県村山市に関する各種情報の収集と町民への提供を行う一方、厚岸町の情報発信に努めながら、祭りや余暇を利用した相互訪問の活発化に努めます。

(2) ふるさと会交流の推進

厚岸町出身者のふるさと会活動を側面的に支援し、交流を深めます。

(3) 多様な交流の推進

- ① 町外で行われる物産展への出展など、民間による交流を促進します。
- ② 新たな地域間交流について検討を進めます。

施策に係る主な取組・事業

- 友好都市との相互交流の推進
- 新たな地域間交流の検討と推進

期待される効果

- 町内の小学生がお互いの地域の風土や文化に触れ、子どもたちの感性豊かな人格の形成に寄与します。
- 地域の活性化や厚岸町のPRにつながります。

2 国際交流の推進

施策の展開

(1) 姉妹都市交流の推進

- ① オーストラリア・クラレンス市との行政、学校、民間レベルでの交流の推進に努めます。
- ② 共通する資源やお互いの専門知識を活かした、産業や物産、観光分野などでの相互発展の道を探ります。

(2) 国際交流推進体制の整備と町民の国際感覚の醸成

- ① 国際交流を促進するため、活動団体の立ち上げ支援とともに、国際交流に係る情報の収集・提供などに努めます。
- ② ALT による英会話教室や姉妹都市交流事業への参加、在住外国人との交流などにより、町民の国際感覚の醸成や外国語教育の向上に努めます。

施策に係る主な取組・事業

- 姉妹都市との相互交流の推進
- 姉妹都市「オーストラリア・クラレンス市」の認知度向上に向けた取組の推進

期待される効果

- 国際社会や異文化への理解が深まります。
- 町内の中学生と高校生が、国際交流を通して現地の風土や文化に触れ、豊かな国際性を持った人格の形成に寄与します。

3 北方領土返還要求運動の推進

施策の展開

- ① 関係機関との緊密な連携を図りながら、北方領土問題の啓発活動や早期返還の実現に向けた運動を推進します。
- ② 北方領土返還要求に係る各種大会などへの町民の積極的な参加を促進します。
- ③ 町内の小学生（5年生または6年生）を対象として実施している「この目で見よう！北方領土」により、北方領土に対する理解と認識を深め、返還要求運動に対する意識高揚を図ります。

施策に係る主な取組・事業

- 北方領土返還要求運動の展開

期待される効果

- 北方領土問題の早期解決につながります。

Ⅲ 行動計画

施策 5-7

第7節 定住・移住

めざすまちの姿

- 厚岸町に「これからも住みたい」と思う町民が増えています。
- 厚岸町に「行ってみたい」「住んでみたい」と思う人が増えています。

現状と課題

- 少子化や転出超過などから人口が年々減少しており、厚岸町の活力を高める今後のまちづくりにおいては、人口減少問題への対策が喫緊の課題となっています。
- 転出者の多くは、大学などへの進学や町外企業への就職によるものと思われます。転出者数を抑制する必要があるものの、進学や就職等を抑制することはできないことから、大変に難しい課題となっています。
- 転出者の多くを占める若年層の流出を抑えることは難しいため、一度、厚岸町を離れた人が戻ってくるのできる支援や町外からの移住希望者を呼び込む施策など転入者の増加を図る取組が必要です。移住希望者に対して、厚岸町で暮らすための情報提供の強化や支援内容の充実を図る必要があります。

目標実現に向けた役割分担

町 民

- 新たに移り住む人を「ようこそ」の気持ちで歓迎します。

地域・団体など

- 定住・移住促進の取組を理解し、魅力あるまちづくりに協力します。

行 政

- 移住希望者に対する相談・支援を行うとともに、ホームページなどを活用し、移住に関する情報を発信することで移住を促進します。
- まちの魅力を高め、町民の満足度が向上する取組を進めます。

基本方針

- 厚岸町で暮らし続けてきた町民や新たに暮らし始めた町民が、これからも住みたいと思えるまちづくりを進めます。
- 厚岸町をまだ訪れたことのない人が、行ってみたい、住んでみたいと思えるまちづくりを進めます。
- 移住希望者に向けた総合的で効果的な情報発信や相談対応などにより、移住の促進を図ります。

1 定住・移住の促進に向けた取組の推進

施策の展開

(1) 定住促進のための取組の推進

- ① 厚岸町で暮らし続けてきた町民や新たに暮らし始めた町民のまちの住み心地度を高め、厚岸町に住みたいと思えるまちづくりの取組に努めます。
- ② 地域おこし協力隊^{※1}員の定住支援に努めます。
- ③ 多様な世代の定住につながる効果的な支援制度を継続するとともに、新たな施策の検討を進めます。

(2) 移住促進のための取組の推進

- ① 厚岸町の魅力を発信することによって、町外の人々の厚岸町に対する興味や関心を喚起するとともに、移住希望者からの相談に的確な対応ができるよう有用な情報の収集と提供を行います。

※1 地域おこし協力隊：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組のこと。

- ② 生活に関する情報や求人情報を、町のホームページ、国や関係団体が運用する移住情報サイト、都市圏へのイベント出展などにより広く発信し、移住希望者のための情報提供を進めます。
- ③ 町内の空き家状況について把握し、一般の移住希望者などに対して情報提供する「空き家バンク」制度の周知と運営を図ります。
- ④ 多様な世代の移住につながる効果的な支援制度を継続するとともに、町外の人々の意見を取り入れながら、新たな施策の検討を進めます。

施策に係る主な取組・事業

- 定住・移住のために有用な情報の収集及びホームページへの掲載、各種支援制度の推進
- 移住体験住宅の運営
- 都市圏へのイベント出展などによる効果的なPR
- 「空き家バンク」制度の周知と運営

期待される効果

- 厚岸町に住み続ける人が増えるとともに移住希望者が増え、人口増加につながることを期待されます。

2 関係人口の創出・拡大に向けた取組の推進

施策の展開

(1) ふるさと納税のさらなる推進

寄附者の満足度向上を図り、関係人口の創出・拡大に繋げるため、より一層の返礼品の充実や旬な話題の提供などを行います。

(2) 「企業版ふるさと納税」の推進

人口減少対策に主眼を置いた「厚岸町未来創生総合戦略」に掲げる事業の実施に対し、町を応援しようとする企業が事業支援として寄附を行う「企業版ふるさと納税」を推進するため、制度の周知と寄附募集事業のPRを図ります。

施策に係る主な取組・事業

- 厚岸町の特産品PR
- 都市圏へのイベント出展などによる効果的なPR
- 寄附者への情報発信によるリピーター及びファンの獲得
- 「企業版ふるさと納税」の周知と寄附募集事業のPR

期待される効果

- 厚岸町に興味関心を持つ人が増え、関係人口の増加につながることを期待されます。

指標設定

指標名	現状値		目標値(5年後)	
	数値	年(年度)	数値	年(年度)
移住施策に係る移住件数(累計)	14件	R5	50件	R11

※年(年度)欄：大文字表記(R)は年度、小文字表記(r)は年(暦年)を表す。

Ⅲ 行動計画

大項目	施策の体系		SDGsにおける17の目標						
	中項目	小項目	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
			貧困	食料	健康	教育	ジェンダー	水とトイレ	エネルギー
生活環境・都市基盤	土地利用	計画的な土地利用の推進		●					
		地籍管理の充実							
	環境保全	山・湿原・川・湖・湾を通っている水・物質の連鎖							
		水質の保全							
		大気汚染の防止							
		有害物質対策		●	●	●		●	●
		温室効果ガスの排出削減							
		自然環境の保全							
		子ども環境教育・環境生涯学習の充実と普及							
		「厚岸霧多布昆布森国定公園」の適正な保護・保全と利用の促進							
	エネルギーの有効利用	エネルギーの適切かつ有効な利用							●
	水道	安全で安心な水の安定供給		●				●	
		災害に強い水道の構築							
	下水道	衛生的で快適な暮らしの実現							
		適正管理と健全経営						●	
		自然災害に強いまちづくりの推進							
	道路・公共交通	広域道路網の整備促進							
		町道の整備推進							
		安全で快適な道路環境の整備							
		公共交通機関の確保							
	住宅	町営住宅の整備	●					●	●
		一般住宅の整備							
		良質な住環境の確保							
		空き家などに関する対策の推進							
	都市計画・公園・緑地	都市計画の推進			●				
		公園・緑地の整備							

SDGsにおける17の目標										担 当 課 等
8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさ を守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリシップで 目標を達成しよう	
仕事と経済	産業と技術	不平等	まちづくり	生産と消費	気候変動	海の豊かさ	陸の豊かさ	平和と公正	パートナーシップ	
			●			●	●		●	総合政策課
										建設課
										環境林務課
										環境林務課
										環境林務課
			●	●	●	●	●		●	環境林務課
										環境林務課
										環境林務課
				●	●				●	環境林務課／観光商工課
				●	●				●	環境林務課
	●		●						●	水道課
										水道課
	●		●			●			●	水道課
										水道課
	●		●						●	総合政策課／建設課
										建設課
										建設課／町民課
										町民課
	●		●						●	建設課
										建設課
										建設課
										建設課／総合政策課
	●		●				●		●	建設課
										建設課

Ⅲ 行動計画

大項目	施策の体系		SDGsにおける17の目標						
	中項目	小項目	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
			貧困	食料	健康	教育	ジェンダー	水とトイレ	エネルギー
生活環境・都市基盤	交通安全・防犯	交通安全対策の推進				●			
		防犯対策の推進							
	消費生活	消費生活の意識向上				●			
		消費者保護対策の充実							
	消防・防災	消防・救急体制の充実							
		防火対策の推進				●		●	
		総合防災対策の強化							
		土地保全対策の推進							
	環境衛生	廃棄物の抑制と適正な処理							
		火葬場・墓地環境の整備							
		公衆浴場の確保							
		有害鳥獣などの駆除対策							
	情報ネットワーク	地域情報化の推進							
		情報通信基盤の充実							
産業経済	水産業	漁業生産基盤の整備							
		つくり育てる漁業の推進							
		漁港施設の整備促進		●			●		
		漁業経営の安定化と担い手の育成							
		環境と調和した水産業の推進							
	農業	収益性の高い生産基盤の整備促進							
		農業経営の安定化と担い手の育成・確保		●			●		
		環境と調和した農業の推進							
	林業	森林の整備・保全の推進							
		林業経営基盤の強化							
		森林の活用と木育の推進				●	●		●
		森林施業の合理化の推進							
		きのこ産業の活性化							

SDGsにおける17の目標										担 当 課 等
8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさ を守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリシップで 目標を達成しよう	
仕事と経済	産業と技術	不平等	まちづくり	生産と消費	気候変動	海の豊かさ	陸の豊かさ	平和と公正	パートナーシップ	
			●					●	●	町民課／建設課
										町民課
				●				●	●	観光商工課
										観光商工課
	●		●		●	●			●	厚岸消防署／危機対策室
										厚岸消防署／危機対策室
										厚岸消防署／危機対策室
										環境林務課／建設課
				●		●	●		●	環境林務課
										環境林務課
										環境林務課
										環境林務課
	●		●						●	危機対策室
										危機対策室
●	●					●			●	水産農政課
										水産農政課
										水産農政課
										水産農政課
										水産農政課
●	●					●	●		●	水産農政課
										水産農政課／農業委員会
										水産農政課
●	●					●	●		●	環境林務課
										環境林務課
										環境林務課
										環境林務課
										水産農政課

Ⅲ 行動計画

大項目	施策の体系		SDGsにおける17の目標						
	中項目	小項目	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
			貧困	食料	健康	教育	ジェンダー	水とトイレ	エネルギー
産業経済	商工業	地域に根ざした商業の振興							
		中小企業の振興					●		
		新たな産業の創出							
		食文化の推進							
	観光	地域資源を活かした観光の推進							
		イベントの推進と観光情報の発信							
		観光推進体制の強化							
	雇用	雇用の確保と安定化							
		就業支援の充実	●				●		
		労働環境の向上							
保健・医療・福祉	保健・医療	健康づくりの推進							
		保健事業の充実			●	●			
		地域医療体制の充実							
	地域福祉	地域で支える福祉の体制づくり							
		地域福祉活動の推進	●		●				
		地域福祉施設の整備							
	高齢者福祉	自立支援・介護予防・重度化防止の推進							
		地域包括ケアシステムの深化・推進			●				
		介護サービスの基盤整備と質的向上							
		高齢者の社会参加の促進							
	障がい者(児)福祉	障がいの早期発見・早期療育と地域生活の支援充実							
		自立と開かれた社会参加の促進			●	●			
		障がい者(児)が住みよいまちづくり							
	子育て支援	子育て支援の充実							
		子育て環境の整備	●		●	●	●		
		幼児教育への支援							

SDGsにおける17の目標										担 当 課 等
8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさ を守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリシップで 目標を達成しよう	
仕事と経済	産業と技術	不平等	まちづくり	生産と消費	気候変動	海の豊かさ	陸の豊かさ	平和と公正	パートナーシップ	
●	●		●						●	観光商工課
										観光商工課
										観光商工課
										観光商工課
●	●								●	観光商工課
										観光商工課
										観光商工課
●	●	●							●	観光商工課
										観光商工課
									●	保健福祉課
										保健福祉課
										保健福祉課／町立 厚岸病院
		●						●	●	保健福祉課
										保健福祉課
										保健福祉課
		●							●	保健福祉課
										保健福祉課／介護 老人保健施設
										保健福祉課
●		●							●	保健福祉課
										保健福祉課
										保健福祉課
●		●						●	●	保健福祉課
										保健福祉課
										保健福祉課

Ⅲ 行動計画

大項目	施策の体系		SDGsにおける17の目標						
	中項目	小項目	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
			貧困	食料	健康	教育	ジェンダー	水とトイレ	エネルギー
保健・医療・福祉	社会保障	国民健康保険制度の円滑な運営	●		●				
		後期高齢者医療制度の円滑な運営							
		福祉医療制度の円滑な運営							
		介護保険制度の円滑な運営							
		国民年金制度への協力連携							
		生活保障と自立支援							
教育	学校教育	教育活動の充実	●		●	●	●		
		学校給食の充実と支援							
		教育施設の管理							
		就学・進学などへの支援							
		家庭・地域社会と学校との連携							
	生涯学習	生涯学習推進体制の充実	●		●	●	●		
		生涯学習活動の促進							
		社会教育施設の整備充実							
	文化	芸術文化活動の促進	●			●	●		
		文化遺産の保護・保存と継承							
	スポーツ	スポーツ活動の促進	●		●	●	●		
		スポーツ推進体制の充実							
		スポーツ施設の整備充実							
政策支援・行財政	開かれた町政の推進	広報広聴活動の充実				●			
		情報公開・情報管理の充実							
		町民参加によるまちづくりの推進							
		庁舎利用の推進							
		政治参加の促進							
	コミュニティの育成	コミュニティ組織の充実							
		地域活動の促進							
		コミュニティ関連施設の整備							

SDGsにおける17の目標										担 当 課 等
8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
仕事と経済	産業と技術	不平等	まちづくり	生産と消費	気候変動	海の豊かさ	陸の豊かさ	平和と公正	パートナーシップ	
		●							●	町民課
										町民課
										町民課
										保健福祉課
										町民課
										保健福祉課
●									●	教委・管理課／指導室
										教委・管理課／指導室
										教委・管理課／指導室
										教委・管理課／指導室
										教委・管理課／指導室
									●	教委・生涯学習課
										教委・生涯学習課
										教委・生涯学習課
									●	教委・生涯学習課
										教委・生涯学習課
									●	教委・生涯学習課
										教委・生涯学習課
		●						●	●	総務課
										総務課
										総合政策課
										総務課
										選挙管理委員会
								●	●	町民課
										町民課
										町民課

Ⅲ 行動計画

大項目	施策の体系		SDGsにおける17の目標						
	中項目	小項目	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
			貧困	食料	健康	教育	ジェンダー	水とトイレ	エネルギー
政策支援・行財政	行政運営	効率的・効果的な行政運営							
		地方分権改革への対応					●		
		広域行政の推進							
	財政運営	健全な財政運営の推進							
		適正な課税と公平な納税等の推進							
	人権尊重・男女共同参画	人権意識の啓発				●	●		
		男女共同参画の推進							
	交流活動	地域間交流の推進							
		国際交流の推進				●			
		北方領土返還要求運動の推進							
	定住・移住	定住・移住の促進に向けた取組の推進							
		関係人口の創出・拡大に向けた取組の推進							

SDGsにおける17の目標										担 当 課 等
8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさ を守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリシップで 目標を達成しよう	
仕事と経済	産業と技術	不平等	まちづくり	生産と消費	気候変動	海の豊かさ	陸の豊かさ	平和と公正	パートナーシップ	
●									●	総合政策課／総務課
										総合政策課
										総合政策課
		●							●	総合政策課
										税務課
●		●							●	総務課
										教委・生涯学習課
									●	総合政策課／教委・生涯学習課
										総合政策課／教委・生涯学習課
										総合政策課
		●	●						●	総合政策課
		●	●						●	総合政策課

Ⅲ 行動計画

大項目	施策の体系		8つの視点「キーワード」		
	中項目	小項目			
			活かす	受け継ぐ	暮らす
生活環境・都市基盤	土地利用	計画的な土地利用の推進	●		●
		地籍管理の充実			
	環境保全	山・湿原・川・湖・湾を通っている水・物質の連鎖	●	●	●
		水質の保全			
		大気汚染の防止			
		有害物質対策			
		温室効果ガスの排出削減			
		自然環境の保全			
		子ども環境教育・環境生涯学習の充実と普及			
		「厚岸霧多布昆布森国定公園」の適正な保護・保全と利用の促進			
	エネルギーの有効利用	エネルギーの適切かつ有効な利用	●		●
	水道	安全で安心な水の安定供給			●
		災害に強い水道の構築			
	下水道	衛生的で快適な暮らしの実現			●
		適正管理と健全経営			
		自然災害に強いまちづくりの推進			
	道路・公共交通	広域道路網の整備促進			●
		町道の整備推進			
		安全で快適な道路環境の整備			
		公共交通機関の確保			
	住宅	町営住宅の整備			●
		一般住宅の整備			
		良質な住環境の確保			
		空き家などに関する対策の推進			
	都市計画・公園・緑地	都市計画の推進			●
		公園・緑地の整備			

8つの視点「キーワード」					担 当 課 等
					
育てる	学ぶ	働く	つながる	支え合う	
					総合政策課
					建設課
●	●				環境林務課
					環境林務課
					環境林務課
					環境林務課
					環境林務課
					環境林務課
					環境林務課
					環境林務課／観光商工課
					環境林務課
					水道課
					水道課
					水道課
					水道課
					水道課
					総合政策課／建設課
					建設課
					建設課／町民課
					町民課
					建設課
					建設課
					建設課
					建設課／総合政策課
					建設課
					建設課

Ⅲ 行動計画

大項目	施策の体系		8つの視点「キーワード」		
	中項目	小項目			
			活かす	受け継ぐ	暮らす
生活環境・都市基盤	交通安全・防犯	交通安全対策の推進			●
		防犯対策の推進			
	消費生活	消費生活の意識向上			●
		消費者保護対策の充実			
	消防・防災	消防・救急体制の充実			●
		防火対策の推進			
		総合防災対策の強化			
		土地保全対策の推進			
	環境衛生	廃棄物の抑制と適正な処理			●
		火葬場・墓地環境の整備			
		公衆浴場の確保			
		有害鳥獣などの駆除対策			
	情報ネットワーク	地域情報化の推進	●		●
		情報通信基盤の充実			
産業経済	水産業	漁業生産基盤の整備			
		つくり育てる漁業の推進			
		漁港施設の整備促進	●	●	
		漁業経営の安定化と担い手の育成			
		環境と調和した水産業の推進			
	農業	収益性の高い生産基盤の整備促進			
		農業経営の安定化と担い手の育成・確保	●	●	
		環境と調和した農業の推進			
	林業	森林の整備・保全の推進			
		林業経営基盤の強化			
		森林の活用と木育の推進	●	●	
		森林施業の合理化の推進			
		きのこ産業の活性化			

8つの視点「キーワード」					担 当 課 等
					
育てる	学ぶ	働く	つながる	支え合う	
●	●				町民課／建設課
					町民課
●	●				観光商工課
					観光商工課
●	●				厚岸消防署／危機対策室
					厚岸消防署／危機対策室
					厚岸消防署／危機対策室
					環境林務課／建設課
					環境林務課
					環境林務課
					環境林務課
			●		危機対策室
					危機対策室
●		●			水産農政課
					水産農政課
					水産農政課
					水産農政課
					水産農政課
●		●			水産農政課
					水産農政課／農業委員会
					水産農政課
●		●			環境林務課
					環境林務課
					環境林務課
					環境林務課
					水産農政課

Ⅲ 行動計画

大項目	施策の体系		8つの視点「キーワード」		
	中項目	小項目			
			活かす	受け継ぐ	暮らす
産業経済	商工業	地域に根ざした商業の振興	●	●	
		中小企業の振興			
		新たな産業の創出			
		食文化の推進			
	観光	地域資源を活かした観光の推進	●	●	
		イベントの推進と観光情報の発信			
		観光推進体制の強化			
	雇用	雇用の確保と安定化			●
		就業支援の充実			
		労働環境の向上			
保健・医療・福祉	保健・医療	健康づくりの推進			●
		保健事業の充実			
		地域医療体制の充実			
	地域福祉	地域で支える福祉の体制づくり			●
		地域福祉活動の推進			
		地域福祉施設の整備			
	高齢者福祉	自立支援・介護予防・重度化防止の推進			●
		地域包括ケアシステムの深化・推進			
		介護サービスの基盤整備と質的向上			
		高齢者の社会参加の促進			
	障がい者（児）福祉	障がいの早期発見・早期療育と地域生活の支援充実			●
		自立と開かれた社会参加の促進			
		障がい者（児）が住みよいまちづくり			
	子育て支援	子育て支援の充実			●
		子育て環境の整備			
		幼児教育への支援			

8つの視点「キーワード」					担 当 課 等
					
育てる	学ぶ	働く	つながる	支え合う	
●		●			観光商工課
					観光商工課
					観光商工課
					観光商工課
●			●		観光商工課
					観光商工課
					観光商工課
●	●	●			観光商工課
					観光商工課
					観光商工課
	●		●	●	保健福祉課
					保健福祉課
					保健福祉課／町立厚岸病院
●	●		●	●	保健福祉課
					保健福祉課
					保健福祉課
	●		●	●	保健福祉課
					保健福祉課
					保健福祉課／介護老人保健施設
					保健福祉課
	●		●	●	保健福祉課
					保健福祉課
					保健福祉課
●	●	●	●	●	保健福祉課
					保健福祉課
					保健福祉課

Ⅲ 行動計画

大項目	施策の体系		8つの視点「キーワード」		
	中項目	小項目			
			活かす	受け継ぐ	暮らす
保健・医療・福祉	社会保障	国民健康保険制度の円滑な運営			
		後期高齢者医療制度の円滑な運営			
		福祉医療制度の円滑な運営			●
		介護保険制度の円滑な運営			
		国民年金制度への協力連携			
		生活保障と自立支援			
教育	学校教育	教育活動の充実			
		学校給食の充実と支援			
		教育施設の管理			
		就学・進学などへの支援			
		家庭・地域社会と学校との連携			
	生涯学習	生涯学習推進体制の充実			
		生涯学習活動の促進			
		社会教育施設の整備充実			
	文化	芸術文化活動の促進	●	●	
		文化遺産の保護・保存と継承			
	スポーツ	スポーツ活動の促進			
		スポーツ推進体制の充実			
		スポーツ施設の整備充実			
政策支援・行財政	開かれた町政の推進	広報広聴活動の充実			
		情報公開・情報管理の充実			
		町民参加によるまちづくりの推進			●
		庁舎利用の推進			
		政治参加の促進			
	コミュニティの育成	コミュニティ組織の充実			
		地域活動の促進			●
		コミュニティ関連施設の整備			

8つの視点「キーワード」					担 当 課 等
					
育てる	学ぶ	働く	つながる	支え合う	
					町民課
					町民課
			●	●	町民課
					保健福祉課
					町民課
					保健福祉課
●	●		●	●	教委・管理課／指導室
					教委・管理課／指導室
					教委・管理課／指導室
					教委・管理課／指導室
					教委・管理課／指導室
●	●		●	●	教委・生涯学習課
					教委・生涯学習課
					教委・生涯学習課
●	●		●	●	教委・生涯学習課
					教委・生涯学習課
●	●		●	●	教委・生涯学習課
					教委・生涯学習課
	●		●	●	総務課
					総務課
					総合政策課
					総務課
					選挙管理委員会
●			●	●	町民課
					町民課
					町民課

Ⅲ 行動計画

大項目	施策の体系		8つの視点「キーワード」		
	中項目	小項目			
			活かす	受け継ぐ	暮らす
政策支援・行財政	行政運営	効率的・効果的な行政運営			
		地方分権改革への対応			●
		広域行政の推進			
	財政運営	健全な財政運営の推進			●
		適正な課税と公平な納税等の推進			
	人権尊重・男女共同参画	人権意識の啓発			●
		男女共同参画の推進			
	交流活動	地域間交流の推進			
		国際交流の推進			
		北方領土返還要求運動の推進			
	定住・移住	定住・移住の促進に向けた取組の推進			●
		関係人口の創出・拡大に向けた取組の推進			●

8つの視点「キーワード」					担 当 課 等
					
育てる	学ぶ	働く	つながる	支え合う	
●		●	●	●	総合政策課／総務課
					総合政策課
					総合政策課
	●		●	●	総合政策課
					税務課
●	●	●	●	●	総務課
					教委・生涯学習課
●	●		●	●	総合政策課／教委・生涯学習課
					総合政策課／教委・生涯学習課
					総合政策課
		●	●	●	総合政策課
		●	●	●	総合政策課

IV

資料編

- 1 総合計画の策定体制と策定経過（概要）
- 2 町民参加の実践
- 3 厚岸町総合計画策定審議会への諮問
- 4 厚岸町総合計画策定審議会からの答申
- 5 厚岸町総合計画策定審議会委員名簿
- 6 厚岸町総合計画策定審議会条例
- 7 厚岸町総合計画策定委員会設置要綱
- 8 厚岸町議会の議決すべき事件に関する条例

Ⅳ 資料 編

1 総合計画の策定体制と策定経過（概要）

年 月 日	内 容
令和 5 年(2023)	
4 月 18 日(火)	第 6 期厚岸町総合計画・前期行動計画に係る中間点検(評価・検証)の開始
6 月 30 日(金)	広報誌「広報あつけし」令和 5 年(2023) 7 月号 「総合計画の概要」掲載
7 月 12 日(水)～ 8 月 3 日(木)	町民満足度調査の実施
8 月 1 日(火)	広報誌「広報あつけし」令和 5 年(2023) 8 月号 「まちづくり講演会周知・まちづくりワークショップ募集」掲載
8 月 10 日(木)	厚岸町総合計画策定委員会(第 1 回) (見直し基本方針、見直し要領、見直しスケジュールの確定) (第 6 期厚岸町総合計画見直しに係る素案及び主要事業シートの作成開始)
8 月 25 日(金)	議員協議会における町議会議員各位への説明 (見直し基本方針／見直し要領／見直しスケジュール)
9 月 30 日(土)	まちづくり講演会／まちづくりワークショップ(第 1 回)の開催
10 月 21 日(土)	まちづくりワークショップ(第 2 回)の開催
11 月 11 日(土)	まちづくりワークショップ(第 3 回)の開催
12 月 2 日(土)	まちづくりワークショップ(第 4 回)の開催
令和 6 年(2024)	
3 月 5 日(火)～ 3 月 19 日(火)	第 6 期厚岸町総合計画・後期行動計画(素案)への町民意見等の反映状況の確認
5 月 1 日(水)	広報誌「広報あつけし」令和 6 年(2024)5 月号 特集「町民満足度調査の結果をお知らせします」掲載
5 月 9 日(木)	後期行動計画期間内の財政フレーム確定
5 月 31 日(金)	広報誌「広報あつけし」令和 6 年(2024) 6 月号 特集「あつけし未来会議～まちづくりワークショップ～」掲載
6 月 17 日(月)	第 6 期厚岸町総合計画見直し(素案)確定
6 月 21 日(金)～ 7 月 17 日(水)	厚岸町総合計画策定委員会による協議・検討(全 8 回)
7 月 31 日(水)	第 6 期厚岸町総合計画見直し(庁内原案)確定
9 月 20 日(金)～ 10 月 10 日(木)	第 6 期厚岸町総合計画見直しに係る原案の公表と意見募集 (パブリックコメント)
9 月 27 日(金)	厚岸町総合計画策定審議会に町長から諮問
9 月 27 日(金)～ 10 月 16 日(水)	厚岸町総合計画策定審議会における審議(全 5 回)
10 月 25 日(金)	厚岸町総合計画策定審議会から町長に答申
11 月 6 日(水)	第 6 期厚岸町総合計画見直し(案)確定
11 月 20 日(水)	議員協議会における町議会議員各位への説明 (第 6 期厚岸町総合計画見直し(案)等配付)
12 月 11 日(水)	厚岸町議会第 4 回定例会に提出

1 総合計画の策定体制と策定経過(概要)

年 月 日	内 容
令和7年(2025)	
1月15日(水)	厚岸町議会第6期厚岸町総合計画審査特別委員会における審議
1月17日(金)	厚岸町議会第1回臨時会において議決

■総合計画の策定体制と策定スケジュール(1/2)

	令和5年度(2023)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
町議会	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	
意思決定機関													
厚岸町総合計画策定審議会													
庁内検討													
町長													
厚岸町総合計画策定委員会													
プロジェクトチーム													
各課等													
全職員													
財政推計等													
町民への広報・意見募集等													
策定事務局(総合政策課政策調整係)													
公共の団体等													
一団体一提言													
各団体ヒアリング等													
町民													
町民満足度調査													
まちづくり講演会													
まちづくりワークショップ													

■総合計画の策定体制と策定スケジュール(2/2)

	令和6年度(2024)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
町議会	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	
意思決定機関													
厚岸町総合計画策定審議会													
庁内検討													
町長													
厚岸町総合計画策定委員会													
プロジェクトチーム													
各課等													
全職員													
財政推計等													
町民への広報・意見募集等													
策定事務局(総合政策課政策調整係)													
公共の団体等													
一団体一提言													
各団体ヒアリング等													
町民													
町民満足度調査													
まちづくり講演会													
まちづくりワークショップ													

2 町民参加の実践

1. 町民満足度調査

町の施策に対する現状の満足度や今後の重要度、これからのまちづくりの方向性などについて調査し、町民の皆さんの意向を的確に把握し、総合計画に反映させるために実施。

調査期間	令和5年7月12日(水)～8月3日(木)
調査対象	町内に在住する15歳以上の町民 3,000人
調査方法	郵送による配布・回収(WEBによる回答を併用)
回収率	26.3%(回答数788票)

2. まちづくり講演会

町民の皆さんにまちづくりへの関心を高めていただき、町民の皆さん自らがまちづくりに参加する機運を醸成するために実施。

タイトル	厚岸町の現状と課題～厚岸町の未来に向けて～
開催日時	令和5年9月30日(土) 13:30～14:30
開催場所	保健福祉総合センター(あみか21) 1階 検診スペース
講師	釧路公立大学 地域経済研究センター長 教授 中村 研二氏
来場者数	約50人

3. まちづくりワークショップ

町民の皆さんが厚岸町の現状と課題、めざすまちの姿や今後の方策について意見を出し合い、集約した意見や提案などを総合計画に反映させるとともに、町民の皆さんのまちづくりへの興味関心を醸成するために実施。

タイトル	あつけし未来会議～まちづくりワークショップ～
第1回	
開催日時	令和5年9月30日(土) 14:30～16:30
開催場所	保健福祉総合センター(あみか21) 1階 検診スペース
参加者数	7グループ(計39名(うち町職員13名))
テーマ	概要説明、町の状況、まちづくりへの要望
第2回	
開催日時	令和5年10月21日(土) 13:30～15:30
開催場所	保健福祉総合センター(あみか21) 1階 検診スペース
参加者数	6グループ(計33名(うち町職員15名))
テーマ	第1章 生活環境・都市基盤部門 ～自然と調和し、だれもが安全・安心で快適に暮らせるまち～

第 3 回	
開催日時	令和 5 年 11 月 11 日(土) 13:30 ～ 15:30
開催場所	保健福祉総合センター(あみか21) 1 階 検診スペース
参加者数	6 グループ(計 32 名(うち町職員 17 名))
テ ー マ	第 3 章 保健・医療・福祉部門 ～みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち～ 第 4 章 教育部門 ～未来を切り拓く力を育み、豊かな人間性にあふれるまち～
第 4 回	
開催日時	令和 5 年 12 月 2 日(土) 13:30 ～ 15:30
開催場所	保健福祉総合センター(あみか21) 1 階 検診スペース
参加者数	5 グループ(計 25 名(うち町職員 13 名))
テ ー マ	第 2 章 産業経済部門 ～多彩な資源が輝き、活力と魅力にあふれるまち～ 第 5 章 政策支援・行財政部門 ～多様なつながりにより、共に生き、共に創り上げる持続可能なまち～

4. 総合計画（見直し案）の公表と意見募集（パブリックコメント）

総合計画を原案の段階で町民の皆さんへ公表するとともに、意見を募集し、総合計画に反映させるために実施。

実施期間	令和 6 年 9 月 20 日(金)～10 月 10 日(木)
公表方法	町ホームページによる公表
意見数	0 件

3 厚岸町総合計画策定審議会への諮問

厚政政第 173 号
令和 6 年 9 月 27 日

厚岸町総合計画策定審議会 様

厚岸町長 若 狹 靖

第 6 期厚岸町総合計画について(諮問)

厚岸町総合計画策定審議会条例第 2 条の規定に基づき、厚岸町における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、第 6 期厚岸町総合計画の基本構想の変更と後期行動計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

記

(諮問事項)

第 6 期厚岸町総合計画の「基本構想」変更と「後期行動計画」策定について

4 厚岸町総合計画策定審議会からの答申

令和 6 年 10 月 25 日

厚岸町長 若 狹 靖 様

厚岸町総合計画策定審議会
会長 西 田 哲 己

第 6 期厚岸町総合計画について(答申)

令和 6 年 9 月 27 日付け厚政政第 173 号をもって、当審議会に諮問のありました第 6 期厚岸町総合計画の「基本構想」変更と「後期行動計画」策定に係る原案について慎重に審議した結果、次のとおり意見を付して答申します。

記

1 総論に関すること

1. 第 1 章 第 1 節 総合計画見直しの趣旨 について、「近年の大型事業実施に伴う多額の町債発行により公債費の増加が見込まれる」とあり、今後の財政運営の悪化を危惧するため、引き続き健全な財政運営に努められたい。
2. 第 1 章 第 4 節 総合計画の推進と進行管理 ② P D C A サイクルに基づく施策等の効果的な推進と適切な進行管理 について、行動計画の各施策において設定している指標を毎年度、評価・検証し、施策の改善につなげる仕組みの構築に努められたい。

2 基本構想に関すること

1. 第 1 章 第 5 節 財政の見通し「■公債費の増加見込み」について、今後の公債費の大幅な増加により、総合計画の推進に懸念を抱くため、引き続き健全な財政運営に努められたい。

3 行動計画に関すること

(1) 第 1 章 自然と調和し、だれもが安全・安心で快適に暮らせるまち

1. 第 1 節 土地利用 ②地籍管理の充実 (2) 地籍修正の推進 について、土地売買

等に支障が生じないよう地籍修正の推進に努められたい。

2. 第2節 環境保全 ■目標実現に向けた役割分担 について、町民の欄に「下水道への切り替え」に係る記載の追加を検討されたい。
3. 第6節 道路・公共交通 ④公共交通機関の確保（2）バス輸送の充実 について、デマンドバスのさらなる利便性の向上に努められたい。
4. 第7節 道路・公共交通 ④公共交通機関の確保（4）地域公共交通の担い手の確保 について、飲食店等の活性化につなげるためにもライドシェアの研究を進められたい。
5. 第12節 環境衛生 ④有害鳥獣などの駆除対策 について、捕獲の難しい野犬の取扱に留意し、その対策を講じられたい。
6. 第13節 情報ネットワーク ■現状と課題 新たなグラフとして掲載の「マイナンバーカード交付件数」について、町民にとってより分かりやすいよう、普及率を表すグラフへの変更を検討されたい。

(2) 第2章 多彩な資源が輝き、活力と魅力にあふれるまち

1. 第1節 水産業 のうち、「陸上養殖」について、その具体的な検討を進められたい。
2. 第1節 水産業 ⑤環境と調和した水産業の推進 について、「ブルーカーボン」に係る注釈の追加を検討されたい。
3. 第2節 農業 ■現状と課題 について、生産資材の高騰の要因はロシア・ウクライナ情勢だけに限らないため、その記載方法を検討されたい。
4. 第2節 農業 ■指標設定 について、水産業の指標設定との整合性を図り、「生乳生産額」の追加を検討されたい。
5. 第4節 商工業 ②中小企業の振興 について、「厚岸町商工会や金融機関と連携した創業と事業承継に係る新たな支援制度の構築」を具体的に進められたい。
6. 第5節 観光 ①地域資源を活かした観光の推進 について、「アドベンチャーツーリズム（A T）」に係る記載の追加を検討されたい。
7. 第6節 雇用 ■指標設定 について、適切な指標の設定に努められたい。

(3) 第3章 みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち

1. 第1節 保健・医療 ①健康づくりの推進 のうち、「健康増進機器」について、使用実態に合わせた名称「健康維持機器」への変更を検討されたい。
2. 第1節 保健・医療 ③地域医療体制の充実 について、町立厚岸病院の経営形態のあり方についても引き続き検討を進められたい。
3. 第3節 高齢者福祉 ④高齢者の社会参加の促進 について、敬老事業の実施内容の見直しについても検討されたい。
4. 第6節 社会保障 ■指標設定「特定健康診査受診率（国民健康保険）」について、

適切な目標値の設定に努められたい。

(4) 第4章 未来を切り拓く力を育み、豊かな人間性にあふれるまち

1. 第1節 学校教育 ④就学・進学などへの支援（2）北海道厚岸翔洋高等学校への支援 について、維持・存続に向けた積極的な支援に努められたい。
2. 第3節 文化 及び第4節 スポーツ のうち、「部活動の地域移行」について、指導者の育成・確保はもとより、学校や地域との連携の下、計画どおりの移行に努められたい。

(5) 第5章 多様なつながりにより、共に生き、共に創り上げる持続可能なまち

1. 第1節 開かれた市政の推進 ③町民参加によるまちづくりの推進（3）新厚岸町史の編集・発刊 について、通史編第3巻の早期発刊に努められたい。
2. 第4節 財政運営 ②適正な課税と公平な納税等の推進（2）公平な納税等の推進 について、さらなるキャッシュレス決済の導入に努められたい。
3. 第6節 交流活動 ①地域間交流の推進（3）多様な交流の推進 について、新たな地域間交流の検討と推進に努められたい。
4. 第7節 定住・移住 ①定住・移住の促進に向けた取組の推進（1）定住促進のための取組の推進 について、地域おこし協力隊員のさらなる定住支援に努められたい。
5. 第7節 定住・移住 ①定住・移住の促進に向けた取組の推進 について、移住者への支援施策だけではなく、厚岸町に「これからも住み続けたい」と思える定住者への取組についても、積極的な推進を図られたい。
6. 第7節 定住・移住 ①定住・移住の促進に向けた取組の推進 について、仕事と組み合わせた施策の検討を進められたい。
7. 第7節 定住・移住 全般 について、地方創生に特化した記載の追加を検討されたい。
8. 第7節 定住・移住 全般 について、他の市町村と同様の施策だけではなく、厚岸町独自の思い切った施策を打ち出し、その推進を図られたい。

IV 資料編

5 厚岸町総合計画策定審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

役 職	公職・所属団体等		氏 名
会 長	厚岸町商工会	会長	西 田 哲 己
副会長	厚岸町教育委員会	教育長職務代理者	田 辺 正 保
委 員	厚岸町農業委員会	会長	遠 藤 浩 一
委 員	厚岸漁業協同組合	専務理事	佐 藤 広 章
委 員	厚岸漁業協同組合	女性部長	堀 陽 子
委 員	釧路太田農業協同組合	参事	須 田 豊
委 員	釧路太田農業協同組合	女性部長	村 田 晴 美
委 員	厚岸町森林組合	参事	安 部 直 人
委 員	厚岸町商工会	女性部長	宗 形 良 子
委 員	厚岸金融協会	幹事	下 辻 潤 一
委 員	厚岸建設業協会	会長	高 畠 一 雄
委 員	厚岸観光協会	副会長	加 藤 裕 之
委 員	厚岸町社会福祉協議会	会長	大 野 繁 嗣
委 員	厚岸消費者協会	会長	小野寺 浩 江
委 員	厚岸町自治会連合会	会長	斉 藤 健 一
委 員	厚岸町女性団体連絡協議会	会員	三 浦 直 美
委 員	まちづくりワークショップ	参加者	中 島 健 洋
委 員	厚岸を考える会「うるする」	代表	濱 秀 利
委 員	厚岸町空家等対策協議会	委員	木 嶋 昌 史
委 員	厚岸町民生委員児童委員協議会	会長	江 幡 満

6 厚岸町総合計画策定審議会条例

○厚岸町総合計画策定審議会条例

昭和46年12月1日
条例第19号

(設置)

第1条 厚岸町総合計画策定のため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、厚岸町総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及び行動計画の策定、変更又は廃止について調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 行政委員会の委員
- (2) 各種団体の役員及び職員
- (3) 識見を有する者
- (4) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかわる答申が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(町長への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

7 厚岸町総合計画策定委員会設置要綱

○厚岸町総合計画策定委員会設置要綱

平成10年5月1日
訓令第9号

(設置目的)

第1条 厚岸町総合計画策定審議会に諮問する庁内原案を樹立するため、厚岸町総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 総合計画策定に伴う基本方針の確立に関すること。
- (2) 各部門間の総合調整に関すること。
- (3) 各種調査分析結果の確定に関すること。
- (4) 総合計画庁内原案の策定に関すること。
- (5) 厚岸町総合計画策定審議会の対応に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、必要に応じ、委員以外の職員に対して会議に出席を求めることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(プロジェクトチーム)

第6条 委員会が所掌する事項の専門的な個別事項について調査検討を行い、委員会が策定する庁内原案の素案を作成するため、委員会にプロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームは、プロジェクト・マネージャー(以下「マネージャー」という。)及びプロジェクト・メンバー(以下「メンバー」という。)をもって組織する。
- 3 メンバーは、委員長の指名する者をもって充てる。
- 4 マネージャーは、メンバーの互選により定める。
- 5 プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、マネージャーが定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合政策課政策調整係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成10年5月1日から施行する。

別表(第3条関係)

町長部局	その他
総務課長 総合政策課長 危機対策室長 税務課長 町民課長 保健福祉課長 環境林務課長 水産農政課長 観光商工課長 建設課長 水道課長 会計管理者 出納室長 介護老人保健施設事務長 町立厚岸病院事務長	農業委員会事務局長 教育委員会管理課長 教育委員会指導室長 教育委員会生涯学習課長 釧路東部消防組合消防長 釧路東部消防組合厚岸消防署長

8 厚岸町議会の議決すべき事件に関する条例

○厚岸町議会の議決すべき事件に関する条例

平成26年3月28日

条例第2号

厚岸町議会の議決すべき事件に関する条例(平成22年厚岸町条例第22号)の全部を改正する。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、厚岸町議会の議決すべき事件を次のとおり定める。

- (1) 本町における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びその基本構想を実現するための基本的施策の方向を体系的に示す行動計画を策定し、若しくは変更し、又は廃止すること。
- (2) 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付総行応第39号総務省総務事務次官通知)に規定する定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を決定すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(厚岸町総合計画策定審議会条例の一部改正)

- 2 厚岸町総合計画策定審議会条例(昭和46年厚岸町条例第19号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

みんなの“あっけし”新時代の創造に向かって

第6期 厚岸町総合計画

(令和7年1月改訂版)

令和7年2月 発行／厚岸町

〒088-1192 北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地

TEL 0153-52-3131(代表)

URL <https://www.akkeshi-town.jp>
